

(案)

# 印西市地域防災計画

資料編

令和3年度修正

印西市防災会議



# 目 次

1	災害想定関連	資-1
1-1	土砂災害警戒区域等	資-1
1-2	重要河川水防箇所	資-13
1-3	気象警報・注意報発表基準一覧表	資-14
1-4	浸水想定区域内に存する防災上配慮を有する者が利用する施設	資-15
1-5	土砂災害警戒区域内の防災上の配慮を要する者が利用する施設	資-16
1-6	要配慮者に対する情報発信	資-17
2	情報・通信関連	資-19
2-1	印西市防災行政無線	資-19
2-2	非常通信体制	資-24
2-3	洪水予報伝達系統図	資-24
3	防災組織関連	資-25
3-1	自主防災組織一覧	資-25
4	医療関係	資-28
4-1	災害拠点病院	資-28
4-2	県立病院	資-29
5	輸送関係	資-30
5-1	緊急輸送道路一覧	資-30
5-2	ヘリコプター臨時離発着場適地	資-33
6	食料・物資関係	資-34
6-1	災害救助用米穀の引渡要請書等の様式	資-34
6-2	政府所有米穀の受渡し系統図	資-39
6-3	市の物資等備蓄品	資-40
6-4	水防倉庫・水防資機材一覧	資-42
6-5	給水拠点	資-43
6-6	印西市消防団器具庫所在地	資-43
7	避難関連	資-45
7-1	広域避難場所（指定緊急避難場所）	資-45
7-2	指定避難所	資-46
7-3	特別避難所	資-47
7-4	市が指定する一時避難場所	資-48
8	条例・基準等	資-49
8-1	印西市防災会議条例	資-49
8-2	印西市災害対策本部条例	資-54
8-3	印西市自主防災組織助成要綱	資-55
8-4	印西市防災行政無線局管理運用規程	資-58
8-5	印西市緊急情報発信システム管理運用規程	資-61
8-6	印西市消防団の設置、消防団員の定員、任免、服務等に関する条例	資-63
8-7	印西市消防団の組織、階級及び訓練に関する規則	資-66
8-8	印西市災害見舞金支給要綱	資-72
8-9	印西市り災証明書等交付要綱	資-74

8-10	印西市液状化等被害住宅再建支援事業実施要綱	資-78
8-11	印西市液状化等被害住宅再建支援金加算事業実施要綱	資-83
8-12	被害の認定基準	資-88
8-13	災害救助法の適用基準	資-91
8-14	災害救助法による救助の程度、方法及び期間	資-93
8-15	被災者生活再建支援法	資-98
8-16	千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例	資-104
9	協定	資-113
9-1	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	資-113
9-2	千葉県広域消防相互応援協定書	資-117
9-3	災害時の緊急対策に必要な物資の供給協力及び運営に関する覚書（三井住友海上火災保険株式会社）	資-119
9-4	災害時における印西市と印西郵便局の相互協力に関する協定書（印西郵便局）	資-120
9-5	災害対策に関する協定書（印西市建設業災害対策協力会）	資-121
9-6	災害時における歯科医療救護活動についての協定書（社団法人千葉県印旛郡市歯科医師会）	資-122
9-7	災害時における医療救護活動についての協定書（社団法人印旛市郡医師会）	資-124
9-8	災害時における物資の供給に関する協定書（社団法人千葉県 LP ガス協会印旛支部印西地区）	資-126
9-9	災害時における物資の供給に関する協定書（千葉県石油商業協同組合印西支部）	資-127
9-10	災害時応急対策に関する協定書（印西市造園組合）	資-127
9-11	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（株式会社ジョイフル本田）	資-128
9-12	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（株式会社ジャパンミート）	資-129
9-13	災害時における支援協力に関する協定書（千葉中央葬祭業協同組合）	資-130
9-14	災害時における支援協力に関する協定書（社団法人全日本冠婚葬祭互助協会）	資-132
9-15	災害時における相互協力に関する協定書（印西地区環境整備事業組合）	資-134
9-16	東京電機大学千葉ニュータウンキャンパスにおける災害時の相互協力に関する協定書（学校法人東京電機大学）	資-135
9-17	災害時における食糧等の調達供給協力に関する協定書（株式会社スウィングベーカーリー）	資-136
9-18	災害時における防災活動協力に関する協定書（イオンモール株式会社イオンモール千葉ニュータウン及びイオンリテール株式会社イオン千葉ニュータウン店）	資-137
9-19	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書（株式会社アクティオ）	資-139
9-20	災害時における支援協力に関する協定書（生活協同組合ちばコープ及び生活協同組合連合会コープネット事業連合）	資-140
9-21	災害時における防災活動協力に関する協定書（西印旛農業協同組合）	資-142
9-22	印西市と株式会社千葉ニュータウンセンターの連携協力に関する協定	資-144
9-23	災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）	資-145
9-24	印西市と株式会社広域高速ネット二九六の連携協力に関する協定	資-147

9-25	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書（千葉県土地家屋調査士会） .....	資-148
9-26	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（児童デイサービス朋友会憩の里さくら）.....	資-149
9-27	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（特定非営利活動法人さくら第二）.....	資-151
9-28	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（特定非営利活動法人めぐみの家）.....	資-153
9-29	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人印旛福祉会）.....	資-155
9-30	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（特定非営利活動法人秋桜）.....	資-157
9-31	災害時における生活物資の供給協力に関する協定書（株式会社カインズ）.....	資-159
9-32	災害発生時における帰宅困難者の受入れ等の協力に関する協定書（ホテルマークワン株式会社）.....	資-160
9-33	災害時における物資の供給に関する協定書（株式会社ベイシア）.....	資-162
9-34	災害時における物資供給等の協力に関する協定書（コストコホールセールジャパン株式会社）.....	資-164
9-35	災害時における物資の供給協力等に関する協定書（株式会社セブン-イレブン・ジャパン）.....	資-165
9-36	災害時における飲料水の提供に関する協定書（株式会社伊藤園）.....	資-166
9-37	広告付避難場所等電柱看板に関する協定（東電タウンプランニング株式会社千葉総支社）.....	資-167
9-38	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人六親会） .....	資-169
9-39	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人龍心会） .....	資-171
9-40	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン）.....	資-173
9-41	災害応急対策に関する協定書（印西市建設業組合）.....	資-175
9-42	災害時における畳の供給等に関する協定書（5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会）.....	資-176
9-43	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人昭桜会） .....	資-177
9-44	原子力災害におけるひたちなか市民の県外広域避難に関する協定書（茨城県ひたちなか市）.....	資-179
9-45	災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定（一般社団法人日本福祉用具供給協会）.....	資-181
9-46	災害時における動物救護活動に関する協定書（印旛地域獣医師会）.....	資-182
9-47	災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定書（セツカートン株式会社） .....	資-184
9-48	大規模水害時における相互援助に関する協定書（印旛郡栄町）.....	資-185

9-49	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人 印西地区福祉会）	資-187
9-50	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人 晴山会）	資-189
9-51	災害発生時におけるバス車両による緊急輸送に関する協定書（ちばレインボーバス株式会社）	資-191
9-52	災害時における支援協力に関する協定書（千葉県行政書士会）	資-192
9-53	災害発生時における無人航空機の支援活動に関する協定書（株式会社ワイズファクトリー）	資-194
9-54	災害時及び感染症発症時における防疫活動に関する協定書（一般社団法人日本特殊清掃隊）	資-196
9-55	災害時における電動車両等の支援に関する協定書（千葉三菱コルト自動車販売株式会社・三菱自動車工業株式会社）	資-198
9-56	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（東京電力パワーグリッド株式会社成田支社）	資-200
9-56-2	災害時における電源車の配備に関する覚書	資-201
9-56-3	災害時における連絡調整員の派遣に関する覚書	資-202
9-56-4	災害時における停電復旧作業および啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書	資-203
9-57	災害時におけるバス車両による輸送等の協力に関する協定書（株式会社コスモスバス）	資-204
9-58	災害発生時における緊急物資輸送等の協力に関する協定書（株式会社東京アクティイ印西センター）	資-206
9-59	災害発生時における宿泊施設の提供協力に関する協定書（竹内建設株式会社）	資-207
9-60	災害時における入浴支援に関する協定書（株式会社クレドインターナショナル）	資-209
10	関連資料	資-212
10-1	災害派遣要請及び撤収依頼様式	資-212
10-2	千葉県緊急消防援助隊受援計画	資-215
10-3	千葉県広域火葬計画	資-245
10-4	火災・災害等即報要領	資-252
10-5	災害救援物資等配付要項〔日本赤十字社 千葉県支部〕	資-270
10-6	緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等	資-281
11	基礎資料	資-290
11-1	東日本大震災関連	資-290
11-2	令和元年台風15号	資-302
11-3	令和元年台風19号	資-312
11-4	令和元年10月25日の大雨	資-320
11-5	用語集	資-327



# 1 災害想定関連

## 1-1 土砂災害警戒区域等

### (1) 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
1	印西市瀬戸	一本松	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 2 日	千第 137 号	千第 144 号
2	印西市岩戸	西方	悠傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 2 日	千第 137 号	千第 144 号
3	印西市吉高	仲村	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 2 日	千第 137 号	千第 144 号
4	印西市吉高	蕪和田	悠傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 2 日	千第 137 号	千第 144 号
5	印西市吉高	蕪和田 2	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 2 日	千第 137 号	千第 144 号
6	印西市平賀	辺田	悠傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 2 日	千第 137 号	千第 144 号
7	印西市武西	安養寺	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 2 日	千第 137 号	千第 144 号
8	印西市浦部	浦部	悠傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 2 日	千第 137 号	千第 144 号
9	印西市浦部	浦部 1	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 2 日	千第 137 号	千第 144 号
10	印西市浦部	宮内	悠傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 2 日	千第 137 号	千第 144 号
11	印西市松崎	三郷	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 2 日	千第 137 号	千第 144 号
12	印西市大森	大森	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 2 日	千第 137 号	千第 144 号
13	印西市武西	武西 1	悠傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 2 日	千第 137 号	千第 144 号
14	印西市武西	武西 2	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 2 日	千第 137 号	千第 144 号
15	印西市和泉	和泉 1	悠傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 2 日	千第 137 号	千第 144 号
16	印西市中根	戸崎	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 2 日	千第 137 号	千第 144 号
17	印西市笠神	笠神	悠傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 2 日	千第 137 号	千第 144 号
18	印西市物木	物木 1	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 2 日	千第 137 号	千第 144 号
19	印西市物木	物木 2	悠傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 2 日	千第 137 号	千第 144 号
20	印西市吉田	馬々台	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 2 日	千第 137 号	千第 144 号
21	印西市吉高	久保作	悠傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 2 日	千第 137 号	千第 144 号
22	印西市萩原	株木	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 2 日	千第 137 号	千第 144 号
23	印西市戸神	戸神 1	悠傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 2 日	千第 137 号	千第 144 号
24	印西市松崎	松崎 3	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 2 日	千第 137 号	千第 144 号
25	印西市萩原	萩原 6	悠傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 2 日	千第 137 号	千第 144 号
26	印西市萩原	萩原 10	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 2 日	千第 137 号	千第 144 号
27	印西市吉高	吉高 18	悠傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 2 日	千第 137 号	千第 144 号
28	印西市吉高	吉高 20	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 2 日	千第 137 号	千第 144 号
29	印西市瀬戸	瀬戸 3	悠傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 2 日	千第 137 号	千第 144 号
30	印西市吉田	吉田 2	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 2 日	千第 137 号	千第 144 号
31	印西市師戸	師戸 11	悠傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 2 日	千第 137 号	千第 144 号
32	印西市平賀	平賀 15	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 2 日	千第 137 号	千第 144 号
33	印西市松虫・瀬戸	松虫 13	悠傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 2 日	千第 137 号	千第 144 号
34	印西市岩戸	岩戸川岸	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 2 日	千第 137 号	千第 144 号
35	印西市松虫	松虫	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
36	印西市松虫	松虫 2	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
37	印西市松虫	松虫 3	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
38	印西市松虫	松虫 4	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
39	印西市松虫	松虫 6	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
40	印西市松虫	松虫 7	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
41	印西市松虫	松虫 8	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
42	印西市松虫	松虫 9	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
43	印西市平賀	平賀 5	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
44	印西市平賀	平賀 7	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
45	印西市平賀	平賀 10	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
46	印西市平賀・平賀学園台 2 丁目	平賀 12	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
47	印西市平賀	平賀 14	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
48	印西市平賀	平賀 16	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
49	印西市平賀・平賀学園台 2 丁目	平賀 17	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
50	印西市平賀・平賀学園台 2 丁目	平賀 19	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
51	印西市平賀・平賀学園台 2 丁目	平賀 22	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
52	印西市萩原	萩原 1	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
53	印西市萩原	萩原 2	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
54	印西市萩原	萩原 3	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
55	印西市萩原	萩原 4	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
56	印西市萩原	萩原 8	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
57	印西市萩原	萩原 11	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
58	印西市萩原	萩原 12	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
59	印西市萩原	萩原 13	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
60	印西市萩原	萩原 14	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
61	印西市吉高	吉高 1	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
62	印西市吉高	吉高 11	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
63	印西市吉高	吉高 12	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
64	印西市吉高	吉高 13	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
65	印西市吉高	吉高 15	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
66	印西市吉高	吉高 16	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
67	印西市吉高	吉高 19	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
68	印西市吉高	吉高 21	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
69	印西市吉高	吉高 22	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
70	印西市吉高	吉高 23	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
71	印西市吉高	吉高 26	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
72	印西市瀬戸	瀬戸 1	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
73	印西市吉田	吉田 1	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
74	印西市吉田	吉田 3	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
75	印西市吉田	吉田 4	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
76	印西市岩戸	岩戸 7	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
77	印西市岩戸	岩戸 12	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
78	印西市岩戸	岩戸 13	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
79	印西市師戸	師戸 8	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
80	印西市師戸	師戸 9	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
81	印西市師戸	師戸 10	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
82	印西市師戸	師戸 12	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
83	印西市師戸・鎌苅	師戸 13	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
84	印西市師戸	師戸 16	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
85	印西市師戸	師戸 18	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
86	印西市鎌苅	鎌苅 1	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
87	印西市小林	小林 5	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
88	印西市小林	小林 6	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
89	印西市小林・小林浅間	小林 7	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
90	印西市小林・小林大門下・小林浅間	小林 8	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
91	印西市小林	小林 9	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
92	印西市小林	小林 10	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
93	印西市小林	小林 12	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
94	印西市浦部	浦部 3	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
95	印西市浦部	浦部 4	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
96	印西市浦部	浦部 5	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
97	印西市浦部・白幡・発作	浦部 6	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
98	印西市浦部	浦部 7	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
99	印西市浦部	浦部 8	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
100	印西市浦部	浦部 9	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
101	印西市浦部	浦部 10	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
102	印西市浦部	浦部 11	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
103	印西市浦部	浦部 12	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
104	印西市和泉	和泉 2	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
105	印西市和泉	和泉 3	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
106	印西市武西	武西 3	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
107	印西市戸神	戸神 2	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
108	印西市戸神	戸神 3	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
109	印西市物木	物木 3	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
110	印西市物木	物木 4	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
111	印西市笠神	笠神 2	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
112	印西市笠神	笠神 3	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
113	印西市笠神	笠神 4	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
114	印西市笠神	笠神 5	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
115	印西市中根	中根 1	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
116	印西市中根	中根 2	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
117	印西市中根	中根 3	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
118	印西市中根	中根 4	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
119	印西市中根	中根 5	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
120	印西市中根	中根 6	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
121	印西市中根	中根 7	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
122	印西市中根	中根 8	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
123	印西市中根	中根 9	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
124	印西市中根	中根 11	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
125	印西市中根	中根 13	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
126	印西市中根	中根 14	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
127	印西市中根	中根 15	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
128	印西市中根	中根 16	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
129	印西市中根	中根 17	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
130	印西市中根	中根 18	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
131	印西市中根	中根 19	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
132	印西市萩原	萩原 7	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
133	印西市萩原	萩原 14	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
134	印西市松虫	松虫 11	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
135	印西市吉高	吉高 8	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
136	印西市吉高	吉高 10	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
137	印西市吉高	吉高 24	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
138	印西市吉高	吉高 25	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
139	印西市瀬戸	瀬戸 2	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
140	印西市瀬戸	瀬戸 4	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
141	印西市吉田	吉田 5	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
142	印西市師戸	師戸 5	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
143	印西市師戸	師戸 6	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
144	印西市師戸	師戸 7	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
145	印西市鎌苅	鎌苅 2	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
146	印西市鎌苅	鎌苅 3	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
147	印西市笠神	笠神 8	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
148	印西市笠神	笠神 9	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
149	印西市平賀	平賀 23	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
150	印西市瀬戸	花台	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
151	印西市吉高	吉高 2	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
152	印西市吉高	吉高 3	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
153	印西市吉高	吉高 4	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
154	印西市吉高	吉高 5	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
155	印西市吉高	吉高 6	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
156	印西市吉高	吉高 7	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
157	印西市吉高	吉高 27	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
158	印西市吉高	吉高 28	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
159	印西市瀬戸	瀬戸 6	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
160	印西市瀬戸	瀬戸 7	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
161	印西市瀬戸	瀬戸 8	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
162	印西市瀬戸	瀬戸 9	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
163	印西市瀬戸	瀬戸 10	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
164	印西市瀬戸	瀬戸 11	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
165	印西市瀬戸	瀬戸 12	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
166	印西市瀬戸	瀬戸 13	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
167	印西市瀬戸	瀬戸 14	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
168	印西市瀬戸	瀬戸 16	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
169	印西市瀬戸	瀬戸 17	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
170	印西市瀬戸	瀬戸 18	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
171	印西市瀬戸	瀬戸 19	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
172	印西市瀬戸	瀬戸 20	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
173	印西市瀬戸	瀬戸 21	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
174	印西市瀬戸	瀬戸 22	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
175	印西市瀬戸	瀬戸 23	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
176	印西市瀬戸	瀬戸 24	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
177	印西市瀬戸	瀬戸 26	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
178	印西市瀬戸	瀬戸 27	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
179	印西市瀬戸	瀬戸 28	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
180	印西市山田	山田 1	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
181	印西市山田	山田 2	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
182	印西市山田	山田 3	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
183	印西市山田	山田 4	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
184	印西市山田	山田 5	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
185	印西市山田	山田 6	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
186	印西市山田	山田 8	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
187	印西市山田	山田 12	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
188	印西市山田	山田 14	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
189	印西市山田	山田 15	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
190	印西市山田	山田 16	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
191	印西市山田	山田 17	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
192	印西市山田	山田 18	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
193	印西市山田	山田 19	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
194	印西市平賀	平賀 1	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
195	印西市平賀	平賀 8	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
196	印西市平賀	平賀 9	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
197	印西市小林	小林 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
198	印西市小林	小林 3	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
199	印西市小林	小林 4	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
200	印西市小林	小林 13	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
201	印西市小林	小林 14	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
202	印西市小林	小林 15	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
203	印西市小林	小林 16	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
204	印西市大廻	大廻 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
205	印西市岩戸	岩戸 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
206	印西市岩戸	岩戸 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
207	印西市岩戸	岩戸 3	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
208	印西市岩戸	岩戸 5	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
209	印西市岩戸	岩戸 9	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
210	印西市岩戸	岩戸 14	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
211	印西市造谷	造谷 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
212	印西市萩原	萩原 5	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
213	印西市吉田	吉田 6	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
214	印西市吉田	吉田 7	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
215	印西市師戸	師戸 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
216	印西市師戸	師戸 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
217	印西市師戸	師戸 3	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
218	印西市師戸	師戸 4	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
219	印西市師戸	師戸 14	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
220	印西市師戸	師戸 15	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
221	印西市師戸	師戸 17	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
222	印西市師戸	師戸 19	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
223	印西市平賀	平賀 11	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
224	印西市平賀	平賀 13	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
225	印西市平賀	平賀 18	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
226	印西市平賀	平賀 20	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
227	印西市平賀	平賀 21	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
228	印西市平賀	平賀 24	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
229	印西市平賀	平賀 25	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
230	印西市大森	大森 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
231	印西市大森	大森 3	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
232	印西市亀成	亀成 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
233	印西市竹袋	竹袋 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
234	印西市竹袋	竹袋 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
235	印西市竹袋	竹袋 4	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
236	印西市竹袋	竹袋 5	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
237	印西市竹袋	竹袋 6	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
238	印西市平岡	平岡 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
239	印西市平岡	平岡 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
240	印西市平岡	平岡 4	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
241	印西市鹿黒	鹿黒 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
242	印西市鹿黒	鹿黒 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
243	印西市中根	中根 12	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
244	印西市竜腹寺	竜腹寺 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
245	印西市竜腹寺	竜腹寺 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
246	印西市竜腹寺	竜腹寺 3	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
247	印西市竜腹寺	竜腹寺 4	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
248	印西市小林	小林	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 5 日	千第 103 号	千第 106 号
249	印西市小林	小林 11	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 5 日	千第 103 号	千第 106 号
250	印西市竹袋	竹袋 3	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 5 日	千第 103 号	千第 106 号

## (2) 急傾斜地崩壊危険区域

地区名	所在地	指定面積 (平方メートル)	指定年月日	指定番号	告示番号
辺田前	中根	13,954.12	昭和 55 年 4 月 15 日	67	千第 405 号
松虫	松虫	3,574.00	昭和 56 年 1 月 28 日	72	千第 67 号
花台	瀬戸	51,033.43	平成 4 年 10 月 27 日	290	千第 825 号
			平成 10 年 9 月 29 日		千第 770 号
笠神	笠神	8,803.49	平成 8 年 3 月 26 日	356	千第 347 号
株木	萩原	11,948.00	平成 12 年 3 月 24 日	409	千第 221 号
戸崎	戸崎	13,054.00	平成 12 年 7 月 28 日	412	千第 572 号
辺田	平賀	28,973.05	平成 27 年 5 月 29 日	530	千第 421 号

## (3) 急傾斜地崩壊危険箇所

箇所番号	箇所名	所在地		土砂災害 警戒区域等
		地区名	字名	
I-0327	安養寺	印西	安養寺	指定済
II-1424	浦部 3	印西	浦部	指定済
II-1425	浦部 4	印西	浦部	指定済
II-1426	浦部 5	印西	浦部	指定済
II-1427	浦部 6	印西	浦部	指定済
II-1428	浦部 7	印西	浦部	指定済
II-1429	浦部 8	印西	浦部	指定済
I-0328	浦部	印西	浦部宮内	指定済
I-0329	浦部 1	印西	浦部宮内	指定済
I-0330	宮内	印西	浦部御手洗	指定済
II-1407	亀成 1	印西	亀成	
I-1291	戸神 1	印西	戸神	指定済
II-1438	戸神 2	印西	戸神	指定済
II-1432	鹿黒 1	印西	鹿黒	
II-1433	鹿黒 2	印西	鹿黒	
II-1417	小林 2	印西	小林	
II-1418	小林 3	印西	小林	
II-1420	小林 4	印西	小林	
II-1421	小林 5	印西	小林	指定済
II-1422	小林 6	印西	小林	指定済
II-1423	小林 7	印西	小林	指定済
II-1434	小林 8	印西	小林	指定済
II-1435	小林 9	印西	小林	指定済
II-1436	小林 10	印西	小林	指定済
I-0332	小林	印西	小林窪地	
I-0331	三郷	印西	松崎三郷	指定済

箇所番号	箇所名	所在地		土砂災害 警戒区域等
		地区名	字名	
I-1292	松崎 3	印西	松崎三郷	指定済
I-0333	大森	印西	大森	指定済
II-1405	大森 2	印西	大森	
II-1406	大森 3	印西	大森	
II-1408	竹袋 1	印西	竹袋	
II-1409	竹袋 2	印西	竹袋	
II-1410	竹袋 3	印西	竹袋	
II-1411	竹袋 4	印西	竹袋	
II-1412	竹袋 5	印西	竹袋	
II-1413	竹袋 6	印西	竹袋	
I-0334	武西 1	印西	武西	指定済
I-0335	武西 2	印西	武西	指定済
II-1437	武西 3	印西	武西	指定済
II-1414	平岡 1	印西	平岡	
II-1415	平岡 2	印西	平岡	
II-1416	平岡 3	印西	平岡	
II-1419	平岡 4	印西	平岡	
I-0336	和泉 1	印西	和泉	指定済
II-1430	和泉 2	印西	和泉	指定済
II-1431	和泉 3	印西	和泉	指定済
II-1345	鎌苅 1	印旛	鎌苅豆田	指定済
II-1346	鎌苅 2	印旛	鎌苅豆田	
II-1347	鎌苅 3	印旛	鎌苅豆田	
II-1372	岩戸 9	印旛	岩戸岩戸川岸	
II-1373	岩戸 10	印旛	岩戸岩戸川岸	
II-1374	岩戸 11	印旛	岩戸岩戸川岸	
II-1375	岩戸 12	印旛	岩戸岩戸川岸	指定済
II-1296	岩戸 1	印旛	岩戸古谷	
II-1297	岩戸 2	印旛	岩戸古谷	
II-1332	岩戸 8	印旛	岩戸市場	
I-0311	西方	印旛	岩戸西方	指定済
II-6894	岩戸川岸	印旛	岩戸船戸	指定済
II-1328	岩戸 4	印旛	岩戸中里	
II-1329	岩戸 5	印旛	岩戸中里	
II-1330	岩戸 6	印旛	岩戸中里	
II-7053	岩戸 3	印旛	岩戸中里	
II-1331	岩戸 7	印旛	岩戸面根	指定済
III-1091	吉高 1	印旛	吉高	指定済
III-1092	吉高 2	印旛	吉高	
I-1288	久保作	印旛	吉高久保作	指定済
II-1281	吉高 9	印旛	吉高久保作	
II-1282	吉高 10	印旛	吉高久保作	
II-1286	吉高 14	印旛	吉高久保作	
II-1287	吉高 15	印旛	吉高久保作	指定済
I-1500	吉高 18	印旛	吉高宮作	指定済
II-1289	吉高 17	印旛	吉高宮作	
II-1293	吉高 21	印旛	吉高宮作	指定済
II-1283	吉高 11	印旛	吉高古木戸	指定済
II-1275	吉高 2	印旛	吉高向田	
II-1278	吉高 6	印旛	吉高向田	
II-1279	吉高 7	印旛	吉高向田	
II-7043	吉高 3	印旛	吉高向田	
II-1280	吉高 8	印旛	吉高山王	
II-1284	吉高 12	印旛	吉高若作	指定済
II-1311	吉高 24	印旛	吉高若作	

箇所番号	箇所名	所在地		土砂災害 警戒区域等
		地区名	字名	
II-1277	吉高 5	印旛	吉高船戸	
II-1276	吉高 4	印旛	吉高大谷	
II-1274	吉高 1	印旛	吉高大竹	
I-0312	仲村	印旛	吉高仲村	指定済
II-1285	吉高 13	印旛	吉高仲村	指定済
II-1288	吉高 16	印旛	吉高仲村	指定済
II-1313	吉高 26	印旛	吉高仲村	指定済
II-7048	吉高 25	印旛	吉高仲村	
I-0313	蕪和田	印旛	吉高蕪和田	指定済
I-0314	蕪和田 2	印旛	吉高蕪和田	指定済
I-1501	吉高 20	印旛	吉高蕪和田	指定済
II-1291	吉高 19	印旛	吉高蕪和田	指定済
II-1294	吉高 22	印旛	吉高蕪和田	指定済
II-1295	吉高 23	印旛	吉高蕪和田	指定済
III-0082	吉田 1	印旛	吉田	
II-7052	吉田 4	印旛	吉田郷	指定済
II-1324	吉田 3	印旛	吉田西ノ原	指定済
I-1504	吉田 2	印旛	吉田鼠内	指定済
II-1322	吉田 1	印旛	吉田鼠内	指定済
II-1327	吉田 7	印旛	吉田東場	
I-1287	馬々台	印旛	吉田馬々台	指定済
II-1325	吉田 5	印旛	吉田馬々台	
II-1326	吉田 6	印旛	吉田馬々台	
II-1358	山田 12	印旛	山田岩井戸	
II-1359	山田 13	印旛	山田岩井戸	
II-1317	山田 7	印旛	山田山田	
II-1320	山田 10	印旛	山田山田	
II-1321	山田 11	印旛	山田山田	
II-1360	山田 14	印旛	山田西	
II-1318	山田 8	印旛	山田川端	
II-1319	山田 9	印旛	山田川端	
II-1362	山田 16	印旛	山田仲井	
II-1363	山田 17	印旛	山田仲井	
II-1364	山田 18	印旛	山田仲井	
II-1315	山田 2	印旛	山田鶴巻	
II-1316	山田 6	印旛	山田鶴巻	
II-7049	山田 3	印旛	山田鶴巻	
II-7050	山田 4	印旛	山田鶴巻	
II-7051	山田 5	印旛	山田鶴巻	
II-1314	山田 1	印旛	山田木戸内	
II-1361	山田 15	印旛	山田和田	
III-0083	師戸 1	印旛	師戸	
II-1337	師戸 5	印旛	師戸岡台	
II-1338	師戸 6	印旛	師戸岡台	
II-1339	師戸 7	印旛	師戸岡台	
II-1340	師戸 8	印旛	師戸岡台	指定済
II-1341	師戸 9	印旛	師戸岡台	指定済
II-1381	師戸 19	印旛	師戸宮向	
II-1333	師戸 1	印旛	師戸西台	
II-1334	師戸 2	印旛	師戸西台	
II-1335	師戸 3	印旛	師戸西台	
II-1336	師戸 4	印旛	師戸西台	
II-1380	師戸 18	印旛	師戸川岸	指定済
II-1344	師戸 12	印旛	師戸川本	指定済
II-7054	師戸 13	印旛	師戸川本	指定済

箇所番号	箇所名	所在地		土砂災害 警戒区域等
		地区名	字名	
II-1376	師戸 14	印旛	師戸奈良戸	
II-1377	師戸 15	印旛	師戸奈良戸	
II-1378	師戸 16	印旛	師戸奈良戸	指定済
II-1379	師戸 17	印旛	師戸奈良戸	
I-1505	師戸 11	印旛	師戸内野	指定済
II-1342	師戸 10	印旛	師戸内野	指定済
II-1266	松虫 6	印旛	松虫一作谷	指定済
II-1269	松虫 8	印旛	松虫間所	指定済
II-1271	松虫 10	印旛	松虫境田	
II-1272	松虫 11	印旛	松虫境田	
II-1273	松虫 12	印旛	松虫境田	
II-1264	松虫 4	印旛	松虫三郎谷	指定済
I-0310	松虫	印旛	松虫松虫	指定済
II-1265	松虫 5	印旛	松虫上作谷	
I-1503	松虫 14	印旛	松虫常光寺谷	
I-2074	松虫 13	印旛	松虫常光寺谷	指定済
II-7041	松虫 2	印旛	松虫常光寺谷	指定済
II-1268	松虫 7	印旛	松虫堂前	指定済
II-1263	松虫 3	印旛	松虫臺畑	指定済
II-1270	松虫 9	印旛	松虫貉谷	指定済
I-0307	一本松	印旛	瀬戸一本松	指定済
I-1502	瀬戸 3	印旛	瀬戸一本松	指定済
II-1298	瀬戸 1	印旛	瀬戸一本松	指定済
II-1300	瀬戸 4	印旛	瀬戸一本松	
II-1301	瀬戸 5	印旛	瀬戸一本松	
II-7045	瀬戸 2	印旛	瀬戸一本松	
I-0308	花台	印旛	瀬戸花台	
II-1348	瀬戸 16	印旛	瀬戸花台	
II-1350	瀬戸 18	印旛	瀬戸花台	
II-1352	瀬戸 20	印旛	瀬戸江川	
II-1353	瀬戸 21	印旛	瀬戸江川	
II-1354	瀬戸 22	印旛	瀬戸江川	
II-1355	瀬戸 23	印旛	瀬戸江川	
II-1356	瀬戸 24	印旛	瀬戸江川	
II-1357	瀬戸 25	印旛	瀬戸鴻ノ巢	
II-1309	瀬戸 13	印旛	瀬戸細田	
II-1312	瀬戸 15	印旛	瀬戸市井	
II-1349	瀬戸 17	印旛	瀬戸水神前	
II-1351	瀬戸 19	印旛	瀬戸水神前	
II-1302	瀬戸 6	印旛	瀬戸仙元下	
II-1303	瀬戸 7	印旛	瀬戸泉台	
II-1304	瀬戸 8	印旛	瀬戸大木谷	
II-7047	瀬戸 12	印旛	瀬戸房田	
II-1310	瀬戸 14	印旛	瀬戸立	
II-1306	瀬戸 9	印旛	瀬戸和田谷津	
II-1307	瀬戸 10	印旛	瀬戸和田谷津	
II-1308	瀬戸 11	印旛	瀬戸和田谷津	
II-1252	造谷 1	印旛	造谷向辺田	
II-1253	造谷 2	印旛	造谷向辺田	
II-7040	造谷 3	印旛	造谷向辺田	
II-7044	大廻 1	印旛	大廻茶畑	
II-7042	萩原 12	印旛	萩原猿内	指定済
I-1289	株木	印旛	萩原株木	指定済
II-1267	萩原 13	印旛	萩原作口	指定済
II-1251	萩原 1	印旛	萩原城ノ内	指定済

箇所番号	箇所名	所在地		土砂災害 警戒区域等
		地区名	字名	
II-1262	萩原 11	印旛	萩原城ノ内	指定済
II-7039	萩原 2	印旛	萩原城ノ内	指定済
I-1499	萩原 10	印旛	萩原辺田谷	指定済
II-1258	萩原 7	印旛	萩原辺田谷	
II-1259	萩原 8	印旛	萩原辺田谷	指定済
II-1260	萩原 9	印旛	萩原辺田谷	
I-1498	萩原 6	印旛	萩原和田谷	指定済
II-1254	萩原 3	印旛	萩原和田谷	指定済
II-1255	萩原 4	印旛	萩原和田谷	指定済
II-1256	萩原 5	印旛	萩原和田谷	
III-0108	平賀 1	印旛	平賀	
II-1383	平賀 11	印旛	平賀角崎	
II-1385	平賀 13	印旛	平賀角崎	
II-1389	平賀 18	印旛	平賀角崎	
II-1384	平賀学園台 1	印旛	平賀学園台 3 丁目	
II-1366	平賀 2	印旛	平賀宮前	
II-1382	平賀 10	印旛	平賀古井戸	指定済
II-7055	平賀 8	印旛	平賀細町	
II-7056	平賀 9	印旛	平賀細町	
II-1392	平賀 21	印旛	平賀小森	
II-1367	平賀 3	印旛	平賀新田台	
II-1368	平賀 4	印旛	平賀新田台	
II-1391	平賀 20	印旛	平賀新福寺	
II-7059	平賀 21	印旛	平賀新福寺	
II-1370	平賀 6	印旛	平賀台	
II-1365	平賀 1	印旛	平賀台中	
II-1369	平賀 5	印旛	平賀梅作	指定済
II-1371	平賀 7	印旛	平賀梅作	指定済
I-0315	辺田	印旛	平賀辺田	指定済
I-1506	平賀 15	印旛	平賀辺田	指定済
II-1387	平賀 16	印旛	平賀辺田	指定済
II-1388	平賀 17	印旛	平賀辺田	指定済
II-1390	平賀 19	印旛	平賀辺田	指定済
II-7057	平賀 12	印旛	平賀辺田	指定済
II-7058	平賀 14	印旛	平賀辺田	指定済
II-1442	笠神 2	本埜	笠神	指定済
II-1443	笠神 3	本埜	笠神	指定済
II-1444	笠神 4	本埜	笠神	指定済
II-1445	笠神 5	本埜	笠神	指定済
II-1446	笠神 6	本埜	笠神	
II-1447	笠神 7	本埜	笠神	
II-1448	笠神 8	本埜	笠神	
II-1449	笠神 9	本埜	笠神	
I-0338	笠神	本埜	笠神向辺田	指定済
II-1450	中根 1	本埜	中根	
II-1451	中根 2	本埜	中根	
II-1452	中根 3	本埜	中根	
II-1453	中根 4	本埜	中根	
II-1454	中根 5	本埜	中根	
II-1455	中根 6	本埜	中根	
II-1456	中根 7	本埜	中根	
II-1457	中根 8	本埜	中根	
II-1458	中根 9	本埜	中根	
II-1459	中根 10	本埜	中根	
II-1460	中根 11	本埜	中根	

箇所番号	箇所名	所在地		土砂災害 警戒区域等
		地区名	字名	
II-1461	中根 12	本埜	中根	
I-0339	物木 1	本埜	物木	指定済
I-0340	物木 2	本埜	物木	指定済
II-1439	物木 3	本埜	物木	指定済
II-1440	物木 4	本埜	物木	指定済
II-1441	物木 5	本埜	物木	
I-1293	辺田前	本埜	辺田前	
I-0337	戸崎	本埜	矢口戸崎	指定済
II-1462	竜腹寺 1	本埜	竜腹寺	
II-1463	竜腹寺 2	本埜	竜腹寺	
II-1464	竜腹寺 3	本埜	竜腹寺	
II-1465	竜腹寺 4	本埜	竜腹寺	

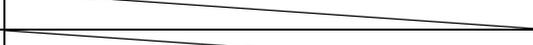
## 1-2 重要河川水防箇所

事務所名	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長 (m)	
		種別	階級		地先名	杆杭位置 (K, m)		
1	利根川下流 河川事務所	利根川	(重点) 越水(溢水)	B	右	千葉県我孫子市布 佐～印西市大森	76.50 下 93～ 74.50	1907
2	利根川下流 河川事務所	利根川	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	右	千葉県印西市 大森～木下	74.50～ 74.00 下 114	616
3	利根川下流 河川事務所	利根川	基礎地盤漏水	B	右	千葉県印西市 木下～竹袋	74.00 下 114～ 73.50 下 44	429
4	利根川下流 河川事務所	利根川	基礎地盤漏水 水衝・洗掘	B B	右	千葉県印西市竹袋	73.50 下 44～ 73.25 上 101	104
5	利根川下流 河川事務所	利根川	基礎地盤漏水	B	右	千葉県印西市 竹袋～平岡	73.25 上 101～ 72.75 上 45	555
6	利根川下流 河川事務所	利根川	基礎地盤漏水 旧川跡	B 要注意	右	千葉県印西市平岡 ～印旛郡栄町西	72.75 上 45～ 72.50 上 113	181

※ 出典：国土交通省利根川下流河川事務所洪水対策計画書（抜粋）

### 1-3 気象警報・注意報発表基準一覧表

令和3年6月8日現在  
発表官署 銚子地方気象台

印西市	府県予報区	千葉県		
	一次細分区域	北西部		
	市町村等をまとめた地域	印旛		
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	18
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	136
	洪水	流域雨量指数基準	長門川流域=19.6 手賀川流域=28.2	
		複合基準※ <sup>1</sup>	長門川流域=(8, 17.6)	
		指定河川洪水予報による基準	利根川下流部[横利根]、利根川中流部 [取手・押付]	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	7	
		土壌雨量指数基準	99	
	洪水	流域雨量指数基準	長門川流域=15.6 手賀川流域=22.5	
		複合基準※ <sup>1</sup>	長門川流域=(8, 12.5)	
		指定河川洪水予報による基準	利根川中流部 [押付]	
	強風	平均風速	13m/s	
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 30%で、実効湿度 60%		
	なだれ			
	低温	夏季(最低気温)：銚子地方気象台で16℃以下の日が2日以上継続 冬季(最低気温)：銚子地方気象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下		
	霜	4月1日～5月31日 最低気温4℃以下		
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

1-4 浸水想定区域内に存する防災上配慮を有する者が利用する施設  
(水防法第15条関係)

No.	施設名称	所在地	電話番号	FAX
1	印西市立大森小学校	大森 3350	42-2089	42-3438
2	印西市立小林北小学校	小林北 5-1-5	97-1100	97-1103
3	どんぐり保育園	小林北 5-12-2	97-1383	97-1383
4	小林天神幼稚園	小林北 3-3-13	97-4010	97-4558
5	印西ひかりこども園	木下字平台 804-6	40-3737	40-3738
6	工房マナ	大森 2553-8	36-8072	97-4421
7	デイサービスセンターみどり荘	大森 4776-1	40-3636	40-3637
8	子どもふれあいセンター	竹袋 614-9	42-0144	42-0146
9	中央老人福祉センター	竹袋 614-9	42-0144	42-0146
10	福祉作業所コスモス	竹袋 614-9	42-0294	42-0470
11	特別養護老人ホームプレーグ本埜	笠神 1620	97-0100	97-0030
12	高齢者支援ハウス ヴォーネン本埜	笠神 1620	80-8100	97-0030
13	プレーグ本埜通所介護事業所	笠神 1620	97-0100	97-0030
14	プレーグ本埜短期入所生活介護事業所	笠神 1620	97-0100	97-0030
15	介護付有料老人ホームベストライフ印西	大森 3696	42-1711	42-1712
16	愛の家グループホーム印西木下	木下東 3-12-5	40-2150	40-2151
17	木下デイサービスセンターつくしんぼ	木下 1649	29-5222	29-5223
18	デイサービスセンターハッピーデイ	安食ト杭 1000-7	97-7801	97-7802
19	児童デイサービス朋友会 憩いの里さくら	中根 1954-8	97-3800	97-5441
20	放課後等デイサービスニコルム	木下東 4-6-16	42-2767	42-7600
21	総合発達支援デイサービス きぼう印西	大森 2454-8 アーバン ハイツ 1階	50-5001	50-5003
22	小規模多機能型居宅介護よりそいホーム	小林 4095-1	97-7270	85-7881
23	グループホーム秋桜	小林 4095-1	97-4990	85-7881
24	グループホームこすもす友	小林 4095-1	97-5535	85-7881
25	ケアホーム一本松	吉高 1789-2	80-3358	80-3358
26	ケアホーム印旛	吉高 1789-2	80-3357	80-3356
27	リハビリデイサービス小林	小林 3354-2	37-5034	37-6556
28	ケアサポート印西	大森 2550-10	49-4551	49-4552
29	リハビリデイ快福庵	大森 2454-9 渡辺 店舗 1階	37-8156	
30	さくら3	中根 717	97-3800	97-5441
31	グループホームベルエキップ	小林 1660-7	97-6079	97-6079
32	わおんグループホーム印西小林北	小林 3357-11	50-2642	050-3457-9531
33	ソレイユ倶楽部印西	木下東 2-2-2	37-8053	

1-5 土砂災害警戒区域内の防災上の配慮を要する者が利用する施設  
(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第1項第4号関係)

施設名	所在地	電話番号
いんば学舎・松虫	印西市松虫 516 番地	98-2486
小林小学校	印西市小林 2448 番地 2	42-4311
本埜小学校	印西市中根 1281 番地 2	97-0035
小林中学校	印西市小林大門下一丁目 4 番地 1	97-3100
本埜中学校	印西市笠神 250 番地	97-0009

1-6 要配慮者に対する情報発信

1 FAXによる情報の伝達

**利根川水位警戒情報**

年 月 日

下記の水位観測所において、氾濫注意水位に到達しました。

観測所名 押付観測所

到達時刻 年 月 日 時 分

観測水位 . m

参考 押付観測所

水防団待機水位 3.10m

氾濫注意水位 5.75m

避難判断水位 7.10m

今後も洪水に関する情報に注意し、いつでも避難できるよう準備してください。

発信者(問い合わせ先) : 印西市総務部防災課  
TEL0476-42-5111

※利根川中流部押付観測所での観測水位が氾濫注意水位に達した場合は、おおむね1時間ごとにFAXにより情報を伝達いたします。

なお、著しく水位の減少が認められる場合は、その旨FAXに記載し情報の伝達は終了させていただきます。

## 2 情報の伝達

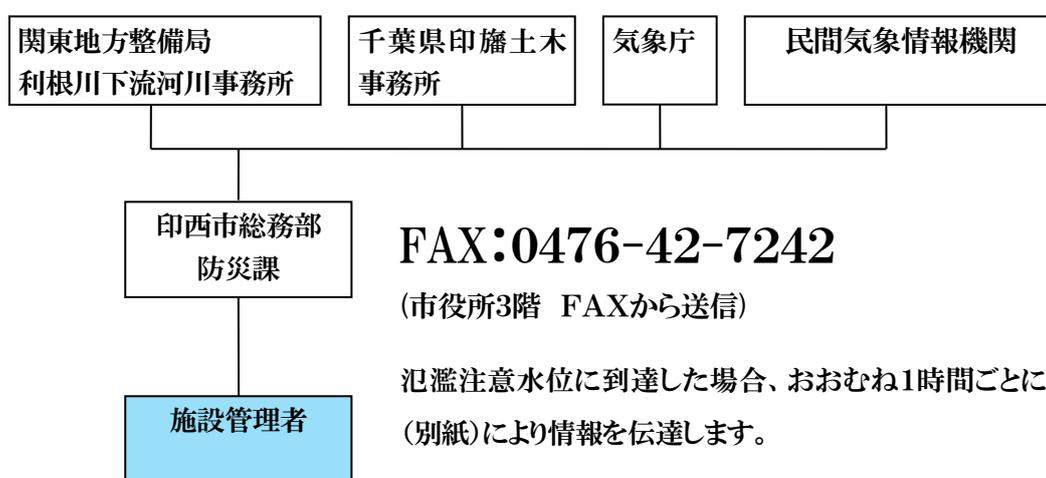
### 防災情報の伝達

施設管理者が洪水時に適切な対応ができるよう防災情報の的確かつ迅速な伝達に努めます。

伝達方法はFAX、電話、市防災行政無線等を用いて、河川水位情報・避難指示等の避難情報などの防災情報を伝達します。

情報伝達系統図は、以下のとおりです。

〈情報伝達系統図〉



(高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を有する方を「要配慮者」といいます。)

## 2 情報・通信関連

### 2-1 印西市防災行政無線

#### 1 防災行政無線局（同報系）の配置場所

##### (1) 同報系親局

種別	配置場所	所在地
親局	防災課	印西市大森2364番地2
遠隔制御装置	印西地区消防組合消防本部	印西市牧の原二丁目3番地

##### (2) 同報系子局

番号	子局名称	番号	子局名称
1	市役所	31	松崎中央会館
2	六軒コミュニティセンター	32	松崎字境田地先
3	西埜原幼児公園	33	松崎字南田地先
4	木下児童遊園	34	竹袋消防器具置場
5	木下池田子どもの遊び場	35	別所消防器具置場
6	木下保育園	36	大森字前畑地先
7	県水道局木下取水場	37	古新田集会所
8	平岡字天地島地先	38	鹿黒消防器具置場
9	かみうし第2幼児公園	39	和泉会館
10	小林コミュニティプラザ	40	小倉消防器具置場
11	小林砂田集会場	41	永治小学校プール
12	亀成会館	42	本郷消防器具置場
13	発作上集会所	43	白幡消防器具置場
14	発作字都島	44	宮内消防器具置場
15	中ノ口公民館	45	小林物木調整地
16	平岡字道口地先	46	小林小学校
17	平岡字西地先	47	竹袋字鳴沢地先
18	平岡会館	48	宗甫青年館
19	小林字境田地先	49	七軒屋消防器具置場
20	小林台方消防器具置場	50	泉会館
21	しもうし第1幼児公園	51	草上コミュニケーションセンター
22	三番割幼児公園	52	高花青年館
23	草深字内川地先	53	多々羅田字弁天前地先
24	そうふけふれあいの里	54	結縁寺字西ノ内地先
25	草深原消防器具置場	55	松崎コミュニティセンター前戸の里
26	草深字柏木台地先	56	木刈小学校
27	武西集会所	57	木刈中児童公園
28	戸神集会所	58	木刈東児童公園
29	船尾字向ノ地地先	59	大塚街区公園
30	船穂小学校	60	印西西消防署

番号	子局名称	番号	子局名称
61	中央駅前センター	101	松虫
62	高花一丁目きんでん社宅脇	102	萩原和田谷
63	高花小学校	103	萩原城の内
64	高花南児童公園	104	萩原境田
65	小倉台公園	105	吉高船戸
66	内野北児童公園	106	吉高台
67	多々羅田公園	107	吉高仲村（1）
68	内野南児童公園	108	吉高仲村（2）
69	内野2-6-1棟前	109	吉高蕪和田
70	内野2-6-16棟前	110	瀬戸雁又
71	原山小学校	111	瀬戸花台
72	高花第二団地集会所	112	瀬戸新立（1）
73	西の原小学校	113	瀬戸新立（2）
74	原小学校	114	山田西
75	西の原公園	115	山田仲井
76	浦部字大溝地先	116	山田宮後
77	鹿黒アラク山地先	117	山田木都内
78	草深字三夜脇地先	118	山田川端
79	草深字南内川地先	119	平賀北口
80	草深字仲ノ側地先	120	平賀宮前
81	松崎配水場	121	平賀古井戸前
82	武西学園台2丁目地先	122	平賀学園台（1）
83	だいもん下第3公園	123	平賀学園台（2）
84	牧の原給食センター	124	山田岩井戸
85	草深字原地先	125	瀬戸江川
86	浦幡新田字木戸前地先	126	瀬戸大川岸
87	小倉台西街区公園	127	瀬戸一本松
88	戸神台西街区公園	128	鎌苅川岸
89	すずかぜ公園	129	師戸岡台
90	印旛支所	130	岩戸川岸
91	吉田入場	131	吉田馬場台
92	吉田郷	132	岩戸市場
93	宗像中里	133	岩戸古谷
94	岩戸伊付	134	萩原飛里橋
95	岩戸西方	135	萩原株木
96	造谷	136	吉高仲村（3）
97	大廻	137	山田鶴巻（1）
98	鎌苅	138	山田鶴巻（2）
99	師戸西台	139	平賀辺田
100	岩戸三軒屋	140	平賀角崎東

番号	子局名称	番号	子局名称
141	平賀角崎	164	葉崎
142	平賀古井戸後	165	下井稲荷神社
143	印旛中学校	166	下井
144	印旛学校給食センター	167	旧第二小学校
145	いには野小学校	168	安食ト杭上
146	若萩（1）	169	安食ト杭長戸
147	若萩（2）	170	安食ト杭中
148	本埜支所	171	将監
149	滝	172	小林新田
150	竜腹寺	173	物木
151	荒野	174	みのりの広場公園
152	角田	175	ひかりの丘公園
153	辺田前	176	滝野中学校
154	第一小学校	177	滝野公園
155	戸崎	178	歩行者専用道路
156	公民館	179	みどり台
157	行徳	180	小林馬場（小林牧場北側）
158	根古屋	181	北総浄水場西側
159	押付	182	泉公園
160	甚兵衛	183	東の原公園
161	桜野	184	牧の原南街区公園
162	長門屋	185	牧の原西第2街区公園
163	和	186	鹿黒南街区公園

#### 簡易中継

船穂コミュニティセンター
六合小学校

#### 送受信所

印旛中学校
滝野中学校

## 2 印西市デジタル地域防災無線局

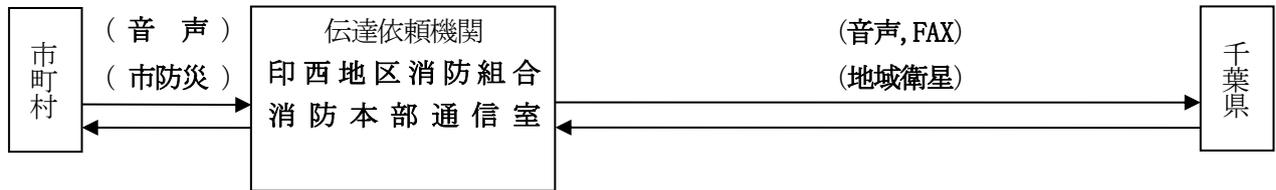
令和3年3月現在

番号	呼出名称	呼出番号	設置場所
1	ぼうさいいんざい		印西市役所防災課
2	ぼうさいいんざいみせ ちゅうけい		ふれあいセンターいんば
3	いんざい 105	105	印西市役所防災課統制台
4	いんざい 200	200	印西市役所防災課
5	いんざい 201	201	印西市教育委員会
6	いんざい 202	202	木下小学校
7	いんざい 203	203	小林小学校
8	いんざい 204	204	大森小学校
9	いんざい 205	205	船穂小学校
10	いんざい 206	206	旧永治小学校
11	いんざい 207	207	木刈小学校
12	いんざい 208	208	内野小学校
13	いんざい 209	209	原山小学校
14	いんざい 210	210	小林北小学校
15	いんざい 211	211	小倉台小学校
16	いんざい 212	212	高花小学校
17	いんざい 213	213	西の原小学校
18	いんざい 214	214	原小学校
19	いんざい 215	215	印西中学校
20	いんざい 216	216	船穂中学校
21	いんざい 217	217	木刈中学校
22	いんざい 218	218	小林中学校
23	いんざい 219	219	原山中学校
24	いんざい 220	220	西の原中学校
25	いんざい 221	221	中央公民館
26	いんざい 222	222	ふれあい文化館
27	いんざい 223	223	総合福祉センター
28	いんざい 224	224	中央駅前地域交流館
29	いんざい 225	225	小林コミュニティプラザ
30	いんざい 226	226	そうふけふれあいの里
31	いんざい 227	227	保健福祉センター
32	いんざい 228	228	印西地区消防組合消防本部
33	いんざい 229	229	松山下公園
34	いんざい 230	230	印旛支所
35	いんざい 231	231	本埜支所
36	いんざい 232	232	印旛公民館
37	いんざい 233	233	本埜公民館
38	いんざい 234	234	本埜ファミリア館(滝野出張所)
39	いんざい 235	235	六合小学校
40	いんざい 236	236	旧宗像小学校
41	いんざい 237	237	平賀小学校
42	いんざい 238	238	いこは野小学校
43	いんざい 239	239	本埜小学校
44	いんざい 240	240	旧本埜第二小学校

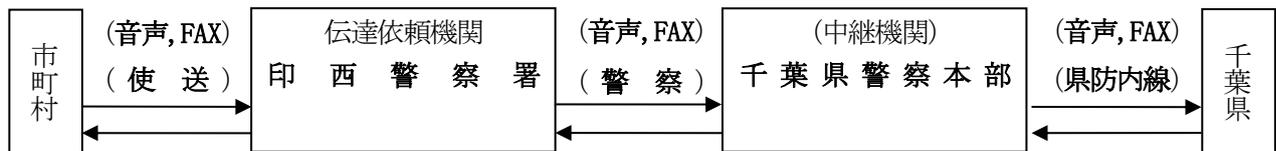
番号	呼出名称	呼出番号	設置場所
45	いんざい 241	241	滝野小学校
46	いんざい 242	242	印旛中学校
47	いんざい 243	243	本埜中学校
48	いんざい 244	244	滝野中学校
49	いんざい 245	245	牧の原小学校
50	いんざい 300	300(車携帯型)	印西市役所防災課
51	いんざい 301	301(車携帯型)	印西市役所水道課
52	いんざい 302	302(車携帯型)	印西市役所建設課
53	いんざい 303	303(車携帯型)	印西市役所土木管理課
54	いんざい 304	304(車携帯型)	印西市役所印旛支所
55	いんざい 305	305(車携帯型)	印西市役所本埜支所
56	いんざい 400	400(携帯型)	印西市役所防災課
57	いんざい 401	401(携帯型)	印西市役所防災課
58	いんざい 402	402(携帯型)	印西市役所防災課
59	いんざい 403	403(携帯型)	印西市役所防災課
60	いんざい 404	404(携帯型)	印西市役所防災課
61	いんざい 405	405(携帯型)	印西市役所水道課
62	いんざい 406	406(携帯型)	印西市役所下水道課
63	いんざい 407	407(携帯型)	印西市役所下水道課
64	いんざい 408	408(携帯型)	印西市役所建設課
65	いんざい 409	409(携帯型)	印西市役所建設課
66	いんざい 410	410(携帯型)	印西市役所建設課
67	いんざい 411	411(携帯型)	印西市役所土木管理課
68	いんざい 412	412(携帯型)	印西市役所土木管理課
69	いんざい 413	413(携帯型)	印西市役所土木管理課
70	いんざい 414	414(携帯型)	印西市役所都市整備課
71	いんざい 415	415(携帯型)	印西市役所都市整備課
72	いんざい 416	416(携帯型)	印西市役所社会福祉課
73	いんざい 417	417(携帯型)	印西市役所健康増進課
74	いんざい 418	418(携帯型)	印西市役所教育総務課
75	いんざい 419	419(携帯型)	印西市役所生涯学習課
76	いんざい 420	420(携帯型)	印西市役所印旛支所
77	いんざい 421	421(携帯型)	印西市役所印旛支所
78	いんざい 422	422(携帯型)	印西市役所印旛支所
79	いんざい 423	423(携帯型)	印西市役所本埜支所
80	いんざい 424	424(携帯型)	印西市役所本埜支所
81	いんざい 425	425(携帯型)	印西市役所本埜支所
82	いんざい 501	501(携帯型)	船穂コミュニティセンター (簡易中継局)
83	いんざい 502	502(携帯型)	船穂コミュニティセンター (簡易中継局)
84	いんざい 503	503(携帯型)	小林コミュニティプラザ (簡易中継局)
85	いんざい 504	504(携帯型)	小林コミュニティプラザ (簡易中継局)

## 2-2 非常通信体制

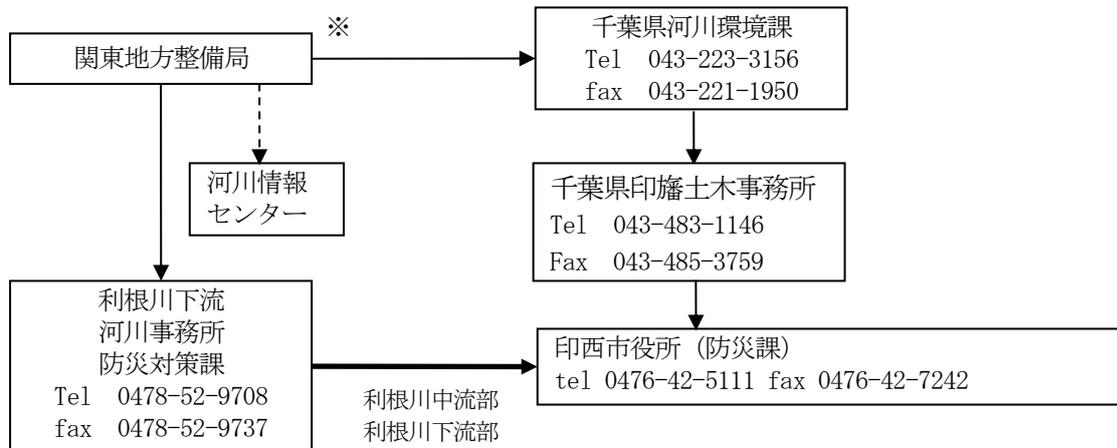
### 第1経路



### 第2経路



## 2-3 洪水予報伝達系統図



凡例 ———— 基本系  
 ..... 補助系

※は、河川情報センターの端末機を設置している機関であり、端末機から情報を得ることができる。

### 3 防災組織関連

#### 3-1 自主防災組織一覧

地区名	No.	組織名	母体団体	設立年月日
木下地区	1	上町自主防災会	上町町内会	平成7年10月1日
	2	下町自主防災会	下町町内会	平成9年7月22日
	3	木下東自主防災会	木下東町会	平成12年1月4日
	4	幸町自主防災会	幸町町内会	平成13年1月7日
	5	平岡自主防災会	平岡町内会	平成14年1月28日
	6	宗甫・鳴沢自主防災会	宗甫町内会	平成21年11月7日
小林地区	7	小林牧の里南自主防災会	牧の里南町内会	平成6年4月17日
	8	牧の里西自主防災会	牧の里西町内会	平成8年4月7日
	9	小林牧の里中防災会	牧の里中町内会	平成10年4月5日
	10	牧の里東町内会自主防災会	牧の里東町内会	平成12年10月16日
	11	砂田自主防災会	砂田町内会	平成16年7月1日
	12	馬場自主防災会	馬場町内会	平成19年6月27日
大森地区	13	小林台方自主防災会	小林台方町内会	平成21年10月31日
	14	七畝割自主防災会	七畝割町内会	平成7年4月22日
	15	六軒第二町内会自主防災会	六軒第二町内会	平成16年12月20日
	16	大森第1町内会自主防災会	大森第一町内会	平成19年6月15日
	17	六軒仲町自主防災会	六軒第三町内会	平成20年10月26日
船穂地区	18	西埜原自主防災会	西埜原町内会	平成24年4月1日
	19	松崎自主防災会	松崎第1.2.3.5.三郷町内会	平成7年5月27日
草深地区	20	船尾1町内会自主防災会	船尾1町内会	平成20年10月1日
	21	原自主防災会	原町内会	平成8年10月12日
木刈地区	22	草深砂久保自治会自主防災組織	草深砂久保自治会	平成24年6月20日
	23	木刈4丁目自主防災部会	木刈四丁目自治会	平成11年1月24日
	24	木刈1丁目町内会防災会	木刈一丁目町内会	平成11年4月1日
	25	ガーデンハウス木刈自主防災会	ガーデンハウス木刈自治会	平成12年4月9日
	26	木刈六丁目防災会	木刈六丁目自治会	平成13年5月20日
	27	木刈三丁目自主防災会	木刈三丁目町内会	平成14年6月30日
	28	ファーストアベニュー木刈団地防災委員会	ファーストアベニュー木刈団地自治会	平成15年12月18日
	29	セカンドアベニュー木刈団地自主防災委員会	セカンドアベニュー木刈団地自治会	平成16年2月14日
	30	大塚3丁目自主防災会	大塚三丁目町内会	平成18年4月2日
	31	木刈五丁目自主防災会	木刈五丁目自治会	平成21年10月1日
	32	牧の木戸一丁目自治会自主防災会	牧の木戸一丁目自治会	平成23年1月16日
小倉台地区	33	木刈7丁目自主防災会	木刈七丁目自治会	平成25年6月12日
	34	サードスクエア小倉台団地自主防災会	サードスクエア小倉台団地自治会	平成8年5月19日
	35	ファーストスクエア小倉台自主防災会	ファーストスクエア小倉台自治会	平成9年6月30日
	36	小倉台アビック21合同防災委員会	小倉台アビック21自治会	平成10年2月1日
	37	セカンドスクエア小倉台団地自主防災会	セカンドスクエア小倉台団地管理組合	平成10年5月31日
	38	千葉ニュータウン中央ネオックス自主防災会	千葉ニュータウン中央ネオックス自治会	平成10年11月15日

地区名	No.	組織名	母体団体	設立年月日
	39	トリアス自主防災会	トリアス自治会	平成13年2月15日
内野地区	40	内野西団地自主防災会	内野西団地自治会	平成6年4月24日
	41	千葉ニュータウン内野南第一団地管理組合防災委員会	千葉ニュータウン内野南第一団地管理組合	平成10年5月24日
	42	内野中央団地防災委員会	内野中央団地自治会	平成10年5月31日
	43	内野東団地自主防災会	内野東団地自治会	平成11年4月25日
	44	内野南第二団地自主防災会	内野南第二団地町内会	平成13年2月17日
	45	内野町内防災会	内野町内会	平成21年10月26日
	46	戸神台自治会防災会	戸神台自治会	平成25年1月15日
	47	戸神台東自治会防災会	戸神台東自治会	平成26年5月2日
	48	戸神台二丁目自主防災会	戸神台二丁目自治会	平成26年10月21日
	49	ローレルスクエア千葉ニュータウン中央自主防災会	ローレルスクエア千葉ニュータウン中央自治会	平成26年5月13日
	50	ブライトビューテラス自主防災会	ブライトビューテラス千葉NT中央管理組合	平成31年2月16日
	51	センティス自主防災会	センティス管理組合	平成27年7月8日
	52	レーベン千葉ニュータウン中央 THE PREMIUM 自主防災組織	レーベン千葉ニュータウン中央 THE PREMIUM 管理組合	令和元年5月25日
53	ザ・レジデンス千葉ニュータウン中央自主防災会	ザ・レジデンス千葉ニュータウン中央管理組合	令和3年10月14日	
原山地区	54	コロネード原山町内会自主防災委員会	コロネード原山町内会	平成11年7月25日
	55	原山西町内会自主防災組織	原山西町内会	平成12年3月31日
	56	原山中央団地自主防災会	原山中央自治会	平成13年5月13日
	57	原山町内会自主防災会	原山町内会	平成14年6月9日
	58	原山花の丘自主防災会	原山花の丘自治会	平成20年9月1日
高花地区	59	高花三丁目自主防災会	高花三丁目自治会	平成7年7月1日
	60	高花6丁目東自治会自主防災委員会	高花六丁目東自治会	平成7年9月24日
	61	高花五丁目防災防犯会	高花五丁目自治会	平成7年9月30日
	62	高花6丁目西自主防災会	高花六丁目西自治会	平成7年11月1日
	63	高花2丁目自主防災会	高花二丁目自治会	平成8年9月1日
	64	ルミナス高花防災委員会	ルミナス高花町内会	平成8年11月1日
	65	高花自主防災会	高花町内会	平成9年2月1日
	66	千葉ニュータウン高花第二団地管理組合防災委員会	高花四丁目町内会	平成12年12月10日
	67	高花2丁目北防災会	高花二丁目北自治会	平成14年4月21日
	68	高花1丁目自主防災会	高花一丁目自治会	平成17年10月10日
西の原地区	69	西の原一丁目団地自主防災会	西の原一丁目団地自治会	平成9年6月19日
	70	西の原ハイム自主防災会	西の原ハイム自治会	平成10年3月1日
	71	桜苑西の原自主防災会	桜苑西の原自治会	平成10年7月11日
	72	西の原2丁目自主防災会	西の原二丁目団地自治会	平成12年6月1日
	73	オーベル西の原自治防災会	オーベル西の原自治会	平成13年3月22日
	74	ガーデンコート西の原自治防災会	ガーデンコート西の原自治会	平成15年4月6日
	75	グリーンコンフォート自主防災会	グリーンコンフォート自治会	平成26年11月1日
原地区	76	アペックス防災会	アペックス自治会	平成13年6月24日
	77	アバンドーネ原5番街自主防災会	アバンドーネ原5番街自治会	平成16年12月19日
	78	ルミエラガーデンズ自治会自主防災会	ルミエラガーデンズ自治会	平成19年9月9日

地区名	No.	組織名	母体団体	設立年月日
	79	レイディアントシティ印西牧の原コミュニティクラブ	レイディアントシティ印西牧の原コミュニティクラブ	平成23年6月5日
	80	サングランド印西牧の原ドアシティ自主防災組織	サングランド印西牧の原ドアシティ自治会	平成25年8月23日
	81	ディアランド自主防災会	ディアランド自治会	平成26年4月1日
本埜第二	82	酒直ト杭自主防災会	酒直ト杭自治会	平成25年9月5日
滝野地区	83	滝野四丁目自主防災会	滝野4丁目自治会	平成18年3月26日
	84	滝野一・二丁目自主防災会	滝野1・2丁目自治会	平成23年7月2日
	85	滝野6丁目自治会（杜の会）自主防災会	滝野6丁目自治会（杜の会）	平成30年9月1日
	86	滝野五丁目自主防災会	滝野五丁目自治会	令和元年8月16日
平賀地区	87	平賀学園台自主防災会	平賀学園台自治会	平成8年11月1日
六合地区	88	吉高台団地自治会自主防災会	吉高台団地自治会	平成2年4月1日
いには野地区	89	いには野美瀬自治会自主防災部	いには野美瀬自治会	平成22年4月4日
	90	若萩二丁目みなみ会自主防災会	若萩2丁目みなみ会	平成23年11月1日
	91	エストリオ自主防災会	エストリオいには野自治会	平成25年6月1日
	92	ウエルガーデン自主防災会	舞姫ウエルガーデン管理組合	平成24年6月1日
	93	若萩おむすび自主防災会	若萩おむすび自治会	平成27年4月1日
	94	わかいち東自主防災会	わかいち東自治会	平成27年4月26日
牧の原地区	95	牧の原5丁目自主防災会	牧の原5丁目自治会	平成27年10月17日
	96	牧の原4丁目東地区防災委員会	牧の原4丁目東地区自治会	平成29年11月30日
	97	武西学園台3丁目自主防災会	武西学園台3丁目自治会	平成30年8月18日

## 4 医療関係

### 4-1 災害拠点病院

災害拠点病院とは、大規模災害時など通常の医療体制では被災者に対する適切な医療を確保することが困難な状況となった場合に、被災地からの重症患者の受入機能、救護班の派遣機能などを備え、広域的な医療活動の拠点となる医療機関である。

災害拠点病院は、2次医療圏毎に指定され様々な災害医療の機能を要求される「地域災害医療センター」と、これらの機能を強化し要員の訓練・研修機能を有する「基幹災害医療センター」からなる。

○基幹：基幹災害医療センター 4か所

○地域：地域災害医療センター 22か所

区分	2次医療圏名	医療機関名	電話番号
基幹	印旛	日本医科大学千葉北総病院	0476-99-1111
基幹	香取海匝	総合病院国保旭中央病院	0479-63-8111
基幹	君津	国保直営総合病院君津中央病院	0438-36-1071
基幹	安房	鉄蕉会亀田総合病院	04-7092-2211
地域	千葉	千葉大学医学部附属病院	043-222-7171
地域	千葉	千葉県救急医療センター	043-279-2211
地域	千葉	千葉市立海浜病院	043-277-7711
地域	千葉	千葉市立青葉病院	043-227-1131
地域	千葉	国立病院機構千葉医療センター	043-251-5311
地域	東葛南部	船橋市立医療センター	047-438-3321
地域	東葛南部	東京歯科大学市川総合病院	047-322-0151
地域	東葛南部	順天堂大学医学部附属浦安病院	047-353-3111
地域	東葛南部	東京女子医科大学八千代医療センター	047-450-6000
地域	東葛南部	東京ベイ・浦安市川医療センター	047-351-3101
地域	東葛南部	千葉県済生会習志野病院	047-473-1281
地域	東葛北部	松戸市立総合医療センター	047-363-2171
地域	東葛北部	千葉西総合病院	047-384-8111
地域	東葛北部	東京慈恵会医科大学附属柏病院	04-7164-1111
地域	印旛山武	成田赤十字病院	0476-22-2311
地域	印旛	東邦大学医療センター佐倉病院	043-462-8811
地域	山武長生夷隅	東千葉メディカルセンター	0475-50-1199
地域	香取海匝	千葉県立佐原病院	0478-54-1231
地域	市原	帝京大学ちば総合医療センター	0436-62-1211
地域	市原	千葉県循環器病センター	0436-88-3111
地域	市原	労働者安全機構千葉労災病院	0436-74-1111
地域	安房	安房地域医療センター	0470-25-5111

#### 4-2 県立病院

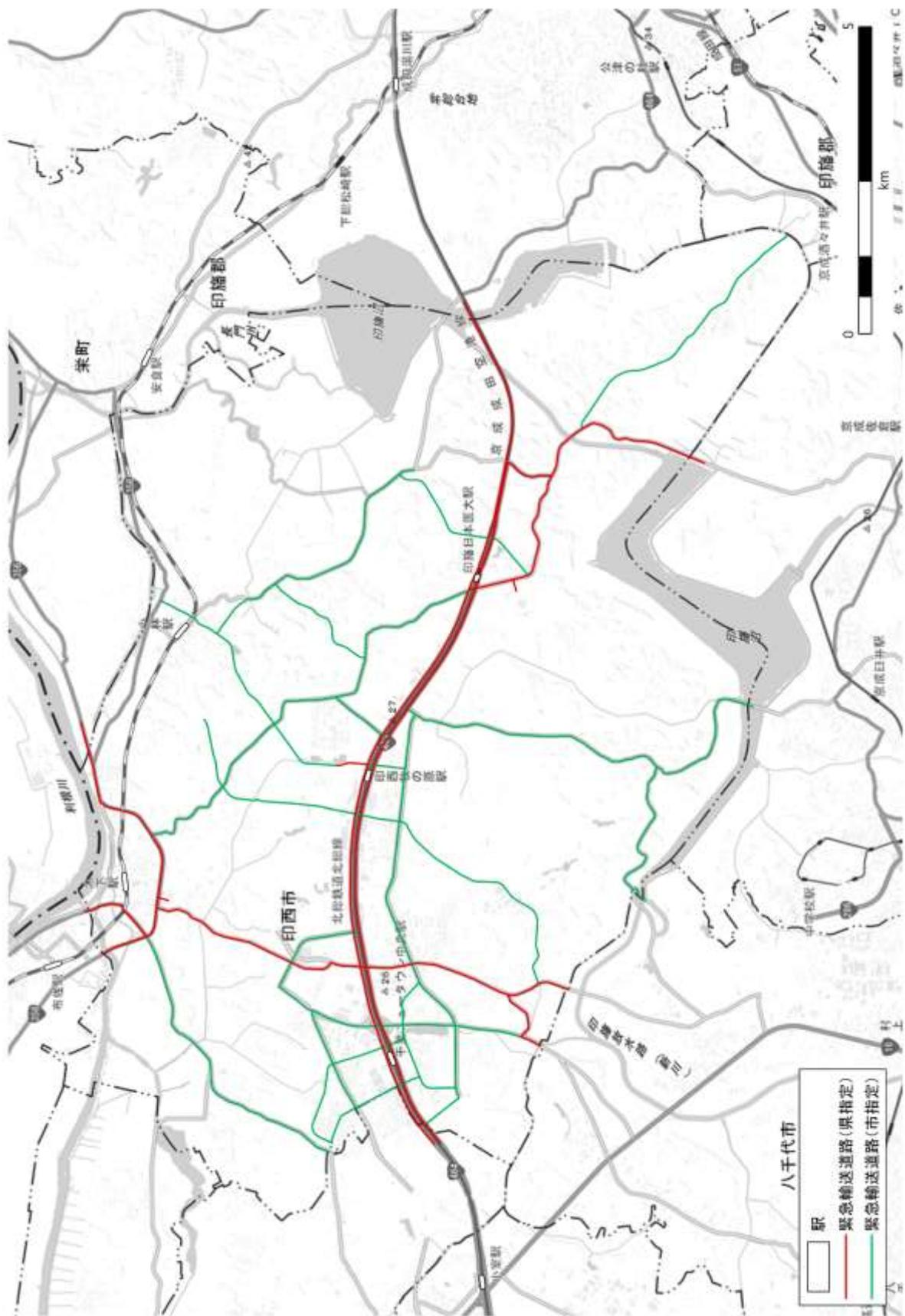
医療機関名	所在地	電話番号
千葉県がんセンター	千葉市中央区仁戸名町 666-2	043-264-5431
千葉県救急医療センター	千葉市美浜区磯辺 3-32-1	043-279-2211
千葉県精神科医療センター	千葉市美浜区豊砂 5	043-276-1361
千葉県こども病院	千葉市緑区辺田町 579-1	043-292-2111
千葉県循環器病センター	市原市鶴舞 575	0436-88-3111
千葉県立佐原病院	香取市佐原イ 2285	0478-54-1231

## 5 輸送関係

### 5-1 緊急輸送道路一覧

指定	No.	路線名	種別	距離(km)
県	1	一般国道 356 号 (銚子市三軒町←→我孫子市新富)	1 次路線	106.6 (市内 4.5)
	2	一般国道 464 号 (松戸市松戸←→成田市並木町)	1 次路線	42.7 (市内 17.2)
	3	主要地方道千葉竜ヶ崎線 (八千代市米本←→印西市大森)	1 次路線	10.7 (市内 7.1)
	4	主要地方道船橋印西線 (八千代市新木戸←→印西市船尾)	2 次路線	6.1 (市内 1.2)
	5	主要地方道佐倉印西線 (佐倉市田町←→印西市瀬戸)	2 次路線	6.8 (市内 1.9)
	6	市道 00-024 号線 (印西市牧の原 1-1-1←→同市牧の原 4-3054-4)	2 次路線	0.5
	7	市道 00-028 号線 (印西市牧の原 5-110←→同市牧の原 5-1612-5)	2 次路線	0.2
	8	市道 08-219 号線 (印西市大森 2531-2←→同市大森 2535)	2 次路線	0.1
	9	弥子沢・遠蓮線 (印西市鎌苅 2098-4←→同市鎌苅 2098-4)	2 次路線	0.1
市	1	主要地方道市川印西線	主要地方道	5.0
	2	主要地方道船橋印西線	主要地方道	4.9
	3	主要地方道千葉臼井印西線	主要地方道	12.5
	4	主要地方道佐倉印西線	主要地方道	8.9
	5	主要地方道鎌ヶ谷本埜線	主要地方道	0.9
	6	一般県道印西印旛線	一般県道	3.5
	7	一般県道千葉ニュータウン北環状線	一般県道	3.0
	8	一般県道千葉ニュータウン南環状線	一般県道	6.7
	9	一般県道八千代宗像線	一般県道	2.6
	10	市道 00-005 号線	市道	2.1
	11	市道 00-012 号線	市道	0.2
	12	市道 00-015 号線	市道	0.7
	13	市道 00-016 号線	市道	2.1
	14	市道 00-020 号線	市道	0.7
	15	市道 00-021 号線の一部	市道	0.3
	16	市道 00-023 号線の一部	市道	1.5
	17	市道 00-024 号線	市道	1.5
	18	市道 00-025 号線	市道	1.2
	19	市道 00-026 号線	市道	3.9
	20	市道 00-029 号線	市道	1.5
	21	市道 00-031 号線の一部	市道	2.8

	22	市道 00-032 号線	市道	1.1
	23	市道 00-033 号線	市道	0.9
	24	物木・滝線	市道	1.6
	25	山田・平賀線	市道	4.8
	26	ニュータウン・萩原線	市道	1.2
	27	下池・三度山線	市道	2.0
	28	長作台・遠蓮線	市道	1.7



## 5-2 ヘリコプター臨時離発着場適地

名 称	所 在 地		施 設 管 理 者	広 さ		備 考
	地名・地番	座 標		幅×長 さ (m)	区 分	
松山下公園 陸上競技場	浦部 275	N35, 49, 17 E140, 7, 10	市長	100× 70	中	
東京電機大学千葉ニュータウン キャンパス (臨時駐車場)	武西学園台 2-1200	N35, 47, 28 E140, 06, 32	学校法人 東京電機 大学理事 長	130× 100	大	
印旛中央公園(運動多目的広場)	瀬戸 1512	N35, 40, 51 E140, 13, 31	市長	100× 40	中	ナイター用 照明柱有り
本埜スポーツプラザ (球技場)	中根 1412	N35, 48, 27 E140, 12, 07	市長	110× 55	中	ナイター用 照明柱有り
滝野公園 (多目的広場)	滝野 4-2	35, 48, 16 140, 10, 29	市長	90×90	中	
順天堂大学さくらキャンパス (多目的運動場)	平賀学園台 1-1	N35, 44, 42 E140, 15, 19	学校法人 順天堂	140× 55	中	
平岡自然公園 グラウンド	平岡 1554	N35, 49, 45 E140, 10, 27	印西地区 環境整備 事業組合	123× 82	大	

## 6 食料・物資関係

### 6-1 災害救助用米穀の引渡要請書等の様式

平成 年 月 日

農林水産省政策統括官 殿

〇〇〇都道府県知（市町村長） 印

#### 災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第4章第10の1に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量(kg)	引渡場所	引渡方法	備考

(災害救助法又は国民保護法の発動に伴う知事に対する延納売却)

## 政府所有主要米穀売買契約書

- 1 種類
- 2 数量
- 3 代金

用途 (価格) 区分	種別	産年	産地 品種	包装	量 目	等級	数量 (キロ数)	単価	金額	備考
計										
消費税及び地方消費税の相当額										
合計										

### 内訳

- 4 現品受渡場所
- 5 現品受渡期限 平成 年 月 日
- 6 代金納付場所 日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。）
- 7 代金納付期限 平成 年 月 日
- 8 買受目的

食料安定供給特別会計契約担当官農林水産省総合食料局長〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、上記政府所有主用米穀（以下「現品」という。）の売買について、次の条項により契約を締結する。

（延納の特約）

第1条 甲は、乙に売却する現品の代金納付については、この契約の定めるところにより、延納を認めるものとする。

（契約保証金・延納担保及び延納利息）

第2条 甲は、この契約に伴う契約保証金、延納担保及び延納期間中の延納利息を免除するものとする。

(買受代金の納付)

第3条 乙は、買受代金を食料安定供給特別会計歳入徴収官である農林水産省総合食料局長（以下「歳入徴収官」という。）の発行する納入告知書によって代金納付期限までに、日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。）に納付しなければならない。

2 歳入徴収官は、特に必要があると認めたときは、前項の納付場所を指定することができる。

(現品の引渡し)

第4条 甲は、現品の引渡しを、政府が所有する米穀（SBS方式により輸入された米穀を除く。以下「政府所有米穀」という。）の販売等に関する業務を委託された者（以下「受託事業体」という。）に行わせるものとし、受託事業体が発行する引渡通知書（仮称）と、乙の発行する受領書を交換することによって行うものとする。

2 乙は、現品受渡期限までに前項の規定による現品の受渡しを受けなければならない。

3 甲は、乙の希望に基づき、甲が定めた現品引渡場所まで運送し、現品を引き渡すことができる。

(瑕疵現品の交換)

第5条 引き渡した現品に隠れた瑕疵が発見されたときは、乙は、直ちにその使用を中止し、速やかに受託事業体に連絡するものとする。

2 受託事業体は、乙から前項の連絡を受けたときは、乙と協議の上、瑕疵のあった現品と同等の現品を乙に引き渡さなければならない。

3 乙は瑕疵現品を受託事業体に返還するものとし、返還の費用は受託事業体が負担する。

(保管料の負担区分)

第6条 現品の保管料は、引渡通知書の交付の日の当日分から乙が負担するものとする。

(危険負担)

第7条 第4条による受渡しが行われた後に生じた現品の亡失損傷等の事故による損害は、乙の負担とする。ただし、在姿のまま現品の受渡しを行った場合において、乙の受渡しを受けた現品が甲の所有に属するもの（甲が第三者に受け渡した現品で、甲の所有に属するものと混合保管されているものを含む。）と同一の倉庫（受託事業体が引渡通知書において倉所、軒番、倉番又は工場を指定した場合及び引渡通知書に基づき保管倉庫業者が倉番を決定したときは、それぞれの倉所、軒番、倉番及び工場）に混合して保管されている場合に生じた当該混合保管現品の亡失損傷等の事故による損害について、乙は、その混合保管の総数に対する割合に応じて負担するものとする。

(転売等の禁止)

第8条 乙は、甲から買い受けた現品を甲の指示又は承認を受けないで転売、賃借その他売買目的に反した処分をすることができない。

(契約の解除)

第9条 次の各号の一に該当するときは、甲は契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約の全部又は一部の解除を申し出たとき。
- (2) 乙が、この契約の条項に違反したとき。

(違約金)

第10条 乙が現品受渡期限までに現品の受渡しを行わなかったときは、甲が乙の責めに帰し得ない事由によるものと認めた場合を除いて、乙は受渡未了現品の代価（消費税及び地方消費税の相当額を除く。）について、当該期限（現品受渡しの遅延が買受代金納付の遅延による場合にあつては、当該代金納付の日とする。）の翌日から受渡しを行った日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合の違約金を甲に納付しなければならない。

2 前項の違約金は、歳入徴収官が別に発行する納入通知書により納付しなければならない。

(延滞金)

第11条 乙は、買受代金又は公に納付すべき違約金（以下「元本」という。）について歳入徴収官が発行する納入通知書の納付期限までに納付しなかったときは、当該未納額に対して納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、買受代金にあつては、年14.60パーセント、違約金にあつては、年5パーセントの割合で計算した額を延滞金として納入告知書により甲に納付しなければならない。

2 前項の延滞金は、元本と同時に納付しなければならない。

3 前項により納付された金額が延滞金と元本との合計額に満たない場合には、まず延滞金に充当し、次いで元本に充当するものとする。

4 歳入徴収官は、前項によつてもなお、延滞金と元本との合計額に未納額が生じている場合は、乙に納付書を発行し、乙は納付書により納付しなければならない。

(責任の免除)

第12条 甲は次の場合において、乙が損害を被ることがあつてもその責めを負わない。

- (1) 天災地変その他甲又は受託事業体の責めに帰し得ない事由によつて現品の受渡しが遅延若しくは不能になった場合。
- (2) 第9条により契約を解除した場合。
- (3) 引き渡した現品に瑕疵がある場合であつて、瑕疵発生の原因が甲又は受託事業体の責めに帰し得ない場合。

(期限の特則)

第13条 この契約に定める期限については、その期限が行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に該当する場合は、その翌日をもって当該期間とする。

(調査、報告)

第14条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、その業務又は経理の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

2 乙が前項の定めに従わないときは、当該債権について、納付期限を繰り上げることができるものとする。

(協力義務)

第15条 次の場合においては、乙は、甲に協力するものとする。

- (1) 甲が現品の包装容器及び副産物の処理方法について指示した場合。
- (2) 倉庫調達その他の必要に基づき、甲が現品の搬出期限を指定した場合。
- (3) 甲が、第14条により調査、報告を求めた場合。

(法令の補充適用)

第16条 この契約に定めのない事項については、法令の規定によるものとする。

(紛争の解決方法)

第17条 この契約に関して甲乙間に紛争が乗じた場合は、その都度甲及び乙が誠意ある協議を行うものとする。

(合意管轄)

第18条 契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

この契約成立の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、甲乙各々その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

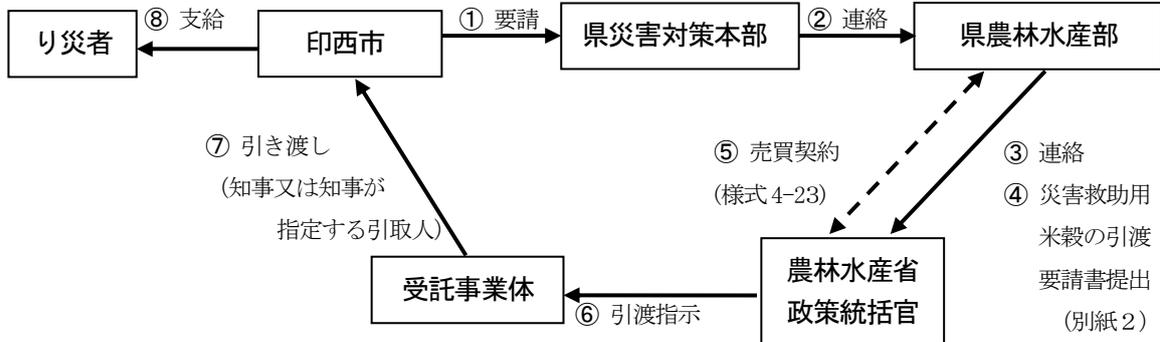
甲 食料安定供給特別会計契約担当官  
農林水産省政策統括官 印

乙 住所  
氏名 印

## 6-2 政府所有米穀の受渡し系統図

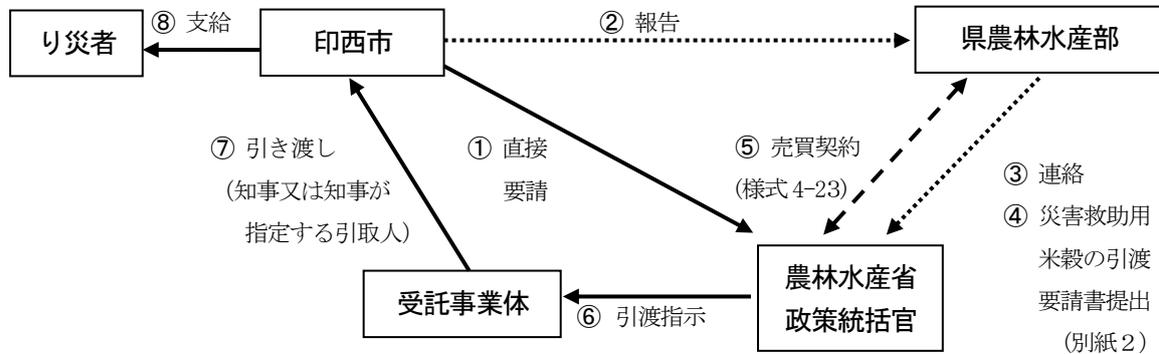
被災市町村から米穀の供給要請を受けた場合は、県から農林水産省政策統括官に要請し、売買契約（様式4-23）を締結する。

### I 市町村からの要請を受け、県が農林水産省政策統括官に要請する場合



### II 直接、市町村が農林水産省政策統括官に要請する場合

市町村が直接、農林水産省政策統括官に供給要請した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農林水産省政策統括官に連絡する。



### 6-3 市の物資等備蓄品

品目区分	品目名
物資(食料・飲料)	クラッカー
	アルファ化米
	ソフトパン
	保存用ラーメン
	非常用飲料水
	粉ミルク等
物資(避難・生活用品)	給水袋
	炊飯袋
	トイレットペーパー
	真空毛布
	真空パクタオル
	懐中電灯
	哺乳瓶
	紙おむつ(幼児用)
	紙おむつ(高齢者用)
	女性用生理用品
	えんぴつ
	えんぴつ削り
	入所・退所カード
	物資(医薬品・医療品)
資機材(避難・生活)	組立式煮炊きレンジ
	簡易組立トイレ
	簡易組立トイレ予備便槽
	携帯型トイレ
	簡易更衣室
	マンホール用簡易組立てトイレ
	マルチトイレ(車椅子対応型)
	トイレ用巾着袋
	浄水器
	ガソリン携行缶
	ワンタッチパーテーション(間仕切り:部屋)
	大型扇風機
	ラジオ
	ひしゃく
	スコッチコーン
	コーンバー
	大ハンマー
	スコップ
	コードリール
	ブルーシート
	パーソナルテント

品目区分	品目名
資機材(救出・救護・消火)	担架
	救出救助資機材セット
	各種救助用資機材
	車椅子
資機材(共通・その他)	拡声器サイレン付
	誘導灯
	リヤカー
	コードリール
	投光機
	バルーン投光機
	発電機
	蓄電池
	ブルーシート
	土のう袋
	トラロープ
	乾電池
	軍手
	アルミロールマット
防災テント	

6-4 水防倉庫・水防資機材一覧

平成31年4月1日現在

水防倉庫名	設置場所	水防資材	水防機材		
竹袋 水防倉庫	印西市竹袋 1921 地先官堤 設置年月日 平成元年 3月 25日 面積：33 m <sup>2</sup>	土のう袋(枚) 6000	スコップ(丁)	50	
			縄(kg) 44(玉)	万能(丁)	
				ペンチ(丁)	1
		オノ(丁)			
		丸太・杭(本) 106	鋸(丁)	2	
			掛矢(丁)	10	
			くわ(丁)		
		鉄線(Kg) 75	鎌(丁)	縄切 10	
			無線機(台)		
			照明器具(台)		
		むしろ張りシート(枚) 60	懐中電灯(台)	3	
			その他		
			鉄ハンマー	18	
		パイル(本) 350	モッコ	10	
カナヅチ	1				
バール	1				
水防活動人員(名)	シノ	1			
消防団員 322	暈(枚) 58	番線カッター	1		
水防倉庫名	設置場所	水防資材	水防機材		
平岡 水防倉庫	印西市平岡 234-1 地先官堤 設置年月日 平成3年 3月 26日 面積：33 m <sup>2</sup>	土のう袋(枚) 7000 大型 土のう 50	スコップ(丁)	100	
			縄(kg) 33(玉)	万能(丁)	
				ペンチ(丁)	3
		オノ(丁)			
		丸太・杭(本) 200	鋸(丁)	5	
			掛矢(丁)	20	
			くわ(丁)		
		鉄線(Kg) 75	鎌(丁)	縄切 30	
			無線機(台)		
			照明器具(台)		
		むしろ張りシート(枚) 60	懐中電灯(台)	5	
			その他		
			鉄ハンマー	50	
		パイル(本) 500	モッコ	20	
カナヅチ	3				
バール	3				
水防活動人員(名)	シノ	5			
消防団員 322	暈(枚) 90	番線カッター	3		
		塩ビ	2		

※出典：印旛利根川水防事務組合「令和元年度水防実施計画書」（抜粋）

## 水防用土砂採取可能箇所一覧表

出張所名	河川名	左・右岸別	杆杭位置	地先名	土量 ( m <sup>3</sup> )
安食出張所	利根川	右	75.0k 下 50m	千葉県印西市大森地先	100
安食出張所	利根川	右	74.25k	〃 木下地先	2,500

※出典：国土交通省利根川下流河川事務所洪水対策計画書（抜粋）

## 6-5 給水拠点

番号	施設名	住所
1	平賀地区耐震性井戸付貯水槽	印西市平賀9 2 8 番地
2	印旛支所耐震性井戸付貯水槽	印西市美瀬1 - 2 5
3	印西市役所防災井戸	印西市大森2 3 6 4 - 2
4	平岡配水場	印西市別所6 1 - 1
5	松崎配水場	松崎台1 - 9
6	北総浄水場	印西市竜腹寺2 9 6
7	牧の原耐震性貯水槽	印西市牧の原2 丁目 3
8	木刈中学校災害用井戸	木刈二丁目 1 番地
9	高花小学校災害用井戸	高花二丁目 4 番地
10	原山中学校災害用井戸	原山一丁目 2 番地
11	西の原中学校災害用井戸	西の原一丁目 3 番地
12	小林中学校災害用井戸	小林大門下一丁目 4 番地 1
13	印西中学校災害用井戸	大森 2244 番地

## 6-6 印西市消防団器具庫所在地

### 第1方面隊

分団名	所在地	備考
第1分団第1部	木下1 3 8 8 - 5	詰所
第1分団第2部	竹袋1 4 0 - 1	詰所
第1分団第3部	平岡1 1 6 5 - 1	詰所
第1分団第4部	別所6 2 5	詰所
第2分団第5部	小林2 7 1 1 - 3	詰所
第2分団第6部	小林1 9 9 8 ・ 2 0 0 5	詰所
第2分団第7部	小林4 0 9 4 - 2 ・ 4 0 9 4 - 3	詰所
第3分団第8部	大森字七畝割4 3 7 1 - 1 0	詰所
第3分団第9部	大森字原の宿2 3 2 0 - 2	詰所
第3分団第10部	大森字古新田4 2 5 - 1	詰所
第3分団第11部	鹿黒字堀込3 9 4	詰所
第4分団第12部	大森字中の口4 6 2 0 - 1 ・ 4 6 2 0 - 2	詰所
第4分団第13部	発作字中島6 9 6 - 6	詰所
第4分団第14部	亀成字水神前2 4 0 - 3	詰所

第2方面隊

分団名	所在地	備考
第5分団第1部	武西字台158-2	詰所
第5分団第2部	戸神字堂ノ下869	詰所
第5分団第3部	船尾字鴻ノ巣763-2	詰所
第5分団第4部	松崎字中郷382-2	詰所
第5分団第5部	結縁寺字北ノ内535-1	詰所
第6分団第6部	草深字蛭沼66-8	詰所
第6分団第7部	草深字原2531-14	詰所
第7分団第8部	浦部字出口1166-3	詰所
第7分団第9部	浦部字神保台1962-1	詰所
第7分団第10部	和泉字台885-1	詰所
第7分団第11部	和泉字寺971-1	詰所
第7分団第12部	浦部字南山1216-1	詰所

第3方面隊

分団名	所在地	備考
第8分団第1部	瀬戸1080	詰所
第8分団第2部	山田字宮前93-1	器具庫
第8分団第3部	平賀字古井戸原926	器具庫
第9分団第4部	吉高字若作965-2-2	器具庫
第9分団第5部	萩原字辺田谷1404-2	器具庫
第9分団第6部	松虫17-2	器具庫
第10分団第7部	師戸字西ノ下1486-1	器具庫
第10分団第8部	鎌苅字作尻542	器具庫
第11分団第9部	造谷字大正寺657-2	詰所
第11分団第10部	岩戸字宮坂1616-1	器具庫
第11分団第11部	吉田1600-1	詰所

第4方面隊

分団名	所在地	備考
第12分団第1部	中根840	器具庫
第12分団第2部	笠神779-2	器具庫
第13分団第4部	滝317-2	器具庫
第13分団第5部	竜腹寺652-1	器具庫
第13分団第6部	荒野457	器具庫
第14分団第7部	酒直卜杭116	器具庫
第14分団第8部	将監188-6	器具庫
第14分団第9部	行徳21	器具庫

## 7 避難関連

### 7-1 広域避難場所（指定緊急避難場所）

広域避難場所は、市街地における大規模火災が発生した場合に、輻射熱や煙から身を守り生命の安全を確保するため、一時的に避難する避難場所である。公園や公共空地等を指定する。

No.	名 称	所 在 地	電 話 番 号	震 災	風 水 害
1	千葉県立北総花の丘公園	原山一丁目 12 番地 1	47-4030	○	○
2	東京電機大学 千葉ニュータウンキャンパス	武西学園台二丁目 1200 番地	46-4111	○	○
3	松山下公園	浦部 275 番地	42-8417	○	○

## 7-2 指定避難所

住家の全半壊、焼失、浸水により住居を失ったものまたは居住が困難な被災者のうち、避難を必要とする者を一時収容し、保護するための場所である。学校等を指定する。

No.	名 称	所 在 地	電 話 番 号	震 災	風 水 害
1	木下小学校	木下 1502 番地	42-2607	○	○
2	小林小学校	小林 2448 番地 2	42-4311	○	○
3	大森小学校	大森 3350 番地	42-2089	○	
4	船穂小学校	船尾 1292 番地	46-0023	○	○
5	旧永治小学校	浦部 557 番地	—	○	○
6	木刈小学校	木刈二丁目 6 番地	46-1755	○	○
7	内野小学校	内野一丁目 1 番地	46-1781	○	○
8	原山小学校	原山三丁目 4 番地	46-1701	○	○
9	小林北小学校	小林北五丁目 1 番地 5	97-1100	○	
10	小倉台小学校	小倉台二丁目 3 番地	46-5711	○	○
11	高花小学校	高花二丁目 4 番地	46-6211	○	○
12	西の原小学校	西の原二丁目 7 番地	45-0150	○	○
13	原小学校	原三丁目 5 番地	45-8611	○	○
14	印西中学校	大森 2244 番地	42-3151	○	○
15	船穂中学校	高花一丁目 3 番地	46-0021	○	○
16	木刈中学校	木刈二丁目 1 番地	46-1751	○	○
17	小林中学校	小林大門下一丁目 4 番地 1	97-3100	○	○
18	原山中学校	原山一丁目 2 番地	46-6911	○	○
19	西の原中学校	西の原一丁目 3 番地	45-0160	○	○
20	そうふけふれあいの里	草深 924 番地	47-4700	○	○
21	平岡自然の家	平岡 1554 番地	42-1008	○	○
22	六合小学校	瀬戸 1580 番地	98-0006	○	○
23	旧宗像小学校	岩戸 1680 番地	—	○	○
24	平賀小学校	平賀 1161 番地 2	98-1151	○	○
25	いこは野小学校	若萩三丁目 9 番地	98-2080	○	○
26	印旛中学校	舞姫二丁目 1 番地 1	98-0711	○	○
27	本埜小学校	中根 1281 番地 2	97-0035	○	○
28	旧本埜第二小学校	笠神 1745 番地	—	○	
29	滝野小学校	滝野五丁目 1 番地	97-1977	○	○
30	本埜中学校	笠神 250 番地	97-0009	○	○
31	滝野中学校	滝野五丁目 2 番地	97-1988	○	○
32	牧の原小学校	牧の原三丁目 1 番地 1	29-5560	○	○

### 7-3 特別避難所

特別避難所は、以下に掲げる目的等のため、市長が必要と認めた場合に開設する。

- (1) 福祉避難所として、要配慮者に対する特別な配慮をするため
- (2) 土砂災害警戒区域付近の市民が一時避難するため

No.	名 称	所 在 地	電 話 番 号	震 災	風 水 害	土 砂 災 害
1	総合福祉センター	竹袋 614 番地 9	42-0144	○		
2	中央公民館	大森 3934 番地 1	42-2911	○		
3	中央駅前地域交流館	中央南一丁目 2 番地	46-5111	○	○	
4	小林コミュニティプラザ	小林北五丁目 1 番地 6	97-0003	○		
5	ふれあい文化館	原三丁目 4 番地	45-3800	○	○	
6	中央駅北コミュニティセンター (フレンドリープラザ)	木刈四丁目 3 番地 1	46-8611	○	○	
7	中央駅南コミュニティセンター (サザンプラザ)	原山三丁目 3 番地	45-0611	○	○	
8	永治コミュニティセンター	浦部 411 番地 3	42-1101	○	○	
9	船穂コミュニティセンター	船尾 786 番地 1	48-5311	○	○	
10	ふれあいセンターいんば	美瀬一丁目 25 番地	80-3900	○	○	○
11	本埜公民館	中根 1375 番地	97-2011	○	○	○
12	宮内青年館	浦部 1430 番地 3				○
13	和泉会館	和泉 885 番地 1				○
14	松崎中央会館	松崎 396 番地				○
15	小林小学校	小林 2448 番地 2	42-4311			○
16	旧宗像小学校	岩戸 1680 番地				○
17	船穂小学校	船尾 1292 番地	46-0023			○
18	大森ふれあい会館	大森 2646 番地 8				○
19	平賀地区構造改善センター	平賀 928 番地				○

## 7-4 市が指定する一時避難場所

災害時の危険を回避するため、市は一時的に避難する避難場所として近隣公園以上の規模を有する公園を一時避難場所として指定する。

また、町内会・自治会等や自主防災組織は、地区の身近な公園や空地を一時避難場所としてあらかじめ定めるものとする。

No.	公園名	種別	所在	所在地	面積(ha)	供用開始
1	松山下公園	総合	浦部	浦部275番地	14.06	S63.4.1
2	本埜スポーツプラザ	運動	中根	中根1362番地2他	5.71	H4.8.23
3	印旛中央公園	地区	瀬戸	瀬戸1504番地1他	4.12	S56.4.1
4	印旛西部公園	地区	岩戸	岩戸2869番地他	5.40	H9.3.31
5	松虫姫公園	地区	舞姫	舞姫三丁目2号1番地他	7.46	H17.4.3
6	牧の原公園	地区	牧の原	牧の原五丁目1613番地1他	5.76	H11.3.31
7	泉公園	地区	泉野	泉野三丁目102番地	2.42	H25.4.1
8	浅間山公園	近隣	小林	小林浅間三丁目1番地10	2.00	S58.4.1
9	高花公園	近隣	高花	高花五丁目4番地	2.20	S61.3.31
10	多々羅田公園	近隣	内野	内野一丁目10番地1	2.48	S63.3.31
11	浦幡新田公園	近隣	木刈	浦幡新田283番地1	2.25	H5.2.15
12	西の原公園	近隣	西の原	西の原一丁目4番地	2.00	H8.6.3
13	草深公園	近隣	原	原二丁目4番地	2.00	H10.3.31
14	大塚前公園	近隣	小倉台	小倉台一丁目385番地他	2.05	H14.8.1
15	木下万葉公園	近隣	木下	木下字平台1944番地他	2.72	H17.11.21
16	松崎台公園	近隣	松崎台	松崎台一丁目23番地	2.42	H20.5.1
17	萩原公園	近隣	若萩	若萩四丁目1番地	2.16	H17.4.3
18	滝野公園	近隣	滝野	滝野四丁目2番地1	2.50	H10.4.1
19	東の原公園	近隣	東の原	東の原三丁目	2.10	H26.4.4
20	別所谷津公園	近隣	牧の原	牧の原三丁目2番地	2.70	H27.4.1
21	木下交流の杜公園	近隣	木下	木下字平台804番地	2.90	H30.4.2

## 8 条例・基準等

### 8-1 印西市防災会議条例

昭和40年1月29日

条例第1号

改正	平成2年3月13日条例第15号	平成5年3月26日条例第12号
	平成8年3月26日条例第5号	平成8年9月17日条例第10号
	平成9年6月27日条例第30号	平成12年3月15日条例第9号
	平成24年10月4日条例第20号	

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、印西市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 印西市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務を処理すること。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員40人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 千葉県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (3) 千葉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (4) 市長がその部内のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
  - (9) その他市長が必要と認めた者
- 6 前項第7号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和40年2月1日から施行する。

附 則 (平成2年3月13日条例第15号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月26日条例第12号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月26日条例第5号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年9月17日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年6月27日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の印西市防災会議条例第3条第1項の規定により、新たに同条第5項第7号及び第8号に規定する委員となる者の任期は、同条第6項の規定にかかわらず、平成11年3月31日までとする。

附 則 (平成12年3月15日条例第9号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(印西市環境審議会委員、印西市都市計画審議会委員及び印西市防災会議委員の任命に係る経過措置)

3 この条例の施行の際、現に委員である者は、改正後の印西市環境審議会条例、印西市都市計画審議会条例及び印西市防災会議条例の規定に基づいて任命された委員とみなす。ただし、その任期は、この条例の施行の際における委員としての残任期間に相当する期間とする。

附 則 (平成24年10月4日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の印西市防災会議条例(以下「新条例」という。)の規定により防災会議の委員(新条例第3条第5項第7号から第9号までの者に限る。)として新たに任命される者の任期は、この条例の施行の際現に改正前の印西市防災会議条例(以下「旧条例」という。)の規定により任命された委員(旧条例第3条第5項第7号及び第8号の者に限る。)の残任期間に相当する期間とする。

## 印西市防災会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、印西市防災会議条例(昭和40年条例第1号。以下「条例」という。)第5条の規定により、印西市防災会議(以下「防災会議」という。)の議事及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長代理委員の指名)

第2条 条例第3条第4項の規定による会長の職務を代理する委員は、副市長の職にある委員とする。

(会議)

第3条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事日程)

第4条 会長は、防災会議の開催日時、議題等を記載した議事日程を定め、防災会議開催日の1週間前までに委員(専門委員を含む。以下同じ。)に通知するものとする。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、議事日程を変更することができる。

(委員の権限委任)

第5条 委員がやむを得ない理由により、会議に出席できないときは、当該委員と同一の機関又は組織に属する者で、あらかじめ委員が指名する者にその権限を委任することができる。

(会議の公開)

第6条 防災会議の会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 当該会議において、印西市情報公開条例(平成12年条例第24号)第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
  - (2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる場合
- 2 前項各号の規定に該当する場合において、会議の公開又は非公開の決定は、会長が防災会議に諮って行うものとする。

(会議開催の事前公表)

第7条 会議の開催については、開催予定日の1週間前までに、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 会議名、開催日時及び開催場所
  - (2) 傍聴者の定員及び傍聴者の決定方法
  - (3) 問い合わせ先
  - (4) その他必要な事項
- 2 会議開催の公表は、行政資料コーナーに配置し、市民の閲覧に供する等により行うものとする。

(会議の傍聴)

第8条 防災会議の傍聴については、別に定める「印西市防災会議傍聴要領」によるものとする。

(会議録の作成等)

第9条 会長は、会議終了後、速やかに次の各号に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 会議名、開催日時及び開催場所
- (2) 出席者
- (3) 議題
- (4) 会議概要及び審議経過
- (5) その他防災会議が必要と認める事項

2 会議録は、会長が指名する者の署名をもって確定するものとする。

(委任)

第 10 条 この要領に定めるもののほか防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 18 年 8 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

防災会議委員名簿（役職・名）

No.	所属	役職	委員職名
	印西市	市長	会 長
1	国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所	所長	第1号委員
2	農林水産省関東農政局千葉支局	地方参事官	
3	陸上自衛隊第1空挺団第1普通科大隊	第2中隊長	
4	千葉県印旛地域振興事務所	所長	第2号委員
5	千葉県印旛土木事務所	所長	
6	千葉県印旛健康福祉センター	センター長	
7	千葉県印西警察署	署長	第3号委員
8	印西市	副市長	第4号委員
9	印西市	総務部長	
10	印西市	企画財政部長	
11	印西市	市民部長	
12	印西市	環境経済部長	
13	印西市	健康福祉部長	
14	印西市	健康子ども部長	
15	印西市	都市建設部長	
16	印西市	上下水道部長	
17	印西市教育委員会	教育部長	
18	印西市教育委員会	教育長	第5号委員
19	印西地区消防組合	消防長	第6号委員
20	印西市消防団	団長	
21	東日本旅客鉄道株式会社千葉支社	湖北駅長	第7号委員
22	北総鉄道株式会社運輸部旅客課駅務区	千葉ニュータウン中央 管区駅務区長	
23	東日本電信電話株式会社千葉事業部	千葉支店長	
24	東京電力パワーグリッド株式会社成田支社	支社長代理	
25	東京ガス株式会社千葉支社	副支社長	
26	千葉県手賀沼土地改良区	理事長	
27	印旛沼土地改良区	理事長	
28	東京電機大学理工学部	助教	第8号委員
29	印西防災研究会	会員	
30	千葉県企業局船橋水道事務所千葉ニュータウン支所	支所長	第9号委員
31	成田赤十字病院	事務部長	
32	日本医科大学千葉北総病院	災害対策室係長	
33	公益社団法人印旛市郡医師会	印西地区代表	
34	公益社団法人千葉県印旛郡市歯科医師会	印西地区代表	
35	印西市町内会自治会連合会	会長	
36	社会福祉法人印西市社会福祉協議会	会長	
37	株式会社千葉ニュータウンセンター	代表取締役社長	
38	印西市民生委員児童委員協議会	副会長	

## 8-2 印西市災害対策本部条例

昭和40年1月29日  
条例第2号

改正 平成2年3月13日条例第16号 平成8年3月26日条例第5号  
平成8年9月17日条例第11号 平成22年3月17日条例第27号  
平成24年10月4日条例第21号

### (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、印西市災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部に属する職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

### (部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長がこれを指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

### (現地災害対策本部)

第4条 災害対策本部長は、現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置く。

2 前項に規定する現地災害対策本部長、現地災害対策本部員その他の職員は、前2条に規定する者のうちから災害対策本部長が指名するものをもって充てる。

3 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

### (雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

#### 附 則

この条例は、昭和40年2月1日から施行する。

附 則（平成2年3月13日条例第16号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月26日条例第5号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年9月17日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月17日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年10月4日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 8-3 印西市自主防災組織助成要綱

平成6年4月1日  
告示第42号

改正 平成8年3月29日告示第22号 平成9年3月28日告示第21号  
平成22年3月23日告示第97号 令和3年3月19日告示第31号

### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 自主防災組織設置助成（第3条—第9条）
- 第3章 自主防災組織活動助成（第10条—第18条）
- 第4章 雑則（第19条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この要綱は、自主防災組織の設置及びその活動に対し、防災用資機材の譲与及び助成金を支給することにより、地域住民の地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

##### （定義）

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、自主的な地域の防災活動を行うために町内会等を単位として組織した団体であって、市長に印西市自主防災組織結成届（別記第1号様式）を次の各号に掲げる書類を添えて提出し、市長が認めたものをいう。

- （1）自主防災組織規約
- （2）自主防災組織防災計画
- （3）年間事業実施計画書
- （4）その他市長が必要と認めるもの

#### 第2章 自主防災組織設置助成

##### （設置助成）

第3条 市長は、予算で定める範囲内において、自主防災組織が取得する消火器、担架、救急薬品、ヘルメット、ロープ、誘導旗、腕章等の防災用資機材に係る経費を助成するものとする。

##### （設置助成の申請）

第4条 前条の規定により設置助成を受けようとする自主防災組織（以下「設置助成申請団体」という。）は、印西市自主防災組織設置助成申請書（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

##### （設置助成の決定及び通知）

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し適当と認めたときは、印西市自主防災組織設置助成決定通知書（別記第3号様式）により設置助成申請団体に通知するものとする。

##### （報告書の提出）

第6条 設置助成申請団体は、前条の規定により設置助成の決定の通知を受けたときは、速やかに印西市自主防災組織資機材受領書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

##### （変更の届出）

第7条 設置助成申請団体は、次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、速やかに印西市自主防災組織変更届出書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

- （1）自主防災組織の名称の変更
- （2）自主防災組織の代表者氏名及び住所並びに事務所所在地の変更
- （3）譲与した物品の紛失又は損傷

(譲与物品の返還)

第8条 市長は、設置助成を受けた自主防災組織が、次の各号のいずれかに該当する場合は、譲与物品の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 譲与物品を助成の目的に反して使用したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載する等不正の行為があったとき。

(譲渡の禁止)

第9条 譲与物品は、他に譲渡してはならない。

### 第3章 自主防災組織活動助成

(活動助成)

第10条 市長は、自主防災組織が行う防火防災訓練等の事業（以下「助成事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内において印西市補助金等交付規則（昭和53年規則第6号。以下「補助金交付規則」という。）及びこの章の規定により当該自主防災組織に対し、助成金を交付するものとする。

(助成額)

第11条 助成金の額は、次の各号に掲げる合算額を限度とし、一組織に対し年1回助成するものとする。

- (1) 基礎額 1万円
- (2) 参加割額 助成事業参加人数に100円を乗じた額。ただし、自主防災組織加入世帯数に100円を乗じた額を上限とする。

(交付の申請)

第12条 第10条の規定により助成金の交付を受けようとする自主防災組織（以下「活動助成申請団体」という。）は、印西市自主防災組織活動助成金交付申請書（別記第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 4月1日現在の加入世帯名簿
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定通知)

第13条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し適当と認めるときは、印西市自主防災組織活動助成金交付通知書（別記第7号様式）により活動助成申請団体に通知するものとする。

(助成事業内容の変更等)

第14条 前条の規定による交付の決定通知を受けた自主防災組織（以下「被助成団体」という。）は、助成事業の内容を変更又は中止したときは、速やかに印西市自主防災組織活動助成変更届出書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第15条 被助成団体は、助成事業が完了したときは、事業の完了の日から1月以内又は交付決定に係る会計年度終了の日のいずれか早い日までに、印西市自主防災組織活動助成実績報告書（別記第9号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 参加者数が確認できる書類
- (2) 写真
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(額の確定通知)

第16条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、内容の審査を行い交付すべき助成金の額を確定し、印西市自主防災組織活動助成金確定通知書（別記第10号様式）により被助成団体に通知するものとする。

(交付の請求)

第 17 条 被助成団体は、助成金の交付の請求をしようとするときは、印西市自主防災組織活動助成金交付請求書（別記第 11 号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の方法)

第 18 条 市長は、前条の請求を受けたときは、被助成団体が指定した金融機関の口座に助成金を振り込むことにより行うものとする。

第 4 章 雑則

(補則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか自主防災組織活動の助成に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 29 日告示第 22 号）

この告示は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 28 日告示第 21 号）

この告示は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 23 日告示第 97 号）

この告示は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 19 日告示第 31 号）

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(別記) 略

## 8-4 印西市防災行政無線局管理運用規程

昭和62年4月15日  
訓令第6号

改正	平成2年3月13日訓令第2号	平成3年3月30日訓令第4号
	平成4年4月1日訓令第5号	平成5年3月26日訓令第4号
	平成6年3月31日訓令第7号	平成7年3月31日訓令第7号
	平成8年3月29日訓令第22号	平成9年3月28日訓令第10号
	平成10年6月10日訓令第7号	平成12年12月25日訓令第19号
	平成13年3月29日訓令第10号	平成15年3月26日訓令第2号
	平成19年3月29日訓令第4号	平成19年12月27日訓令第17号
	平成22年3月17日訓令第12号	平成27年3月31日訓令第4号
	令和3年3月31日訓令第6号	

(目的)

第1条 この訓令は、電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）及び関係法令に定めるもののほか、印西市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し円滑な通信の確保を図るため設置する印西市防災行政無線局（以下「無線局」という。）の管理及び運用について必要な事項を定め、本市の防災及び行政事務の効果的な処理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 法第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 同報系親局 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (3) 同報系子局 同報系親局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (4) 基地局 陸上移動局との通信を行うため印西市役所に開設した移動しない無線局をいう。
- (5) 陸上移動局 移動系親局と通信する相手局をいう。
- (6) 無線系 前各号の無線局及びその附帯設備を含めた通信システムをいう。
- (7) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であつて、総務省関東総合通信局長の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有するものをいう。

(総括管理者)

第3条 無線系に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、総務部長をもって充てる。
- 3 総括管理者は、無線系の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

(管理責任者)

第4条 無線系に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総務部防災課長をもって充てる。
- 3 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線系の管理及び運用の業務を行うとともに通信取扱責任者及び使用管理者を指揮監督する。

(通信取扱責任者)

第5条 無線系に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、総務部防災課防災係の係長をもって充てる。
- 3 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け無線従事者及び通信取扱者を指揮監督し、常に当該無線の運用状況を把握し、かつ、機能の維持及び保全に努める。

(使用管理者)

第6条 同報系親局、基地局及び陸上移動局に使用管理者を置く。

(無線従事者の配置等)

第7条 総括管理者は、無線系の運用に必要な員数の無線従事者を選任し、その旨を主任無線従事者 無線従事者選（解）任届（別記第1号様式）により総務省関東総合通信局長に届け出なければならない。

2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日現在における無線従事者名簿（別記第2号様式）を作成するものとする。

（無線従事者の任務）

第8条 無線従事者は、無線設備の操作を行うとともに無線業務日誌（別記第3号様式及び第4号様式）を記載する。

2 基地局に配置された無線従事者は、通信の相手方となる陸上移動局の通信取扱者の行う無線設備の操作を指導する。

（通信取扱者）

第9条 通信取扱者は、無線従事者の指導のもとに法に基づいた無線局の運用を行う。

2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。

（業務書類等の管理）

第10条 管理責任者は、法に基づき業務書類を管理保管する。

2 管理責任者は、法の集録を常に現行のものに維持しておくものとする。

3 管理責任者は、主任無線従事者 無線従事者選（解）任届（別記第1号様式）に関する書類を常に整理保管しておくものとする。

（業務報告）

第11条 同報系親局及び基地局の使用管理者は、毎月の無線局の運用状況を翌月10日までに総括管理者に報告するものとする。

2 前項に規定する報告は、防災行政無線同報系・移動系運用状況報告書（別記第5号様式）により行うものとし、無線業務日誌を添付するものとする。

（無線設備の保守点検）

第12条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

（1）毎日点検 通信取扱責任者が行う。

（2）月点検 使用管理者又は通信取扱責任者が行う。

（3）半年点検 管理責任者が保守点検委託業務により行う。

2 保守点検の結果異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告するものとする。

（通信訓練）

第13条 総括管理者は、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次のとおり定期的な通信訓練を行うものとする。

（1）総合防災訓練に併せた総合通信訓練 毎年1回

（2）定期通信訓練 毎四半期

2 通信訓練は、通信統制訓練及び伝達訓練とする。

（研修）

第14条 総括管理者は、毎年1回以上、通信取扱者に対して法、関係法令及び無線設備の取扱方法等の研修を行うものとする。

（その他）

第15条 この訓令に定めるもののほか、印西市防災行政無線の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（平成2年3月13日訓令第2号）  
この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月30日訓令第4号）  
この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年4月1日訓令第5号）  
この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月26日訓令第4号）  
この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日訓令第7号）  
この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日訓令第7号）  
この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日訓令第22号）  
この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月28日訓令第10号）  
この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年6月10日訓令第7号）  
この訓令は、平成10年6月17日から施行する。

附 則（平成12年12月25日訓令第19号）  
この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月29日訓令第10号）  
この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月26日訓令第2号）  
この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日訓令第4号）  
この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月27日訓令第17号）  
この訓令は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成22年3月17日訓令第12号）  
この訓令は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成27年3月31日訓令第4号）  
この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日訓令第6号）  
この訓令は、公示の日から施行する。

## 8-5 印西市緊急情報発信システム管理運用規程

平成 18 年 10 月 18 日

訓令第 14 号

改正 平成 19 年 3 月 29 日訓令第 4 号

平成 25 年 3 月 19 日訓令第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、印西市緊急情報発信システムの円滑な管理及び運用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令において緊急情報発信システム（以下「システム」という。）とは、市民、市職員等（以下「市民等」という。）に緊急に知らせる必要のある防災又は防犯等に係る情報を市のパソコン又は携帯電話からインターネット回線を介して専用サーバに送信し、当該サーバから市民等のパソコン又は携帯電話に送信するシステムをいう。

(情報発信内容)

第 3 条 システムにより発信する情報の内容は、別表に掲げるとおりとする。

(総括責任者)

第 4 条 システムに総括責任者を置く。

2 総括責任者は、総務部長をもって充てる。

3 総括責任者は、システムの管理及び運用の業務を総括し、情報管理者を指揮監督する。

(情報管理者)

第 5 条 システムに情報管理者を置く。

2 情報管理者は、総務部防災課長をもって充てる。

3 情報管理者は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 総括責任者の命を受け、システム内の登録情報についての管理

(2) 発信責任者の指揮監督

(3) 発信責任者からのシステムによる情報発信の承認の申請に対する決定（別記第 1 号様式）

(4) その他システムによる発信情報の管理及び運用

(発信責任者)

第 6 条 システムに発信責任者を置く。

2 発信責任者は、システムを運用する各課等の長をもって充てる。

3 発信責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) システムにより情報を発信する際の情報管理者に対する承認の申請（別記第 2 号様式）

(2) システムによる発信情報の適正な管理

(3) システムによる発信情報の訂正、修正等における情報管理者への報告（別記第 3 号様式）

(発信取扱者)

第 7 条 システムに発信取扱者を置く。

2 発信取扱者は、システムを運用する各課等の主任をもって充てる。

3 発信取扱者は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 発信責任者の命を受け、システムの運用

(2) 市民等に緊急に知らせる必要のある情報の発信及び解除

(雑則)

第 8 条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 29 日訓令第 4 号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月19日訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第3条）

情報発信項目	情報発信内容
1 災害情報	発生した災害の内容及び被害情報
2 避難所開設情報	避難所を開設した情報
3 気象情報	大雨、強風、河川の増水等の警報及び台風接近情報
4 地震情報	震度4以上の印西市の地震情報
5 大気情報	光化学スモッグ注意報及び警報の発令情報その他大気に関する情報
6 職員参集	職員を非常時に参集するための情報
7 防犯情報	市内及び近隣市町村で発生した犯罪情報
8 行方不明者情報	行方不明者の捜索のための情報
9 国民保護情報	ミサイル、航空攻撃、テロ等に関する情報

## 8-6 印西市消防団の設置、消防団員の定員、任免、服務等に関する条例

平成8年3月26日  
条例第13号

改正	平成12年3月15日条例第10号	平成18年12月15日条例第34号
	平成22年3月17日条例第13号	平成24年3月28日条例第4号
	平成26年12月22日条例第28号	平成29年3月21日条例第12号
	令和元年10月3日条例第20号	

印西町消防団の設置、消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（昭和44年条例第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（設置、名称及び区域）

第2条 印西市に消防団を設置する。

2 前項の消防団の名称は、印西市消防団（以下「消防団」という。）とし、その管轄区域は、市内全域とする。

（団員の種類）

第2条の2 消防団に置く団員は、基本団員及び機能別団員とする。

2 基本団員は、機能別団員以外の団員とする。

3 機能別団員は、基本団員の活動を補完する団員とし、おおむね日中消防団活動に従事するものとする。

（定員）

第3条 団員の定員は、772人とする。

（任用）

第4条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき、市長が任命し、その他の基本団員は、団長が次に掲げる者のうちから、市長の承認を得てこれを任命する。

（1） 市内に居住し、通学し、若しくは勤務する者又は本市に近接する地域の居住者で消防団活動に従事できると認められるもの

（2） 年齢18歳以上の者

（3） 志操堅固で、かつ、身体強健な者

2 機能別団員は、団長が次に掲げる者のうちから、市長の承認を得てこれを任命する。

（1） 市内に居住し、又は勤務する者で、おおむね日中消防団活動に従事できると認められるもの

（2） 基本団員の経験が5年以上ある者又は消防吏員であった者

（欠格事項）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

（1） 禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（2） 第8条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（分限）

第6条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを降任又は免職することができる。

- (1) 勤務実績がよくないとき。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 団員に必要な適格性を欠くとき。

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

- (1) 前条第1号に該当するに至ったとき。
- (2) 第4条第1項第1号又は同条第2項第1号に該当しなくなったとき。

(退職)

第7条 団員は、退職しようとするときは、あらかじめ、文書をもって願い出てその許可を受けなければならない。

(懲戒)

第8条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、停職又は免職することができる。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

(服務)

第9条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災及びその他の災害を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

2 団員が、10日以上居住地を離れるときは、団長にあっては市長に、その他の者にあっては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、団員の半数以上の者が同時に居住地を離れることはできない。

3 団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

4 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集团的行動を行ってはならない。

(報酬)

第10条 団員には、その職務に応ずる報酬を支給する。

2 団員の報酬は、別表のとおりとする。

3 団員が、就任、退任又は失職したときは、月割計算により報酬を支給する。

(費用弁償)

第11条 団員が公務のために旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により、支給する旅費の額及び支給方法については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第23号)第4条の規定を準用する。

3 団員が任命権者の招集による水火災及びその他の災害並びに警戒及び訓練の職務に従事したときは、出勤手当として1回当たり2,000円を支給する。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、印西町消防団の設置、消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の規定により団員に任命されている者は、この条例の相当規定により任命された者とみなす。

(印旛村及び本埜村の編入に伴う経過措置)

- 3 印旛村及び本埜村の編入の日（以下「編入日」という。）の前日までに、印旛村消防団条例（昭和30年印旛村条例第28号）又は本埜村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年本埜村条例第14号）（以下これらを「編入前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為（印旛村消防団条例第2条又は本埜村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第3条の規定による承認及び任命又は任用を除く。）は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 編入日の前日までに、編入前の印旛村及び本埜村の消防団員がした行為に対する処分の適用については、なお印旛村消防団条例及び本埜村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（以下これらを「編入前の条例」という。）の例による。
- 5 第10条の規定にかかわらず、編入日の前日において編入前の印旛村及び本埜村の消防団員であった者で、引き続き印西市の消防団員として任用されたものに係る報酬の支給については、平成22年3月に支給するものに限り、日割り計算による報酬額とする。
- 6 編入日の前日までに、編入前の印旛村又は本埜村の消防団員であった者に編入前の条例の規定により支給し、又は弁償すべき理由の生じた出勤手当又は費用弁償（編入日前に出発した旅行に係る旅費を含む。）で編入日以降に支給し、又は弁償するものの取扱いについては、なお編入前の条例の例による。

附 則（平成12年3月15日条例第10号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月15日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月17日条例第13号）

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成24年3月28日条例第4号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月22日条例第28号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月21日条例第12号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月3日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の印西市消防団の設置、消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の規定によりなされた処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

別表 略

## 8-7 印西市消防団の組織、階級及び訓練に関する規則

平成 8 年 3 月 29 日  
規則第 14 号

改正	平成 9 年 3 月 28 日規則第 34 号	平成 18 年 12 月 15 日規則第 107 号
	平成 19 年 2 月 16 日規則第 12 号	平成 22 年 3 月 17 日規則第 18 号
	平成 24 年 3 月 30 日規則第 29-3 号	平成 25 年 3 月 29 日規則第 14 号
	平成 31 年 4 月 1 日規則第 19 号	

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 18 条第 2 項及び第 23 条の規定に基づき、消防団の組織、階級及び訓練について必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第 2 条 消防団に本部、方面隊、分団及び部を置くものとする。

2 本部、方面隊、分団及び部の編成及び人員は、別表第 1 のとおりとする。

3 本部、方面隊、分団及び部の担当区域は、市長が別に定める。

### (階級等)

第 3 条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

2 消防団に団長、副団長、方面隊長、本部付分団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員の職を置く。

3 方面隊長は、副団長の階級の者をもって充てるものとし、本部付分団長は、分団長の階級の者をもって充てるものとする。

### (職務)

第 4 条 団長は、消防団の事務を統括し、団務を掌理する。

2 副団長は、団長を補佐し、団長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ団長の指名した順序により、その職務を代理する。

3 副団長は、団長の命を受け、団務を掌理し、団員を指揮監督する。

4 方面隊長は、団長の命を受け、方面隊を統括し、所属団員を指揮監督する。

5 本部付分団長は、団長の命を受け、分担事務を処理する。

6 本部付分団長は、方面隊長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ方面隊長の指名した順序により、その職務を代理する。

### (本部)

第 5 条 本部は、次に掲げる事務を管掌する。

(1) 消防団員の身分に関すること。

(2) 災害等の報告、通報及び連絡に関すること。

(3) 消防団員の教養訓練に関すること。

(4) 消防団の諸計画に関すること。

(5) 消防団の経理に関すること。

(6) 消防団の設備等の管理に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、団長が必要と認める事項

2 本部は、印西市役所内に置く。

### (分団及び部)

第 6 条 分団に分団長及び副分団長を、部に部長、班長及び団員を置く。

2 分団長は、上司の命を受け、分団を掌理し、所属消防団員を指揮監督する。

3 副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理す

る。

4 部長、班長及び団員は、上司の命を受け事務を処理する。

(任期)

第7条 団長、副団長、方面隊長及び本部付分団長の任期は2年とし、分団長、副分団長、部長及び班長の任期は1年とする。ただし、再任することを妨げない。

(教養訓練)

第8条 団長は、消防団員の資質の向上及び実施に役立つ技能の錬磨に資するため、定期的に教養訓練を行わなければならない。

(表彰等)

第9条 市長は、消防団員が5年間勤務し、成績が優秀なときは、精勤章（別記第1号様式）を授与する。

2 市長は、分団、部又は消防団員が任務遂行に当たって、その功績が特に顕著であるときは、功労章（別記第2号様式）を授与する。

(表彰の時期)

第10条 表彰は、毎年1回定期に行う。ただし、特に必要があるときは、この限りでない。

(文書)

第11条 本部には、次に掲げる文書を備え、常にこれを整理しておかななければならない。

- (1) 消防団員名簿
- (2) 消防団沿革誌
- (3) 関係法規及び例規
- (4) 諸報告書
- (5) 消防団管轄区域図
- (6) 出動計画書
- (7) 身分関係書
- (8) 出動報告書
- (9) その他文書

(公印)

第12条 団長の公印の名称等は、別表第2のとおりとする。

(補則)

第13条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

(印西町消防団組織等に関する規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 印西町消防団組織等に関する規則（昭和44年印西町規則第8号）
- (2) 印西町消防団の階級に関する規則（昭和44年印西町規則第9号）

附 則（平成9年3月28日規則第34号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月15日規則第107号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年2月16日規則第12号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月17日規則第18号）

(施行期日)

1 この規則は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 印旛村及び本埜村の編入の日以後最初に委嘱される団員の任期は、第8条の規定にかかわらず、団長、副団長、支団長及び副支団長にあつては平成24年3月31日まで、分団長、副分団長、部長及び班長にあつては平成23年3月31日までとする。

附 則 (平成24年3月31日規則第29号の3)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第14号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する

別表第1 (第2条)

(本部)

編成	人員
団長	1
副団長 (方面隊長)	4
本部付分団長	14
計	19

(分団及び部)

編成			人 員					計	
			分団長	副分団長	部長	班長	団員		
第1方面隊	第1分団	第1部	1	1	1	2	44	58	
		第2部			1	2			
		第3部			1	2			
		第4部			1	2			
	第2分団	第5部	1	1	1	2	34	45	
		第6部			1	2			
		第7部			1	2			
	第3分団	第8部	1	1	1	2	44	58	
		第9部			1	2			
		第10部			1	2			
	第4分団	第11部	1	1	1	2	30	41	
		第12部			1	2			
第13部		1			2				
第2方面隊	第5分団	第14部	1	1	1	2	54	71	
		第1部			1	2			
		第2部			1	2			
		第3部			1	2			
	第6分団	第4部	1	1	1	2	20	28	
		第5部			1	2			
			第6部			1	2		

		第7部			1	2		
	第7分団	第8部	1	1	1	2	54	71
		第9部			1	2		
		第10部			1	2		
		第11部			1	2		
		第12部			1	2		
第3方面隊	第8分団	第1部	1	1	1	2	45	56
		第2部			1	2		
		第3部			1	2		
	第9分団	第4部	1	1	1	2	38	49
		第5部			1	2		
		第6部			1	2		
	第10分団	第7部	1	1	1	2	26	34
		第8部			1	2		
	第11分団	第9部	1	1	1	2	40	51
第10部		1			2			
第11部		1			2			
第4方面隊	第12分団	第1部	1	1	1	2	43	51
		第2部			1	2		
	第13分団	第4部	1	1	1	2	35	46
		第5部			1	2		
		第6部			1	2		
	第14分団	第7部	1	1	1	2	40	51
		第8部			1	2		
		第9部			1	2		
	ラッパ部					1	2	15
女性部					1	2	22	25
計			14	14	47	94	584	753

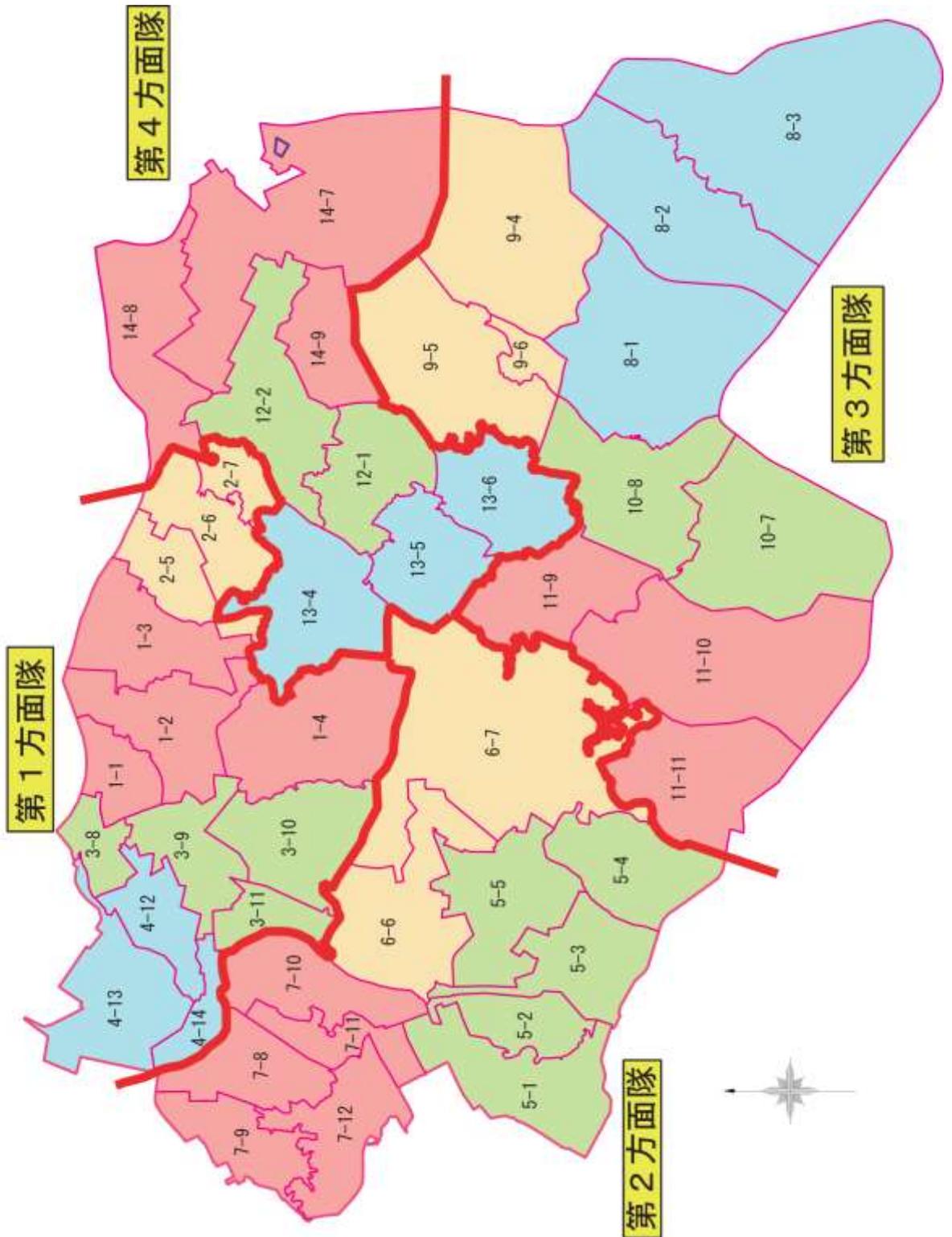
別表第2（第12条）

公印の名称	ひな形	書体	寸法（ミリメートル）	用途	保管者	個数
印西市消防団長之印		古印体	方30	表彰状及び感謝状	防災課長	1
印西市消防団長之印		古印体	方21	団長名をもって処理する文書	防災課長	1

〈消防団管轄区域表〉

名 称		主な管轄区域	
第1方面隊	第1分団	1部	木下・木下東一丁目・木下南
		2部	竹袋・木下東二～四丁目
		3部	平岡
		4部	別所・宗甫・鳴沢・牧の台・牧の原
	第2分団	5部	馬場・小林北
		6部	台方・小林浅間・小林大門下
		7部	砂田・小林新田
	第3分団	8部	六軒・七畝割
		9部	大森
		10部	古新田
		11部	鹿黒
	第4分団	12部	中の口・西埜原
		13部	発作
		14部	亀成
第2方面隊	第5分団	1部	武西・武西学園台
		2部	戸神・戸神台
		3部	船尾
		4部	松崎
		5部	結縁寺・多々羅田・高花・内野
	第6分団	6部	草深（七軒屋）・原山
		7部	草深（原）・西の原・原・東の原
	第7分団	8部	本郷
		9部	宮内
		10部	和泉・大塚
		11部	小倉・牧の木戸・小倉台
		12部	白幡・木刈
第3方面隊	第8分団	1部	瀬戸・美瀬
		2部	山田
		3部	平賀・平賀学園台
	第9分団	4部	吉高
		5部	萩原・若萩
		6部	松虫
	第10分団	7部	師戸
		8部	鎌苅・舞姫
	第11分団	9部	大廻・造谷・つくりや台
		10部	岩戸
		11部	吉田
第4方面隊	第12分団	1部	中根
		2部	笠神・和泉屋・甚兵衛・押付・川向・立埜原・佐野屋
	第13分団	4部	滝・物木・滝野
		5部	竜腹寺・惣深新田
		6部	荒野・角田・みどり台
	第14分団	7部	中田切・松木・酒直ト杭・下井・長門屋
		8部	安食ト杭・将監・本埜小林
9部		下曾根・行徳・中・萩埜・桜野	

# 印西市消防団管轄区域



## 8-8 印西市災害見舞金支給要綱

平成2年3月31日  
告示第20号

改正	平成6年3月30日告示第33号	平成8年3月29日告示第35号
	平成13年3月30日告示第51号	平成16年8月31日告示第127号
	平成24年7月9日告示第112号	平成26年3月27日告示第44号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震、暴風、豪雨、その他の異常な自然災害又は火災（以下「災害」という。）により被害を受けた者（以下「被災者」という。）に対し災害見舞金（以下「見舞金」という。）を支給するために必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 見舞金の支給対象者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 災害当時、市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 災害により、自己の居住の用に供している家屋に被害を受けたこと。

(災害の種類、程度及び額)

第3条 見舞金を支給する災害の種類、程度及び見舞金の額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、複数の災害が重複して発生した場合は、見舞金の支給額の多い災害を支給対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金は支給しないものとする。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたとき。
- (2) 被災者の故意又は重大な過失によるとき。

(支給申請)

第4条 見舞金の支給を受けようとする者は、印西市災害見舞金支給申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(見舞金の支給)

第5条 市長は、見舞金を支給しようとするときは、速やかに被害の状況を調査し、印西市災害見舞金支給調書（別記第2号様式）を作成のうえ、申請者に対し見舞金を支給するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月30日告示第33号）

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日告示第35号）

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日告示第51号）

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年8月31日告示第127号）

(施行期日)

1 この告示は、平成16年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前にこの告示による改正前の（中略）印西市災害見舞金支給要綱（中略）（以下

「改正要綱」という。)の規定によりされた申請、手続きその他の行為は、この告示による改正後の改正要綱の規定によりなされた申請、手続きその他の行為とみなす。

附 則 (平成 24 年 7 月 9 日告示第 112 号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 27 日告示第 44 号)

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 3 条)

災害の種類	災害の程度	見舞金の額
焼失	全焼	50,000 円
	半焼	30,000 円
損壊	全壊	50,000 円
	半壊	30,000 円
	床上浸水	20,000 円
死亡		50,000 円

別記 略

## 8-9 印西市り災証明書等交付要綱

平成19年7月13日

告示第113号

改正 令和元年9月30日告示第46号

令和3年2月8日告示第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害により被害を受けた者に対し、り災証明書又はり災届出証明書（以下「証明書」という。）を交付することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（大規模な火事又は爆発により生ずる被害を除く。）をいう。

(交付の対象)

第3条 証明書は、災害により被害を受けた市内の動産及び不動産（以下「り災物件」という。）の所有者又は使用者に交付する。

(証明書の申請)

第4条 証明書の交付を受けようとする者は、り災証明書（り災届出証明書）交付申請書兼り災届出書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) り災の状況が判断できる写真

(証明書の交付)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、り災の状況を確認し、適当と認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める証明書のいずれかを交付するものとする。

(1) り災物件が住家 り災証明書（別記第2号様式）

(2) 全てのり災物件 り災届出証明書（別記第3号様式）

(交付の特例)

第6条 証明書の様式がその提出先において特に定めたものがある場合には、当該証明書への証明をもって前条各号の交付に代えることができるものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和元年9月30日告示第46号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年2月8日告示第8号）

この告示は、公示の日から施行する。



り災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	
備考	

り災原因	年 月 日の による
------	------------

り災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	
被害の概要	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、り災したことを証明します。

年 月 日

印西市長

## り災届出証明書

り災者住所	
り災者氏名	
備考	

り災原因	年 月 日の による
------	------------

被害場所	
被害の概要	

上記のとおり、り災の届出があったことを証明します。

年 月 日

印西市長

## 8-10 印西市液状化等被害住宅再建支援事業実施要綱

平成23年7月1日

告示第107号

改正 平成24年2月10日告示第10号 平成24年7月9日告示第112号  
平成25年3月29日告示第57号 平成27年4月1日告示第91号  
平成28年3月31日告示第76号

(目的)

第1条 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「当該地震」という。）により、住宅に被害を受けた世帯に印西市液状化等被害住宅再建支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより被災者の住宅の再建を支援し、もって被災地域の早期の復旧及び振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知。以下「認定基準」という。）に規定する住家で、市内の一戸建て住宅をいう。
- (2) 被災世帯 当該地震により住宅に被害を受けた世帯で、世帯員が印西市に住所を有するものをいう。
- (3) 地盤被害 当該地震により住宅の地盤が液状化、陥没、流出等の被害を受けているものをいう。
- (4) 半壊被害 認定基準に規定する住家半壊の状況（印西市り災証明書等交付要綱（平成19年告示第113号）第5条の規定により、市長が確認し、り災証明書を交付したものに限り、次号において同じ。）をいう。
- (5) 半壊に至らない被害 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成21年6月内閣府（防災担当））に規定する半壊に至らない状況をいう。

(支援金の交付)

第3条 支援金は、当該地震が発生した際に住宅に居住していた被災世帯で次の各号のいずれかに該当するもの（以下「交付対象世帯」という。）に交付する。

- (1) 地盤被害により住宅が半壊に至らない被害を受け、当該住宅を解体した世帯（以下「住宅解体世帯」という。）
  - (2) 地盤被害により住宅が半壊被害又は半壊に至らない被害を受け、当該住宅の地盤の復旧（住宅の基礎の修復を含む。）を行った世帯（以下「住宅地盤復旧世帯」という。）
  - (3) 半壊被害を受けた住宅を補修した世帯（以下「半壊住宅補修世帯」という。）
- 2 支援金は、前項に規定する世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、交付しない。
- (1) 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第3条に規定する被災者生活再建支援金の交付を受けている世帯
  - (2) この要綱の規定による支援金の交付をすでに受けている世帯
- 3 第1項の場合において、同一の住宅内に2以上の世帯が同居しているときは、当該世帯を一の世帯とみなし、代表する世帯に支援金を交付する。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、当該地震により被災した住宅の解体工事（住宅の全てを解体する工事をいう。）、地盤復旧工事（住宅の地盤に杭打ち、薬液の注入、盛り土等を行う工事をいう。）、基礎修復工事（住宅の土台のかさ上げ、増し基礎、基礎の新設等を行う工事をいう。）及び補修工事（住宅の屋根、壁、床、柱、基礎、建具、附帯設備等を修理する工事をいう。）に要した費用とする。ただし、これらに要した費用が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合は、当該額とする。

- (1) 住宅解体世帯 100 万円
  - (2) 住宅地盤復旧世帯 100 万円
  - (3) 半壊住宅補修世帯 25 万円
- 2 前項の場合において、同項各号のうち2以上に該当するときは、いずれか一の区分に要した費用のみを支援金の額とする。
- 3 前2項の場合において、第1項第1号及び第2号に該当する世帯で、単数世帯（被災世帯であって当該地震の発生時においてその属する者の数が一である世帯をいう。）にあつては、当該額に4分の3を乗じて得た額を限度額とする。
- 4 前各項の場合において、支援金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする交付対象世帯の世帯主（以下「申請者」という。）は、特段の事情がある場合を除き平成29年4月10日までに次に掲げる書類を添えて、印西市液状化等被害住宅再建支援金交付申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 被災証明書（住宅解体世帯及び住宅地盤復旧世帯にあつては、地盤被害を受けた旨を記載しているものに限る。）
- (2) 住民票等の市が発行する書類で、世帯が居住する住宅の所在及び世帯員構成が確認できるもの
- (3) 工事の契約書等の写し
- (4) 世帯主の預金通帳の写し
- (5) 解体証明書（住宅解体世帯に限る。）
- (6) 住宅の敷地が地盤被害を受けたことが確認できるもの（住宅解体世帯及び住宅地盤復旧世帯に限る。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請が適正であると認めたときは、支援金の交付を決定し、印西市液状化等被害住宅再建支援金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付の取消し)

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成24年2月2日告示第3号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成24年7月9日告示第112号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第57号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成27年4月1日告示第91号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第76号）

この告示は、公示の日から施行する。

第1号様式（第5条）

印西市液状化等被害住宅再建支援金交付申請書

年 月 日

印西市長 様

印西市液状化等被害住宅再建支援金の交付を申請します。

申請者氏名

- 1 被災時の世帯の状況について記入してください。

①世帯主の氏名

	よみがな	
--	------	--

②被災した住宅の住所

〒	
---	--

- 2 連絡先となる現在の住所等を記入してください。

現在の住所	〒
電話番号	(       )

- 3 支援金の振込先口座を記入してください。

金融機関名		支店名等				種別				口座番号			
						普通・当座・その他							
ゆうちょ銀行	記号					番号							

- 4 住宅の被害状況等について該当するものを○で囲んでください。

被害状況	液状化等の地盤被害の有無	対応方法
ア 半壊	ア 地盤被害あり	ア 住宅の解体
イ 一部損壊	イ 地盤被害なし	イ 地盤の復旧
		ウ 基礎の修復
		エ 建物の補修

5 申請する支援金の対象区分、世帯数の状況について、該当するものを○で囲んでください。また、解体や補修等に要した費用と申請額を記入してください。

項目	申請者記入欄	備考
支援金の対象区分	<input type="checkbox"/> ア 住宅解体 <input type="checkbox"/> イ 住宅地盤復旧 <input type="checkbox"/> ウ 半壊住宅補修	・住宅地盤復旧には、住宅の基礎の修復を含むものとします（以下同じ。）。
世帯数の状況	<input type="checkbox"/> ア 単身世帯 <input type="checkbox"/> イ 複数世帯	
解体等に要した費用	円	・住宅の解体、地盤復旧、補修等に要した金額（契約書等の金額）を記載してください。
申請額	千円	・上限額 住宅解体世帯 100万円(複数世帯) 住宅地盤復旧世帯 100万円(複数世帯) 半壊住宅補修世帯 25万円  ・住宅解体世帯又は住宅地盤復旧世帯で、単身世帯の場合の限度額は、複数世帯の4分の3の金額となります。  ・千円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てた額とします。

6 添付書類を○で囲んでください。

共通添付書類	住宅解体世帯添付書類	住宅地盤復旧世帯添付書類
<input type="checkbox"/> 被災証明書 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 工事契約書等の写し <input type="checkbox"/> 預金通帳の写し <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 解体証明書 <input type="checkbox"/> 宅地の応急危険度判定結果や写真など住宅の敷地が地盤被害を受けたことが確認できる証明書	<input type="checkbox"/> 宅地の応急危険度判定結果や写真など住宅の敷地が地盤被害を受けたことが確認できる証明書

7 留意事項

被災者生活再建支援金法に基づく被災者生活再建支援金の支給を受けている場合は、対象外となります。重複してこの支援金の交付を受けた場合は、返還していただくことになりますので、ご注意ください。

第2号様式 (第6条)

印西市液状化等被害住宅再建支援金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

印西市長

年 月 日付けで申請のあった印西市液状化等被害住宅再建支援金について、  
下記のとおり決定したので、印西市液状化等被害住宅再建支援事業実施要綱第6条の規定により通知  
します。

記

1 申請者名

2 被災した住宅の住所

3 交付決定額 金 円

## 8-11 印西市液状化等被害住宅再建支援金加算事業実施要綱

平成23年7月1日

告示第108号

改正 平成24年2月10日告示第10号 平成24年7月9日告示第112号  
平成25年3月29日告示第58号 平成27年4月1日告示第92号  
平成28年3月31日告示第77号

(目的)

第1条 印西市液状化等被害住宅再建支援事業実施要綱(平成23年告示第107号。以下「支援事業実施要綱」という。)第6条の規定により印西市液状化等被害住宅再建支援金(以下「支援金」という。)の交付決定を受けた世帯を対象に印西市液状化等被害住宅再建支援加算金(以下「加算金」という。)を交付することにより、被災者の住宅の再建を重ねて支援し、もって被災地域の早期の復旧及び復興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 災害の被害認定基準について(平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知。以下「認定基準」という。)に規定する住家で、市内の一戸建て住宅をいう。
- (2) 被災世帯 当該地震により住宅に被害を受けた世帯で、世帯員が印西市に住所を有するものをいう。
- (3) 地盤被害 当該地震により住宅の地盤が液状化、陥没、流出等の被害を受けているものをいう。
- (4) 半壊被害 認定基準に規定する住家半壊の状況(印西市り災証明書等交付要綱(平成19年告示第113号)第5条の規定により、市長が確認し、り災証明書を交付したものに限り、次号において同じ。)をいう。
- (5) 半壊に至らない被害 災害に係る住家の被害認定基準運用指針(平成21年6月内閣府(防災担当))に規定する半壊に至らない状況をいう。

(加算金の交付)

第3条 加算金は、支援事業実施要綱第3条第1項に規定する住宅解体世帯、住宅地盤復旧世帯又は半壊住宅補修世帯で支援金の交付決定を受け、同要綱第4条第1項に規定する解体工事、地盤復旧工事、基礎修復工事及び補修工事(以下「工事」という。)に要した費用が、同項各号に規定する額(以下「限度額」という。)を超えるもの(以下「交付対象世帯」という。)に交付する。

2 加算金は、前項に規定する世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、交付しない。

- (1) 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第3条に規定する被災者生活再建支援金の交付を受けている世帯
- (2) この要綱の規定による加算金の交付をすでに受けている世帯

3 第1項の場合において、同一の住宅内に2以上の世帯が同居しているときは、当該世帯を一の世帯とみなし、代表する世帯に加算金を交付する。

(加算金の額)

第4条 加算金の額は、工事に要した費用から限度額を差し引いた額(以下「加算額」という。)とする。ただし、加算額が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合は、当該額とする。

- (1) 住宅解体世帯 30万円
- (2) 住宅地盤復旧世帯 30万円
- (3) 半壊住宅補修世帯 10万円

2 前項の場合において、同項各号のうち2以上に該当するときは、いずれか一の区分に要した費用のみを加算額とする。

3 前2項の場合において、第1項第1号及び第2号に該当する世帯で、単数世帯（被災世帯であって当該地震の発生時においてその属する者の数が一である世帯をいう。）にあつては、当該額に4分の3を乗じて得た額を加算額とする。

4 前各項の場合において、加算額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。  
(交付申請)

第5条 加算金の交付を受けようとする交付対象世帯の世帯主（以下「申請者」という。）は、特段の事情がある場合を除き平成29年4月10日までに次に掲げる書類を添えて、印西市液状化等被害住宅再建支援加算金交付申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、支援事業実施要綱第5条に規定する書類により交付対象世帯に関する必要な情報が確認できるときは、添付する書類を省略することができる。

(1) り災証明書（住宅解体世帯及び住宅地盤復旧世帯にあつては、地盤被害を受けた旨を記載しているものに限る。）

(2) 住民票等の市が発行する書類で、世帯が居住する住宅の所在及び世帯員構成が確認できるもの

(3) 工事の契約書等の写し

(4) 世帯主の預金通帳の写し

(5) 印西市液状化等被害住宅再建支援金交付決定通知書

(6) 解体証明書（住宅解体世帯に限る。）

(7) 住宅の敷地が地盤被害を受けたことが確認できるもの（住宅解体世帯及び住宅地盤復旧世帯に限る。）

(8) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請が適正であると認めたときは、加算金の交付を決定し、印西市液状化等被害住宅再建支援加算金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付の取消し)

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により加算金の交付を受けたときは、加算金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成24年2月2日告示第3号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成24年7月9日告示第112号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第58号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成27年4月1日告示第92号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第77号）

この告示は、公示の日から施行する。

第1号様式（第5条）

印西市液状化等被害住宅再建支援加算金交付申請書

年 月 日

印西市長 様

印西市液状化等被害住宅再建支援加算金の交付を申請します。

申請者氏名

1 被災時の世帯の状況について記入してください。

①世帯主の氏名

	よみがな	
--	------	--

②被災した住宅の住所

〒	
---	--

2 連絡先となる現在の住所等を記入してください。

現在の住所	〒
電話番号	(      )

3 支援金の振込先口座を記入してください。

金融機関名		支店名等				種別				口座番号			
						普通・当座・その他							
ゆうちょ銀行	記号					番号							

4 住宅の被害状況等について該当するものを○で囲んでください。

被害状況	液状化等の地盤被害の有無	対応方法
ア 半壊	ア 地盤被害あり	ア 住宅の解体
イ 一部損壊	イ 地盤被害なし	イ 地盤の復旧
		ウ 基礎の修復
		エ 建物の補修

5 申請する加算金の対象区分、世帯数の状況について、該当するものを○で囲んでください。また、解体や補修等に要した費用と申請額を記入してください。

項目	申請者記入欄	備考
加算金の対象区分	A 住宅解体 B 住宅地盤復旧 C 半壊住宅補修	・住宅地盤復旧には、住宅の基礎の修復を含むものとします（以下同じ。）。
世帯数の状況	i 単身世帯 ii 複数世帯	
解体等に要した費用	(A) 円	・支援対象となる解体等に要した金額（契約書等の金額）を記載してください。
支援金交付決定額	(B) 円	・印西市液状化等被害住宅再建支援金交付決定通知書に記載している額を記載してください。
加算金対象額	(C) 円	(A) - (B) = (C)
申請額	千円	・上限額 住宅解体世帯 30万円(複数世帯) 住宅地盤復旧世帯 30万円(複数世帯) 半壊住宅補修世帯 10万円 ・住宅解体世帯又は住宅地盤復旧世帯で、単身世帯の場合の限度額は、複数世帯の4分の3の金額となります。 ・千円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てた額とします。

6 添付書類を○で囲んでください。

共通添付書類	住宅解体世帯添付書類	住宅地盤復旧世帯添付書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>・り災証明書</li> <li>・住民票</li> <li>・工事契約書等の写し</li> <li>・預金通帳の写し</li> <li>・その他</li> </ul> <div style="text-align: center;">( )</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解体証明書</li> <li>・宅地の応急危険度判定結果や写真など住宅の敷地が地盤被害を受けたことが確認できる証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地の応急危険度判定結果や写真など住宅の敷地が地盤被害を受けたことが確認できる証明書</li> </ul>

7 留意事項

被災者生活再建支援金法に基づく被災者生活再建支援金の支給を受けている場合は、対象外となります。重複してこの加算金の交付を受けた場合は、返還していただくことになりますので、ご注意ください。

第2号様式 (第6条)

印西市液状化等被害住宅再建支援加算金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

印西市長

年 月 日付けで申請のあった印西市液状化等被害住宅再建支援加算金について、下記のとおり決定したので、印西市液状化等被害住宅再建支援加算事業実施要綱第6条の規定により通知します。

記

1 申請者名

2 被災した住宅の住所

3 交付決定額 金 円

## 8-12 被害の認定基準

区分	被害種類	認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	共通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	共通	住家以外の建築物で他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

区分	被害種類	認定基準
り	災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。 一部破損及び床上浸水の場合は計上しない。
り	災 者	り災世帯の構成員とする。
その他被害	文 教 施 設	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	病 院	医療法第1条1項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの）とする。
	道 路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋 梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港 湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被 害 船 舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	海 岸	海岸法（昭和31年5月12日法律第101号）第2条第1項に規定する「海岸保全施設」とする。
	地 滑 り	地すべり等防止法（昭和33年3月31日法律第30号）第2条第3項に規定する「地すべり防止施設」とする。
	急 傾 斜 地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブ ロ ッ ク ・ 石 塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	田 の 流 失 ・ 埋 没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田 の 冠 水	稲の先端が見えなくなる程度に水をつかったものとする。
畑 の 流 失 ・ 埋 没	田の例に準じて取り扱うものとする。	
畑 の 冠 水		
被害金額	共 通	災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済み額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外に朱書きするものとする。
	公 立 文 教 施 設	公立の文教施設とする。
	農 林 水 産 業 施 設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公 共 土 木 施 設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、公園、漁港及び下水道とする。
	そ の 他 の 公 共 施 設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

区分	被害種類	認定基準
	公 共 施 設 災 害 市 町 村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

※出典：内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針令」消防庁「災害報告取扱要領」

### 8-13 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、災害救助法施行令で定める程度の災害が発生した市町村（特別区を含む）の区域内において当該災害にかかり、被災者が現に救助を必要とする状態にある者に対して行われる。

災害救助法施行令

〔災害の範囲〕

第1条 災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第2条に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

- (1) 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第1に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

別表第1（第1条関係）

都道府県の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
5,000人未満		30
5,000人以上	15,000人未満	40
15,000人以上	30,000人未満	50
30,000人以上	50,000人未満	60
50,000人以上	100,000人未満	80
100,000人以上	300,000人未満	100
300,000人以上		150

- (2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第2に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であつて、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第3に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

別表第2（第1条関係）

都道府県の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満		1,000
1,000,000人以上	2,000,000人未満	1,500
2,000,000人以上	3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上		2,500

別表第3（第1条関係）

都道府県の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
5,000人未満		15
5,000人以上	15,000人未満	20
15,000人以上	30,000人未満	25
30,000人以上	50,000人未満	30
50,000人以上	100,000人未満	40
100,000人以上	300,000人未満	50
300,000人以上		75

(3) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第4に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情があつて、多数の世帯の住家が滅失したこと。

別表第4（第1条関係）

都道府県の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満		5,000
1,000,000人以上	2,000,000人未満	7,000
2,000,000人以上	3,000,000人未満	9,000
3,000,000人以上		12,000

(4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、厚生労働省令で定める基準に該当すること。

2 前項第1号から第3号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもつて、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつた世帯は3世帯をもつて、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなす。

8-14 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

令和3年6月18日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	<基本額> 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	<基本額> 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議する。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	建設型応急住宅 1 規模 当該地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。 2 基準額 1戸当たり5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20日以内に着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる。 2 基準額 当該地域の実情等に応じた額とする。	災害発生の日から	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)・流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
		全壊	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半壊	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
床上浸水	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600		
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷(以下、「準半壊」という。)を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 準半壊以外595,000円以内 準半壊 300,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒5,200円	災害発生の日から(教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当り 3,500円以内 一 既存建物借上費 時 通常の実費 保 既存建物以外 存 1体当り 5,400円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、 玄関等に障害物 が運びこまれて いるため、生活 に支障をきたし ている場合で自 力では除去する ことのできない 者	1世帯当たり 137,900円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃 金職員等雇上 費(法第4条第1 項)	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の 整理配分	当該地域における通常の 実費	救助の実施が認められ る期間以内	
輸送費及び賃 金職員等雇上 費(法第4条第2 項)	避難者の避難に 係る支援	当該地域における通常の 実費	救助の実施が認められ る期間以内	災害が発生するおそれ段階の 救助は、高齢者・障害者等で 避難行動が困難な要配慮者の方 の輸送であり、以下の費用を 対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス 借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降する ための補助員など、避難支援 のために必要となる賃金職員 等雇上費
救 助 事 務 費	1 時間外勤務手 当 2 賃金職員等雇 上費 3 旅費 4 需要費 5 使用料及び賃 借料 6 通信運搬費 7 委託費	地方自治法施行令第143条 に規定する歳出の会計年 度所属区分により区分し た当該年度の災害ごとに おいて、第1条から第15条 までに掲げる経費と法第5 条第3項に要した額及び法 第19条に要した額並びに 令第8条に定めるところに より算定した額の合算額 を合算し、各合計額を合 算した額から次に掲げる 割合を乗じて得た額の合 計額以内 1 三千万円以下の部分の 金額については百分の 十 2 三千万円を超え六千万 円以下の部分の金額に ついては百分の九 3 六千万円を超え一億円 以下の部分の金額につ いては百分の八 4 一億円を超え二億円以 下の部分の金額につい ては百分の七 5 二億円を超え三億円以 下の部分の金額につい	救助の実施が認められ る期間以内及び災害救 助費の精算する事務を 行う期間以内	災害救助費の精算事務を行う のに要した経費も含む

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
		ては百分の六 6 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五 7 五億円を超える部分の金額については百分の四		

	範 囲	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 24,200 円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 14,100 円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 14,800 円以内 救急救命士 13,700 円以内 土木技術者、建築技術者 14,200 円以内 大工 24,500 円以内 左官 26,100 円以内 とび職 26,400 円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合に、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 8-15 被災者生活再建支援法

(平成十年五月二十二日法律第六十六号)

最終改正：令和二年十二月四日法律第六十九号

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 被災者生活再建支援金の支給（第三条―第五条）
- 第三章 被災者生活再建支援法人（第六条―第十七条）
- 第四章 国の補助等（第十八条―第二十条）
- 第五章 雑則（第二十条の二―第二十二条）
- 第六章 罰則（第二十三条―第二十五条）
- 附則

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- 二 被災世帯 政令で定める自然災害により被害を受けた世帯であつて次に掲げるものをいう。
  - イ 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯
  - ロ 当該自然災害により、その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
  - ハ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
  - ニ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（ロ及びハに掲げる世帯を除く。次条において「大規模半壊世帯」という。）
  - ホ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（ロからニまでに掲げる世帯を除く。）

### 第二章 被災者生活再建支援金の支給

#### (被災者生活再建支援金の支給)

第三条 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となつた世帯の世帯主に対し、当該世帯主の申請に基づき、被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給を行うものとする。

- 2 被災世帯（被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が一である世帯（第五七項において「単数世帯」という。）を除く。以下この条において同じ。）のうち前条第二号イからニまでのいずれかに該当するものの世帯主に対する支援金の額は、百万円（大規模半壊世帯にあっては、五十万円）に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額を加えた額とする。
- 一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 二百万円
  - 二 その居住する住宅を補修する世帯 百万円
  - 三 その居住する住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅（第五項第三号において「公営住宅」という。）を除く。）を賃借する世帯 五十万円
- 3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が同一の自然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、百万円（大規模半壊世帯にあっては、五十万円）に当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。
- 4 前二項の規定にかかわらず、前条第二号ハに該当する被災世帯であって政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、三百万円を超えない範囲内で政令で定める額とする。
- 5 被災世帯のうち前条第二号ホに該当するものの世帯主に対する支援金の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 百万円
  - 二 その居住する住宅を補修する世帯 五十万円
  - 三 その居住する住宅（公営住宅を除く。）を賃借する世帯 二十五万円
- 6 前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が同一の自然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高い額とする。
- 7 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、第二項から前項までの規定を準用する。この場合において、第二項、第三項及び第五項中「百万円」とあるのは「七十五万円」と、「五十万円」とあるのは「三十七万五千元」と、第二項中「二百万円」とあるのは「百五十万円」と、第四項中「三百万円」とあるのは「二百二十五万円」と、第五項中「二十五万円」とあるのは「十八万七千五百円」と読み替えるものとする。

（支給事務の委託）

第四条 都道府県は、議会の議決を経て、支援金の支給に関する事務の全部を第六条第一項に規定する支援法人に委託することができる。

- 2 都道府県（当該都道府県が前項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を第六条第一項に規定する支援法人に委託した場合にあっては、当該支援法人）は、支援金の支給に関する事務の一部を市町村に委託することができる。

（政令への委任）

第五条 支援金の申請期間、支給方法その他支援金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

### 第三章 被災者生活再建支援法人

（指定等）

第六条 内閣総理大臣は、被災者の生活再建を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、次条に規定する業務（以下「支援業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議するものとする。

- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、支援法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 4 支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 5 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第七条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第三条第一項の規定により支援金を支給する都道府県（第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託した都道府県を除く。）に対し、当該都道府県が支給する支援金の額に相当する額の交付を行うこと。
- 二 第四条第一項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うこと。
- 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

(費用の支弁)

第八条 支援法人は、第四条第一項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うときは、支援金の支給に要する費用の全額を支弁する。

(基金)

第九条 支援法人は、支援業務を運営するための基金（以下この条において単に「基金」という。）を設けるものとする。

- 2 都道府県は、支援法人に対し、基金に充てるために必要な資金を、相互扶助の観点で踏まえ、世帯数その他の地域の事情を考慮して、拠出するものとする。
- 3 都道府県は、前項の規定によるもののほか、基金に充てるために必要があると認めるときは、支援法人に対し、必要な資金を拠出することができる。

(運営委員会)

第十条 支援法人は、運営委員会を置くものとする。

- 2 次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。
  - 一 次条第一項に規定する業務規程の作成及び変更
  - 二 第十二条第一項に規定する事業計画書及び収支予算書の作成及び変更
- 3 運営委員会は、前項に定めるもののほか、支援業務の運営に関する重要事項について、支援法人の代表者の諮問に応じて審議し、又は支援法人の代表者に意見を述べることができる。
- 4 運営委員会の委員は、都道府県知事の全国的連合組織の推薦する都道府県知事をもって充てるものとする。

(業務規程の認可)

第十一条 支援法人は、支援業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下この条において「業務規程」という。）を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 内閣総理大臣は、前項の認可をした業務規程が支援業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。
- 3 業務規程に記載すべき事項は、内閣府令で定める。

(事業計画等)

第十二条 支援法人は、毎事業年度、内閣府令で定めるところにより、支援業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 支援法人は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度終了後、支援業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第十三条 支援法人は、支援業務に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

(秘密保持義務)

第十四条 支援法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第七条第二号の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(報告)

第十五条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、当該業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせることができる。

(監督命令)

第十六条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第十七条 内閣総理大臣は、支援法人がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反したときは、第六条第一項の指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

2 第六条第二項の規定は、前項の規定により指定の取消しをしようとするときについて準用する。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

#### 第四章 国の補助等

(国の補助)

第十八条 国は、第七条第一号の規定により支援法人が交付する額及び同条第二号の規定により支援法人が支給する支援金の額の二分の一に相当する額を補助する。

(地方債の特例)

第十九条 第九条第二項の規定に基づく都道府県の支援法人に対する拠出に要する経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

(国の配慮)

第二十条 国は、第九条第二項及び第三項の規定に基づく都道府県の支援法人に対する拠出が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

#### 第五章 雑則

(譲渡等の禁止)

第二十条の二 支援金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 支援金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第二十一条 租税その他の公課は、支援金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

#### 第六章 罰則

第二十三条 第十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十四条 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十五条 支援法人の代表者又は支援法人の代理人、使用人その他の従業者が、支援法人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、支援法人に対しても、同条の刑を科する。

附 則 抄

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、第三条（第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の委託があった場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以降の年度において、都道府県の基金に対する資金の拠出があった日として内閣総理大臣が告示する日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯について適用する。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律〔中略〕は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成十六年三月三十一日法律第十三号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（支援金の支給に関する経過措置）

第二条 改正後の被災者生活再建支援法（以下「新法」という。）第三条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給について適用し、施行日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給については、なお従前の例による。

第三条 前条の規定にかかわらず、施行日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯のうち、施行日前に災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定により避難のための立退きの指示を受けた者であって、施行日以後に、当該指示に係る地域（施行日以後に同条第四項の規定により避難の必要なくなった旨の公示があった地域に限る。以下この条において同じ。）において自立した生活を開始する者又は当該指示に係る地域において自立した生活を開始することが著しく困難であることが明らかになったことにより当該地域以外の地域において自立した生活を開始する者に係る世帯の世帯主に対する支援金の支給については、新法第三条の規定を適用する。この場合においては、同条第一号中「三百万円」とあるのは「三百万円から被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成十六年法律第十三号）の施行前に支給された支援金の額を減じた額」と、同条第二号中「百五十万円」とあるのは「百五十万円から被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行前に支給された支援金の額を減じた額」とする。

（被災者生活再建支援基金に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に改正前の被災者生活再建支援法第六条第一項の規定による指定を受けている被災者生活再建支援基金は、新法第六条第一項の規定による指定を受けた被災者生活再建支援法人とみなす。

附 則 （平成十八年六月二日法律第五十号） 抄  
（施行期日）

1 この法律は、一般社団・財団法人法〔一般社団法人及び一般財団法人に関する法律＝平成十八年法律第四十八号〕の施行の日から施行する。〔後略〕

附 則 （平成十九年十一月十六日法律第百十四号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(支援金の支給に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の被災者生活再建支援法(次条において「新法」という。)第三条第一項の規定は、この法律の公布の日(以下「公布日」という。)以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給について適用し、公布日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給については、なお従前の例による。

第三条 前条の規定にかかわらず、平成十九年能登半島地震による自然災害、平成十九年新潟県中越沖地震による自然災害、平成十九年台風第十一号及び前線による自然災害又は平成十九年台風第十二号による自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主が公布日以後に申請を行った場合における支援金の支給については、新法第三条第一項の規定を適用する。この場合において、この法律による改正前の被災者生活再建支援法第三条の規定により、当該世帯主に対し、同一の自然災害について既に支援金が支給されているときは、同項の規定に基づき支給される支援金の額は、新法第三条第二項から第五項までの規定による支援金の額から、当該既に支給された支援金の額を減じた額とする。

(内閣府設置法の一部改正)

第四条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第十一号中「第三条」を「第三条第一項」に改める。

附 則 (平成二十三年八月三十日法律第百号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 略

(被災者生活再建支援法の一部改正に伴う経過措置)

- 3 [前略] 改正後の被災者生活再建支援法第二十条の二の規定は、平成二十三年三月十一日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対して支給する被災者生活再建支援金について適用する。ただし、この法律による改正前の規定により生じた効力を妨げない。

附 則 (令和二年十二月四日法律第六十九号)

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の被災者生活再建支援法第二条第二号(ホに係る部分に限る。)及び第三条(同号ホに該当する被災世帯に係る部分に限る。)の規定は、令和二年七月三日以後に発生した自然災害により当該被災世帯となった世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金の支給について適用する。

## 8-16 千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年3月15日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)第2条に規定する災害(以下「自然災害」という。)により死亡した千葉県市町村総合事務組合規約(昭和30年千葉県告示第496号)第3条第1項第10号に掲げる事務を共同処理する団体(以下「共同処理団体」という。)の住民の遺族に対する災害弔慰金の支給、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた共同処理団体の住民に対する災害障害見舞金の支給及び自然災害により被害を受けた共同処理団体の世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて規定するものとする。

(災害弔慰金の支給)

第2条 組合は、次の各号に掲げる災害により死亡した者(当該自然災害発生の当時、共同処理団体の住民であった者に限る。以下同じ。)の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

- (1) 法に基づく政令(以下「政令」という。)第1条の災害
- (2) 前号に規定する災害以外の自然災害

(遺族の範囲及び順位)

第3条 前条に規定する遺族は、次に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。以下同じ。)、子、父母、孫及び祖父母で災害により死亡した者の死亡当時主としてその者の収入によつて生計を維持していた者
- (2) 配偶者、子、父母、孫及び祖父母で前号に該当しない者
- (3) 前2号に掲げる遺族のいずれもが存しない場合にあっては、兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)

2 前項に掲げる者が災害弔慰金を受ける順位は、前項各号の順位により、同順位の遺族については、配偶者、子、父母、孫及び祖父母の順序とする。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後にし祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前項の規定により難いときは、前項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうちで組合長が適当と認める者を第1順位者として災害弔慰金を支給することができる。

4 災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上ある場合には、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第4条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に第6条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(災害による死亡の推定)

第5条 自然災害の際現にその場にいあわせた者につき、当該災害のやんだ後3月間その生死がわからない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害にあって死亡したものと推定する。

(災害障害見舞金の支給)

第6条 組合は、第2条に規定する災害により共同処理団体の住民（当該自然災害発生の際、共同処理団体の住民であった者に限る。以下同じ。）が負傷し又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金を支給する。

（災害障害見舞金の額）

第7条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

（支給の制限）

第8条 災害弔慰金及び災害障害見舞金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡又は当該障害者の負傷若しくは疾病が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 政令第2条及び第2条の3に規定する事由に該当する場合
- (3) 災害に際し、市町村の長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市町村の長が支給を不相当と認めた場合

（認定等）

第9条 共同処理団体の長は、調査により判明した事実に基づき、第2条に規定する災害による死亡が発生したと思料するに至った場合又は第6条に規定する障害者に該当すると思料するに至った場合は、速やかにその旨を組合長に報告しなければならない。

- 2 組合長は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちにその死亡又は障害が第2条又は第6条に規定する災害によるものであるかどうか及び前条の規定の適用について認定しなければならない。
- 3 組合長は、第2条に規定する災害による災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給に当たり、自然災害による死亡等であるか否かの判定が困難な場合には、専門的見地から自然災害との相当因果関係等を審査するため、千葉県市町村総合事務組合災害弔慰金等支給審査会（以下「審査会」という。）の意見を聞くものとする。

（審査会）

第10条 組合に審査会を設置する。

- 2 審査会は、委員5人以内をもつて組織する。
- 3 委員は、学識経験のある者その他組合長が適当と認める者のうちから組合長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、委嘱の日から四年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審査会に会長を置く。
- 6 会長は、組合長が指名する委員をもつて充てる。
- 7 会長は、審査会を代表し、会務を統括する。
- 8 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。
- 9 審査会は、必要があると認める場合には、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めるとその他必要な調査をすることができる。
- 10 審査会は、必要があると認める場合には、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 11 前項の場合において、共同処理団体が資料の提出、意見の開陳を求められたときは、速やかに資料を提出し、また意見を開陳し、その他必要な協力を求められたときは、これに協力しなければならない。
- 12 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 13 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(災害援護資金の貸付け)

第11条 組合は、千葉県内において災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条第1項の規定による救助が行われた場合において、当該同一の自然災害により被害を受けた世帯で政令の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が、第1号及び第2号に掲げる被害にあつては同一の世帯に属する者が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加算した額、第3号に掲げる被害にあつては1,270万円に満たないものの住民である世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うことができる。

- (1) 療養に要する期間が1月以上である世帯主の負傷
- (2) 住民又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(次号に掲げる場合を除く。)
- (3) 住居の滅失

(災害援護資金の限度額等)

第12条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 世帯主の負傷の場合 150万円

ロ 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)があつた場合 250万円

ハ 住居が半壊した場合 270万円

ニ 住居が全壊した場合 350万円

- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財の損害があつた場合 150万円

ロ 住居が半壊した場合 170万円

ハ 住居が全壊した場合(ニの場合を除く。) 250万円

ニ 住居の全体が滅失した場合 350万円

- (3) 第1号のハ又は前号のロ若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 1災害について、前項の被害の2以上の事由に該当する場合における貸付限度額は、その該当する被害に対応する貸付限度額のうち、いずれか高い額とする。

3 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(政令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(保証人及び利息)

第13条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は前条に規定する据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第16条の規定による違約金を包含するものとする。

(償還等)

第14条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも

繰上償還をすることができる。

- 3 災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況の報告等については、法第十六条の規定によるものとする。

(一時償還)

第 15 条 組合長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき、又は償還金の支払を怠つたときは、第 12 条の規定にかかわらず、当該災害援護資金の貸付けを受けた者に対し、災害援護資金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

(違約金)

第 16 条 組合長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつたときは、延滞元金につき、年 5 パーセントの割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(償還金の支払猶予)

第 17 条 組合長は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるときは、第 12 条の規定にかかわらず、償還金の支払を猶予することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第 14 条第 3 項の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、その償還金の支払によつて償還されるべきであつた貸付金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

(償還の免除)

第 18 条 組合長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなつたと認められるとき又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 1 災害援護資金の貸付けを受けた者が、第 14 条第 3 項の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 2 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができる」と認められるとき。

(補則)

第 19 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。  
(千葉県市町村総合事務組合課設置条例の一部改正)
- 2 千葉県市町村総合事務組合課設置条例(昭和 45 年条例第 11 号)の一部を次のように改正する。  
第 2 条中第 11 号を第 12 号とし、第 10 号を第 11 号とし、第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。  
9 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関すること。

(東日本大震災に係る災害援護資金の貸付けの特例)

- 3 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成 23 年法律第 40 号。以下「平成 23 年特別法」という。)第 2 条第 1 項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた

者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成 23 年政令第 131 号。以下「平成 23 年特別令」という。）第 14 条第 1 項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第 12 条第 3 項の規定の適用については、第 12 条第 3 項中「10 年」とあるのは「13 年」と、「3 年」とあるのは「6 年」と、「5 年」とあるのは「8 年」とする。

4 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除については、第 18 条の規定にかかわらず、平成 23 年特別法第 103 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 14 条第 1 項の規定によるものとする。

附 則（昭和 50 年 7 月 19 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 50 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 50 年 10 月 15 日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 50 年 9 月 1 日以後に災害により被害を受けた世帯に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和 51 年 10 月 25 日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 51 年 6 月 1 日以後に災害により被害を受けた世帯に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和 52 年 4 月 1 日条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 51 年 9 月 7 日以後に生じた災害による被害について適用する。

附 則（昭和 52 年 7 月 11 日条例第 17 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 9 条の規定は、昭和 52 年 6 月 1 日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附 則（昭和 53 年 5 月 15 日条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 53 年 1 月 14 日以後に生じた災害による被害について適用する。

附 則（昭和 53 年 11 月 25 日条例第 11 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 53 年 6 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和 54 年 7 月 12 日条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 9 条の規定は、昭和 54 年 6 月 1 日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和 55 年 6 月 13 日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 9 条の規定は、昭和 55 年 6 月 1 日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和 56 年 10 月 16 日条例第 10 号）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 55 年 12 月 14 日以後に生じた災害による被害について適用する。

2 この条例の規定による改正前の千葉県市町村災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例に基づいて、適用日からこの条例の施行の前日までの間に支払われた災害弔慰金は、改正後の条例の規定による災害弔慰金の内払いとみなす。

附 則（昭和 57 年 7 月 13 日条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 9 条の規定は、昭和 57 年 6 月 1 日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和 57 年 12 月 23 日条例第 13 号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、昭和 57

年7月10日以後に生じた災害に関して適用する。

(千葉県市町村総合事務組合課設置条例の一部改正)

2 千葉県市町村総合事務組合課設置条例(昭和45年条例第11号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(昭和58年11月28日条例第6号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第11条の規定は、昭和58年6月1日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

(特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和40年条例第4号)の1部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(昭和59年8月15日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第11条の規定は、昭和59年6月1日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和60年7月18日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第10条の規定は、昭和60年6月1日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和61年9月1日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第10条の規定は、昭和61年6月1日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和62年2月28日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第11条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和62年6月19日条例第11号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第10条の規定は、昭和62年6月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(昭和63年6月28日条例第7号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第10条の規定は、昭和63年6月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(平成元年6月8日条例第6号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第10条の規定は、平成元年6月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(平成2年7月5日条例第8号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第10条の規定は、平成2年6月1日以後

に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成3年7月26日条例第8号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第10条の規定は、平成3年6月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成3年12月4日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条の規定は、平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第7条の規定は、当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、新条例第10条及び第11条第1項の規定は、同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。
- 3 平成3年6月3日からこの条例の施行の日の前日までの間においてこの条例による改正前の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例の規定に基づいて支給された災害弔慰金は、新条例の規定による災害弔慰金の内払とみなす。

附 則（平成4年8月31日条例第8号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第10条の規定は、平成4年6月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成5年6月23日条例第8号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第10条の規定は、平成5年6月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成6年8月29日条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第10条の規定は、平成6年6月1日以後に自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成7年8月8日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（経過措置）

- 2 この条例による改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第 10 条の規定は、平成 7 年 6 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお、従前の例による。

附 則（平成 8 年 8 月 1 日条例第 7 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第 10 条の規定は、平成 8 年 6 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成 8 年 10 月 7 日条例第 8 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 2 条（「千葉県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）」を「組合」に改める規定を除く。）、第 3 条、第 6 条及び第 10 条の規定は、平成 8 年 9 月 22 日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 改正前の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例の規定により適用日からこの条例の施行の日の前日までに支払われた災害弔慰金は、改正後の条例に基づく災害弔慰金とみなす。

附 則（平成 9 年 7 月 8 日条例第 7 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第 10 条の規定は、平成 9 年 6 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成 10 年 7 月 9 日条例第 8 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第 10 条の規定は、平成 10 年 6 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成 12 年 5 月 31 日条例第 6 号） 抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年 5 月 12 日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 23 年 3 月 11 日から適用する。

附 則（平成 23 年 8 月 11 日条例第 6 号）

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第 3 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（平成 31 年 2 月 19 日条例第 1 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第 12 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

3 改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第 15 条の規定は、同条の規定による違約金のうち平成 31 年 4 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、当該違約金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和元年 11 月 21 日条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 3 年 5 月 27 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行し、令和 3 年 5 月 20 日から適用する。

別表 (第 6 条関係)

- 1 両眼が失明したもの
- 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- 6 両上肢の用を全廃したもの
- 7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- 8 両下肢の用を全廃したもの
- 9 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

## 9 協定

### 9-1 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

(目的)

第1条 この協定は、千葉県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、千葉県内のすべての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (9) ボランティアの受付及び活動調整
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
  - (2) 応援の種類
  - (3) 応援の具体的な内容及び必要量
  - (4) 応援を希望する期間
  - (5) 応援場所及び応援場所への経路
  - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により千葉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達するものとする。
- 3 応援を受けた被災市町村の長は、応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

- 2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施するものとする。

(自主応援)

第5条 被災市町村の長からの応援要請又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた市町村の長は、自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村の長は、応援の内容をあらかじめ電話等により被災市町村の長に連絡するとともに、応援を実施する旨及びその内容を知事に連絡するものとする。

(応援の調整)

第6条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市町村で負担するものとする。

2 応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。

(情報の交換等)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、千葉県総合防災情報システム等により応援に必要な情報の交換を行うほか、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成8年2月23日から施行する。

2 この協定の締結を証するため、千葉県及び各市町村は、本協定書81通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

## 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する実施要領

### 1 目的

この要領は、災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、災害時における県内市町村間の相互応援が円滑に実施されるため必要な事項を定めるものとする。

### 2 定義

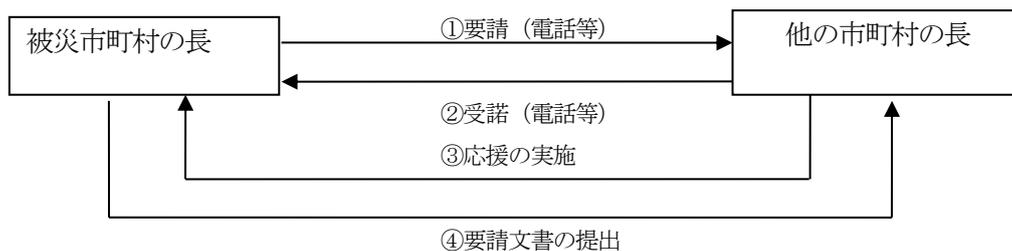
この要領において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害であり、地震、津波、暴風、豪雨等の異常な自然現象のみでなく、航空機の墜落、列車の衝突転覆等の大規模事故による被害も含む。

### 3 県、市町村の連絡先

災害時の市町村間の相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、県は、年度当初に「県及び市町村の勤務時間内及び勤務時間外の連絡先一覧」を作成し、市町村に配布する。

### 4 応援要請の手続き及び応援の実施（協定第3条、第4条）

(1) 個別に他の市町村に応援要請する場合（協定第3条第1項、第4条第1項）の手続き等は、以下のとおりとする。



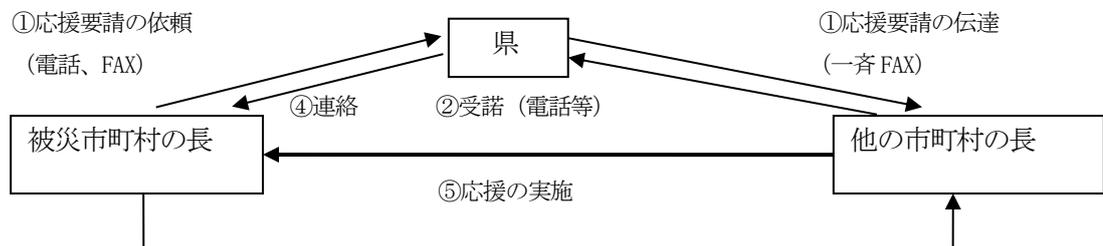
- ① 要 請 被災市町村は、災害時相互応援連絡表（様式1、要領5ページ、以下「応援連絡表」という。）に必要事項を記入の上、その要旨を電話（県防災行政無線電話又はN T T電話）で連絡するとともにファクシミリ（県防災行政無線又はN T T）送信する。

— 応援連絡表の記入例 —  
記入例1・単独一要請（要領8ページ）

- ② 受 諾 要請を受けた市町村は、受諾の可否を電話（県防災行政無線電話又はN T T電話）で連絡するとともに、受信した応援連絡表の写しに加除訂正を行い、ファクシミリ（県防災行政無線又はN T T）送信する。

— 応援連絡表の記入例 —  
記入例2・単独一受諾（要領9ページ）

- ③ 応援の実施 応援を受諾した市町村は、応援連絡表に記載した応援受諾内容を実施する。
- ④ 要請文書の提出 応援実施後、応援を受けた市町村は、応援を実施した市町村に対し、速やかに要請文書（様式3、要領7ページ）を提出する。要請文書施行の日付けは、実際に要請を行った日とする。
- (2) 複数市町村に同時に応援を要請する場合（協定第3条第2項、第4条第2項）の手続き等は以下のとおりとする。



- ① 要請の依頼 被災市町村は、応援連絡表（様式1、要領5ページ）に必要事項を記入の上、その要旨を県（県災害対策本部又は県消防地震防災課）に電話（県防災行政無線電話又はN T T電話）で連絡するとともに、ファクシミリ（県防災行政無線又はN T T）送信する。

— 応援連絡表の記入例 —  
記入例3・広域一要請1（要領10ページ）

- ② 応援要請の伝達 県は、ファクシミリ受信した応援連絡表を県防災行政無線により一斉送信する。原則として、音声一斉とファクシミリ一斉送信を行うこととする。

— 応援連絡表の記入例 —  
記入例4・広域一要請2（要領11ページ）

- ③ 受諾の連絡  
市町村  
↓  
県
- 応援できる市町村は、受信した応援連絡表に加除訂正を行い、その要旨を県（県災害対策本部又は県消防地震防災課）に電話（県防災行政無線又はN T T 電話）で連絡するとともに、ファクシミリ（県防災行政無線又はN T T）送信する。

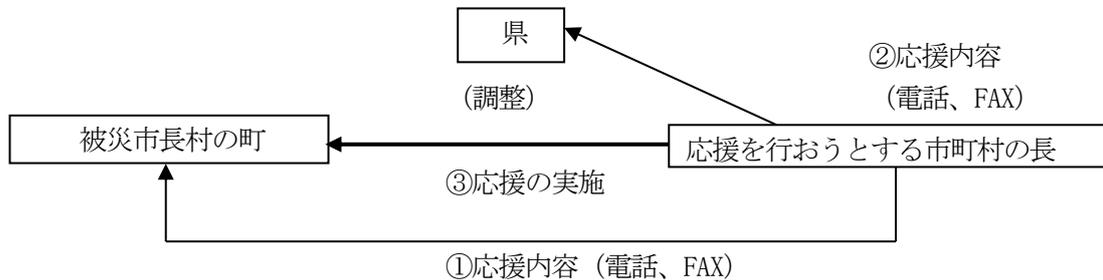
応援連絡表の記入例  
記入例 5 ・ 広域一受諾（要領 12 ページ）

- ④ 受諾の連絡  
県  
↓  
要請市町村
- 県は、応援の内容を取りまとめ、必要に応じ調整を行った上、応援を要請した市町村に応援の内容を電話（県防災行政無線電話又はN T T 電話）で連絡するとともにファクシミリ（県防災行政無線又はN T T）送信する。

- ⑤ 応援の実施  
県から応援を実施するよう連絡を受けた市町村は、速やかに応援連絡表に記載した応援受諾内容を実施する。
- ⑥ 要請文書の提出  
応援実施後、応援を受けた市町村は、応援を実施した市町村に対し、速やかに要請文書（様式 3、要領 7 ページ）を提出する。要請文書施行の日付けは、実際に応援要請を県に伝達した日とする。

5 自主応援（協定第 5 条）

自主応援を行う場合の手続き等は以下のとおりとする。



- ① 応援内容の連絡  
応援市町村  
↓  
被災市町村
- 自主応援をしようとする市町村は、応援連絡表（様式 2、要領 6 ページ）に必要事項を記入の上、その要旨を被災市町村に電話（県防災行政無線電話又はN T T 電話）で連絡するとともに、ファクシミリ（県防災行政無線又はN T T）送信する。

応援連絡表の記入例  
記入例 6 ・ 自主応援（要領 13 ページ）

- ② 応援内容の連絡  
応援市町村  
↓  
県
- 自主応援を行うこととなった市町村は、県に応援を行う旨及び応援内容を電話（県防災行政無線電話又はN T T 電話）で連絡するとともに、応援連絡表（様式 2）ファクシミリ（県防災行政無線又はN T T）送信する。

(県による調整) 県は、救援物資の余剰の発生や緊急輸送路の渋滞などを勘案して必要に応じ調整を行う。

③ 応援の実施 応援連絡表に記載した応援内容を実施する。

## 6 情報の交換（協定第8条）

応援が円滑に行われるよう、以下の方法により必要な情報交換を行うものとする。

### (1) 千葉県防災情報システムによる情報交換

ア 「物資管理サブシステム」により管理する次の項目については、平成8年度中に県が情報を初期入力し、その後は、情報の変更に伴い、随時、市町村が各保有端末により情報の更新を行い、常に最新の情報が得られるよう努めるものとする。

- a) 食料、飲料水、生活必需品、これらの供給に必要な資機材
- b) 被災者の救出、医療、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- c) 救難及び救助活動に必要な車両、舟艇等

イ 「支援情報サブシステム」により管理する次の項目については、平成8年中に県が情報を初期入力し、次年度以降は、県の指定する期限までに各市町村において端末入力又は県に文書を提出し情報の更新を行うこととする。

- a) 公共施設情報  
病院、清掃施設、火葬場等の名称、場所及び電話番号
- b) 避難所情報  
被災者の一時収容のための施設の名称、場所及び電話番号
- c) ヘリコプター臨時離発着場  
救急搬送、物資輸送のためのヘリコプターの臨時離発着場の名称及び住所
- d) 行政職員情報  
職員の職種ごとの人数（市町村役場情報）
- e) ボランティア団体情報  
ボランティア団体の名称、活動内容、連絡先

### (2) その他の方法による情報交換

その他相互応援に必要な情報の交換は、必要に応じ随時行うことができるものとする。

## 9-2 千葉県広域消防相互応援協定書

(協定の目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第21条の規定により、千葉県下の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、大規模災害、産業災害、その他の災害（以下「災害」という。）の予防、鎮圧等に万全を期し、併せて民心の安定を図るため相互応援体制を確立し、不測の事態に対処することを目的として締結するものである。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援は、次のとおりとする。

- (1) 普通応援 市町村等が当該市町村等の区域外において、当該市町村等に接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地市の市町村等の長又は消防長（以下「要請側市町村等の長」という。）の要請を待たずに出動する応援
- (2) 特別応援 市町村等が当該市町村等の区域外において災害が発生した場合に、要請側市町村等の長の要請に基づいて出動する応援
- (3) 航空特別応援 前号の場合において、回転翼航空機が出動する応援

(応援要請の方法)

第3条 応援を要請しようとするときは、次の事項を明確にし、要請側市町村等の長からの電話、その他の方法により要請し、事後速やかに応援要請に必要な文書を提出する。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生場所
- (3) 応援を要する人員、機械器具、消火薬剤等の種別、数量
- (4) 応援隊受入れ場所
- (5) その他必要な事項

2 普通応援で出動した場合、応援側の市町村等の長（以下「応援側市町村等の長」という。）は、直ちに要請側市町村等の長に連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第4条 前条の規定により応援要請を受けた応援側市町村等の長は、当該団体の区域内の警備に支障のない範囲内において応援隊を派遣するものとする。ただし、派遣しがたいときは、その旨を、遅滞なく要請側市町村等の長に通報するものとする。

2 応援側市町村等の長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具消火薬剤等の数量及び到着予定時刻を要請側市町村等の長に通報するものとする。

3 応援隊の隊数については、応援側市町村等の長と要請側市町村等の長との間において協議するものとする。

(応援の中断)

第5条 応援側の市町村等の都合により応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援側市町村等の長は、要請側市町村等の長と協議のうえ、応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 法第24条の4の規定に基づく応援隊の指揮は、要請側の市町村等の消防長又は消防団長の定める現場最高指揮者が応援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要し、応援隊の長に指揮命令するいとまがない場合は、直接応援隊員に命令することができる。

(応援隊の報告)

第7条 応援隊の長は、現場到着、引き揚げ及び消防活動の状況を要請側の市町村等の現場最高指揮者に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 応援に要した費用については、次の区分に従いそれぞれ負担するものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職（団）員の手当及び被服の損料等に関する費用は、応援側の市町村等の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理、応援隊員及び一般人の死傷に係る災害補償等に関する重要事項に係る費用は、応援側の市町村等と要請側の市町村等との間において協議するものとする。
- (3) 前各号以外の費用は、原則として要請側の市町村等の負担とする。

(航空特別応援)

第9条 航空特別応援については、第3条から第8条の規定にかかわらず、別に定める要綱によるものとする。

(委任)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、市町村等間において定めることができる。

附 則

- 1 この協定は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 昭和60年4月1日締結の協定は廃止する。
- 3 この協定の締結を証するため、市町村等の長は、本書を5通作成し、記名押印のうえ、千葉県、千葉県市長会、千葉県町村会、千葉県消防長会及び財団法人千葉県消防協会に保管を依頼するとと

もに、その写しを各1通所持するものとする。

### 9-3 災害時の緊急対策に必要な物資の供給協力及び運営に関する覚書（三井住友海上火災保険株式会社）

印西市（以下「甲」という）と三井住友海上火災保険（株）（以下「乙」という。）は、乙が千葉ニュータウンに施設建設をする際、地元公開施設として設置した防災備蓄倉庫の供給協力及び運営に関し、次のとおり覚書を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資の供給協力を受ける必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

（協力物資の範囲）

第2条 甲が、乙に供給協力を要請する物資は、乙において無償供給した物品とし、その物品明細は第8条に規定する報告書に掲げる物資とする。

（協力要請の方法）

第3条 第1条の要請は、次に掲げる事項を明らかにして、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭等で要請し、その後、すみやかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する理由
- (2) 供給を必要とする物資の数量
- (3) その他参考となる事項

（連絡責任者）

第4条 第1条の要請に関する連絡の円滑を図るため、甲においては印西市災害対策本部事務局長、乙については三井住友海上火災保険（株）総務部危機管理チーム長をそれぞれ連絡責任者とする。

（協力要請に基づく措置）

第5条 第1条の要請をしたとき甲は身分証明書を提示し、乙の指示により物資の供給協力を実施するものとする。

（物資の補充）

第6条 搬出した物資のうち補充が必要な物資は、乙が乙の負担において一定期間内（災害終了後半年程度）に、供給協力前の数量まで補充するものとする。

（物資の管理）

第7条 乙は、数量確認、期限切れの物資の入れ替え等、日常の管理を行い、その費用は、乙の負担とする。

2 甲は身分証明書を提示し、乙の指示により物資の点検のため、入館することが出来る。

（保有数量の報告）

第8条 乙は、この覚書の締結の日及び毎年4月1日現在の物資の保有数量を「物資保有数量報告書」により、甲に報告するものとする。

（協議）

第9条 この覚書の実施に関し、必要な事項又はこの覚書に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

（期間）

第10条 この覚書は、契約締結の日から有効とし、その効力は甲乙協議のうえ定めをする場合を除き、持続するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

#### 9-4 災害時における印西市と印西郵便局の相互協力に関する協定書（印西郵便局）

印西市（以下「甲」という。）と印西郵便局（以下「乙」という。）は、印西市内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。）が発生した場合において、相互に協力し、迅速かつ円滑な応急対策を行うため、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲及び乙は、印西市内に災害が発生した場合、次の事項について相互に協力を要請することができるものとする。

- (1) 甲又は乙が収集した災害情報の相互提供
- (2) 甲又は乙が収集した被災市民の安否情報及び避難先情報等の相互提供
- (3) 甲が災害時に開設する避難所に対する集配
- (4) その他(1)～(3)に定めのない事項で、協力できる事項

（協力の実施）

第2条 両者は、前条の規定による要請を受けたときは、相互にその重要性に鑑み協力をを行うものとする。

（経費の負担）

第3条 第1条に規定する協力要請に対して協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が適正な方法により算出した金額を負担するものとする。

2 甲及び乙は、前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定するものとする。

（防災訓練への参加）

第4条 甲及び乙は、それぞれが実施する防災訓練等に、必要に応じ相互に参加を要請することができるものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、協力要請事項に関し実効性を高めるため、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（連絡体制等）

第6条 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段をあらかじめ定め、この協定の目的達成に支障をきたすことがないように常に点検及び改善に努めるものとする。

（協定の有効期）

第7条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期限満了の1か月前までに甲及び乙のいずれからも意義申し立てのない限り自動更新するものとする。

（協議）

第8条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙で協議するものとする。

上記協定の締結の証しとして、この書面2通を作成し、甲、乙が署名押印の上、各自その1通を保有する。

## 9-5 災害対策に関する協定書（印西市建設業災害対策協力会）

印西市（以下「甲」という。）と印西市建設業災害対策協力会（以下「乙」という。）は、印西市地域防災計画に基づき地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生するおそれのある場合の未然防止及び災害が発生した場合の応急対策に関わる業務（以下「災害応急業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する道路、河川等の公共施設の機能確保及び回復並びに市民の安全を確保するため、甲が乙に対して協力を求めるときの基本的事項を定め、災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、災害応急業務を実施する必要があると認めるときは、乙に協力要請をすることができるものとする。

2 甲が、前項の規定により乙に対し協力要請をするときは、電話等により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

（協力体制）

第3条 乙は、前条の協力要請を受けたときは、特別な理由がない限り災害応急業務に必要な人員、機械等を出動させ、甲が実施する災害応急措置に協力するものとする。

2 乙は、災害応急業務が速やかに実施できるよう、協力体制を整備しておくものとする。

（費用負担）

第4条 甲の要請により、乙が災害応急業務を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

（被害に対する措置）

第5条 災害応急業務の実施に伴い、第三者に被害が生じたときは、甲と乙が協議して、その処置解決に当たるものとする。

（損害補償）

第6条 第2条の規定により、災害応急業務の要請をし災害応急業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者が、疾病にかかり、負傷し、若しくは死亡し、又は障害の状態となった場合のその者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対する損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合には、甲が千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和52年千葉県市町村総合事務組合条例第1号）の規定に準じて損害補償を行うものとする。

（疑義等）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（細目）

第8条 この協定に基づく災害応急業務を行うために必要な細部の事項については、別に細目を定めるものとする。

（期間等）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれから何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなし、その後の期間満了の場合も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各自1通を保有する。

## 9-6 災害時における歯科医療救護活動についての協定書（社団法人千葉県印旛都市歯科医師会）

印西市において大規模な災害が発生した場合、迅速な応急対策を実施するため、印西市（以下「甲」という。）と社団法人千葉県印旛都市歯科医師会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を結ぶものとする。

（総則）

第1条 この協定は、印西市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定める。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、地域防災計画に基づく歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し歯科医療の救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに歯科医師、歯科衛生士等からなる歯科医療救護班を編成し、現地又は甲の指定する場所に派遣するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、乙は、歯科医療救護班を派遣した後、甲に報告しその承認を得るものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第3条 歯科医療救護班の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置及び医療行為
- (2) 傷病者を収容医療機関（以下「医療機関」という。）への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) その他歯科医療救護活動に関すること

（連絡体制）

第4条 歯科医療救護班の救護活動に係る甲と乙間の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

（医療材料品等）

第5条 歯科医療救護班の活動に要する医療材料品等については、甲において準備し、提供するものとする。

（救護所の設置）

第6条 甲は、災害の態様により、必要に応じて避難所又は被災地周辺の歯科医療救護活動が可能な医療機関等に救護所を設置する。

（収容医療機関の選定）

第7条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を選定しようとするときは、これに協力するものとする。

（医療費等）

第8条 第6条に規定する救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（訓練への参加）

第9条 乙は、甲から要請があった場合、甲が実施する訓練に参加し、及び協力するものとする。

（活動費）

第10条 甲は、乙が行った歯科医療救護活動に対し、次の各号に掲げる活動費を支払うものとする。

- (1) 歯科医師 32,000円
- (2) 歯科衛生士 7,700円
- (3) 事務等 6,100円

2 甲は、乙が行った歯科医療救護活動の時間が4時間を超えるときは、次の各号に掲げる額に超過時間数を乗じた額を前項各号に掲げる額に加算して支払うものとする。

- (1) 歯科医師 8,000円
- (2) 歯科衛生士 1,900円
- (3) 事務等 1,600円

3 前2項における従事時間のうち、午後5時から同10時まで及び午前5時から同9時までに当た

る時間については、前項に規定された1時間単価に100分の25を、また午後10時から午前5時までに当たる時間については100分の50を乗じて得た額を加算するものとする。

(経費の負担)

第11条 甲は、乙が歯科医療救護活動において使用した衣料品、衛生材料等に係る経費を負担するものとする。

2 甲は、乙が救護所を設置した医療機関等において、歯科医療救護活動により生じた施設設備の損傷に係る経費を支払うものとする。

(損害賠償)

第12条 歯科医療救護班の歯科医師等が歯科医療救護活動において、そのために負傷及び疾病又は死亡した場合の損害賠償は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用がない場合、千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和52年千葉県市町村総合事務組合条例第1号）の規定に準じて損害補償を行うものとする。

第13条 乙は、甲から要請があった場合、甲が実施する訓練に参加し、及び協力するものとする。また、訓練時における訓練参加費の額は、1回の訓練参加につき次のとおりとする。

- (1) 歯科医師 32,000円
- (2) 歯科衛生士 7,700円
- (3) 事務等 6,100円

2 訓練参加時における医薬品等の実費弁償及び損害補償については、第11条及び前条の規定を準用する。

(医事紛争発生の措置)

第14条 この協定により実施した歯科医療救護活動に関して、患者との間に医事紛争が発生した場合、甲は乙と綿密な連携のもと速やかに原因等を調査し適切な措置を講ずるものとする。

(医事紛争発生の責任)

第15条 前条における維持紛争の処理及びすべての賠償は、甲の責任においてこれを行い、乙又は歯科医療救護活動に従事した者（以下「丙」という。）は、故意又は著しく重大な過失がない限り責を負わないものとする。

2 甲は、医事紛争において乙又は丙が自ら処理し出損したときは、乙又は丙に故意又は重大な過失がある場合を除き、その求償に応じなければならない。

3 乙又は丙が損害賠償等の訴えを提訴された場合、甲は、訴訟参加等によって当該乙又は丙に全面的に協力するものとする。

4 前項の場合において、弁護士費用その他当該訴訟に要した一切の費用は、甲が負担するものとする。ただし、乙又は丙に故意又は著しく重大な過失が存する場合は、この限りではない。

(事故付随の損害賠償)

第16条 第12条における医事紛争に関連して、乙又は丙が医業上の損害を被った場合、甲は、その損害を補償し、又はそのおそれのあるときは防止するための措置を講ずるものとする。ただし、乙又は丙に故意又は著しく重大な過失が存する場合は、その限りではない。

(未収金の処理)

第17条 協定書第7条により選定された収容医療機関において災害時の歯科医療救護に係る医療費の未収が生じたときは、速やかにとりまとめ甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、調査の上支払義務者に対し、当該請求分の支払いを督促するとともに、支払い不能の事情が判明した場合は、乙と協議の上、医療施設の負担にならないよう措置するものとする。

(細目)

第18条 この協定を実施するために必要な事項については、実施細目による。

(協議)

第19条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第20条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙何ら申し出のない場合は、更に1年間延長されたものとみなし以後この例によるものとする。

## 9-7 災害時における医療救護活動についての協定書（社団法人印旛市郡医師会）

印西市において大規模な災害が発生した場合、迅速な応急対策を実施するため、印西市（以下「甲」という。）と社団法人印旛市郡医師会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を結ぶものとする。

(総則)

第1条 この協定は、印西市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定める。

(医療救護班の派遣)

第2条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医師、看護婦等からなる医療救護班を編成し、現地又は甲の指定する場所に派遣するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、乙は、医療救護班を派遣した後、甲に報告しその承認を得るものとする。

(医療救護班の業務)

第3条 医療救護班の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置及び医療行為
- (2) 傷病者を収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 助産
- (4) 死亡の確認
- (5) その他医療救護活動に関すること

(連絡体制)

第4条 医療救護班の救護活動に係る甲と乙間の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

(医療材料品等)

第5条 医療救護班の活動に要する医療材料品等については、甲において準備し、提供するものとする。

(救護所の設置)

第6条 甲は、災害の態様により、必要に応じて避難所又は被災地周辺の医療救護活動が可能な医療機関等に救護所を設置する。

(収容医療機関の選定)

第7条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を選定しようとするときは、これに協力するものとする。

(医療費等)

第8条 第6条に規定する救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(訓練への参加)

第9条 乙は、甲から要請があった場合、甲が実施する訓練に参加し、及び協力するものとする。

(活動費)

第10条 甲は、乙が行った医療救護活動等に対し、次の各号に掲げる活動費を支払うものとする。

- (1) 医師 32,000円
- (2) 看護婦 14,700円

(3) 事務等 8,800円

2 甲は、乙が行った医療救護活動の時間が4時間を超えるときは、次の各号に掲げる額に超過時間数を乗じた額を前項各号に掲げる額に加算して支払うものとする。

(1) 医師 8,000円

(2) 看護婦 1,900円

(3) 事務等 1,600円

3 前2項における従事時間のうち、午後5時から同10時まで及び午前5時から同9時までに当たる時間については、前項に規定された1時間単価に100分の25を、また午後10時から午前5時までに当たる時間については100分の50を乗じて得た額を加算するものとする。

(経費の負担)

第11条 甲は、乙が医療救護活動において使用した衣料品、衛生材料等に係る経費を負担するものとする。

2 甲は、乙が救護所を設置した医療機関等において、医療救護活動により生じた施設整備の損傷に係る経費を支払うものとする。

(損害賠償)

第12条 医療救護班の医師等が医療救護活動において、そのために負傷及び疾病又は死亡した場合の損害賠償は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用がない場合、千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和52年千葉県市町村総合事務組合条例1号）の規定に準じて損害補償を行うものとする。

(訓練参加費)

第13条 甲は、乙から要請があった場合、甲が実施する訓練に参加し、及び協力するものとする。また、訓練時における訓練参加費の額は、1回の訓練参加につき次のとおりとする。

(1) 医師 32,000円

(2) 看護婦 14,700円

(3) 事務等 8,800円

2 訓練参加時における医薬品等の実費弁償及び損害賠償については、第11条及び前条の規定を準用する。

(医事紛争発生の措置)

第14条 この協定により実施した医療救護活動に関して、患者との間に医事紛争が発生した場合、甲は乙と綿密な連携のもと速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

(医事紛争発生の責任)

第15条 前条における医事紛争の処理及びすべての賠償は、甲の責任においてこれを行い、乙又は医療救護活動に従事した者（以下「丙」という。）は、故意又は著しく重大な過失がない限り責任を負わないものとする。

2 甲は、医事紛争において乙又は丙が自ら処理し出損したときは、乙又は丙に故意又は重大な過失がある場合を除き、その求償に応じなければならない。

3 乙又は丙が損害賠償等の訴えを提訴された場合、甲は、訴訟参加等によって、当該乙又は、丙に全面的に協力するものとする。

4 前項の場合において、弁護士費用その他当該訴訟等に要した一切の費用は、甲が負担するものとする。ただし、乙又は丙に故意又は著しく重大な過失が存する場合は、この限りではない。

(事故付随の損害賠償)

第16条 第12条における医事紛争に関連して、乙又は丙が医業上の損害を被った場合、甲は、その損害を補償し、又はそのおそれがあるときは防止するための措置を講ずるものとする。ただし、乙又は丙に故意又は著しく重大な過失が存する場合は、その限りではない。

(未収金の処理)

第17条 協定書第7条により選定された収容医療機関において災害時の医療救護に係る医療費の未収が生じたときは、速やかにとりまとめ甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、調査の上支払い義務者に対し、当該請求分の支払いを督促するとともに、支払い不能の事情が判明した場合は、乙と協議の上、医療施設の負担にならないよう措置するものとする。

(細目)

第18条 この協定を実施するために必要な事項については、実施細目による。

(協議)

第19条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第20条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに甲乙何ら申し出のない場合は、更に1年間延長されたものとみなし以降この例によるものとする。

## 9-8 災害時における物資の供給に関する協定書（社団法人千葉県LPガス協会印旛支部印西地区）

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し応急措置のため物資の必要が生じた場合、印西市（以下「甲」という。）と社団法人 千葉県LPガス協会 印旛支部印西地区（以下「乙」という。）との間において、下記のとおり協定を締結する。

記

第1条（物資の種類）

物資の種類は、乙が取り扱っているもののうち、甲が緊急に必要とするものとする。

第2条（供給手続）

甲が物資の供給を受けようとするときは、災害時における物資の供給要請書をもって乙に要請するものとする。

第3条（引渡し）

前条の規定により要請を受けた場合、乙は甲に対して直ちに優先的に物資を供給するものとする。

第4条（費用弁償の請求）

乙は、前条の規定により供給完了後まとめて甲へ費用を請求するものとする。

2 物資の供給に関する費用は、災害時直前の適正な価格とする。

第5条（期間）

この協定の有効期間は協定締結の日から3ヶ年とする。

ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲・乙いずれからも異議の申立てのない限り自動的に継続するものとする。

第6条（協議）

この協定の解釈に疑義を生じた場合及び協議に定めのない事項については、その都度甲・乙協議するものとする。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

## 9-9 災害時における物資の供給に関する協定書（千葉県石油商業協同組合印西支部）

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し応急措置のため物資の必要が生じた場合、印西市（以下「甲」という。）と千葉県石油商業協同組合 印西支部（以下「乙」という。）との間において、下記のとおり協定を締結する。

### 記

#### 第1条（物資の種類）

物資の種類は、乙が取り扱っているもののうち、甲が緊急に必要とするものとする。

#### 第2条（供給手続）

甲が物資の供給を受けようとするときは、災害時における物資の供給要請書をもって乙に要請するものとする。

#### 第3条（引渡し）

前条の規定により要請を受けた場合、乙は甲に対して直ちに優先的に物資を供給するものとする。

#### 第4条（費用弁償の請求）

乙は、前条の規定により供給完了後まとめて甲へ費用を請求するものとする。

#### 2 物資の供給に関する費用は、災害時直前の適正な価格とする。

ただし、レギュラーガソリン及び軽油については、甲・乙間で締結している「単価契約書」の価格とする。

#### 第5条（期間）

この協定の有効期間は協定締結の日から3ヶ年とする。

ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲・乙いずれからも異議の申立てのない限り自動的に継続するものとする。

#### 第6条（協議）

この協定の解釈に疑義を生じた場合及び協議に定めのない事項については、その都度甲・乙協議するものとする。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

## 9-10 災害時応急対策に関する協定書（印西市造園組合）

### （目的）

第1条 この協定は、印西市地域防災計画に基づき印西市に地震・風水害その他による災害が発生するおそれのある場合の未然防止及び災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、印西市（以下「甲」という。）と印西市造園組合（以下「乙」という。）とが相互に協力して災害時の市民生活の早期回復を図るための、防疫、倒木撤去、災害廃棄物除去活動等の応急対策に係る業務（以下「災害応急業務」という。）に関する事項について定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、災害応急業務を施行する必要があると認めるときは、乙に協力要請をすることができるものとする。

### （協力体制）

第3条 乙は、前条の協力要請を受けたときは、災害応急業務に必要な人員、機械等を出動させ、甲が実施する災害応急措置に協力するものとする。

2 乙は、災害応急業務が速やかに実施できるよう、協力体制を整備しておくものとする。

### （出動要請）

第4条 甲は乙に対し第2条の協力要請は、電話等により要請するものとする。

(費用負担)

第5条 甲の要請により、乙が災害応急業務を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が災害応急業務終了後に提出する災害応急業務完了報告書(別記様式1)に基づき災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(情報の収集及び提供)

第6条 甲は、災害時において、市民に対し防疫及び倒木関係等の現況の情報伝達に努め、乙は、それに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域被害に関する情報交換を行うものとする。

(被害に対する措置)

第7条 災害応急業務の実施に伴い、第三者に被害が生じたときは、甲と乙とが協議して、その解決に当たるものとする。

(その他必要な支援)

第8条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合には、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日30日前までに、甲乙いずれから、なんら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印のうえ、各1通を保有する。

### 9-11 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(株式会社ジョイフル本田)

印西市(以下「甲」という。)と株式会社ジョイフル本田(以下「乙」という。)は、印西市における地震・風水害、その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)に際し、相互に協力して災害時に市民生活の早期安定を図るために、応急生活物資(以下「物資」という。)の調達及び供給等の協力に関する事項について協力を締結する。

(協力事項の発動)

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が印西市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(物資供給の協力要請)

第2条 甲は、災害時において、物資の確保を図る必要とするときは、乙に対して次の各号に掲げる事項を明らかにした応援要請書(様式1)をもって、乙の保有する物資の調達を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後、要請書を提出するものとする。

(1) 災害の状況及び応援要請をする事由

(2) 応援を必要とする物資及び数量、場所

(3) その他必要とする事項

(要請に対する協力)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときには、やむを得ない事由のないかぎり物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(物資の種類)

第4条 甲が乙に要請する災害時の物資の種類は、乙が取り扱っている物資（別紙1）のうち、甲が緊急に必要とするものとする。

（物資の運搬）

第5条 物資の運搬は、甲又は乙の指定するものが行うものとする。また、甲は、必要に応じて運搬の協力を求めることができる。

2 甲の要請に基づき乙が物資等の運搬を行うときは、緊急自動車扱いとするよう甲が配慮するものとする。

（費用）

第6条 第3条の規定により乙が供給した商品の対価及び前条の規定により甲の要請に基づき乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有物資の優先供給終了後、乙が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格とする。

（連絡体制等）

第7条 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたすことのないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（期間）

第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期限満了の1か月前までに甲及び乙のいずれかも意義申し立てのない限り自動的に継続するものとする。

（協議）

第9条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めない事項については、その都度、甲・乙協議するものとする。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

## 9-12 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（株式会社ジャパンミート）

印西市（以下「甲」という。）と株式会社ジャパンミート（以下「乙」という。）は、印西市における地震・風水害、その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に際し、相互に協力して災害時に市民生活の早期安定を図るために、応急生活物資（以下「物資」という。）の調達及び供給等の協力に関する事項について協力を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が印西市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（物資供給の協力要請）

第2条 甲は、災害時において、物資の確保を図る必要とするときは、乙に対して次の各号に掲げる事項を明らかにした応援要請書（様式1）をもって、乙の保有する物資の調達を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後、要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援要請をする事由
- (2) 応援を必要とする物資及び数量、場所
- (3) その他必要とする事項

（要請に対する協力）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときには、やむを得ない事由のないかぎり物資の

優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(物資の種類)

第4条 甲が乙に要請する災害時の物資の種類は、乙が取り扱っている物資（別紙1）のうち、甲が緊急に必要とするものとする。

(物資の運搬)

第5条 物資の運搬は、甲が行うものとする。ただし、甲は、必要に応じて乙に運搬の協力を求めることができる。

(費用)

第6条 第3条の規定により乙が供給した商品の対価及び前条の規定により甲の要請に基づき乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有物資の優先供給終了後、乙が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格とする。

(連絡体制等)

第7条 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたすことのないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(期間)

第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期限満了の1か月前までに甲及び乙のいずれかも意義申し立てのない限り自動的に継続するものとする。

(協議)

第9条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めない事項については、その都度、甲・乙協議するものとする。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

### 9-13 災害時における支援協力に関する協定書（千葉中央葬祭業協同組合）

千葉県印西市（以下「甲」という。）と千葉中央葬祭業協同組合（以下「乙」という。）は災害時における支援協定に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、印西市地域防災計画に基づき甲において、地震・風水害、その他による災害が発生し、災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）に多数の死者及び被災者が一時的又は集中的に発生する場合の迅速かつ円滑な応急対策を行うため、必要な手続き等について定めるものとする。

(協力)

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認める時は、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- (3) 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- (4) その他、甲の要請により乙が応じられる事項

(要請)

第3条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した文書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに当該要請に関する文書を乙に送付するものとする。

- (1) 要請の理由
- (2) 要請の内容
- (3) 協力を要請する期間
- (4) その他、要請に必要な事項  
(協力の方法)

第4条 乙は、前条による甲の要請があった場合、乙のでき得る範囲において、甲の指示に従い、第2条各号の協力をを行うものとする。

(報告)

第5条 乙は、第2条各号の協力をしたときは、次に掲げる事項を記載した文書（第2号様式）をもって甲に報告するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品の数量並びに該当作業に従事した者の氏名及び住所
- (2) 遺体を安置した施設（葬儀式場等）の使用した部屋の数及び日数
- (3) その他、甲が乙に指示した事項

(経費の負担)

第6条 甲は、前条による報告があった場合は、甲の要請に相違ないことを確認のうえ、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行なった場合、その経費は、乙が当該要請を行なった遺族等に請求する。

(請求の支払)

第8条 甲は、前条に基づき乙から請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害発生直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）の基準額及び市場の適正な価格を基準として、甲、乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ1名の連絡責任者を置き、甲にあたっては災害対策本部総括部衛生班の職にあたる者を、乙にあたっては、千葉中央葬祭業協同組合代表理事の職にある者を当該責任者とする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、支援を行う場合において知り得た災害に係わる情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(通知)

第14条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名簿を毎年3月末までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第16条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成18年3月31日までとする。

ただし、期間満了の2ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

#### 9-14 災害時における支援協力に関する協定書（社団法人全日本冠婚葬祭互助協会）

千葉県印西市（以下「甲」という。）と社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は災害時における支援協定に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、印西市地域防災計画に基づき甲において、地震・風水害、その他による災害が発生し、災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）に多数の死者及び被災者が一時的又は集中的に発生する場合の迅速かつ円滑な応急対策を行うため、必要な手続き等について定めるものとする。

(協力)

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認める時は、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- (3) 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- (4) 甲が設置した避難所等における被災者に対する炊き出しや継続的な食事等（弁当等）の提供。
- (5) 入浴・洗髪等の生活支援のための各種サービス
- (6) その他、甲の要請により乙が応じられる事項

(要請)

第3条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した文書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに当該要請に関する文書を乙に送付するものとする。

- (1) 要請の理由
- (2) 要請の内容
- (3) 協力を要請する期間
- (4) その他、要請に必要な事項

(協力の方法)

第4条 乙は、前条による甲の要請があった場合、乙のでき得る範囲において、甲の指示に従い、第2条各号の協力を行うものとする。

(報告)

第5条 乙は、第2条各号の協力をしたときは、次に掲げる事項を記載した文書（第2号様式）をもって甲に報告するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品の数量並びに該当作業に従事した者の氏名及び住所

(2) 遺体を安置した施設（葬儀式場等）の使用した部屋の数及び日数

(3) 避難所に提供した食事等の数量

(4) 生活支援等の各種サービスの内容

(5) その他、甲が乙に指示した事項

（経費の負担）

第6条 甲は、前条による報告があった場合は、甲の要請に相違ないことを確認のうえ、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行なった場合、その経費は、乙が当該要請を行なった遺族等に請求する。

（請求の支払）

第8条 甲は、前条に基づき乙から請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（価格の決定）

第9条 遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害発生直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）の基準額及び市場の適正な価格を基準として、甲、乙協議して決定するものとする。

（支援体制の整備）

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ1名の連絡責任者を置き、甲にあたっては災害対策本部総括部衛生班の職にあたる者を、乙にあたっては、全日本冠婚葬祭互助協会北関東ブロック千葉地区本部長の職にある者を当該責任者とする。

（災害時の情報提供）

第12条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（守秘義務）

第13条 乙は、支援を行う場合において知り得た災害に係わる情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（通知）

第14条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名簿を毎年3月末までに、甲に通知するものとする。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）

第16条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成18年3月31日までとする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

## 9-15 災害時における相互協力に関する協定書（印西地区環境整備事業組合）

印西市（以下「甲」という。）と印西地区環境整備事業組合（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策活動及び災害復旧活動などの災害対策を迅速に推進するため、災害発生時及び平常時の協力体制の確保に関し、次のとおり相互協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の大規模災害が発生した場合において、市民、在勤者、在学者等の安全を図るために執る甲及び乙の協力体制について定めるとともに、平常時から災害時応急対策活動が円滑に実施できる協力体制を整備することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、協力を要請するときは、乙に対して次の各号に掲げる事項を明らかにした協力要請書（別記様式）をもって、要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等の方法をもって要請し、事後、協力要請書を提出するものとする。

(1) 災害の状況及び協力要請する理由

(2) その他必要とする事項

（協力）

第3条 乙は、前条に規定する協力要請を受けた場合は、協定の内容に従って可能な限り協力するものとする。ただし、真にやむを得ない事情により協力要請に応じられない場合は、この限りでない。

（協力内容）

第4条 前条に規定する協力内容は、次のとおりとする。

(1) 災害時における市指定避難場所としての指定

(2) 災害時における市指定避難場所の開設

(3) 災害時の情報の共有

(4) 防災訓練等の実施協力

(5) 防災啓発に関する協力

(6) その他の協力要請事項

（費用負担）

第5条 前条に規定する相互協力に要する費用の負担は、甲乙協議して定める。

（実施細目）

第6条 災害時における施設の利用の実施については、この協定に定めるもののほか、別に定める。

（情報交換）

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（期間等）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれから何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

## 9-16 東京電機大学千葉ニュータウンキャンパスにおける災害時の相互協力に関する協定書（学校法人東京電機大学）

印西市（以下「甲」という。）と学校法人東京電機大学（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動及び災害復旧活動などの災害対策を迅速に推進するため、災害発生時及び平常時の千葉ニュータウンキャンパスにおける協力体制の確保に関し、次のとおり相互協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の大規模災害が発生した場合において、市民、在勤者、在学者等の安全を図るために執る甲及び乙の協力体制について定めるとともに、平常時から災害時応急対策活動が円滑に実施できる協力体制を整備することを目的とする。

（協力要請）

第2条 前条に規定する協力を要請する場合は、あらかじめ定めている甲乙双方の担当者等を通じて行うものとする。

（協力）

第3条 前条に規定する協力要請を受けた場合は、協定の内容に従って可能な限り協力するものとする。ただし、真にやむを得ない事情により協力要請に応じられない場合は、この限りでない。

（協力内容）

第4条 前条に規定する協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における市広域避難場所としての指定
- (2) 災害時における市広域避難場所の開設
- (3) 災害応急対策活動拠点の開設
- (4) 帰宅困難者の支援
- (5) 災害時の情報の共有
- (6) 防災訓練等の実施協力
- (7) 防災啓発に関する協力
- (8) その他の協力要請事項

（費用負担）

第5条 前条に規定する相互協用に要する費用の負担は、甲乙協議して定める。

（実施細目）

第6条 災害時における施設の利用の実施については、この協定に定めるもののほか、別に定める。

（情報交換）

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うこととする。

（期間等）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれから何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

## 9-17 災害時における食糧等の調達供給協力に関する協定書（株式会社スウィングベーカリー）

印西市（以下「甲」という。）と株式会社スウィングベーカリー（以下「乙」という。）は、印西市において地震、風水害、その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に際し、食糧等の調達供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が印西市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（協力事項の内容）

第2条 甲が、乙に対し、要請を行う協力事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 乙が所有する食糧等の供給
- (2) 前号の食糧等の供給に際し、必要な運搬
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

（協力要請の手続き）

第3条 甲は、乙に対し、協力要請を行うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、第7条で定める連絡責任者を通じ防災活動協力要請書（別記様式）を提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等により要請し、その後速やかに防災活動協力要請書（別記様式）を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事項
- (2) 前条第1号に掲げる協力を要請する場合にあっては、供給を必要とする食糧等の品名、数量その他必要な事項
- (3) 前各号に定めのない事項については、甲、乙の協議により協力を要請するものとする。

（要請に対する優先的な協力）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けた場合、甲に対し可能なかぎり優先的に協力するものとする。

（運搬車両の取扱い）

第5条 甲は、乙が第2条第2号に掲げる運搬を行うときは、当該運搬に用いる車両が緊急車両扱いとなるよう申請その他必要な手続きを行うものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条の規定により乙が供給した食糧等の対価及び前条の規定により甲の要請に基づき乙が行った運搬等の費用については、原則として甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、乙が優先供給終了後、乙が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格により算出した額とする。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲において印西市災害対策本部事務局長、乙においては株式会社スウィングベーカリー工場長とする。

（連絡体制等）

第8条 甲、乙は連絡体制、連絡方法及び連絡手段等について、この協定の目的の達成に対し支障をきたすことのないよう常に点検するとともに改善に努めるものとする。

(情報の交換)

第9条 甲、乙はこの協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定の有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期限満了の1か月前までに甲又は乙のいずれからも意義申し立てのない限り自動的に継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めない事項については、その都度、甲、乙で協議するものとする。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

### 9-18 災害時における防災活動協力に関する協定書（イオンモール株式会社イオンモール千葉ニュータウン及びイオンリテール株式会社イオン千葉ニュータウン店）

印西市（以下「甲」という。）とイオンモール株式会社イオンモール千葉ニュータウン（以下「乙」という。）及びイオンリテール株式会社イオン千葉ニュータウン店（以下「丙」という。）は、印西市において地震、風水害、その他による災害が発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）に際し、相互に協力して市民生活の早期安定を図るために、甲が乙及び丙に対し、防災活動協力の要請を行うことに関する事項について協定を締結する。

(協力事項の発動)

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が印西市災害対策本部を設置し、乙及び丙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

(協力事項の内容)

第2条 甲が、乙及び丙に対し、要請を行う協力事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 丙に対しては、食糧、飲料水及び応急生活物資等の供給（以下「物資の供給等」という。）
- (2) 乙及び丙に対しては、前号の物資の供給等に際し、必要な運搬
- (3) 乙及び丙に対しては、被災者の一時受入れに必要な施設の提供
- (4) 乙及び丙に対しては、被災者に対し、テレビ、ラジオ等で知り得た災害情報の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

(協力要請の手続き)

第3条 甲は、乙及び丙に対し、協力要請を行うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、第7条で定める連絡責任者を通じ防災活動協力要請書（別記様式）を提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等により要請し、その後速やかに防災活動協力要請書（別記様式）を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事項
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる協力を要請する場合にあっては、供給又は提供を必要と

する物資等の品名、数量その他必要な事項

(3) 前条第3号に掲げる協力を要請する場合にあっては、施設等の名称

(4) 協力を要請する期間

(5) 前各号に定めのない事項については、甲、乙及び丙の協議により協力を要請するものとする。

(要請に対する優先的な協力)

第4条 乙及び丙は、前条の規定により要請を受けた場合、甲に対し可能なかぎり優先的に協力するものとする。

(運搬車両の取扱い)

第5条 甲は、丙が第2条第2号に掲げる運搬を行うときは、当該運搬に用いる車両が緊急車両扱いとなるよう申請その他必要な手続きを行うものとする。

(費用の負担)

第6条 第3条の規定により丙が供給した食糧、飲料水及び応急生活物資等の対価及び丙が行った運搬等の費用については、原則として甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、丙が食糧、飲料水及び応急生活物資等の優先供給終了後、丙が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格をもって算出した額とする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲において印西市災害対策本部事務局長、乙においてはイオンモール株式会社イオンモール千葉ニュータウンオペレーションマネージャー、丙においてはイオンリテール株式会社イオン千葉ニュータウン店人事総務課長とする。

(連絡体制等)

第8条 甲、乙及び丙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、この協定の目的の達成に対し支障をきたすことのないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

(情報の交換)

第9条 甲、乙及び丙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定の有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期限満了の1か月前までに甲、乙及び丙のいずれからも意義申し立てのない限り自動的に継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めない事項については、その都度、甲、乙及び丙で協議するものとする。

上記協定締結の証として本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

## 9-19 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書（株式会社アクティオ）

印西市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、地震等の災害時におけるレンタル機材の提供に関し次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、印西市内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生し、若しくは発生のおそれがある場合又は武力攻撃事態若しくは緊急対処事態（以下「災害時」という。）において、甲の要請に応じ、乙がレンタル用として保有する機材（以下「保有機材」という。）を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（提供の内容）

第2条 甲が、乙に対し、要請を行う提供の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保有機材の提供
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

（提供事項の発動）

第3条 この協定に定める災害時における提供については、原則として甲が印西市災害対策本部、印西市国民保護対策本部又は印西市緊急対処事態対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（提供の要請）

第4条 甲は、乙に対し、提供要請を行う場合は、次に掲げる事項を明らかにして、災害時保有機材提供要請書（別記様式）を提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ファクシミリ等により要請し、その後速やかに別記様式を提出するものとする。

- (2) 第2条第1号に掲げる提供の要請をする場合は、提供を必要とする保有機材の品名、数量その他必要な事項
- (3) 前各号に定めのない事項については、甲、乙の協議により提供を要請するものとする。

（引渡し）

第5条 保有機材の提供に係る引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該引き渡し場所に職員を配置し、保有機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（要請に対する優先的な提供）

第6条 乙は、第4条の規定により要請を受けた場合は、甲に対し可能な限り優先的に提供するものとする。

（費用の負担）

第7条 甲は、保有機材の提供に係る費用を負担するものとする。この場合における当該費用は、乙の通常価格により算出した額とする。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲において印西市防災担当課長又は印西市緊急対処事態対策本部事務局長、乙においては株式会社アクティオ印西営業所長とする。

（連絡体制等）

第9条 甲及び乙は連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、この協定の目的の達成に対し支

障をきたすことが無いよう常に点検するとともに改善に努めるものとする。

(情報の交換)

第10条 甲及び乙はこの協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定の有効期限)

第11条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期限満了の1か月前までに甲又は乙のいずれからも異議申立てがない限り自動的に継続するものとする。

(協議)

第12条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めない事項については、その都度、甲、乙で協議するものとする。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

## 9-20 災害時における支援協力に関する協定書（生活協同組合ちばコープ及び生活協同組合連合会コープネット事業連合）

(趣旨)

第1条 この協定は、印西市内に地震・風水害・その他による災害が発生し、または発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）に印西市（以下「甲」という。）と生活協同組合ちばコープ（以下「乙」という。）及び生活協同組合連合会コープネット事業連合（以下「丙」という。）が、相互に協力して災害時の住民生活の早期安定を図るため、応急生活物資等供給の協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発効)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が印西市災害対策本部を設置し、乙及び丙に対して要請を行ったときをもって発効する。

(応急生活物資供給の協力要請)

第3条 甲は、災害時において応急生活物資を必要とするときは、乙及び丙に対し乙及び丙の保有する商品の供給について協力を要請することができる。

2 甲は、必要に応じて乙及び丙に対して、輸送業務について協力を要請することができる。

(業務の協力実施)

第4条 乙及び丙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、乙及び丙が加盟する日本生活協同組合連合会（以下「連合会」という。）と連携し応急生活物資の供給業務及び輸送業務を相互協力して行うものとする。

(応急生活物資)

第5条 甲が、乙及び丙に要請する応急生活物資の品目は、被害の状況に応じて決定するものとする。

2 乙及び丙は、連合会が保有する災害時に供給可能な応急生活物資の品目及びその数量について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

(要請手続等)

第6条 甲の乙及び丙に対する要請手続きは、「応急生活物資の供給・輸送業務等要請書（第1号様式）」により行うものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 連絡責任者は、甲にあつては印西市災害対策本部事務局長とし、乙にあつては乙の緊急対策本部事務局長とし、その連絡がとれない場合は、乙の印西白井地域センター長、丙にあつてはコープネット冷凍物流センター長とする。

3 乙及び丙は、連絡する順位を定めた連絡先を毎年度当初、甲に提出するものとし、異動・変更等があったときは、その都度、通知するものとする。

4 甲と乙及び丙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(ボランティア活動への支援)

第7条 乙及び丙は、災害時に乙及び丙が行う生活物資の配布等のボランティア活動を支援するものとし、甲はこれに協力するものとする。

(情報の提供)

第8条 甲は、乙及び丙に対し速やかに輸送業務実施区域の被害状況及び交通規制等の情報等を提供するとともに、市民に対して生活物資の供給状況等の情報伝達に努めるものとする。

(輸送)

第9条 輸送業務は、緊急通行車両事前届出済証を有している乙、丙及び連合会が使用する車両を用いて乙及び丙が行うものとする。

2 甲は、乙及び丙が実施する運搬業務が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(応急生活物資の受領)

第10条 甲は、甲が指定した場所において乙及び丙が輸送した応急生活物資を、品目及び数量を確認のうえ受取るものとする。

(業務報告)

第11条 乙及び丙は、輸送業務終了後速やかに輸送業務内容を「応急生活物資の供給・輸送業務等報告書（第2号様式）」により、甲に報告するものとする。

(費用負担)

第12条 第4条及び第9条の規定により乙及び丙は供給した物資の対価及び乙及び丙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、物資の対価については災害が発生する直前に乙及び丙の組合員に供給した物資の価格を参考に甲と乙及び丙が協議して定め、輸送等に要した費用については甲と乙及び丙が協議して定めるものとする。

(費用の請求及び支払)

第13条 乙及び丙は輸送業務終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

(損害の負担)

第14条 第4条及び第9条の規定に基づく輸送業務により生じた損害は、甲と乙及び丙が協議して定めるものとする。

(従事者の損害補償)

第15条 甲は、乙、丙及び丙の委託業者の従事した者が、その輸送業務に従事したことにより死亡その他の事故が生じたときは、千葉県条例「災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」(昭和37年千葉県条例第39号)の基準に準じて補償を行うものとする。

ただし、損害補償を受けるべき者が他の法令(条例を含む)による療養その他の給付若しくは補償を受けられたとき又は事故の原因となった第3者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの補償額等の限度において損害補償を行わない。

(協定の有効期限)

第16条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成22年3月31日までとする。ただし、期限の満了する30日前までに甲、乙又は丙から相手方に対し、この協定を変更又は終了させる旨の文書による意思表示がない場合は、協定期間は引き続き1年延長するものとし、以後において期間が満了するときも同様とする。

(協議)

第17条 この協定の実施に関し必要な事項は、その都度、甲と乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

## 9-2 1 災害時における防災活動協力に関する協定書(西印旛農業協同組合)

印西市(以下「甲」という。)と西印旛農業協同組合(以下「乙」という。)は、印西市において地震、風水害、その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)に際し、相互に協力して市民生活の早期安定を図るために、甲が乙に対し、防災活動協力の要請を行うことに関する事項について協定を締結する。

(協力事項の発動)

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が印西市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

(協力事項の内容)

第2条 甲が、乙に対し、要請を行う協力事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 応急生活物資等の供給(以下「物資の供給等」という。)
- (2) 前号の物資の供給等に際し、必要な運搬
- (3) 援助物資等の荷さばき場所としての施設の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

(要請手続等)

第3条 甲は、乙に対し、協力要請を行うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、連絡責任者を通じ防災活動協力要請書（第1号様式）を提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等により要請し、その後速やかに防災活動協力要請書（第1号様式）を提出するものとする。

(1) 災害の状況及び協力を要請する事項

(2) 前条第1号及び第2号に掲げる協力を要請する場合にあっては、供給又は提供を必要とする物資等の品名、数量その他必要な事項

(3) 前条第3号に掲げる協力を要請する場合にあっては、施設等の名称

(4) 協力を要請する期間

(5) 前各号に定めのない事項については、甲、乙の協議により協力を要請するものとする。

2 連絡責任者は、甲において印西市災害対策本部事務局長、乙においては参事とする。

3 甲、乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、この協定の目的の達成に対し支障をきたすことのないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

(業務の協力実施)

第4条 乙は、甲から協力要請を受けたときは、乙が加盟する全国農業協同組合連合会と連携し応急生活物資の供給及び運搬について、相互協力して行うものとする。

(要請に対する迅速な協力)

第5条 乙は、第3条の規定により要請を受けた場合、甲に対し可能なかぎり迅速に協力するものとする。

(運搬車両の取扱い)

第6条 甲は、乙が第2条第2号に掲げる運搬を行うときは、当該運搬に用いる車両が緊急車両扱いとなるよう申請その他必要な手続きを行うものとする。

(業務報告)

第7条 乙は、輸送業務終了後速やかに輸送業務内容を「防災活動協力報告書（第2号様式）」により、甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 第3条の規定により乙が供給した応急生活物資等の対価及び運搬等の費用については、原則として甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、乙が応急生活物資等の供給終了後、乙が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格をもって算出した額とする。

(費用の請求及び支払)

第9条 乙は輸送業務終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

(損害の負担)

第10条 第2条第2号の規定に基づく輸送業務により生じた損害は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(従事者の損害補償)

第11条 甲は、乙及び乙の委託業者の従事した者が、その輸送業務に従事したことにより死亡その他の事故が生じたときは、千葉県条例「災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」(昭和37年千葉県条例第39号)の基準に準じて補償を行うものとする。ただし、損害補償を受けるべき者が他の法令(条例を含む)による療養その他の給付若しくは補償を受けられたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの補償額等の限度において損害補償を行わない。

(情報の交換)

第12条 甲、乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定の有効期限)

第13条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期限満了の1か月前までに甲、乙のいずれからも意義申し立てのない限り自動的に継続するものとする。

(協議)

第14条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めない事項については、その都度、甲、乙で協議するものとする。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

## 9-22 印西市と株式会社千葉ニュータウンセンターの連携協力に関する協定

印西市(以下「甲」という。)と株式会社千葉ニュータウンセンター(以下「乙」という。)は、地域コミュニティの充実と活性化を図るとともに市民の安心安全に寄与するため、以下のとおり連携協力に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲乙相互の連携協力の内容を定め、平常時及び緊急時において効果的かつ的確な情報提供を市民へ行なうことに努め、もって市民の生活及び安全に寄与することを目的とする。

(連携協力の内容)

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について、連携協力をするものとする。

- 1) 甲は、行政情報、市民の生活、安全等に関わる情報等(以下「地域情報」という。)を広く市民に発信するため、必要に応じて乙に対し情報提供を行なう。
- 2) 乙は、乙の運営するケーブルテレビにおいて、甲から提供される地域情報についてコミュニティチャンネル等を活用し、市民に向けて放送を行なう。
- 3) 甲は、大規模災害発生時等の緊急時において、乙に対し災害情報、避難情報等の情報提供を行なう。乙はその情報を市民へ迅速に伝達するとともに、甲と連携の上、被害状況等の情報収集に努め、甲に対し可能な限り協力する。
- 4) 甲が緊急であると判断した地域情報の放送に関しては、甲の要請に基づき乙の判断によりコ

コミュニティチャンネルの通常の放送を中断して放送を実施し、テロップによる即時対応を実施する等可能な限り協力する。

5) 甲は、市民への情報提供等を目的とした番組又はDVD等の制作及び放送について、必要に応じて乙に対し依頼できるものとし、乙は可能なかぎり協力するものとする。なお、内容、費用の負担等については甲乙協議の上決定する。

6) 乙は、市民生活の安全安心に係る各種活動の実施について積極的に協力する。

(具体的内容の決定)

第3条 前条に定める各事項に係る甲及び乙の連携協力の内容に関し、具体的な内容、手法等については甲乙間にて協議の上、別途定めることとする。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定成立の日から平成22年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも何らの意思表示が無い場合は、同一の内容で期間満了の日の翌日からさらに1年間この協定を延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

### 9-23 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）

千葉県印西市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

(本協定の目的)

第1条 本協定は、千葉県印西市内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、千葉県印西市が千葉県印西市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ千葉県印西市の行政機能の低下を軽減させるため、千葉県印西市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

(本協定における取組み)

第2条

1. 本協定における取組みの内容は次のとおりとする。

(1) ヤフーが、千葉県印西市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、千葉県印西市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

(2) 千葉県印西市が、千葉県印西市内の避難所、ハザードマップ等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(3) 千葉県印西市が、千葉県印西市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(4) 千葉県印西市が、災害発生時の千葉県印西市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報ならびに千葉県印西市民の安否情報等の災害対応情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(5) 千葉県印西市が、千葉県印西市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(6) ヤフーが、Yahoo!ブログ上の千葉県印西市の運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするためのwebリンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。

2. 前項各号の取組みの具体的な内容および方法については、災害の状況等を考慮に入れ、千葉県印西市およびヤフーの両者の協議により決定するものとする。

3. 千葉県印西市およびヤフーは、第1項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

4. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、千葉県印西市およびヤフーは、両方で定期的に協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

(費用)

第3条 千葉県印西市による災害ブログの利用ならびに第2条に基づく千葉県印西市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費 その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

(情報の周知)

第4条 ヤフーは、千葉県印西市から提供を受ける情報について、千葉県印西市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、千葉県印西市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両方で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、千葉県印西市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、千葉県印西市とヤフー両者記名押印のうえ各

1 通を保有する。

## 9-24 印西市と株式会社広域高速ネット二九六の連携協力に関する協定

印西市（以下「甲」という。）と株式会社広域高速ネット二九六（以下「乙」という。）は、地域コミュニティの充実と活性化を図るとともに市民の安心安全に寄与するため、以下のとおり連携協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲乙相互の連携協力の内容を定め、平常時及び緊急時において効果的かつ的確な情報提供を市民へ行なうことに努め、もって市民の生活及び安全に寄与することを目的とする。

（連携協力の内容）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について、連携協力をするものとする。

- 1) 甲は、行政情報、市民の生活、安全等に関わる情報等（以下「地域情報」という。）を広く市民に発信するため、必要に応じて乙に対し情報提供を行なう。
- 2) 乙は、乙の運営するケーブルテレビにおいて、甲から提供される地域情報についてコミュニティチャンネル等を活用し、市民に向けて放送を行なう。
- 3) 甲は、大規模災害発生時等の緊急時において、乙に対し災害情報、避難情報等の情報提供を行なう。乙はその情報を市民へ迅速に伝達するとともに、甲と連携の上、被害状況等の情報収集に努め、甲に対し可能な限り協力する。
- 4) 甲が緊急であると判断した地域情報の放送に関しては、甲の要請に基づき乙の判断によりコミュニティチャンネルの通常の放送を中断して放送を実施し、テロップによる即時対応を実施する等可能な限り協力する。
- 5) 甲は、市民への情報提供等を目的とした番組又はDVD等の制作及び放送について、必要に応じて乙に対し依頼できるものとし、乙は可能なかぎり協力するものとする。なお、内容、費用の負担等については甲乙協議の上決定する。
- 6) 乙は、市民生活の安全安心に係る各種活動の実施について積極的に協力する。

（具体的内容の決定）

第3条 前条に定める各事項に係る甲及び乙の連携協力の内容に関し、具体的な内容、手法等については甲乙間にて協議の上、別途定めることとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定成立の日から平成24年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも何らの意思表示が無い場合は、同一の内容で期間満了の日の翌日からさらに1年間この協定を延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義を生じたときは、甲乙協

議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

## 9-25 災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書（千葉県土地家屋調査士会）

印西市（以下「甲」という。）と千葉県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定調査等（以下「認定調査等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（認定調査等への協力）

第1条 甲は、市内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、認定調査等の実施について要請書（別記様式第1号）により協力を要請することができる。ただし、要請書を交付する時間的余裕がないときは、口頭で要請し、その後、速やかに要請書を交付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して認定調査等を実施させるとともに、受諾書（別記様式第2号）により実施者名を甲に報告するものとする。ただし、受諾書により報告する時間的余裕がないときは、口頭で受諾し、その後、速やかに受諾書を提出するものとする。

（認定調査等の内容）

第2条 認定調査等の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号内閣府制作統括官（防災担当）通知別紙）に基づき、甲の職員と連携して行なう市内の家屋の調査。
- (2) 甲が発行したり災証明について市民からの相談の補助。
- (3) 建物滅失登記申請手続きに関する相談。
- (4) 土地境界復元等に関する相談。

（費用の負担）

第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣された乙の会員の人件費は負担しない。

2 甲は、家屋被害認定調査に必要な資機材を負担するものとする。

（研修会への参加）

第4条 甲は、必要に応じ家屋被害認定調査に関する研修会等を開催するものとし、乙の会員は、当該研修会等に参加することができる。

（秘密の保持）

第5条 乙及び乙の会員は、認定調査等の実施により知り得た甲又は第三者の秘密を漏らしてはならない。認定調査等の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第6条 乙は、家屋認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならない。

(定めのない事項等の処理)

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（印西市の条例、規則等を含む。）の定めによるもののほか、甲乙協議の上処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

## 9-26 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（児童デイサービス朋友会憩の里さくら）

印西市（以下「甲」という。）と有限会社 T・Sシステム児童デイサービス朋友会憩の里さくら（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所としての施設使用に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、印西市内に大規模災害が発生し災害時要援護者が避難生活を余儀なくされた際に、甲が乙の運営する施設を福祉避難所としての施設使用に関する協力を要請するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この協定における避難生活の支援対象となる者は、指定避難所での生活に困難をきたす障がい者（以下「要援護者」という。）及びその家族等（以下「養護者」という。）とするものとする。

(施設使用の要請)

第3条 甲は、指定避難所に避難した要援護者が、福祉避難所として乙の施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲の要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。ただし、当該施設が施設機能に大きな被害を受け、又は職員等の被災により福祉避難所としての役割が果たせない場合はこの限りではない。

(施設使用要請手続)

第4条 甲は、第3条の要請を行う必要が生じた場合は、下記の事項を記載した要援護者受入れ要請書（別記様式）をもって乙に要請を行うものとする。

ただし、緊急を要するときは、甲は口頭をもって乙に要請し、その後速やかに要援護者受入れ要請書を送付する。

(1) 要援護者の氏名、住所、生年月日（年齢）、性別及び心身の状況

(2) 要援護者の緊急連絡先（相談支援専門員、支援員等）

(3) 要援護者の支援者を伴う場合は、支援者の氏名、住所及び続柄

(4) 要援護者の福祉及び医療サービスの利用状況

(5) 要援護者の病歴、常備薬等

(福祉避難所の運営)

第5条 甲の要請に基づき乙が受入れを了承し、乙が福祉避難所を開設した場合は、福祉避難所の運営については、原則乙が行うものとする。

2 前項の規定により乙が福祉避難所を開設したときは、甲は福祉避難所の運営に協力するものとする。

(要援護者の移送)

第6条 甲の要請に基づき乙が受入れを了承した場合、要援護者の移送は、養護者の介助により行うことを基本とする。

2 乙は、可能な範囲で移送について協力するよう努めるものとする。

3 甲は、前2項による方法で要援護者の移送が困難な場合は、印西市社会福祉協議会の協力を得ながら移送手段の確保に努めるものとする。

(物資の調達)

第7条 福祉避難所の運営に必要な日常生活用品、食糧等の物資の調達は、原則として甲が行うものとする。

2 乙は、平時から、甲の供給体制が確立するまでの期間において必要な最低限の物資についてできる限り確保するよう努めるものとする。

(介助員等の確保)

第8条 乙は、福祉避難所として要援護者を受入れした場合は、養護者と協力して介助等の必要な生活支援を行う。

2 乙は、福祉避難所の介助員等に不足が生じると判断されるときは、速やかに甲に報告するものとする。

3 前項の報告があった場合、甲は、印西市社会福祉協議会を通じボランティア等の協力要請を行うなど、介助員等の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の早期解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動が再開できるよう配慮するとともに、要援護者の安全で安心な生活拠点の確保をすすめることにより福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

(経費の負担)

第10条 甲は、福祉避難所として乙が要援護者の受入れに要した経費については、災害救助法及び関係法令等に基づき、所要の実費を負担するものとする。

2 前項の定めによる経費の額は、甲乙協議の上決定する。

(実施細目)

第11条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める実施細目による。

(秘密の保持)

第12条 乙は、次条に定めるものを除くほか、要援護者の受け入れに伴い知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第 13 条 乙は、この協定による事務を処理するために個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(協議)

第 14 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 15 条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間の満了する日の 30 日前までに甲又は乙から書面をもって何らかの意思表示がないときは、この協定は更に 1 年間延長されたものとみなし、以降も同様とするものとする。上記協定締結の証として本協定書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

## 9-2 7 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（特定非営利活動法人さくら第二）

印西市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人さくら第二（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所としての施設使用に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、印西市内に大規模災害が発生し災害時要援護者が避難生活を余儀なくされた際に、甲が乙の運営する施設を福祉避難所としての施設使用に関する協力を要請するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 この協定における避難生活の支援対象となる者は、指定避難所での生活に困難をきたす障がい者（以下「要援護者」という。）及びその家族等（以下「養護者」という。）とするものとする。

(施設使用の要請)

第 3 条 甲は、指定避難所に避難した要援護者が、福祉避難所として乙の施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲の要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。ただし、当該施設が施設機能に大きな被害を受け、又は職員等の被災により福祉避難所としての役割が果たせない場合はこの限りではない。

(施設使用要請手続)

第 4 条 甲は、第 3 条の要請を行う必要が生じた場合は、下記の事項を記載した要援護者受入れ要請書（別記様式）をもって乙に要請を行うものとする。

ただし、緊急を要するときは、甲は口頭をもって乙に要請し、その後速やかに要援護者受入れ要請書を送付する。

(1) 要援護者の氏名、住所、生年月日（年齢）、性別及び心身の状況

(2) 要援護者の緊急連絡先（相談支援専門員、支援員等）

(3) 要援護者の支援者を伴う場合は、支援者の氏名、住所及び続柄

(4) 要援護者の福祉及び医療サービスの利用状況

(5) 要援護者の病歴、常備薬等

(福祉避難所の運営)

第5条 甲の要請に基づき乙が受入れを了承し、乙が福祉避難所を開設した場合は、福祉避難所の運営については、原則乙が行うものとする。

2 前項の規定により乙が福祉避難所を開設したときは、甲は福祉避難所の運営に協力するものとする。

(要援護者の移送)

第6条 甲の要請に基づき乙が受入れを了承した場合、要援護者の移送は、養護者の介助により行うことを基本とする。

2 乙は、可能な範囲で移送について協力するよう努めるものとする。

3 甲は、前2項による方法で要援護者の移送が困難な場合は、印西市社会福祉協議会の協力を得ながら移送手段の確保に努めるものとする。

(物資の調達)

第7条 福祉避難所の運営に必要な日常生活用品、食糧等の物資の調達は、原則として甲が行うものとする。

2 乙は、平時から、甲の供給体制が確立するまでの期間において必要な最低限の物資についてできる限り確保するよう努めるものとする。

(介助員等の確保)

第8条 乙は、福祉避難所として要援護者を受入れした場合は、養護者と協力して介助等の必要な生活支援を行う。

2 乙は、福祉避難所の介助員等に不足が生じると判断されるときは、速やかに甲に報告するものとする。

3 前項の報告があった場合、甲は、印西市社会福祉協議会を通じボランティア等の協力要請を行うなど、介助員等の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の早期解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動が再開できるよう配慮するとともに、要援護者の安全で安心な生活拠点の確保をすすめることにより福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

(経費の負担)

第10条 甲は、福祉避難所として乙が要援護者の受入れに要した経費については、災害救助法及び関係法令等に基づき、所要の実費を負担するものとする。

2 前項の定めによる経費の額は、甲乙協議の上決定する。

(実施細目)

第11条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める実施細目による。

(秘密の保持)

第12条 乙は、次条に定めるものを除くほか、要援護者の受け入れに伴い知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第13条 乙は、この協定による事務を処理するために個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了する日の30日前までに甲又は乙から書面をもって何らかの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以降も同様とするものとする。上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

## 9-28 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（特定非営利活動法人めぐみの家）

印西市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人めぐみの家（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所としての施設使用に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、印西市内に大規模災害が発生し災害時要援護者が避難生活を余儀なくされた際に、甲が乙の運営する施設を福祉避難所としての施設使用に関する協力を要請するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この協定における避難生活の支援対象となる者は、指定避難所での生活に困難をきたす障がい者（以下「要援護者」という。）及びその家族等（以下「養護者」という。）とするものとする。

(施設使用の要請)

第3条 甲は、指定避難所に避難した要援護者が、福祉避難所として乙の施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲の要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。ただし、当該施設が施設機能に大きな被害を受け、又は職員等の被災により福祉避難所としての役割が果たせない場合はこの限りではない。

(施設使用要請手続)

第4条 甲は、第3条の要請を行う必要が生じた場合は、下記の事項を記載した要援護者受入れ要請書（別記様式）をもって乙に要請を行うものとする。

ただし、緊急を要するときは、甲は口頭をもって乙に要請し、その後速やかに要援護者受入れ要請書を送付する。

(1) 要援護者の氏名、住所、生年月日（年齢）、性別及び心身の状況

(2) 要援護者の緊急連絡先（相談支援専門員、支援員等）

(3) 要援護者の支援者を伴う場合は、支援者の氏名、住所及び続柄

(4) 要援護者の福祉及び医療サービスの利用状況

(5) 要援護者の病歴、常備薬等

(福祉避難所の運営)

第5条 甲の要請に基づき乙が受入れを了承し、乙が福祉避難所を開設した場合は、福祉避難所の運営については、原則乙が行うものとする。

2 前項の規定により乙が福祉避難所を開設したときは、甲は福祉避難所の運営に協力するものとする。

(要援護者の移送)

第6条 甲の要請に基づき乙が受入れを了承した場合、要援護者の移送は、養護者の介助により行うことを基本とする。

2 乙は、可能な範囲で移送について協力するよう努めるものとする。

3 甲は、前2項による方法で要援護者の移送が困難な場合は、印西市社会福祉協議会の協力を得ながら移送手段の確保に努めるものとする。

(物資の調達)

第7条 福祉避難所の運営に必要な日常生活用品、食糧等の物資の調達は、原則として甲が行うものとする。

2 乙は、平時から、甲の供給体制が確立するまでの期間において必要な最低限の物資についてできる限り確保するよう努めるものとする。

(介助員等の確保)

第8条 乙は、福祉避難所として要援護者を受入れした場合は、養護者と協力して介助等の必要な生活支援を行う。

2 乙は、福祉避難所の介助員等に不足が生じると判断されるときは、速やかに甲に報告するものとする。

3 前項の報告があった場合、甲は、印西市社会福祉協議会を通じボランティア等の協力要請を行うなど、介助員等の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の早期解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動が再開できるよう配慮するとともに、要援護者の安全で安心な生活拠点の確保をすすめることにより福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

(経費の負担)

第10条 甲は、福祉避難所として乙が要援護者の受入れに要した経費については、災害救助法及び関係法令等に基づき、所要の実費を負担するものとする。

2 前項の定めによる経費の額は、甲乙協議の上決定する。

(実施細目)

第11条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める実施細目による。

(秘密の保持)

第12条 乙は、次条に定めるものを除くほか、要援護者の受け入れに伴い知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第13条 乙は、この協定による事務を処理するために個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了する日の30日前までに甲又は乙から書面をもって何らかの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以降も同様とするものとする。上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

## 9-29 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人 印旛福祉会）

印西市（以下「甲」という。）と社会福祉法人印旛福祉会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所としての施設使用に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、印西市内に大規模災害が発生し災害時要援護者が避難生活を余儀なくされた際に、甲が乙の運営する施設を福祉避難所としての施設使用に関する協力を要請するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この協定における避難生活の支援対象となる者は、指定避難所での生活に困難をきたす障がい者（以下「要援護者」という。）及びその家族等（以下「養護者」という。）とするものとする。

(施設使用の要請)

第3条 甲は、指定避難所に避難した要援護者が、福祉避難所として乙の施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲の要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。ただし、当該施設が施設機能に大きな被害を受け、又は職員等の被災により福祉避難所としての役割が果たせない場合はこの限りではない。

(施設使用要請手続)

第4条 甲は、第3条の要請を行う必要が生じた場合は、下記の事項を記載した要援護者受入れ要請書（別記様式）をもって乙に要請を行うものとする。

ただし、緊急を要するときは、甲は口頭をもって乙に要請し、その後速やかに要援護者受入れ要請書を送付する。

(1) 要援護者の氏名、住所、生年月日（年齢）、性別及び心身の状況

(2) 要援護者の緊急連絡先（相談支援専門員、支援員等）

(3) 要援護者の支援者を伴う場合は、支援者の氏名、住所及び続柄

(4) 要援護者の福祉及び医療サービスの利用状況

(5) 要援護者の病歴、常備薬等

(福祉避難所の運営)

第5条 甲の要請に基づき乙が受入れを了承し、乙が福祉避難所を開設した場合は、福祉避難所の運営については、原則乙が行うものとする。

2 前項の規定により乙が福祉避難所を開設したときは、甲は福祉避難所の運営に協力するものとする。

(要援護者の移送)

第6条 甲の要請に基づき乙が受入れを了承した場合、要援護者の移送は、養護者の介助により行うことを基本とする。

2 乙は、可能な範囲で移送について協力するよう努めるものとする。

3 甲は、前2項による方法で要援護者の移送が困難な場合は、印西市社会福祉協議会の協力を得ながら移送手段の確保に努めるものとする。

(物資の調達)

第7条 福祉避難所の運営に必要な日常生活用品、食糧等の物資の調達は、原則として甲が行うものとする。

2 乙は、平時から、甲の供給体制が確立するまでの期間において必要な最低限の物資についてできる限り確保するよう努めるものとする。

(介助員等の確保)

第8条 乙は、福祉避難所として要援護者を受入れした場合は、養護者と協力して介助等の必要な生活支援を行う。

2 乙は、福祉避難所の介助員等に不足が生じると判断されるときは、速やかに甲に報告するものとする。

3 前項の報告があった場合、甲は、印西市社会福祉協議会を通じボランティア等の協力要請を行うなど、介助員等の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の早期解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動が再開できるよう配慮するとともに、要援護者の安全で安心な生活拠点の確保をすすめることにより福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

(経費の負担)

第10条 甲は、福祉避難所として乙が要援護者の受入れに要した経費については、災害救助法及び関係法令等に基づき、所要の実費を負担するものとする。

2 前項の定めによる経費の額は、甲乙協議の上決定する。

(実施細目)

第11条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める実施細目による。

(秘密の保持)

第12条 乙は、次条に定めるものを除くほか、要援護者の受け入れに伴い知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第13条 乙は、この協定による事務を処理するために個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了する日の30日前までに甲又は乙から書面をもって何らかの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以降も同様とするものとする。上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

### 9-30 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（特定非営利活動法人秋桜）

印西市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人秋桜（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所としての施設使用に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、印西市内に大規模災害が発生し災害時要援護者が避難生活を余儀なくされた際に、甲が乙の運営する施設を福祉避難所としての施設使用に関する協力を要請するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この協定における避難生活の支援対象となる者は、指定避難所での生活に困難をきたす障がい者（以下「要援護者」という。）及びその家族等（以下「養護者」という。）とするものとする。

(施設使用の要請)

第3条 甲は、指定避難所に避難した要援護者が、福祉避難所として乙の施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲の要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。ただし、当該施設が施設機能に大きな被害を受け、又は職員等の被災により福祉避難所としての役割が果たせない場合はこの限りではない。

(施設使用要請手続)

第4条 甲は、第3条の要請を行う必要が生じた場合は、下記の事項を記載した要援護者受入れ要請書（別記様式）をもって乙に要請を行うものとする。

ただし、緊急を要するときは、甲は口頭をもって乙に要請し、その後速やかに要援護者受入れ要請書を送付する。

(1) 要援護者の氏名、住所、生年月日（年齢）、性別及び心身の状況

(2) 要援護者の緊急連絡先（相談支援専門員、支援員等）

(3) 要援護者の支援者を伴う場合は、支援者の氏名、住所及び続柄

(4) 要援護者の福祉及び医療サービスの利用状況

(5) 要援護者の病歴、常備薬等

(福祉避難所の運営)

第5条 甲の要請に基づき乙が受入れを了承し、乙が福祉避難所を開設した場合は、福祉避難所の運営については、原則乙が行うものとする。

2 前項の規定により乙が福祉避難所を開設したときは、甲は福祉避難所の運営に協力するものとする。

(要援護者の移送)

第6条 甲の要請に基づき乙が受入れを了承した場合、要援護者の移送は、養護者の介助により行うことを基本とする。

2 乙は、可能な範囲で移送について協力するよう努めるものとする。

3 甲は、前2項による方法で要援護者の移送が困難な場合は、印西市社会福祉協議会の協力を得ながら移送手段の確保に努めるものとする。

(物資の調達)

第7条 福祉避難所の運営に必要な日常生活用品、食糧等の物資の調達は、原則として甲が行うものとする。

2 乙は、平時から、甲の供給体制が確立するまでの期間において必要な最低限の物資についてできる限り確保するよう努めるものとする。

(介助員等の確保)

第8条 乙は、福祉避難所として要援護者を受入れした場合は、養護者と協力して介助等の必要な生活支援を行う。

2 乙は、福祉避難所の介助員等に不足が生じると判断されるときは、速やかに甲に報告するものとする。

3 前項の報告があった場合、甲は、印西市社会福祉協議会を通じボランティア等の協力要請を行うなど、介助員等の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の早期解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動が再開できるよう配慮するとともに、要援護者の安全で安心な生活拠点の確保をすすめることにより福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

(経費の負担)

第10条 甲は、福祉避難所として乙が要援護者の受入れに要した経費については、災害救助法及び関係法令等に基づき、所要の実費を負担するものとする。

2 前項の定めによる経費の額は、甲乙協議の上決定する。

(実施細目)

第11条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める実施細目による。

(秘密の保持)

第12条 乙は、次条に定めるものを除くほか、要援護者の受け入れに伴い知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第13条 乙は、この協定による事務を処理するために個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了する日の30日前までに甲又は乙から書面をもって何らかの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以降も同様とするものとする。上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

### 9-3 1 災害時における生活物資の供給協力に関する協定書（株式会社カインズ）

印西市（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

(協力要請)

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第3条 甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

(1) 日用品等の生活必需品

(2) 災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

(要請手続き)

第4条 甲の乙に対する要請は、別に定める「防災活動協力要請書」をもって行うものとする。

但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「防災活動協力要請書」を提出するものとする。

2. 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

(協力実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2. 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

(生活物資の運搬)

第6条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2. 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(費用負担)

第7条 甲は、乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2. 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第8条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2. 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「災害時緊急連絡先」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

### 9-3 2 災害発生時における帰宅困難者の受入れ等の協力に関する協定書（ホテルマークワン株式会社）

印西市（以下「甲」という。）は、ホテルマークワン株式会社（以下「乙」という。）との間において、大規模災害により公共交通機関の途絶などの事由で、帰宅することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）の受入れ等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、大規模災害に起因して、帰宅困難者が発生した場合において、地域の混乱を回避するとともに、帰宅困難者の安全を確保するため、甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受入れ協力の決定)

第2条 本協定において、乙が帰宅困難者を受入れるに当たっては、乙に受入れ可能な条件が

整っていることを前提として、受入れの可否、受入れの人数及び協力内容については、甲乙協議の上、乙が決定することとする。

(協力内容)

第3条 甲は、災害発生時に必要と認めるときは、この協定に基づき乙に対し、次に掲げる事項の全部又は一部について、協力を要請することができる。

- (1) 帰宅困難者に対し、乙の施設の一部を一時受入れ場所として提供すること。
- (2) 帰宅困難者に対し、乙の施設において、水道水及びトイレを提供すること。
- (3) 帰宅困難者に対し、乙が保有する飲料水、食料及び毛布等を可能な範囲で提供又は貸出すること。
- (4) 帰宅困難者に対し、乙の施設から甲が指定する場所への経路等を案内すること。
- (5) 帰宅困難者に対し、乙は知り得る限りで公共交通機関の運行情報等を提供すること。
- (6) その他乙が帰宅困難者の受入れ等に関し甲に協力できる事項

2 前項第1号の規定による帰宅困難者の受入れの期間は、最長3日間程度とする。

(要請方法)

第4条 甲は、乙に対する要請について、災害の状況及び協力を要請する事由、現場責任者及びその他必要事項等を記載した協力要請書(別記様式1)を提出するものとする。

2 乙は、甲から協力要請書(別記様式1)の提出があったときは、帰宅困難者一時受入れ回答書(別記様式2)により回答するものとする。

3 前項の規定に関わらず、甲は、緊急を要するときは、口頭により乙に要請を行うことができる。ただし、後日速やかに協力要請書(別記様式1)を提出するものとする。

(帰宅困難者の退去)

第5条 甲は、前条の規定による帰宅困難者の受入れが終了した場合において、なお正当な理由なく乙の施設から退去しない帰宅困難者がいるときは、乙と協力し、帰宅困難者の退去を指示するものとする。この場合において、甲は当該帰宅困難者の事情を考慮するものとし、適切な場所への移動を指示しなければならない。

(費用負担等)

第6条 第3条第1項第3号の規定による協力を要した費用は、乙が一時的に立て替え、その後乙の請求に基づいて甲が補填する。

2 前項の規定により甲が補填する費用は、災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第3項の規定により定める額とする。

3 甲が補填する費用について、前二項により難しいときは、甲乙協議の上、決定する。

(損害補償)

第7条 第3条第1項各号に掲げる協力に従事した乙の従業員(乙への協力者を含む。)が損害を受けたときは、甲が補償するものとする。

2 乙が第3条第1項各号の協力を行うときに、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

(災害時の情報共有)

第8条 甲及び乙は、第3条第2項に規定する協力期間中に得た情報を相互に提供し合い、情報の共有化に努めるものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、第3条第1項各号に掲げる事項への協力中に知り得た個人情報を甲以外の者に漏らしてはならない。また、要請期間が満了した場合も同様とする。

(平常時からの備え)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、平常時から災害への備えに万全を期すとともに、甲が行う防災訓練等に協力する。

2 甲及び乙は、本協定に関わる災害時緊急連絡先(別記様式3)を取り交わすこととする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲及び乙のいずれからも何らかの申出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

### 9-3-3 災害時における物資の供給に関する協定書(株式会社ベイシア)

印西市(以下「甲」という。)と株式会社ベイシア(以下「乙」という。)は、印西市において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)における物資の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において、甲と乙が相互に協力して、被災住民等を救援するための物資を迅速かつ円滑に調達し供給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において、物資を必要とするときには、乙に対し、物資の供給について協力を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第3条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、甲が要請した時点において乙が調達可能な物資とする。

(1) 食料品、飲料品、衣料品、日用生活品等の物資

(2) 災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

(要請手続)

第4条 第2条の要請は、物資発注書(第1号様式)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の適当な方法をもって要請し、事後速やかに物資発注書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制等について、常に点検及び改善に努めるものとする。

(物資供給の協力)

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により物資の供給を実施したときは、その供給の終了後、速やかに物資供給報告書(第2号様式)により甲に報告するものとする。

(引渡し等)

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣して引き取るものとする。

2 甲が指定する場所までの運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。この場合、乙は、必要に応じ甲に対し、運搬の協力を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(費用負担)

第7条 第5条の規定により乙が供給した物資の対価及び前条の規定により乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が物資の供給及び運搬終了後、乙の提出する物資供給報告書等に基づき、災害発生時直前における乙の小売価格等を基準とし、甲乙協議の上速やかに決定するものとする。

(費用の支払)

第8条 物資の対価及び運搬等に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、この協定に関する責任者連絡先等を協定締結後、速やかに災害時緊急連絡先(第3号様式)により相手方に報告するものとする。また、報告した内容に変更が生じたときも同様とする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、有効期間は1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(履行義務の免除)

第11条 乙が被災した場合には、甲乙協議の上、被災の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

### 9-3 4 災害時における物資供給等の協力に関する協定書（コストコホールセールジャパン株式会社）

印西市（以下「甲」という。）とコストコホールセールジャパン株式会社（以下「乙」という。）とは、千葉ニュータウン倉庫店における災害救助に必要な食料、生活必需品等（以下「物資」という。）の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、印西市内に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の供給を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の供給について協力を要請することができる。

（供給物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により甲の要請を受けたときは、要請理由の内容及びその重大性並びに乙の状況を鑑みて、可能な限り協力するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。ただし、次の事項に該当する場合は、この限りではない。

（1）災害により供給能力が低減した場合

（2）災害により他の優先義務が発生した場合

（3）乙が被災した場合

（4）乙が既存会員を優先すべきと判断した場合

（要請手続き）

第5条 甲は、物資発注書（第1号様式）により、乙に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに物資発注書を提出するものとする。

（運搬）

第6条 運搬は、乙又は乙の指定する者が行う。ただし、必要に応じて、乙は甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用負担）

第7条 第5条の規定により乙が供給した物資の対価及び前条の規定により乙が行った運搬等の費用（以下「費用等」という。）については、甲が負担するものとし、乙から請求があった場合には、遅滞なくその支払を行うものとする。

2 前項に規定する費用等は、乙が物資の供給及び運搬終了後、乙の提出する物資供給報告書（第2号様式）に基づき、甲、乙協議の上、災害発生時直前における適正価格をもって決定するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、その都

度、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、有効期間は1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

### 9-35 災害時における物資の供給協力等に関する協定書（株式会社セブン-イレブン・ジャパン）

印西市（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

(協力要請)

第2条 災害時において甲が物資を必要とする時は、乙に対し物資の供給について協力を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。ただし、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙が物資の調達の可否を決定するものとする。

(1) 食料品

(2) 飲料品

(3) 日用品

(4) その他甲が指定する物資

(要請手続き)

第4条 甲の乙に対する要請は、別に定める「防災活動協力要請書」をもって行うものとする。

但し、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後「防災活動協力要請書」を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

(協力実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

(物資の運搬)

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。  
(費用負担)

第7条 甲は、乙が提供した物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。  
2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。  
(費用の支払い)

第8条 物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。  
2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。  
(情報交換)

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「災害時緊急連絡先」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。  
(営業の継続又は早期再開)

第10条 甲は、市民の生活安定を確保するため、乙に対して、乙又は乙のフランチャイズ加盟店の営業の継続又は、早期営業再開を要請することが出来る。  
(車両の通行)

第11条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際の車両及び店舗の営業継続又は早期再開を支援するための車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。  
(協議)

第12条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。  
(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。  
この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

### 9-36 災害時における飲料水の提供に関する協定書（株式会社伊藤園）

印西市（以下「甲」という。）と株式会社 伊藤園（以下「乙」という。）は、印西市において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における飲料水の提供（以下「飲料水提供」という。）について、次のとおり協定を締結する。

(協力)

第1条 甲は、災害時において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、飲料水提供について要請し、乙は、当該要請に協力するものとする。  
2 乙は、その営業拠点で保有する在庫飲料水のうちから、飲料水提供の協力を行うものとする。

3 乙は、第1項に規定する協力要請を受けた場合は、協力の内容に従って可能な限り協力するものとする。ただし、特別な事情により、協力要請に応じられない場合は、この限りでない。

(要請方法)

第2条 甲は、前条第1項の規定による要請を、協力要請書(別記様式1)により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要するときは、口頭で要請することができる。ただし、後日速やかに協力要請書を提出するものとする。

(費用の負担)

第3条 甲は、飲料水提供に係わる費用を負担するものとする。

2 前項の費用の価格は、災害発生時における市場価格を基準に算定し、飲料水の引渡しまでの運搬に係わる運賃を含むものとする。

(運搬)

第4条 飲料水提供のための運搬は、乙又は乙の指定するものが行うものとする。この場合において乙は、必要に応じ、甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 前項の場合において、甲は、乙に対して、必要とする飲料水の数量、引き渡しの日時、運搬場所等を指示することができる。ただし、乙の営業拠点の在庫状況又は交通事情等により、乙が甲に指示の変更を求めたときは、甲は、この求めに応じるものとする。

(有効期間等)

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間の満了する日の30日前までに、甲及び乙のいずれからも協定解除の申し入れがないときは、有効期間を1年延長するものとし、その後においても同様とする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。また、本協定に関する連絡先等を災害時緊急連絡先(別記様式2)により相手方に報告するものとし、報告した内容に変更が生じたときも同様とする。

(協議)

第7条 この協定書に定めのない事項及びこの協定の履行に関し必要な事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

### 9-37 広告付避難場所等電柱看板に関する協定(東電タウンプランニング株式会社千葉総支社)

印西市(以下「甲」という。)と東電タウンプランニング株式会社千葉総支社(以下「乙」という。)とは、印西市内における広告付避難場所等電柱看板(以下「看板」という。)の掲出について、甲と乙の協力に関し必要な事項について次の条項により協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、印西市内における看板の掲出により、市民に対する災害発生時の地域の避難場所等を案内表示することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 看板 乙の実施している広告事業のうちの乙が事業を営む電柱へ設置する看板(巻広告)に民間企業などの広告と併せて避難場所等案内表示を記載するものをいう。

(2) 広告主 本協定の趣旨に賛同する企業等をいう。

(避難場所等の情報提供)

第3条 甲は、看板の掲出のために必要な情報を乙に提供し、本協定の趣旨の実現に必要な指導・協力をするものとする。

(乙の業務)

第4条 乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

(1) この協定の趣旨に適う広告主を募り、看板の掲出に必要な一切の手続きを行うこと。

(2) 掲出された看板に関する維持管理及び住民からの申し出等に対する対応を行うこと。

(3) 看板の掲出状況につき、甲の求めるときに報告を行うこと。

(4) 新規掲出のあるときは、甲と事前協議を行うこと。

(5) 避難場所等の変更削除があった場合には、必要な修正を行うこと。

(看板の仕様)

第5条 看板に記載する避難場所等案内表示は、看板掲出場所から極力近い距離の避難場所等を表示することを原則とする。

(広告の範囲)

第6条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。

(2) 公序良俗の反するもの又はそのおそれがあるもの。

(3) 政治性のあるもの。

(4) 宗教性のあるもの。

(5) 社会問題についての主義主張。

(6) 個人の名刺広告。

(7) 美観風致を害するおそれがあるもの。

(8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの。

(9) その他、広告媒体の掲載する広告として不相当であると甲が認めるもの。

(経費等)

第7条 看板の掲出にあたり、必要な一切の経費等は、乙及び広告主が負担し、甲はその一切を負担しないものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項及び協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲と乙が協議して定める。

(有効期限)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

### 9-38 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人六親会）

印西市（以下、「甲」という。）と社会福祉法人六親会 特別養護老人ホームプレーゲ本塾（以下、「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所としての施設使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、印西市内に大規模災害が発生し災害時要援護者が避難生活を余儀なくされた際に、甲が乙の運営する施設を福祉避難所としての施設使用に関する協力を要請するにあたり必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難生活の支援対象となる者は、指定避難所での生活に困難をきたす65歳以上の高齢者並びに要介護認定者及び要支援認定者（以下「要援護者」という。）並びに家族などの養護者とするものとする。

（施設使用の要請）

第3条 甲は、指定避難所に避難した要援護者が、福祉避難所として乙の施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲の要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。ただし、当該施設が、施設機能に大きな被害を受け、または職員等の被災により福祉避難所としての役割が果たせない場合はこの限りではない。

（施設使用要請手続き）

第4条 甲は、第3条の要請を行う必要が生じた場合は、下記の事項を記載した要援護者受入れ要請書（別記様式）をもって乙に要請を行うものとする。

ただし緊急を要する場合は口頭をもって要請し、その後速やかに要援護者受入れ要請書を送付する。

(1) 要援護者の氏名、住所、生年月日（年齢）、性別、心身の状況

(2) 緊急連絡先（相談支援専門員及び支援員等）

(3) 支援者を伴う場合は、支援者の氏名、住所、続柄

(4) 福祉及び医療サービスの利用状況

(5) 要援護者の病歴、常備薬等

（福祉避難所の運営）

第5条 甲の要請に基づき乙が受入れを了承した場合、福祉避難所の運営については原則乙が行うものとする。

2 甲は乙が福祉避難所を開設した場合は、甲は福祉避難所の運営に協力するものとする。

(要援護者の移送)

第6条 甲の要請に基づき乙が受入れを了承した場合、要援護者の移送は、当該要援護者の家族などの養護者の介助により行うことを基本とする。

2 乙は、可能な範囲で移送について協力するよう努めるものとする。

3 甲は、前2項による方法で要援護者の移送が困難な場合は、印西市社会福祉協議会の協力を得ながら移送手段の確保に努めるものとする。

(物資の調達)

第7条 福祉避難所の運営に必要な日常生活用品、食糧等の物資の調達は、原則として甲が行うものとする。

2 乙は、平時から、甲の供給体制が確立するまでの期間において必要な最低限の物資についてできる限り確保するよう努めるものとする。

(介助員等の確保)

第8条 乙は、福祉避難所として要援護者を受入れた場合は、当該要援護者の家族などの養護者と協力して介助等の必要な生活支援を行う。

2 乙は、福祉避難所の介助員等に不足が生じると、判断されるときは、速やかに甲に報告するものとする。

3 前項の報告があった場合、甲は、印西市社会福祉協議会を通じボランティア等の協力要請を行うなど、介助員等の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の早期解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動が再開できるよう配慮するとともに、要援護者の安全で安心な生活拠点の確保をすすめることにより福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

(経費の負担)

第10条 甲は、福祉避難所として乙が要援護者の受入れに要した経費については、災害救助法及び関係法令等に基づき、所要の実費を負担するものとする。

2 前項の定めによる経費の額は、甲乙協議のうえ決定する。

(実施細目)

第11条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める実施細目による。

(秘密の保持)

第12条 乙は、次条に定めるものを除くほか、要援護者の受け入れに伴い知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第13条 乙は、この協定による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間の満

了する1ヶ月前までに甲または乙から書面をもって何らかの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以降も同様とするものとする。  
上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

### 9-39 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人 龍心会）

印西市（以下、「甲」という。）と社会福祉法人 龍心会（以下、「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所としての施設使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、印西市内に大規模災害が発生し災害時要援護者が避難生活を余儀なくされた際に、甲が乙の運営する施設を福祉避難所としての施設使用に関する協力を要請するにあたり必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難生活の支援対象となる者は、指定避難所での生活に困難をきたす65歳以上の高齢者並びに要介護認定者及び要支援認定者（以下「要援護者」という。）並びに家族などの養護者とするものとする。

（施設使用の要請）

第3条 甲は、指定避難所に避難した要援護者が、福祉避難所として乙の施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲の要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。ただし、当該施設が、施設機能に大きな被害を受け、または職員等の被災により福祉避難所としての役割が果たせない場合はこの限りではない。

（施設使用要請手続き）

第4条 甲は、第3条の要請を行う必要が生じた場合は、下記の事項を記載した要援護者受入れ要請書（別記様式）をもって乙に要請を行うものとする。

ただし緊急を要する場合は口頭をもって要請し、その後速やかに要援護者受入れ要請書を送付する。

（1）要援護者の氏名、住所、生年月日（年齢）、性別、心身の状況

（2）緊急連絡先（相談支援専門員及び支援員等）

（3）支援者を伴う場合は、支援者の氏名、住所、続柄

（4）福祉及び医療サービスの利用状況

（5）要援護者の病歴、常備薬等

（福祉避難所の運営）

第5条 甲の要請に基づき乙が受入れを了承した場合、福祉避難所の運営については原則乙が行うものとする。

2 甲は乙が福祉避難所を開設した場合は、甲は福祉避難所の運営に協力するものとする。

（要援護者の移送）

第6条 甲の要請に基づき乙が受入れを了承した場合、要援護者の移送は、当該要援護者の家族などの養護者の介助により行うことを基本とする。

2 乙は、可能な範囲で移送について協力するよう努めるものとする。

3 甲は、前2項による方法で要援護者の移送が困難な場合は、印西市社会福祉協議会の協力を得ながら移送手段の確保に努めるものとする。

(物資の調達)

第7条 福祉避難所の運営に必要な日常生活用品、食糧等の物資の調達は、原則として甲が行うものとする。

2 乙は、平時から、甲の供給体制が確立するまでの期間において必要な最低限の物資についてできる限り確保するよう努めるものとする。

(介助員等の確保)

第8条 乙は、福祉避難所として要援護者を受入れした場合は、当該要援護者の家族などの養護者と協力して介助等の必要な生活支援を行う。

2 乙は、福祉避難所の介助員等に不足が生じると、判断されるときは、速やかに甲に報告するものとする。

3 前項の報告があった場合、甲は、印西市社会福祉協議会を通じボランティア等の協力要請を行うなど、介助員等の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の早期解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動が再開できるよう配慮するとともに、要援護者の安全で安心な生活拠点の確保をすすめることにより福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

(経費の負担)

第10条 甲は、福祉避難所として乙が要援護者の受入れに要した経費については、災害救助法及び関係法令等に基づき、所要の実費を負担するものとする。

2 前項の定めによる経費の額は、甲乙協議のうえ決定する。

(実施細目)

第11条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める実施細目による。

(秘密の保持)

第12条 乙は、次条に定めるものを除くほか、要援護者の受け入れに伴い知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第13条 乙は、この協定による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間の満了する1ヶ月前までに甲または乙から書面をもって何らかの意思表示がないときは、この協定

は更に1年間延長されたものとみなし、以降も同様とするものとする。  
上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

#### 9-40 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン）

印西市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

##### 第1条（目的）

本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が警戒体制及び災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

##### 第2条（定義）

本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、印西市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、印西市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

##### 第3条（地図製品等の供給の要請等）

1. 乙は、甲が災害対策本部等を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。
2. 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
3. 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
4. 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
5. 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

##### 第4条（地図製品等の貸与及び保管）

1. 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途

定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

2. 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
3. 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

#### 第5条（地図製品等の利用等）

1. 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部等を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部等設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部等設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2. 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了した時は、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
3. 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

#### 第6条（情報交換）

甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

#### 第7条（有効期間）

本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

#### 第8条（協議）

甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

## 9-4 1 災害応急対策に関する協定書（印西市建設業組合）

印西市（以下「甲」という。）と印西市建設業組合（以下「乙」という。）は、印西市地域防災計画に基づき地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生するおそれのある場合の未然防止及び災害が発生した場合の応急対策に関わる業務（以下「災害応急業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する公共施設の機能確保及び回復並びに市民の安全を確保するため、甲が乙に対して協力を求めるときの基本的事項を定め、災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、災害応急業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力要請をすることができるものとする。

2 甲が、前項の規定により乙に対し協力要請をするときは、口頭で要請し、その後速やかに協力要請書（別記第1号様式）を提出するものとする。

（協力体制）

第3条 乙は、前条の協力要請を受けたときは、特別な理由がない限り災害応急業務に必要な人員、機械等を出動させ、甲が実施する災害応急措置に協力するものとする。

2 乙は、災害応急業務が速やかに実施できるよう、協力体制を整備しておくものとする。

（費用負担）

第4条 甲の要請により、乙が災害応急業務を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

（被害に対する措置）

第5条 災害応急業務の実施に伴い、第三者に被害が生じたときは、甲と乙が協議して、その処置解決に当たるものとする。

（損害補償）

第6条 第2条の規定により、災害応急業務を要請し、災害応急業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者が、疾病にかかり、負傷し、若しくは死亡し、又は障害の状態となった場合のその者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対する損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合には、甲が千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和52年千葉県市町村総合事務組合条例第1号）の規定に準じて損害補償を行うものとする。

（疑義等）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（細目）

第8条 この協定に基づく災害応急業務を行うために必要な細部の事項については、別に細目を定めるものとする。

（期間等）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれから何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなし、その後の期間満了の場合も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各自1通を保有する。

#### 9-42 災害時における畳の供給等に関する協定書（5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会）

印西市（以下「甲」という。）と「5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会」（以下「乙」という。）は、印西市域で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等」という。）における避難所等に設置する畳の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

##### （要請）

第1条 甲は、甲の市域で災害等が発生し、避難所等に畳を設置する必要があると認めるときには、乙に対して、畳の供給を要請することができる。

2 前項の要請は、防災活動協力要請書（別記様式1）により要請を行うものとする。ただし、文書をもって要請する暇がない場合は、口頭により要請を行うことができる。

3 前項ただし書の規定による場合は、要請後、速やかに防災活動協力要請書を提出するものとする。

##### （提供の実施）

第2条 乙は前条の規定により甲の要請を受けたときには、可能な範囲において、畳の提供に努めるものとする。

2 次に掲げる作業については、その都度甲乙協議の上、協力して行うものとする。

（1）乙は、避難所までの畳の輸送を行うこととするが、災害状況により困難な場合は、甲乙協議のうえ甲が輸送体制の整備を行う。

（2）甲は、利用後の畳の処分を行う。

3 乙は、前項の作業を完了したときは、速やかに物資供給報告書（別記様式2）により、その状況を報告するものとする。ただし、文書で報告する暇がない場合は、口頭で報告し、その後、物資供給報告書を甲に提出するものとする。

##### （費用の負担）

第3条 乙が甲に供給する畳及び運搬に関する費用は無償とし、その他の供給に当たり生じる費用は、甲、乙協議の上、決定するものとする。供給された畳の処分費は、原則として甲の負担によるものとする。

##### （情報交換）

第4条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、情報交換を行い、平素から災害に備えるとともに、本協定に関わる災害時緊急連絡先（別記様式3）を取り交わすこととする。

##### （訓練への参加）

第5条 乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に積極的に参加するものとする。

(車両の通行)

第6条 甲は、第1条に基づき、乙が物資を運搬及び供給する際の車両の通行を支援するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときには、その都度、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間等)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の満了する日の1ヶ月前までに、甲、乙いずれも協定解除の意思表示をしない場合は、さらに1年間延長されるものとし、それ以後についても同様とする。

上記協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

### 9-43 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人昭桜会）

印西市（以下、「甲」という。）と社会福祉法人昭桜会（以下、「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所としての施設使用に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、印西市内に大規模災害が発生し災害時要援護者が避難生活を余儀なくされた際に、甲が乙の運営する施設を福祉避難所としての施設使用に関する協力を要請するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この協定における避難生活の支援対象となる者は、指定避難所での生活に困難をきたす65歳以上の高齢者並びに要介護認定者及び要支援認定者（以下「要援護者」という。）並びに家族などの養護者とするものとする。

(施設使用の要請)

第3条 甲は、指定避難所に避難した要援護者が、福祉避難所として乙の施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲の要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。ただし、当該施設が、施設機能に大きな被害を受け、または職員等の被災により福祉避難所としての役割が果たせない場合はこの限りではない。

(施設使用要請手続き)

第4条 甲は、第3条の要請を行う必要が生じた場合は、下記の事項を記載した要援護者受入れ要請書（別記様式）をもって乙に要請を行うものとする。

ただし緊急を要する場合は口頭をもって要請し、その後速やかに要援護者受入れ要請書を送付する。

- (1) 要援護者の氏名、住所、生年月日（年齢）、性別、心身の状況
- (2) 緊急連絡先（相談支援専門員及び支援員等）
- (3) 支援者を伴う場合は、支援者の氏名、住所、続柄
- (4) 福祉及び医療サービスの利用状況
- (5) 要援護者の病歴、常備薬等

（福祉避難所の運営）

第5条 甲の要請に基づき乙が受入れを了承した場合、福祉避難所の運営については原則乙が行うものとする。

2 甲は乙が福祉避難所を開設した場合は、甲は福祉避難所の運営に協力するものとする。

（要援護者の移送）

第6条 甲の要請に基づき乙が受入れを了承した場合、要援護者の移送は、当該要援護者の家族などの養護者の介助により行うことを基本とする。

2 乙は、可能な範囲で移送について協力するよう努めるものとする。

3 甲は、前2項による方法で要援護者の移送が困難な場合は、印西市社会福祉協議会の協力を得ながら移送手段の確保に努めるものとする。

（物資の調達）

第7条 福祉避難所の運営に必要な日常生活用品、食糧等の物資の調達は、原則として甲が行うものとする。

2 乙は、平時から、甲の供給体制が確立するまでの期間において必要な最低限の物資についてできる限り確保するよう努めるものとする。

（介助員等の確保）

第8条 乙は、福祉避難所として要援護者を受入れした場合は、当該要援護者の家族などの養護者と協力して介助等の必要な生活支援を行う。

2 乙は、福祉避難所の介助員等に不足が生じると判断されるときは、速やかに甲に報告するものとする。

3 前項の報告があった場合、甲は、印西市社会福祉協議会を通じボランティア等の協力要請を行うなど、介助員等の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の早期解消への努力）

第9条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動が再開できるよう配慮するとともに、要援護者の安全で安心な生活拠点の確保をすすめることにより福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

（経費の負担）

第10条 甲は、福祉避難所として乙が要援護者の受入れに要した経費については、災害救助法及び関係法令等に基づき、所要の実費を負担するものとする。

2 前項の定めによる経費の額は、甲乙協議のうえ決定する。

（実施細目）

第11条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める実施細目による。

（秘密の保持）

第12条 乙は、次条に定めるものを除くほか、要援護者の受け入れに伴い知り得た秘密を他に

漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第13条 乙は、この協定による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間の満了する1ヶ月前までに甲または乙から書面をもって何らかの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以降も同様とするものとする。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

#### 9-4 4 原子力災害におけるひたちなか市民の県外広域避難に関する協定書（茨城県ひたちなか市）

千葉県成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町及び神崎町（以下「甲」という。）と茨城県ひたちなか市（以下「乙」という。）は、東海第二発電所で原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害時等」という。）における乙の市民の県外広域一時滞在（以下「県外広域避難」という。）について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が原子力災害時等に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第86条の9の規定及び原子力災害に備えた茨城県広域避難計画（以下「茨城県広域避難計画」という。）に基づき行う乙の市民の県外広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定める。

(県外広域避難の基本的事項)

第2条 原子力災害時等で乙の市民の生命又は身体を災害から保護するため、県外広域避難の必要があると乙が認めたときは、甲は、自らが被災するなど正当な理由がある場合を除き、乙の市民を受け入れるものとする。

2 甲は、その指定避難所等公共施設のうち、あらかじめ定めた施設の一部を乙の市民の避難所（以下「避難所」という。）として提供するものとする。

3 避難所の開設等受入業務については、乙の要請を踏まえて甲が行うものとし、乙は、できるだけ早期に、甲から避難所の運営の移管を受ける。

4 県外広域避難に当たっては、乙は、茨城県及び千葉県と連携し、迅速に人員体制を確立するなど、甲の負担が過大とならないよう配慮する。

(県外広域避難の受入要請等)

第3条 甲に対する県外広域避難の受入れの要請は、乙が行うものとし、あらかじめ、その旨を

茨城県及び千葉県に報告するものとする。

2 前項の要請は、文書により行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日速やかに文書を提出する。

3 甲は、乙と県外広域避難の受入れについての協議が整った場合には、速やかに当該受入れの準備を開始する。

(受入期間)

第4条 前条の規定による要請を受け、甲が県外広域避難の受入れをする場合の期間は、原則として1か月以内とする。ただし、原子力災害の状況、避難者の受入れ状況、避難施設の利用状況等を踏まえ、当該受入れ期間の見直しが必要となったときは、乙が茨城県、千葉県及び甲と協議して決定する。

(避難退域時検査（スクリーニング）等)

第5条 県外広域避難を行う乙の市民に対する避難退域時検査及び除染は、当該避難による汚染の拡大防止並びに甲及び乙の市民の安全・安心のため、茨城県広域避難計画に基づき茨城県が実施する。

(必要物資等)

第6条 避難所運営に必要な物資及び防災資機材等（以下「必要物資」という。）については、乙が茨城県と協力し確保する。

2 必要物資が不足する場合には、乙は、甲に対し、必要物資の一部の貸与又は提供を要請することができる。

(費用の負担)

第7条 県外広域避難に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、乙が負担する。

2 乙は、前項に規定する費用を支弁する時間的余裕がない場合等やむを得ない事情があるときは、甲に対し、当該費用について一時的に繰替えの支弁を求めることができる。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲及び乙のそれぞれの防災担当課長とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書11通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

## 9-45 災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定（一般社団法人日本福祉用具供給協会）

（趣旨）

第1条 印西市(以下「甲」という。)と一般社団法人日本福祉用具供給協会(以下「乙」という。)とは、印西市内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、相互に協力して避難所等において必要とされる介護用品・衛生用品等の福祉用具等(以下「福祉用具等」という。)物資を確保することに関して必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が印西市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（福祉用具等物資供給の協力要請）

第3条 災害時において、甲が福祉用具等の物資を必要とするときには、甲は、乙に対して福祉用具等物資の供給について協力を要請することができる。また、甲は乙が福祉用具等物資を円滑に設置搬入できるよう、関係部署との連絡調整を行うものとする。

（福祉用具等物資供給の協力実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、取り扱う福祉用具等物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（福祉用具等物資の内容）

第5条 甲が乙に要請する災害時の福祉用具等物資の内容は、甲乙協議の上、予め別表に定めておくものとする。

2 乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた福祉用具等物資以外の物資の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

（福祉用具等物資供給の要請手続）

第6条 甲の乙に対する要請手続は、別紙様式「福祉用具等物資供給要請書(以下「要請書」という。))をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭・電話等をもって要請し、事後要請書を提出するものとする。

（引渡し）

第7条 福祉用具等物資の引き渡し場所は、甲乙協議の上決定するものとし、当該場所において甲が確認して引き取るものとする。

（福祉用具等物資の適合確認）

第8条 福祉用具等物資の適合確認は、甲の要請に対し必要に応じて、乙の福祉用具専門相談員が、現地の状況や災害時要配慮者の状態に合わせて福祉用具等の適合を確認するものとする。

（福祉用具等物資の運搬）

第9条 福祉用具等物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

（車両の運行）

第10条 甲は、乙が物資を運搬又は供給する際には、警察等の関係機関への連絡を行い、乙の車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。また、甲は、乙が燃料・車

両等の輸送手段の確保が困難な場合には協力をを行うものとする。

(配慮事項)

第11条 甲は、乙に第3条の規定に基づき協力要請を行う場合は、各種警報、避難勧告その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、輸送業務従事者及び福祉用具等の設置に従事する乙の福祉用具専門相談員の生命の安全に配慮するものとする。

(損害の負担)

第12条 本協会に基づく協力の実施にあたり損害(物資の紛失、福祉用具等が原因となる事故等)が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定めるものとする。

(費用)

第13条 第3条及び第9条の規定により、乙が供給した福祉用具等物資及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前の平常時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

3 甲は、前2項の規定に基づき、乙から支払請求書を受領したときは、受領した日から30日以内に支払うものとする。ただし、支払期限については、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

(情報連絡体制の確認)

第14条 甲及び乙は、災害時における円滑な協力を図るため、毎年4月30日までに同月1日の担当者を文書で報告するものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第15条 乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するよう努めるものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加
- (2) その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

(有効期間)

第16条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(疑義の決定)

第17条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

#### 9-46 災害時における動物救護活動に関する協定書（印旛地域獣医師会）

印西市（以下「甲」という。）と印旛地域獣医師会（以下「乙」という。）は、印西市内に地震、風水害その他災害（以下「災害等」という。）が発生した場合において、動物救護に関する活動の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、大規模な災害等が発生した場合に、動物による人への

危害防止、動物の愛護及び管理等のために行う動物救護活動等に対して、甲乙必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本協定において、「動物」とは、原則として、人が飼育している被災した犬、猫などのペットをいう。

(協力業務及び協力の要請)

第3条 甲が乙に協力を要請する業務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 負傷した動物の応急手当
- (2) 負傷した動物の治療に必要な資機材の確保及び提供
- (3) 被災動物に関する情報の収集及び提供
- (4) 動物救護活動を行うボランティア等に対する助言及び指導等
- (5) その他必要な業務

2 甲が乙に対して、前項の規定により要請をする場合は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等で要請し、後日速やかに要請文書を送付するものとする。

(動物救護活動拠点等)

第4条 甲は大規模な災害が発生した場合、必要に応じて動物救護活動拠点等を設置するものとする。

(動物救護活動の啓発)

第5条 甲及び乙は相互に連携し、平常時から災害時の動物救護対策についての啓発に努めるものとする。

(情報の共有)

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく動物救護活動が円滑かつ迅速に行うため、随時、次の情報について共有するものとする。

- (1) 緊急時の連絡体制
- (2) 避難場所及び動物救護活動拠点等
- (3) 動物救護、保護の状況
- (4) 動物救護活動に必要な資機材、物品、薬品等の状況
- (5) その他必要な事項

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、災害時における明確な連絡系統を定めておくものとし、変更が生じた場合は、速やかに報告するものとする。

2 甲及び乙は、本協定の円滑な実施を図るため、各連絡責任者が年1回以上相互に連絡先を確認するものとする。

(守秘義務)

第8条 甲及び乙は、動物の救護活動において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

(損害の措置)

第9条 動物救護活動の実施に伴い、乙の責に帰さない事由により第三者に損害を及ぼしたとき、又は備品等に損害が生じた場合には、乙はその事実の発生後直ちにその状況を甲に報告し、その処置について、甲乙協議して定めるものとする。

(経費の負担)

第10条 本協定に基づく乙が実施した動物救護活動において、必要とする医薬品、資機材、飼料、その他の物品等の費用の負担は、動物救護活動終了後、甲及び乙が協議して定めるものとする。

ただし、動物救護活動後、当該動物の所有者又は占有者が判明した場合は、原則、その者に負担を求めるものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して決定する。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通をそれぞれ保有する。

#### 9-47 災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定書（セツカートン株式会社）

印西市（以下「甲」という。）と、セツカートン株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、印西市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難所の設営等に必要な物資の調達に関し、必要な事項を定める。

(協力の要請及び受託等)

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、物資供給要請書（別記第1号様式）により、乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに物資供給要請書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、物資の優先調達に努めるものとする。

3 法第2条第1号に規定する災害以外の災害等により、物資が必要であるときは、甲は乙に物資の要請を行えるものとし、乙は可能な限りその要請に対応するものとする。この場合において、物資の要請及び供給に係る手続は、第1項及び第4条の規定を準用する。

(物資の種類)

第3条 乙が調達する物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製簡易ベッド
- (2) 段ボール製シート
- (3) 段ボール製間仕切り
- (4) 段ボール製簡易トイレ
- (5) その他乙の取扱商品

(物資の引渡し)

第4条 乙は、甲の指定する場所に物資を搬送し引渡すものとする。

2 甲は、前項に規定する引渡しの際、甲が指定する者をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

3 乙は、可能な範囲において物資の組立等を指導できる者を派遣し、避難所の設営等が円滑に進むよう協力を努めるものとする。

4 乙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（別記第2号様式）により甲に報告するものとする。

(経費等の負担及び請求等)

第5条 甲の要請により乙が調達した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「経費等」という。）は、災害発生時前の直近の価格を基準とし、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

2 前項の経費等については、法第91条の規定に基づき、甲が相当額を負担する。

3 乙は、前項の経費等を集計し、積算根拠を示す資料を添付して、甲に請求するものとする。

4 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払を行うものとする。

(連絡窓口及び連絡体制)

第6条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、災害時緊急連絡先（別記第3号様式）により相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口に変更が生じたときも、同様とする。

(平常時の協力)

第7条 乙は、甲が実施する災害時に備えた訓練への協力依頼があったときは、可能な範囲において協力するよう努めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関する疑義が生じたとき又はこの協定に定めない事項については、その都度、甲乙協議して決定する。

この協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

#### 9-48 大規模水害時における相互援助に関する協定書（印旛郡栄町）

千葉県印西市と千葉県印旛郡栄町（以下「協定市町」という。）は、大規模な水害時の市、町境を越えた避難行動（以下「相互避難」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、利根川沿川区域において大規模な水害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）であって、協定市町が各自の住民を避難場所へ誘導することが困難と判断するときにおいて、当該区域に居住する住民の安全な一時避難を図るため、協定市町内の避難場所の利用に係る相互援助を円滑に行う事を目的とする。

(連絡担当課及び連絡調整員)

第2条 協定市町は、相互避難に関する連絡担当課を定めるとともに、当該課に協定市町相互の連絡調整にあたる職員（以下「連絡調整員」という。）を置くものとする。

(情報収集及び伝達)

第3条 連絡担当課は、災害発生時等における住民避難に関し、避難勧告等の発令状況を速やかに、相互に伝達するものとする。

(連絡調整員の派遣)

第4条 協定市町は、必要があると認めるときは、被災した協定市町の災害対策本部に連絡調整員を派遣することができる。

(相互援助)

第5条 協定市町は、協定市町が定める地域防災計画の範囲内において、可能な限り相互に援助活動を行うものとする。

2 相互援助の内容は、次のとおりとする。

- (1) 協定市町内の避難場所の相互利用
- (2) 避難場所の状況や避難者の把握、その他の災害発生時等に必要となる情報の収集及び提供
- (3) 援助物資の調達及び提供
- (4) 前各号に定めるもののほか災害発生時等において援助のため特に必要となる事項

(援助の要請等)

第6条 協定市町は、援助を要請する場合、別紙災害援助要請書により要請する。ただし、緊急を要する場合は、電話等で口頭により次の各号に掲げる事項を伝えることで援助を要請することができる。

- (1) 被害状況及び避難勧告等の発令状況
- (2) 援助を要する期間
- (3) その他援助を必要とする事項等

2 協定市町は、前項の要請があったときは、速やかに援助の可否を判断し、回答するものとする。

(援助の経費負担)

第7条 援助に要する次の各号に掲げる経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、それぞれ当該各号に定める協定市町が負担するものとする。

- (1) 連絡調整員の派遣に要する経費 援助を受ける協定市町
- (2) 援助物資の調達その他援助に要する経費 援助を受ける協定市町

(情報交換及び周知)

第8条 協定市町は、この協定に基づく援助が円滑に行われるよう必要に応じ情報交換を行うとともに、平時から協定市町相互の避難場所の所在及び利用について周知を図るものとする。

(補則)

第9条 この協定に定めない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、協定市町がその都度協議し定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市町長が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

## 9-49 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人印西地区福祉会）

印西市（以下、「甲」という。）と社会福祉法人 印西地区福祉会（以下、「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所としての施設使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、印西市内に大規模災害が発生し避難行動要支援者が避難生活を余儀なくされた際に、甲が乙の運営する施設を福祉避難所としての施設使用に関する協力を要請するにあたり必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難生活の支援対象となる者は、指定避難所での生活に困難をきたす65歳以上の高齢者並びに要介護認定者及び要支援認定者（以下「要支援者」という。）並びに家族などの養護者とするものとする。

（施設使用の要請）

第3条 甲は、指定避難所に避難した要支援者が、福祉避難所として乙の施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲の要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。ただし、当該施設が、施設機能に大きな被害を受け、または職員等の被災により福祉避難所としての役割が果たせない場合はこの限りではない。

（施設使用要請手続き）

第4条 甲は、第3条の要請を行う必要が生じた場合は、下記の事項を記載した要支援者受入れ要請書（別記様式）をもって乙に要請を行うものとする。

ただし緊急を要する場合は口頭をもって要請し、その後速やかに要支援者受入れ要請書を送付する。

- （1） 要支援者の氏名、住所、生年月日（年齢）、性別、心身の状況
- （2） 緊急連絡先（相談支援専門員及び支援員等）
- （3） 養護者を伴う場合は、養護者の氏名、住所、続柄
- （4） 福祉及び医療サービスの利用状況
- （5） 要支援者の病歴、常備薬等

（福祉避難所の運営）

第5条 甲の要請に基づき乙が受入れを了承した場合、福祉避難所の運営については原則乙が行うものとする。

2 甲は乙が福祉避難所を開設した場合は、甲は福祉避難所の運営に協力するものとする。

（要支援者の移送）

第6条 甲の要請に基づき乙が受入れを了承した場合、要支援者の移送は、当該要支援者の家族などの養護者の介助により行うことを基本とする。

2 乙は、可能な範囲で移送について協力するよう努めるものとする。

3 甲は、前2項による方法で要支援者の移送が困難な場合は、印西市社会福祉協議会の協力を得ながら移送手段の確保に努めるものとする。

（物資の調達）

第7条 福祉避難所の運営に必要な日常生活用品、食糧等の物資の調達は、原則として甲が行うものとする。

2 乙は、平時から、甲の供給体制が確立するまでの期間において必要な最低限の物資についてできる限り確保するよう努めるものとする。

(介助員等の確保)

第8条 乙は、福祉避難所として要支援者を受入れした場合は、当該要支援者の家族などの養護者と協力して介助等の必要な生活支援を行う。

2 乙は、福祉避難所の介助員等に不足が生じると判断されるときは、速やかに甲に報告するものとする。

3 前項の報告があった場合、甲は、印西市社会福祉協議会を通じボランティア等の協力要請を行うなど、介助員等の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の早期解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動が再開できるよう配慮するとともに、要支援者の安全で安心な生活拠点の確保をすすめることにより福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

(経費の負担)

第10条 甲は、福祉避難所として乙が要支援者の受入れに要した経費については、災害救助法及び関係法令等に基づき、所要の実費を負担するものとする。

2 前項の定めによる経費の額は、甲乙協議のうえ決定する。

(実施細目)

第11条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める実施細目による。

(秘密の保持)

第12条 乙は、次条に定めるものを除くほか、要支援者の受け入れに伴い知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第13条 乙は、この協定による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間の満了する1ヶ月前までに甲または乙から書面をもって何らかの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以降も同様とするものとする。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

## 9-50 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人晴山会）

印西市（以下、「甲」という。）と社会福祉法人 晴山会（以下、「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所としての施設使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、印西市内に大規模災害が発生し災害時要支援者が避難生活を余儀なくされた際に、甲が乙の運営する施設を福祉避難所としての施設使用に関する協力を要請するにあたり必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難生活の支援対象となる者は、指定避難所での生活に困難をきたす65歳以上の高齢者並びに要介護認定者及び要支援認定者（以下「要支援者」という。）並びに家族などの養護者とするものとする。

（施設使用の要請）

第3条 甲は、指定避難所に避難した要支援者が、福祉避難所として乙の施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲の要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。ただし、当該施設が、施設機能に大きな被害を受け、または職員等の被災により福祉避難所としての役割が果たせない場合はこの限りではない。

（施設使用要請手続き）

第4条 甲は、第3条の要請を行う必要が生じた場合は、下記の事項を記載した要支援者受入れ要請書（別記様式）をもって乙に要請を行うものとする。

ただし緊急を要する場合は口頭をもって要請し、その後速やかに要支援者受入れ要請書を送付する。

- （1） 要支援者の氏名、住所、生年月日（年齢）、性別、心身の状況
- （2） 緊急連絡先（相談支援専門員及び支援員等）
- （3） 養護者を伴う場合は、養護者の氏名、住所、続柄
- （4） 福祉及び医療サービスの利用状況
- （5） 要支援者の病歴、常備薬等

（福祉避難所の運営）

第5条 甲の要請に基づき乙が受入れを了承した場合、福祉避難所の運営については原則乙が行うものとする。

2 甲は乙が福祉避難所を開設した場合は、甲は福祉避難所の運営に協力するものとする。

（要支援者の移送）

第6条 甲の要請に基づき乙が受入れを了承した場合、要支援者の移送は、当該要支援者の家族などの養護者の介助により行うことを基本とする。

2 乙は、可能な範囲で移送について協力するよう努めるものとする。

3 甲は、前2項による方法で要支援者の移送が困難な場合は、印西市社会福祉協議会の協力を得ながら移送手段の確保に努めるものとする。

（物資の調達）

第7条 福祉避難所の運営に必要な日常生活用品、食糧等の物資の調達は、原則として甲が行うものとする。

2 乙は、平時から、甲の供給体制が確立するまでの期間において必要な最低限の物資についてできる限り確保するよう努めるものとする。

(介助員等の確保)

第8条 乙は、福祉避難所として要支援者を受入れした場合は、当該要支援者の家族などの養護者と協力して介助等の必要な生活支援を行う。

2 乙は、福祉避難所の介助員等に不足が生じると判断されるときは、速やかに甲に報告するものとする。

3 前項の報告があった場合、甲は、印西市社会福祉協議会を通じボランティア等の協力要請を行うなど、介助員等の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の早期解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動が再開できるよう配慮するとともに、要支援者の安全で安心な生活拠点の確保をすすめることにより福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

(経費の負担)

第10条 甲は、福祉避難所として乙が要支援者の受入れに要した経費については、災害救助法及び関係法令等に基づき、所要の実費を負担するものとする。

2 前項の定めによる経費の額は、甲乙協議のうえ決定する。

(実施細目)

第11条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める実施細目による。

(秘密の保持)

第12条 乙は、次条に定めるものを除くほか、要支援者の受け入れに伴い知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

(個人情報情報の保護)

第13条 乙は、この協定による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間の満了する1ヶ月前までに甲または乙から書面をもって何らかの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以降も同様とするものとする。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

## 9-5 1 災害発生時におけるバス車両による緊急輸送に関する協定書（ちばレインボーバス株式会社）

印西市（以下「甲」という。）と、ちばレインボーバス株式会社（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）発生時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、印西市内において災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、緊急輸送に関する体制を確保することにより、安全な避難体制を整備し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（輸送対象）

第2条 乙のバス車両による緊急輸送の対象は、被災者等の避難輸送及び甲の救助計画に従事する職員等の移送とする。

（協力の要請）

第3条 甲は、第1条の目的により乙に対して緊急輸送の協力を要請することができる。

（要請の受諾）

第4条 乙は、前条に規定する協力要請があったときは、社員の安全、道路状況、路線旅客状況、鉄道等の旅客状況を鑑みたくえで、配車及び安全運転の確保が可能と判断した場合に、受諾するものとする。

（要請手続等）

第5条 甲は、第3条に規定する協力を要請する場合は、緊急輸送協力要請書により行うものとする。ただし、文書による要請が困難なときや緊急を要するときは、電話、メール、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに当該要請書を提出するものとする。

2 乙は、前条の規定に基づき、緊急輸送が可能であると判断した場合において、その要請事項を実施するための必要な措置を講じ、緊急輸送を実施するものとする。

（災害時の情報提供）

第6条 甲及び乙は、緊急輸送を円滑に行うため、その保有する災害に関する情報を相互に提供するものとする。

（職員の同乗）

第7条 甲は、必要があると認めたとき、又は乙から要請があったときは、乙の輸送車両に甲の職員を同乗させるものとする。

（業務報告）

第8条 乙は、第5条第2項に規定する緊急輸送を実施したときは、当該業務の終了後速やかに緊急輸送実施報告書により甲へ報告するものとする。

（費用の負担）

第9条 甲は、第5条第2項の規定により乙が実施した緊急輸送に要した費用を負担するものとする。

2 前項に規定する費用の算出は、要請の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

3 業務の履行や支払等に係る事務手続については、甲で定める諸規定に基づき行うものとする。

(連絡体制)

第10条 甲及び乙は連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、この協定の目的達成に対し支障をきたすことがないよう、常に点検するとともに改善に努めるものとする。

(情報の交換)

第11条 甲及び乙はこの協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第13条 この協定に関する疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して決定する。

この協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

## 9-52 災害時における支援協力に関する協定書（千葉県行政書士会）

印西市（以下「甲」という。）と千葉県行政書士会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合の支援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、印西市において災害が発生した場合において、市民生活の復旧支援を目的とし、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）について、必要な事項を定める。

(対象となる災害)

第2条 この協定の対象となる災害は、甲が印西市地域防災計画に基づき、災害対策本部を設置する体制をとるものを基本とする。

(行政書士業務の範囲)

第3条 甲の要請により乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、主に別表に掲げる行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3の業務並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務（以下「災害応急支援業務」という。）とする。

- (1) 甲の依頼による乙の会員の派遣
- (2) 乙による被災者支援を目的とした相談窓口の開設及び運営
- (3) その他、甲が必要と認める業務

(連絡体制等の整備)

第4条 甲及び乙は、あらかじめ災害時における支援協力に関する連絡体制を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

2 乙は、あらかじめ災害時における支援協力に関する対応が実施できるよう、必要な人員を確

保、動員する方法を定めておくものとする。

3 協定の有効期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(協力の要請)

第5条 甲は、災害応急支援業務を実施する必要があると判断したときは、「協力要請書」(以下「要請書」という。第1号様式)により、乙に協力要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請するものとし、その後速やかに要請書を送付するものとする。

2 前項の要請があった場合、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。

3 甲は、第2条に定められたもののほか、特に必要があると認められたときは、第1項と同様に要請することができるものとする。

(協力の実施)

第6条 乙は、甲から要請を受けたときは、原則として甲の職員の指示に基づき、第3条に掲げる業務について協力するものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、前条に基づく業務を実施した場合は、甲に対し次に掲げる事項を記載した「支援活動報告書」(以下「報告書」という。第2号様式)に業務の実施を確認できる書類を添付し、報告するものとする。ただし、報告書による報告が困難な場合は、電話その他の方法により報告し、その後、速やかに報告書を提出するものとする。

(1)業務の実施場所及び期間

(2)業務の内容

(3)業務に従事した者の氏名及び連絡先

(4)その他必要な事項

(費用負担)

第8条 乙の業務に要した経費は、原則として乙が負担する。ただし、第3条に規定する業務の他に、甲が要請した業務の経費については、甲乙の協議により決定するものとする。

(相談者の負担)

第9条 乙は、甲の要請による被災者支援について、相談者に負担を求めない。ただし、印紙、証紙、登録免許税、官公署納付金等の実費については、この限りでない。

(損害の補償)

第10条 第3条に掲げる業務に従事する者が、他人に損害を与え、又は負傷し、又は疾病にかかり、あるいは死亡した場合における補償について、甲は負担を負わないものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合には、遅滞なくその状況を書面により甲に報告する。

(協定期間及び更新)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了となる日の30日前までに、甲又は乙が、それぞれの相手方に書面をもってこの協定の変更若しくは終了させる意思を表示しないときは、期間満了の翌日から起算して1年間更新されるものとし、以後においても同様とする。

(秘密の保持)

第12条 乙は、支援活動上知り得た甲の業務上の秘密又は第三者の秘密を外部に漏らしてはな

らない。支援活動の終了後も、また同様とする。

(雑則)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

(別表)

行政書士法第1条の2及び第1条の3の業務の主な内容

- 1 災害証明書の申請に関する事
- 2 仮設住宅の申し込みに関する事
- 3 災害派遣等従事車両の申請に関する事
- 4 災害給付金等の申請に関する事
- 5 行政書士が行うことができる税の減免等の申請に関する事
- 6 各許認可手続きの延長特例等に関する事
- 7 軽自動車及び二輪車の登録抹消の申請に関する事
- 8 戸籍、住民票等各証明書の交付に関する事
- 9 その他、甲又は甲が指定する区市町村から要請のあった事項

### 9-53 災害発生時における無人航空機の支援活動に関する協定書（株式会社ワイズファクトリー）

印西市（以下「甲」という。）と株式会社ワイズファクトリー（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）発生時における無人航空機の支援活動について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請に基づき、乙が実施する無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第2項に規定する無人航空機をいう。）による支援活動について必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請することができる。

(協力の内容)

第3条 甲が乙に対し前条の要請により行う支援活動は、以下のとおりとする。

- (1) 災害対応に必要な映像、画像等の撮影に関する事
- (2) 取得した情報を基にした災害地図作成等の作成協力に関する事
- (3) その他、甲と乙の協議の上、決定した事項

(要請手続等)

第4条 甲は、第2条に規定する協力を要請する場合は、支援活動要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、文書による要請が困難なときや緊急を要するときは、電話、メール、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに当該要請書を送付するものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受けた場合は、安全の確保に十分配慮したうえで、その要請事項を実施するための必要な人員、無人航空機及び資機材等を調達し、協力の要請に可能な範囲で応じるものとする。

3 乙は第1項の要請を受けて活動するときは、関連法令を遵守するとともに甲の指示に従うものとする。

（活動実施の判断）

第5条 乙は前条第2項に基づき支援活動の要請を受けた場合であっても、現地においてその支援活動を実施することが危険又は困難であると判断した場合は、その旨を甲に報告するものとする。

（災害時の情報提供）

第6条 甲及び乙は、無人航空機における支援活動を円滑に行うため、その保有する災害に関する情報を相互に提供するものとする。

（活動報告）

第7条 乙は、第3条に規定する支援活動を実施したときは、当該業務の終了後速やかに支援活動報告書（第2号様式）に撮影した映像の記録媒体及び作成した災害地図を添えて、甲へ報告するものとする。

（映像等の所有権等）

第8条 本協定に基づく支援活動による映像、画像等の所有権及び著作権は、甲に帰属するものとする。

2 甲は、支援活動において取得した映像及び画像について、市の防災事業に役立てるほか、報道機関等から要請を受けたときは、これを提供することができる。

（費用の負担）

第9条 甲は、第4条第2項に規定により乙が実施した協力活動に要した費用を負担するものとする。

2 前項に規定する費用の算出は、要請の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

3 業務の履行や支払等に係る事務手続については、甲で定める諸規定に基づき行うものとする。

（災害補償）

第10条 支援活動の実施に伴い、乙の構成員等が負傷、疾病又は死亡した場合における災害補償については、乙が負担するものとする。

2 支援活動の実施に伴い、乙の過失により第三者に与えた損害については、乙が補償する。

3 支援活動の実施に伴い、乙の責に帰することができない原因により、第三者に損害を及ぼしたときは、その事実の発生後、遅滞なくその状況を甲に報告し、その処置については甲乙で協議して対処するものとする。

4 乙は、支援活動の実施に当たり、必要な保険（損害補償等）に加入している無人航空機を使用するものとする。

(連絡体制)

第11条 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、この協定の目的達成に対し支障をきたすことがないように、常に点検するとともに改善に努めるものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(秘密の保持)

第14条 乙は、支援活動上知り得た甲の業務上の秘密又は第三者の秘密を外部に漏らしてはならない。支援活動の終了後も、また同様とする。

(協議)

第15条 この協定に関する疑義が生じたとき又はこの協定に定めない事項については、その都度、甲乙協議して決定する。

この協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

#### 9-54 災害時及び感染症発症時における防疫活動に関する協定書（一般社団法人日本特殊清掃隊）

印西市（以下「甲」という。）と、一般社団法人日本特殊清掃隊（以下「乙」という。）とは、印西市に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害の発生又は様々な感染症が発生、拡散した際に、甲からの要請を受けて速やかに防疫活動を行うことに関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲が行う防疫活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、必要が生じた場合は、乙に対して次に掲げる事項の協力を要請するものとする。

- (1) 水害時における防疫活動
- (2) ネズミ・衛生害虫駆除活動
- (3) 感染症発生時の消毒活動、感染予防方法等についての指導
- (4) 前各号の役務の提供に必要な薬剤等をはじめとする物品の調達
- (5) その他、必要とする事項

(要請方法)

第3条 甲は、前条に規定する要請をするときは、防疫活動要請書（別紙第1号様式）を乙に提

出するものとする。ただし、急を要する等で書面での連絡が困難な場合は、電話、メール等で要請し、その後速やかに要望書を提出するものとする。

(協力方法)

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、甲の指示に従い、第2条に規定する業務を実施するものとする。

(報告)

第5条 乙は、前条の規定に基づき業務を実施したときは、防疫活動実施報告書(別紙第2号様式)を業務が終了した日から10日以内に甲に提出するものとする。ただし、報告書を期日内に提出することが困難な場合は、電話やメール等で報告し、後日、報告書を提出するものとする。

(費用の負担)

第6条 甲は、乙が行った第2条に規定する業務に要した費用を負担するものとする。

2 前項に規定する費用の算出は、要請の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条の費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、請求するものとする。

2 乙が、建築物所有者等の要請により、甲の要請業務の範囲を超える業務を行った場合は、その費用は、乙が当該要請を行った所有者等に請求するものとする。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に関し、必要な手続その他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、第2条に規定する業務を行う場合において知り得た情報を、甲の許可なく、甲以外の者に漏洩してはならない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は協定に変更又は疑義があるときは、その都度、甲、乙協議を行うこととし、必要な場合は協定の再締結を行う。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、甲又は乙から期間満了の1か月前までに相手方に対し、別段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

## 9-55 災害時における電動車両等の支援に関する協定書（千葉三菱コルト自動車販売株式会社・三菱自動車工業株式会社）

印西市（以下「甲」という。）並びに千葉三菱コルト自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、印西市内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲並びに乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く市民に知らせ、甲並びに乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- （1）電気自動車
- （2）プラグインハイブリッド車
- （3）前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、前条に規定する電動車両等の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に、電話等により連絡するものとする。

2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について災害時における電動車両等の貸与要請書（様式1号）により要請するものとする。

3 乙は、前項の規定により要請があったときは、災害の危険性を考慮し、業務に支障をきたさない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第4条 乙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与 する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類及び数量について確認の上、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 乙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して災害時における電動車両等の貸与報告書（様式2号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（電動車両等の返却）

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用（電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。）については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲並びに乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

（補償）

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的若しくは人的損害、又は電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲並びに乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙又は丙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙又は丙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則、甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲並びに乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

(1) 乙又は丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。

(2) 原則として、印西市内で使用する。

(3) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第14条第3項の規定により、乙に速やかに連絡する。

(電動車両等の管理)

第12条 甲は、第4条に定める引渡しから第6条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第13条 甲並びに乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、連絡担当部署報告書（様式3）により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第14条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲並びに乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第15条 甲並びに乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く市民に知らしめ、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(不可抗力免責)

第16条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部又は一部の履行遅滞、履行不能又は不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(秘密の保持)

第17条 乙及び丙は、支援活動上知り得た甲の業務上の秘密又は第三者の秘密を外部に漏らしてはな

らない。支援活動の終了後も、また同様とする。

(協議)

第18条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲並びに乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第19条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲又は乙若しくは又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

### 9-56 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（東京電力パワーグリッド株式会社成田支社）

印西市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社成田支社（以下「乙」という。）は、印西市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、広範囲の長時間停電が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「大規模停電等」という。）の早期復旧及び事前対応並びに停電の未然防止についての甲及び乙における相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害時等の大規模停電等において、住民生活の安定を図るため、甲及び乙が連携して電力復旧等の活動に取り組むことを目的とする。

(連絡体制)

第2条 甲及び乙は、災害時等における大規模停電等の場合に備え、停電復旧作業の連携等のための連絡体制を確立するものとする。

2 甲及び乙は、双方の連絡先を定め、定期的に確認する。

(相互協力の範囲)

第3条 甲及び乙は、早期の停電復旧のために必要と認められるときは、それぞれが持つ資機材、施設、用地、人材、情報等の資源提供を要請するとともに、連携して活動することができる。

(停電情報及び道路、河川等の状況の情報共有)

第4条 乙は、大規模停電等が発生した場合は、速やかに甲へ被害状況及び復旧見込みの情報を提供するとともに、早期の停電復旧に努める。

2 甲は、印西市内において道路、河川等の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、乙へ情報を提供するとともに、早期の復旧に努める。

3 甲及び乙は、それぞれの復旧の進捗状況について、適時相手方へ情報を提供する。

4 甲は、印西市内において停電の発生情報を取得した場合は、速やかに乙へ情報を提供する。

5 乙は、印西市内において道路、河川等の被害情報を取得した場合は、速やかに甲へ情報を提供する。

(重要施設の優先復旧)

第5条 甲は、印西市内の電力復旧を優先すべき重要施設について、千葉県に提出した施設リストを乙に提供する。

2 乙は、電力復旧計画の策定に当たっては、千葉県から示された重要施設の優先復旧について十分に配慮しなければならない。ただし、優先順位に沿った電力復旧が困難な場合は、千葉県及び甲と連携

の上、調整を図る。

(広報活動)

第6条 乙は、大規模停電等が発生した場合は、乙のホームページ等への停電情報の掲載を行う。また、必要に応じ広報車による住民向け広報活動を行う。

2 乙は、前項の規定による広報手段では、住民に対して十分な周知ができないと認められるときは、甲に対して停電情報の発信を要請することができる。

3 甲は、前項の規定に基づき乙から要請を受けた場合には、甲が実施可能な広報手段にて情報発信を行う。

(平時における連携)

第7条 災害時における倒木による停電被害の発生を未然に防止するため、甲及び乙は、平時の樹木伐採等については相互で可能な限り連携して取り組むこととする。

なお、樹木伐採等の実施にあたっては、別途具体的な内容を定めた協定等を検討する。

(覚書の締結)

第8条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等を定める。

(秘密の保持)

第9条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示、又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定の締結事実を自己又は他人を利するための手段として利用してはならない。

(協定期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、本協定は、期間満了日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(定めのない事項等)

第11条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

## 9-56-2 災害時における電源車の配備に関する覚書

印西市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社成田支社（以下「乙」という。）は、令和2年9月8日に締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」（以下「基本協定」という。）に基づき、乙が管理する電源車（以下「電源車」という）に関して、必要な事項を定める。

(適用)

第1条 電源車の配備は、広範囲の長時間停電が発生した場合に適用するものとする。

2 前項の長時間とは、内閣府より示された「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」に記載のある人命救助の観点から重要となる非常用電源の確保時間を目安とする。ただし、基本協定第5条に規定する重要施設に影響が生じるおそれがある場合は、この限りではない。

(配備の手続)

第2条 甲は、基本協定第5条に規定する重要施設を優先し、乙へ電源車配備の要請を行う。

2 乙は前項による甲からの要請と保有台数を勘案し、電源車を配備する施設を決定する。ただし、基本協定に規定する災害の発生に伴う大規模停電が発生したときには、乙は千葉県と協議の上、電源車を配備する施設を決定する。

3 乙は、電源車を配備する施設が決定した際は、速やかに甲に連絡を行う。

4 乙が電源車の待機場所として甲の所有地を必要とする場合は、甲は可能な限りその利用を認める。

5 電源車の配備に必要な電気主任技術者等の要員は、原則、電源車を配備する施設の管理者の責任において確保する。

6 依頼等に関する双方の連絡先は別途定める。

(電源車の運転と取り外し)

第3条 乙は、電源車の運転状態を監視するとともに、給油の手配を行う。

2 甲及び乙は、電力系統からの電力供給が再開した場合は、特段の理由がない限り、相互協力のもと速やかに電源車の取り外しを行う。

(自衛措置)

第4条 甲は、災害の発生に伴う長時間停電に備え、甲の管理する施設等について、平時から非常用発電機等の電力供給を確保する自衛措置に努める。

(定めのない事項等)

第5条 本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

### 9-56-3 災害時における連絡調整員の派遣に関する覚書

印西市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社成田支社（以下「乙」という。）は、令和2年9月8日に締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」（以下「基本協定」という。）に基づき、甲及び乙の情報共有に関して、必要な事項を定める。

(目的)

第1条 本覚書は、基本協定に規定する災害の発生に伴う大規模停電の発生時において、甲乙の協議の上、乙は東京電力グループの社員（以下「連絡調整員」という。）を、甲に派遣し、甲及び乙がそれぞれ持つ情報の共有を図ることを目的とする。

(連絡調整員の役割)

第2条 乙が派遣する連絡調整員は、甲が設置する災害対策本部会議等の会議に甲乙の協議の上、出席し、甲乙間の情報連携と要請窓口としての役割を担う。

2 連絡調整員を通じ、甲及び乙は、次の各号に定める主な情報について、可能な限り提供する。

(1) 乙が甲に提供する情報

ア 停電発生時間、停電地域、停電軒数、停電の原因、停電復旧作業の状況及び見込み

イ 知り得た道路・河川等の被害及び樹木倒壊の状況

ウ プレスリリースの内容

(2) 甲が乙に提供する情報

ア 知り得た道路・河川等の被害及び樹木倒壊の状況、住民から提供された停電情報

イ 道路啓開、樹木・土砂等の除去状況

ウ 住民が避難している地域、甲が開設している避難所等

3 連絡調整員を通じ甲及び乙が要請する主な内容を次の各号に定める。

(1) 乙による甲への主な要請

ア 甲が保有する土地や施設について、乙が行う復旧作業拠点としての使用要請

イ 甲が保有する広報手段による停電情報の発信

ウ 復旧作業・啓開作業の協力要請

(2) 甲による乙への主な要請

復旧作業・啓開作業の協力要請

(連絡調整員の派遣)

第3条 甲及び乙は、停電復旧に要する時間が長時間にわたると判断したときは、甲乙協議の上、乙は連絡調整員を甲の指定する場所に派遣する。

2 乙は、連絡調整員の派遣を行う場合は、乙は速やかに連絡調整員を手配し、甲は連絡調整員の受け入れに必要な執務スペース等の準備を行う。

3 連絡調整員の派遣を行わない場合は、甲及び乙にて設定した連絡窓口を通じて、情報の共有及び要請を行う。

4 連絡調整員の派遣の解除については、甲乙協議の上、決定する。

(費用の負担)

第4条 本覚書に関わる費用の負担は、双方において発生しないものとする。

(定めのない事項等)

第5条 本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

#### 9-5 6-4 災害時における停電復旧作業および啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書

印西市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社成田支社（以下「乙」という。）は、令和2年9月8日に締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づき、停電復旧に係る作業に支障となる樹木などの障害物の除去等（以下「復旧作業」という。）及び甲の管理する道路上の障害物の除去等（以下「啓開作業」という。）に関して、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第1条 本覚書は、災害対策基本法（以下「災対法」という。）に基づいて、甲及び乙が復旧作業と啓開作業を早急に実施するため、円滑に作業に当たれるよう相互協力を行うことを目的とする。

(対象区域)

第2条 対象とする区域は、甲が管理する道路及び関連する区域とし、必要に応じて周辺の区域を含め対象とする。

(復旧作業及び啓開作業の協力)

第3条 乙は、応急措置を実施するために必要があるときは、甲に対して必要な復旧作業及び啓開作業を要請することができる。なお、要請にあたっては協議の上、書面をもって行うこととする。

2 甲は、前項の要請が正当であると認めるときは、その要請に応じて、可能な範囲において優先的、積極的に復旧作業及び啓開作業を実施する。

3 甲は、乙に対して道路の早期開放のために必要な復旧作業及び啓開作業を要請することができる。なお、要請にあたっては協議の上、書面をもって行う。

4 乙は、前項の要請が正当であると認めるときは、その要請に応じて、可能な範囲において優先的、積極的に復旧作業及び啓開作業を実施する。

5 第1項又は第3項において、緊急を要するときは、甲及び乙は、相手方に対し口頭又は電話等で行うことができる。ただし、作業の実施後、第1項又は第3項に基づき手続きを行う。

6 災害などの状況により、応急措置及び道路の開放を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、甲又は乙は第1項又は第3項の規定によらず、復旧作業又は啓開作業を実施することができる。ただし、甲及び乙がやむを得ず実施した復旧作業又は啓開作業は、第1項又は第3項に基づき手続きを行う。

7 甲が復旧作業及び啓開作業を実施するにあたり、電線等に接触している障害物等の除去作業で甲自ら実施する場合は、甲は乙に対し、現場の安全性を判断できる技術員の派遣を要請し、甲は同技術員の指示に基づき、除去等を行う。

8 乙は、前項の規程に基づき、甲からの技術員の派遣要請があった場合は、速やかに乙の技術員を派遣する。

(費用負担)

第4条 第3条第2項により甲が実施した復旧作業に要した費用については乙の負担とし、甲が乙に請求することができる。

2 乙は、前項による請求を精査し適当と認めた時は、速やかに甲へ費用を支払う。

3 第3条第4項により乙が実施した啓開作業に要した費用については甲の負担とし、乙が甲に請求することができる。

4 甲は、前項による請求を精査し適当と認めた時は、速やかに乙へ費用を支払う。

5 復旧作業及び啓開作業の請求の精査においては、別添の「災害時における障害物の除去等に係る復旧作業・啓開作業の費用分担」を基準とする。

(障害物等の保管及び土地の一時使用)

第5条 乙は、復旧作業又は啓開作業を行った際における障害物等の移動先は、甲の指示に従う。

2 乙は、応急措置の円滑な実施に必要な場合に限り、障害物等を前項の移動先へ移動する際に、災害対策基本法に基づく甲の指示により、他人の土地を一時使用できる。

(連絡体制)

第6条 甲及び乙は、広範囲の長時間停電発生時又は発生するおそれがある場合は、復旧作業及び啓開作業の連携等のため別図の「復旧作業および啓開作業における連携フロー」及び別表の「復旧作業、啓開作業の連絡体制」により連絡体制を確立する。

2 前項の連絡体制に係る各機関部署の窓口に変更が生じた場合は、随時更新の上、甲乙共有する。

(実施責任)

第7条 復旧作業及び啓開作業に係る関係機関への周知並びに第三者からの問い合わせ等の対応は、甲及び乙が連携して行う。

2 復旧作業及び啓開作業の協力の伴い発生した事故・災害への対応は、作業を実施した者が責任を持って行う。

(その他)

第8条 甲及び乙は、電力設備への被害が想定される箇所の予防伐採について、情報共有等の協力体制を図るものとし、甲及び乙は連携し可能な範囲において必要な措置を講じる。

(定めのない事項等)

第9条 本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

## 9-57 災害時におけるバス車両による輸送等の協力に関する協定書（株式会社コスモスバス）

印西市（以下「甲」という。）と、株式会社コスモスバス（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）時における協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、印西市内において災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、避難者の輸送に関する体制を確保することにより、安全な避難及び避難者生活への協力体制を整備することを目的とする。

(協力の要請)

第2条 甲は、前条の目的により、乙に対して次に掲げる事項の協力を要請することができる。

(1) 避難者の避難所、医療施設等への緊急輸送

- (2) 甲の業務配備体制に係る移送
- (3) 避難者の避難生活支援に係る送迎
- (4) 避難施設としての化粧室付きバス車両等の貸与
- (5) その他、甲乙協議の上、決定した事項

(要請手続等)

第3条 甲は、前条に規定する協力を要請する場合は、輸送等支援要請書（別紙第1号様式）により行うものとする。ただし、文書による要請が困難なときや緊急を要するときは、電話、メール、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに当該要請書を提出するものとする。

2 乙は、前条の規定に基づき、輸送等の協力が可能であると判断した場合において、その要請事項を実施するための必要な措置を講じ、当該業務を実施するものとする。

(要請の受諾)

第4条 乙は、前条に規定する協力要請があったときは、社員の安全、道路状況を鑑みたくえで、配車及び安全運転の確保が可能と判断した場合に、受諾するものとする。

(災害時の情報提供)

第5条 甲及び乙は、輸送等の協力を円滑に行うため、その保有する災害に関する情報を相互に提供するものとする。

(職員の同乗)

第6条 甲は、必要があると認めたとき、又は乙から要請があったときは、乙の輸送車両に甲の職員を同乗させるものとする。

(業務報告)

第7条 乙は、第2条に規定する業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに輸送等支援実施報告書（別紙第2号様式）に次の事項の書類を添付して甲へ報告するものとする。

- (1) 従事日及び従事した者が確認できる書類
- (2) 使用した車両及び輸送区間が確認できる書類
- (3) 化粧室付きバス車両等の貸与実績が確認できる書類
- (4) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 甲は、第2条の規定により乙が実施した輸送等の協力を要した費用を負担するものとする。

2 前項に規定する費用の算出は、要請の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

3 業務の履行や支払等に係る事務手続については、甲で定める諸規定に基づき行うものとする。

(連絡体制)

第9条 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、この協定の目的達成に対し支障をきたすことがないように、常に点検するとともに改善に努めるものとする。

(情報の交換)

第10条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、甲又は乙から期間満了の1か月前までに相手方に対し、別段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後もまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定に関する疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して決定する。

この協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

### 9-58 災害発生時における緊急物資輸送等の協力に関する協定書（株式会社東京アクティ―印西センター）

印西市（以下「甲」という。）と、株式会社東京アクティ―印西センター（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）発生時において、緊急的な災害備蓄品及び救援物資の輸送並びに甲の管理する救援物資の集配拠点の運営協力（以下「緊急物資輸送等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、印西市内において災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、被災者に対して物資の安定供給を行う体制を確保することにより、被災者生活の安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に協力の必要が生じた場合は、乙に対して次に掲げる事項の協力を要請するものとする。

- （1） 甲が管理する防災備蓄品の避難所等への配送
- （2） 甲が管理する救援物資の集配拠点から避難所等への配送
- （3） 甲が管理する集配拠点における入庫から出庫までの運営協力
- （4） 甲が管理する集配拠点の運営に関する助言・指導
- （5） その他、甲乙協議の上、決定した事項

（要請手続等）

第3条 甲は、前条に規定する協力を要請する場合は、緊急物資輸送等協力要請書（別紙第1号様式）により行うものとする。ただし、文書による要請が困難なときや緊急を要するときは、電話、メール、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに当該要請書を提出するものとする。

（要請の受諾）

第4条 乙は、前条に規定する協力要請があったときは、社員の安全及び道路状況を鑑みたくて、配車及び安全運転の確保が可能と判断した場合に、受諾するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき、緊急物資輸送等が可能であると判断した場合において、その要請事項を実施するため、作業員、資機材等の手配を可能な限り行うものとする。

（災害時の情報提供）

第5条 甲及び乙は、緊急物資輸送等を円滑に行うため、その保有する災害に関する情報を相互に提供するものとする。

（業務報告）

第6条 乙は、第2条に規定する緊急物資輸送等を実施したときは、当該業務の終了後速やかに緊急物資輸送等実施報告書（別紙第2号様式）に次の事項の書類を添付して甲へ報告するものとする。

- （1） 従事日及び従事した者が確認できる書類
- （2） 使用した車両及び走行距離が確認できる書類
- （3） 使用した資機材等が確認できる書類
- （4） その他必要な事項

（費用の負担）

第7条 甲は、第2条の規定により乙が実施した緊急輸送に要した費用を負担するものとする。

2 前項に規定する費用の算出は、要請の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定する

ものとする。

3 業務の履行や支払等に係る事務手続については、甲で定める諸規定に基づき行うものとする。  
(事故等)

第8条 乙は、緊急物資輸送等に際し事故が発生したとき又は故障その他の理由により中断したときは、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

2 乙は、緊急物資輸送等に際し、乙の責に帰する理由により、車両の使用者（同伴者を含む。）又は第3者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

3 乙は、緊急物資輸送等に際し、発生した事故や盗難等により、輸送物資の一部又は全部を消滅もしくは損壊した場合、悪意又は重大な過失がある場合を除き、これによって生じた損害を賠償する責任を負わない。

4 甲は、その責に帰する理由により、使用中の車両を損傷し、又は滅失したときは、乙に対してその損害を賠償するものとする。

(連絡体制)

第9条 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、この協定の目的達成に対し支障をきたすことがないように、常に点検するとともに改善に努めるものとする。

(情報の交換)

第10条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、甲又は乙から期間満了の1か月前までに相手方に対し、別段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後もまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定に関する疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して決定する。

この協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

### 9-59 災害発生時における宿泊施設の提供協力に関する協定書（竹内建設株式会社）

印西市（以下「甲」という。）と、竹内建設株式会社が運営するアパホテル千葉印西牧の原駅前（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）発生時において、乙の宿泊施設を福祉避難所として提供することについて次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、印西市において災害が発生し、又は水害に備えた早期避難時において、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等特段の配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の避難を速やかに実施するため、乙の甲に対する協力に関し必要な事項を定めるものとする。

(避難対象者)

第2条 乙の宿泊施設に受け入れできる対象者は、指定避難所等では避難生活を送ることが困難な要配慮者の中から、介護をする同伴者がいることを条件として、次に掲げるものを対象者とする。

(1) 介護職員等の専門的支援は不要な者

(2) 個室に避難することで身体等の悪化の防止が見込める者

(3) その他、甲が個室への避難が必要であると認める者

(協力要請)

第3条 乙が実施する業務の範囲は、概ね次に掲げるものとする。

- (1) 宿泊施設への宿泊及び入浴の提供
- (2) 可能な範囲での食事の提供
- (3) 受け入れ可能な部屋数及び収容人数の把握
- (4) その他、甲乙協議の上、必要があると認めた事項  
(要請手続等)

第4条 甲は、前条に規定する協力を要請する場合は、宿泊施設提供協力要請書(別記第1号様式)により行うものとする。ただし、文書による要請が困難なとき又は緊急を要するときは、電話、メール、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに当該要請書を提出するものとする。

2 乙は甲から要請を受けたときは、特段の理由がない限り、これに応じるものとする。

(要請の受諾)

第5条 乙は要請を受けたときは、宿泊施設の被害状況調査や従業員の安否確認等を行い、応諾の可否を宿泊施設提供承諾書(別記第2号様式)により回答するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、メール、ファクシミリ等で回答し、その後速やかに当該承諾書を提出するものとする。

2 甲は、乙の協力が必要と認められる要配慮者の情報を集約するとともに、乙と協力し要配慮者の避難を実施するものとする。

(要配慮者の移送)

第6条 乙の宿泊施設への移送は、原則として当該要配慮者の同伴者が行うものとする。ただし、同伴者による移送が困難な場合は、甲が協定を締結している民間協力機関等に対して、対象者の移送を依頼して実施するものとする。

(要配慮者の体調管理等)

第7条 宿泊施設を利用している要配慮者の体調管理、発熱や咳の症状が出た場合における対応、医療機関等の受診は、要配慮者の同伴者が行うことを基本とし、甲は相談業務や職員等の巡回を行うものとする。

2 乙は、要配慮者又は同伴者が、甲又は医療機関等へ連絡を行う手段がない場合には、これに協力するものとする。

(協力の期間)

第8条 第3条に掲げる業務の期間は、乙が所有する宿泊施設で要配慮者の受け入れが可能になった日から、当該要配慮者が自宅、福祉施設、応急仮設住宅等へ移動し、当該宿泊施設を利用することがなくなる日までとする。ただし、これにより難しい場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

2 甲は、当該施設に避難した要配慮者の状況を把握し、速やかに乙の宿泊施設を退所できるよう協力を行う。

(実績報告)

第9条 乙は、第5条に掲げる業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに宿泊施設提供実績報告書(第3号様式)に次の書類を添付し、甲に報告するものとする。

- (1) 受け入れた要配慮者及び同伴者の名簿
- (2) 受け入れた要配慮者及び同伴者が施設を利用した期間が確認できる書類
- (3) 受け入れた要配慮者及び同伴者が利用したサービス等が確認できる書類
- (4) その他必要な事項

(費用の負担)

第10条 甲は、第3条の規定により乙が実施した業務に要した費用を負担するものとする。

2 前項に規定する費用の算出は、要請の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

3 業務の履行や支払等に係る事務手続については、甲で定める諸規定に基づき行うものとする。

4 要配慮者及び同伴者が、宿泊、入浴又は可能な範囲で行われた食事の提供以外に、乙に対し個別に要求したサービスについては、自己負担するものとする。

(取消料等)

第11条 乙は、要配慮者の宿泊について、第4条の規定による要請後に取消しがあった場合には、甲及び要配慮者に対し、原則、取消料等を請求しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙が取消しに係る実際に要した費用については、乙からの報告をもって甲が支払うものとする。

3 前項の規定により甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(秘密の保持)

第12条 乙は、支援活動上知り得た甲の業務上の秘密又は第三者の秘密を外部に漏らしてはならない。支援活動の終了後も、また同様とする。

(連絡体制)

第13条 甲及び乙は連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、この協定の目的達成に対し支障を来すことがないように、常に点検するとともに改善に努めるものとする。

(情報の交換)

第14条 甲及び乙はこの協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

(協定の有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、甲又は乙から期間満了の1か月前までに相手方に対し、別段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

## 9-60 災害時における入浴支援に関する協定書（株式会社クレドインターナショナル）

印西市（以下「甲」という。）と、株式会社クレドインターナショナル（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）発生時において、乙の所有する「アジアソラSPA千葉 牧の原モア温泉」（以下「入浴施設」という。）を避難者に開放し、入浴支援を行うことについて次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、印西市で災害が発生した場合において、避難生活で入浴できない者に対し入浴支援を行うことで、清潔の保持や精神の安寧を図ることを目的とする。

(支援対象者)

第2条 支援の対象者は、災害により被災したもののうち、避難所や車中等で生活しているもの又は自宅の入浴施設が被災するなどして入浴できないものとする。

(協力内容)

第3条 甲は、災害時に、次の事項について乙に協力を要請することができる。

(1) 入浴サービスの実施

- (2) 休憩スペースの開放
- (3) 支援対象者に対し利用方法や送迎時間等の案内
- (4) タオル等の提供

(要請手続等)

第4条 甲は、前条に規定する協力を要請する場合は、入浴支援協力要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、文書による要請が困難なとき又は緊急を要するときは、電話、メール、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに当該要請書を提出するものとする。

2 乙は甲から要請を受けたときは、特段の理由がない限り、これに応じるものとする。

(要請の受諾)

第5条 乙は要請を受けたときは、入浴施設の被害状況調査や従業員の安否確認等を行い、応諾の可否を入浴支援協力承諾書（別記第2号様式）により回答するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、メール、ファクシミリ等で回答し、その後速やかに当該承諾書を提出するものとする。

(被災者への周知)

第6条 甲は、入浴サービスを実施する場合には、利用方法等について避難所や入浴施設への掲示、ホームページへの掲載、チラシの配布等により被災者に周知する。

(支援対象者の移送)

第7条 乙の入浴施設への移送は、甲が協定を締結している民間協力機関等に対して、支援対象者の移送を依頼して実施するものとする。

(協力の期間)

第8条 第3条に掲げる協力期間は、乙が所有する入浴施設で避難者の受け入れが可能になった日から、避難所が閉鎖されることとなったときを目安とし、入浴支援を終了する時期を決定する。ただし、これにより難しい場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(入浴施設の運営)

第9条 甲は、乙の施設に職員を派遣し、乙の職員と協力し入浴施設の管理を行う。

2 乙は、入浴施設の混雑を緩和するため、受入時間及び受入可能人数について甲と協議することとする。

3 甲は、支援対象者に対し、無料入浴証明書等を発行し、受付時において当該利用者が支援対象者であることを明確にする。

4 多くの被災者が入浴できるよう、一人当たりの入浴時間を設定し、効率よく運用を行うものとする。

5 その他の運用については甲乙の協議により決定する。

(費用の負担)

第10条 乙は、入浴施設を無料で開放するものとする。

2 第3条第4号に係る費用は甲が負担する。

3 甲の責により、乙の入浴施設に、破損等の損害が生じた場合には、原状回復に係る費用は甲の負担とする。

4 第2項及び第3項に規定する費用の算出は、要請の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

5 業務の履行や支払等に係る事務手続については、甲で定める諸規定に基づき行うものとする。

(連絡体制)

第11条 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、この協定の目的達成に対し支障をきたすことがないよう、常に点検するとともに改善に努めるものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、甲又は乙から期間満了の1か月前までに相手方に対し、別段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後もまた同様とする。

(協議)

第14条 この協定に関する疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して決定する。

この協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

# 10 関連資料

## 10-1 災害派遣要請及び撤収依頼様式

第 号  
年 月 日

千葉県知事 様

印西市長 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の派遣要請を、下記のとおり依頼します。

### 記

#### 1 災害の状況及び派遣要請を依頼する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣要請を依頼する事由

#### 2 派遣を希望する期間

年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

#### 3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

#### 4 その他参考となるべき事項

第 号  
年 月 日

千葉県知事 様

印西市長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

年 月 日付け 第 号で依頼したこのことについては、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

- 1 撤収を希望する日時 年 月 日 時 分
- 2 撤収要請を依頼する理由
- 3 その他必要事項

自衛隊の連絡先

部隊名（駐屯地等名）		連絡責任者		
		時間内 (8:00～17:00)	時間外	
県内	陸上自衛隊	第1空挺団本部 (習志野)	第3科 防衛班長	駐屯地 当直司令
		高射学校企画室 (下志津)	警備課長	駐屯地 当直司令
		第1ヘリコプター団本部 (木更津)	第3科 運用班長	駐屯地 当直司令
		需品学校企画室 (松戸)	企画室 副室長	駐屯地 当直司令
	海上自衛隊	教育航空集団司令部 (下総)	司令部 運用幕僚	団 当直幕僚
		下総教育航空群 (下総)	司令部 運用幕僚	群 当直士官
		第21航空群司令部 (館山)	司令部 運用幕僚A	群 当直士官
	航空自衛隊	第1補給処企画課 (木更津)	企画課 運用班長	基地 当直幹部
		第44警戒隊総括班 (峯岡山)	運用訓練係長	基地当直幹部
		第1高射群第1高射隊 (習志野)	運用係長	当直室
		システム管理群中央 通信隊送信所小隊 (柏)		
		千葉地方協力本部 (千葉)		
	県外	陸上自衛隊	第1師団司令部 (練馬)	第3部 防衛班長
東部方面航空隊 (立川)			第3科長	駐屯地 当直司令
海上自衛隊		横須賀地方總監部 (横須賀)	防衛部 第3幕僚室 防災主任	作戦要務室

## 10-2 千葉県緊急消防援助隊受援計画

### 緊急消防援助隊運用要綱

平成 27 年 3 月 31 日 消防広第 74 号  
改正 令和 3 年 3 月 22 日 消防広第 89 号

#### 目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 応援等の要請
- 第 3 章 出動の求め又は指示等
- 第 4 章 受援体制
- 第 5 章 部隊移動及び増隊要請
- 第 6 章 応援等の引揚げの決定
- 第 7 章 大規模地震発生時における迅速出動基準
- 第 8 章 防災関係機関との連携
- 第 9 章 応援等実施計画及び受援計画
- 第 10 章 応援に要した経費の負担区分
- 第 11 章 その他

#### 第 1 章 総則

##### (目的)

第 1 条 この要綱は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成 15 年政令第 379 号。以下「援助隊政令」という。）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成 16 年消防震第 9 号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、緊急消防援助隊の応援等の要請、出動の求め又は指示その他の緊急消防援助隊に関する都道府県及び市町村の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

##### (用語の定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 政令市等とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市及び東京都の特別区をいう。
- (2) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (3) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (4) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (5) 航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。
- (6) 応援等とは、法第 44 条第 1 項の消防の応援等をいう。
- (7) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (8) 受援市町村とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた市町村をいう。

- (9) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (10) 応援市町村とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた市町村をいう。
- (11) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (12) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- (13) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (14) 航空隊とは、法第30条第3項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (15) 消防庁ヘリコプターとは、法第50条の規定に基づき、都道府県又は市町村が無償使用しているヘリコプター（以下「消防庁ヘリ」という。）をいう。
- (16) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
- (17) 迅速出動とは、法第44条の規定に基づき、あらかじめ消防庁長官（以下「長官」という。）と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求等を行い、これに応じて出動することをいう。
- (18) 震央管轄都道府県とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する都道府県をいう。
- (19) 震央管轄消防本部とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する市町村を管轄する消防本部をいう。
- (20) 最大震度都道府県とは、地震が発生した場合の、最大震度を計測した都道府県をいう。
- (21) 部隊移動とは、法第44条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下この号において同じ。）若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

## 第2章 応援等の要請

（都道府県知事による緊急消防援助隊の応援等の要請）

- 第3条 被災地の属する都道府県の知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該都道府県内の消防力を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、法第44条第1項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。
- 2 被災地の属する都道府県の知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、法第44条第1項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。
- 3 前二項の要請は電話（災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、都道府県防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）により直ちに行うものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階で、ファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。）により速やかに行うものとする（別記様式1-1）

- (1) 災害の概況
  - (2) 出動を希望する区域及び活動内容
  - (3) 緊急消防援助隊の活動のために必要な事項
- 4 被災地の属する都道府県の知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行うに当たって、同時に緊急消防援助隊の応援等の必要性について検討するものとする。
  - 5 被災地の属する都道府県の知事は、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、第1項及び第2項の要請と併せて報告するよう努めるものとする。この場合において、当該報告を受けた長官は、当該都道府県に出動する指揮支援部隊長に対して情報提供するものとする。

（応援等の要請のための市町村長の連絡）

- 第4条 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該被災地の市町村の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、都道府県知事に対して、当該応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、前条第3項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式1-2）。
- 2 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡することができるものとする。
  - 3 被災地の市町村長は、都道府県知事に対して第1項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡することができるものとし、前条第3項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡することができるものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うことができるものとする（別記様式1-2）。
  - 4 前条第5項の規定は、前3項の連絡に準用する。

### 第3章 出動の求め又は指示等

（出動可能隊数の報告及び出動準備）

- 第5条 消防庁は、大規模災害若しくは特殊災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害等の状況を考慮して必要と認めるときは、出動の可能性があると考えられる都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼（消防本部にあつては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式2-1）。
- 2 消防庁から出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するとともに、出動準備を行うものとする（別記様式2-2）。この場合において、当該都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。
  - 3 登録都道府県の航空消防隊及び登録市町村の消防本部は、別表A-1及び別表A-2に定める災害が発生した場合は、同表に定めるところにより出動準備を行うものとする。この場合において、消防庁は、都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、速や

かに緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼（消防本部にあっては、都道府県を經由して行う。）するものとする（別記様式2-1）。

- 4 前項の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた登録市町村の消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとし、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。
- 5 都道府県は、消防庁から出動可能隊数報告の求めがない場合であっても、災害の状況を考慮して必要と判断したときは、当該都道府県内の出動可能隊数を調査し、消防庁に対して報告するものとする（別記様式2-2）。
- 6 消防庁は、災害の状況、被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が不要と判断した場合は、第2条及び第3項の規定に基づき出動準備を行っている都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、書面等により出動準備の解除を連絡（消防本部にあっては、都道府県を經由して行う。）するものとする（別記様式2-3）。

（長官による出動の求め、指示等）

第6条 長官は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況、被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要と判断した場合は、法第44条及び基本計画に基づき、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする（別記様式3-1）。

- 2 前項の求め又は指示を行う場合において、長官は、原則として、応援先市町村を指定するものとする。ただし、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難な場合は、応援先都道府県を指定するものとし、その後、第14条に規定する消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。
- 3 長官は、前項の指定を行う場合、原則として、都道府県大隊又は部隊（指揮支援部隊及び航空部隊を除く。）を単位とし、指揮支援隊の属する消防本部が含まれる都道府県大隊については、当該指揮支援隊の応援先市町村と同一の市町村を指定するものとする。ただし、水上小隊、航空小隊及び航空後方支援小隊については、調整本部と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。
- 4 長官は、複数の都道府県において大規模災害又は特殊災害が発生した場合その他多くの緊急消防援助隊の出動が必要と判断する災害が発生した場合は、災害発生都道府県に対応する全ての指揮支援隊、第一次出動都道府県大隊、出動準備都道府県大隊、第11条に規定する第一次出動航空小隊及び出動準備航空小隊を第一次出動の求め又は指示の対象とし、応援先都道府県を指定して出動の求め又は指示を行うものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする。
- 5 長官は、第1項の緊急消防援助隊の出動の求めを行った場合において、時間経過とともに災害の情勢が明らかになり、基本計画第4章1（1）の規定を踏まえ、必要と認めるときは、従前の求めによる出動を指示によるものに変更する。この場合において、長官は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する受援市町村の長並びに応援都道府県の知事及び当該応援都道府県に属する緊急消防援助隊を出動させた市町村長に対して、速やかに通知（市町村長にあっては、都道府県知事を經由して行う。）するものとする。

（応援等決定通知）

第7条 長官は、法第44条の規定に基づき必要な措置をとることを求め又は指示した場合は、受

援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する受援市町村の長に対してその旨を通知（市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。）するものとする（別記様式3-2）。

（都道府県知事による出動の求め又は指示）

第8条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた応援都道府県の知事は、登録市町村の長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする。

（緊急消防援助隊の出動）

第9条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。

2 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとし（別記様式2-2）、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動隊数をとりまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。

3 前項の報告を受けた消防庁は、受援都道府県及び当該受援都道府県内における被災地消防本部に対して通知（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式3-3）。

（指揮支援部隊の基本的な出動計画）

第10条 指揮支援部隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 統括指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた統括指揮支援隊指定順位第1位の消防本部が出動することとする。ただし、被災等により当該消防本部が出動できない場合は、統括指揮支援隊指定順位第2位の消防本部が出動する。
- (2) 指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた消防本部のうち必要な隊が出動する。
- (3) 航空指揮支援隊は、活動拠点ヘリベースにおいて多数の航空小隊の活動管理が必要な場合、原則として耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から、活動拠点ヘリベースに迅速に到着可能な隊が出動する。

（航空小隊の基本的な出動計画）

第11条 航空小隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとし、あらかじめ任務を指定しておくものとする。

- (1) 原則として第一次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、別表Cに定める災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動することとする。
  - (2) 原則として第一次出動航空小隊のほか、速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、別表Dに定める災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動の準備を行うこととする。
- 2 航空小隊の任務は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 統括指揮支援隊輸送航空小隊及び指揮支援隊輸送航空小隊は、統括指揮支援隊及び指揮支援隊の輸送を任務とする。
  - (2) 情報収集航空小隊は、ヘリコプター衛星通信システム（以下「ヘリサット」という。）又はヘリコプターテレビ電送システムを活用した情報収集及び映像配信を任務とする。
  - (3) 救助・救急・輸送航空小隊は、救助用資機材及び救急用資機材を活用した救助・救急活動又は統括指揮支援隊及び指揮支援隊以外の人員、物資等の輸送を任務とする。
  - (4) 消火航空小隊は、ヘリコプター消火用タンク等を活用した空中消火を任務とする。
- 3 次に掲げる任務に対して、消防庁ヘリを優先的に使用するものとする。

(1) ヘリサットを活用した情報収集及び映像配信

(2) 第15条に規定する現地派遣職員の輸送

(航空小隊の出動に関する留意事項)

第12条 航空小隊は、原則として、前条により指定された任務を行うものとする。ただし、災害の種別、規模、受援都道府県からの要請内容等により、消防庁は任務指定の変更を行うものとする。

2 航空小隊の出動順位は、原則として、被災地又は航空小隊の進出拠点からの直近順とし、当該航空小隊の装備品等を考慮し、出動の求め又は指示を行うものとする。

3 指揮支援隊輸送航空小隊及び情報収集航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、兼務するものとする。

4 指揮支援隊輸送航空小隊及び救助・救急・輸送航空小隊又は消火航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、指揮支援隊の輸送任務を優先するものとする。

5 航空小隊は、複数の任務が遂行可能な体制で出動するよう努めるものとする。

6 各地域ブロックに、原則として、残留する運航可能な航空隊を1隊以上確保するものとする。

7 航空指揮支援隊の輸送は、各任務の指定状況を踏まえ、消防庁が別に指定するものとする。

8 航空隊は、前各項により難い場合は、消防庁と調整するものとする。

(航空後方支援小隊の基本的な出動計画)

第13条 航空後方支援小隊は、活動拠点ヘリベース等において輸送・補給活動等が必要な場合に、原則として、耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から出動することとする。

## 第4章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

第14条 受援都道府県の知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、被災地が2以上ある場合において緊急消防援助隊が出動したときは、直ちに法第44条の2の規定に基づく調整本部を設置するものとする。

なお、被災地が1の場合であっても、受援都道府県の知事が必要と認めるときは、調整本部と同様の組織を設置することができるものとする。

2 調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、都道府県災害対策本部と緊密な連携を図る必要があることから、原則として、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第25条第6項若しくは第28条の3第8項の規定に基づく非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部をいい、これらが設置された場合に限る。）に近接した場所に設置するものとする。

3 調整本部は、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。

4 調整本部の本部員は、次の例を参考に、第40条に規定する都道府県緊急消防援助隊受援計画（以下「受援計画」という。）に定めておくものとする。

(1) 法第44条の2第5項第1号の「部内の職員」については、当該都道府県の消防防災主管課等の職員及び航空消防隊員

(2) 法第44条の2第5項第2号の「消防本部」については、当該都道府県内の代表消防機関又は代表消防機関代行

(3) 法第44条の2第5項第3号の「災害発生市町村の長の指名する職員」については、被災地消防本部の職員

(4) 法第44条の2第5項第4号の「緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者」については、当該都道府県に出動した指揮支援部隊長

5 調整本部は、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害状況、都道府県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- (2) 被災地消防本部、消防団、当該都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の都道府県内での部隊移動に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 当該都道府県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
- (6) 第16条に規定する航空運用調整班との連絡調整に関すること。
- (7) 都道府県災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。

6 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議に出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対してその旨を連絡するものとする。

7 調整本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県消防応援活動調整本部」と呼称する。

8 受援都道府県の知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、構成員及び連絡先について、長官に対して速やかに報告するものとする。

9 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

#### (消防庁職員の現地派遣)

第15条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。

2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。

3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。

4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
- (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 報道機関への対応に関すること。
- (6) 被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

#### (航空運用調整班の設置)

第16条 受援都道府県の知事は、航空小隊と関係機関の航空機との活動調整を図るため、都道府県災害対策本部に、航空運用調整班を設置するものとする。

#### (進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

第17条 進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

(1) 進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、都道府県大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(2) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(情報共有等)

第18条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式7）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るとともに、被害状況や活動状況について動画及び静止画による共有に努めるものとする。

## 第5章 部隊移動及び増隊要請

(部隊移動の基本)

第19条 部隊移動は、緊急消防援助隊の隊員の負担軽減及び安全管理上の観点を考慮し、原則として、新たな緊急消防援助隊の投入によりがたい、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 地理的要因により、新たな緊急消防援助隊の投入には時間を要し、人命救助のためそのいとまがない場合
- (2) 市街地が連たんした複数市町村が被災するなど、市町村境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合
- (3) 緊急消防援助隊が不足し、新たな緊急消防援助隊の投入が不可能な場合

2 前項の部隊移動については、都道府県大隊又は部隊単位を原則とする。ただし、被害状況、部隊の規模、車両、資機材の特殊性等を踏まえ、中隊又は小隊単位で部隊移動を行うことが効率的かつ効果的な場合は、この限りではない。

(長官による部隊移動の求め又は指示)

第20条 長官による部隊移動の求め又は指示の手続は、次のとおりとする。

- (1) 長官は、移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市町村の属する都道府県の知事（以下「緊急消防援助隊行動都道府県知事」という。）及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、部隊移動に関する意見を求めるものとする（別記様式6-1）。
- (2) 前号により意見を求められた緊急消防援助隊行動市町村の長は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式6-2）。
- (3) 第1号により意見を求められた緊急消防援助隊行動都道府県知事は、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、前号の緊急消防

助隊行動市町村の長の意見を付して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式6-2）。

- (4) 長官は、前号の意見を踏まえ、緊急消防援助隊が都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、部隊移動の求め又は指示を行うものとする（別記様式6-3）。
- (5) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動都道府県知事及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、その旨を通知するものとする（別記様式6-4）。
- (6) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、部隊移動先の都道府県の知事及び当該都道府県知事を経由して、部隊移動先の市町村の長に対して、その旨を通知するものとする（別記様式6-5）。

（受援都道府県の知事による部隊移動の指示）

第21条 受援都道府県の知事による部隊移動の指示の手続は、次のとおりとする。

- (1) 受援都道府県の知事は、移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
- (2) 前号により意見を求められた調整本部は、緊急消防援助隊行動市町村の意見等を把握するよう努めるとともに、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、受援都道府県の知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- (3) 受援都道府県の知事は、前号の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して、都道府県大隊及び部隊の長に対して、部隊移動の指示を行うものとする（別記様式6-6）
- (4) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動市町村の長及び移動先の市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする（別記様式6-7）。
- (5) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかにその旨を通知するものとする（別記様式6-8）
- (6) 前号の通知を受けた長官は、部隊移動の指示を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村の属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする（別記様式6-9）。
- (7) 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくものとする。
- (8) 調整本部は、部隊移動を行う場合は、都道府県災害対策本部に対して、移動先、規模、経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

（受援都道府県の知事による増隊要請）

第22条 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする（別記様式1-1）。

（受援市町村の長による増隊要請のための連絡）

第23条 受援市町村の長は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、都道府県の知事に増隊が必要である旨を連絡するものとする（別記様式1-2）。

## 第6章 応援等の引揚げの決定

(活動終了に関する市町村長の連絡)

第24条 受援市町村の長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、当該市町村の区域内における緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、当該市町村が属する都道府県の知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

(都道府県知事による緊急消防援助隊の引揚げの決定)

第25条 前条の連絡を受けた受援都道府県の知事は、政府現地対策本部等と調整の上、当該都道府県内からの緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、受援市町村の長及び当該都道府県に出勤した指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする(別記様式4-1)。

(指揮支援部隊長による部隊への引揚げ決定連絡)

第26条 前条の通知を受けた指揮支援部隊長は、指揮支援本部長及び航空指揮支援本部長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

2 前項の連絡を受けた指揮支援本部長は、活動を管理している都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

3 前項の連絡を受けた都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、被災地における活動を終了するとともに、指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げするものとする。

- (1) 活動概要(場所、時間、隊数等)
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

4 前項の報告を受けた指揮支援本部長は、指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げするものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、指揮支援本部長からの本項の報告及び指揮支援本部長の引揚げについて報告するものとする。

5 第1項の連絡を受けた航空指揮支援本部長は、活動を管理している航空部隊の各小隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

6 前項の連絡を受けた航空部隊の各小隊長は、被災地における活動を終了するとともに、航空指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、航空指揮支援本部長の了承を得て引揚げするものとする。

- (1) 活動概要(場所、時間、隊員数等)
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 航空機、車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

7 前項の報告を受けた航空指揮支援本部長は、ヘリベース指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げするものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、航空指揮支援本部長からの本項の報告及び航空

指揮本部長の引揚げについて報告するものとする。

- 8 指揮支援部隊長は、活動を管理する全ての緊急消防援助隊の活動が終了した場合は、長官及び受援都道府県の知事に対してその旨を報告し、受援都道府県の知事の下承を得て引揚げるものとする。

(長官による応援都道府県の知事への引揚げ決定通知)

第27条 第25条の通知を受けた長官は、引揚げ決定を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする(別記様式4-2)。

(帰署(所)報告)

第28条 緊急消防援助隊として出動した小隊等の属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署(所)後、応援都道府県及び後方支援本部に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

- 2 応援都道府県は、当該都道府県及び当該都道府県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署(所)後、消防庁に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

(活動結果報告)

第29条 応援都道府県は、当該都道府県内の緊急消防援助隊として出動した小隊等の最終帰署(所)後、速やかに都道府県内の消防本部の意見等を取りまとめるとともに、当該都道府県の代表消防機関と連携して、緊急消防援助隊活動報告書(別記様式5)を作成し、消防庁及び受援都道府県に対して、報告するものとする。

## 第7章 大規模地震発生時における迅速出動基準

(迅速出動の適用条件)

第30条 迅速出動の対象となる災害は地震とし、最大震度6弱(政令市等は5強)以上の地震が発生した場合に適用するものとする。ただし、次に掲げる場合は適用しない。

- (1) 基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合
- (2) 発生した地震の震央が海域の場合

(迅速出動に係る措置要求等の内容)

第31条 迅速出動に係る措置要求等の内容は、別表A-1及び別表A-2のとおりとし、登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、地震発生と同時にに行われる長官からの出動の求め又は指示に基づき、第34条に規定する出動先へ、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。この場合において、被災等により緊急消防援助隊の全部又は一部が出動することができない場合、当該都道府県の知事は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

- 2 前項の場合において、後方支援本部は、統括指揮支援隊、指揮支援隊、都道府県大隊及び統合機動部隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。

- 3 消防庁は、迅速出動の適用となる地震発生後、別表A-1及び別表A-2に基づき、登録都道府県及び登録市町村に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、様式(別記様式3-1又は3-4)を送付するものとする。

- 4 長官は、災害の状況等により必要があると判断した場合、速やかに応援規模の増強等の措置を講ずるものとする。

(迅速出動に係る応援等決定通知)

第32条 長官は、迅速出動の適用となる地震発生後、震央管轄都道府県の知事に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、出動の求め又は指示を行った旨を通知するものとする（別記様式3-2）。

(迅速出動の中止)

第33条 長官は、災害の状況等により、明らかに人的、住家被害等がないと判断した場合は、速やかに迅速出動の中止を連絡するものとする。

(迅速出動適用時の出動先)

第34条 迅速出動適用時の緊急消防援助隊の出動先（進出拠点を兼ねる。）は、原則として、次に掲げるとおりとする。

(1) 指揮支援部隊

ア 統括指揮支援隊

震央管轄都道府県の都道府県庁舎

イ 指揮支援隊

消防庁又は指揮支援部隊長が連絡する消防本部の庁舎（消防本部を置かない町村にあつては、町村役場。以下同じ。）

(2) 統合機動部隊及び都道府県大隊

震央管轄消防本部の庁舎

(3) 航空小隊

震央管轄都道府県又は震央管轄消防本部の航空隊基地等

(迅速出動適用時の出動先の変更等)

第35条 震央管轄都道府県の知事は、迅速出動の適用となる地震が発生した場合、速やかに被害状況等を確認し、長官に報告するものとする。

2 長官は、迅速出動により出動した緊急消防援助隊の出動途上において、被害状況等により、出動先の変更、応援規模の縮小等の必要があると判断した場合は、震央管轄都道府県の調整本部と調整の上、指揮支援部隊長、指揮支援隊長、統合機動部隊長、都道府県大隊長及び応援都道府県に対して連絡するものとする。

(迅速出動適用時の出動可能隊数等の報告)

第36条 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内の緊急消防援助隊が出動準備を行う場合は、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。

2 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内から緊急消防援助隊が出動した場合は、消防庁に対して、当該出動した緊急消防援助隊の隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。

## 第8章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第37条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

第38条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本

部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

- 2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

## 第9章 応援等実施計画及び受援計画

(応援等実施計画)

第39条 都道府県知事は、当該都道府県内の緊急消防援助隊の登録状況等を踏まえて、緊急消防援助隊が参集し、被災地に出動するための応援等実施計画を策定するものとする。

- 2 応援等実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 都道府県大隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
  - (2) 統合機動部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
  - (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
  - (4) NBC災害即応部隊の編成及び出動体制に関すること。
  - (5) 土砂・風水害機動支援部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
  - (6) 航空部隊の編成及び出動体制に関すること。
  - (7) 情報連絡体制に関すること。
  - (8) その他必要な事項に関すること。
- 3 都道府県知事は、応援等実施計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、登録市町村の消防長の意見を集約するものとする。
- 4 都道府県知事は、応援等実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県が第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊に該当する都道府県の知事に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(受援計画)

第40条 都道府県知事は、当該都道府県内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

- 2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 調整本部の運営体制及び早期設置に関すること。
  - (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
  - (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
  - (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
  - (5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関すること。
  - (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
  - (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
  - (8) 航空運用調整班、空港・基地施設管制との調整、無線運用、安全管理、ヘリコプターの離着陸場、燃料補給等の航空機の受援に関すること。
  - (9) その他必要な事項に関すること。
- 3 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、当該都道府県内の消防長の意見を集約するものとする。
- 4 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

5 都道府県知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに当該都道府県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(都道府県知事の事務の委任等)

第41条 地方自治法第153条に基づき、調整本部又は部隊移動に係る都道府県知事の権限に属する事務を、その補助機関である職員に委任等する場合は、受援計画にその旨を明記するものとする。

## 第10章 応援に要した経費の負担

(長官の求めにより出動した場合における応援経費の負担)

第42条 法第44条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、長官の出動の求めを受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 受援市町村において負担する経費 法第49条第1項に規定する経費及び援助隊政令第5条各号に掲げる経費
- (2) 応援都道府県又は応援市町村（以下「応援都道府県等」という。）において負担する経費 緊急消防援助隊の活動により生じた公務災害補償に要する経費

2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都道府県等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

(長官の指示により出動した場合における応援経費の負担)

第43条 法第44条第5項の規定に基づき、長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 消防庁において負担する経費 法第49条第1項に規定する経費及び援助隊政令第5条各号に掲げる経費
- (2) 応援都道府県等において負担する経費 緊急消防援助隊の活動により生じた公務災害補償に要する経費

2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都道府県等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

## 第11章 その他

(都道府県の訓練)

第44条 都道府県は、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応援体制の強化を図るものとする。

(都道府県の即応体制等の強化)

第45条 都道府県は、都道府県知事、危機管理担当幹部等に常時連絡可能な体制を確保するとと

もに、都道府県知事が不在時の職務の代理者を事前指定するなど、状況に応じた判断及び決定を適切にできる体制を確保するものとする。

2 都道府県は、調整本部の運営にあたる責任者等については庁舎近傍に居住させるなど、緊急参集できる体制を整備するものとする。

(その他)

第46条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日消防広第80号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日消防広第93号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月8日消防広第35号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月17日消防広第190号）

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則（令和3年3月22日消防広第89号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 緊急消防援助隊の運用に関する要綱

平成 16 年 3 月 26 日 消防震第 19 号  
改正 令和 3 年 3 月 22 日 消防広第 89 号

### 目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 編成及び装備等の基準
- 第 3 章 出動
- 第 4 章 指揮活動
- 第 5 章 防災関係機関との連携
- 第 6 章 指揮支援実施計画及び受援計画
- 第 7 章 その他

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この要綱は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成 15 年政令第 379 号）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成 16 年消防震第 9 号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、出動、指揮活動その他の緊急消防援助隊及び被災地の消防本部の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (用語の定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (2) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (3) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (4) 航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。
- (5) 応援等とは、法第 44 条第 1 項の消防の応援等をいう。
- (6) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (7) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (8) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (9) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- (10) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (11) 航空隊とは、法第 30 条第 3 項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (12) C 災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。

- (13) B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (14) N災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (15) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
- (16) 部隊移動とは、法第44条の規定に基づく消防庁長官（以下「長官」という。）の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下この号において同じ。）若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

## 第2章 編成及び装備等の基準

（都道府県大隊の編成）

第3条 都道府県大隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第38条に規定する緊急消防援助隊都道府県応援等実施計画（以下「応援等実施計画」という。）に定めておくものとする。

- (1) 都道府県大隊指揮隊は、原則として、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 大隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県)大隊」と呼称する。
- (3) 中隊は、都道府県内の緊急消防援助隊登録状況に応じて、複数の消防本部からなるブロックごと、消防本部ごと、消火、救助、救急等の任務ごと等に編成するものとし、「(第〇)中隊」、「(〇〇消防本部)中隊」、「(消火)中隊」等と呼称する。
- なお、各中隊長は、都道府県大隊長が指定するものとする。
- (4) 小隊は、車両若しくは消防艇又は付加された任務ごとに編成するものとし、「(〇〇)小隊」と呼称する。
- (5) C災害、B災害及びN災害に対応する中隊は、毒劇物等対応小隊等特別の装備を保有し、かつ特別な教育訓練を受けた小隊により編成するものとする。
- (6) 水上中隊は、船艇特性等を考慮し、別に編成することができるものとする。

（指揮支援部隊の編成）

第4条 指揮支援部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、第38条に規定する指揮支援実施計画に定めておくものとする。

- (1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、東京都特別区又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市を管轄する消防本部の職員をもって編成するものとする。
- (2) 航空指揮支援隊は、航空隊員をもって編成するものとする。
- (3) 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、それぞれ「〇〇消防本部統括指揮支援隊」、「〇〇消防本部指揮支援隊」、「〇〇消防本部(〇〇都道府県)航空指揮支援隊」と呼称する。

（統合機動部隊の編成）

第5条 統合機動部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) 統合機動部隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 統合機動部隊は、原則として、統合機動部隊指揮隊、消火小隊3隊程度、救助小隊3隊程度、救急小隊3隊程度、後方支援小隊及び通信支援小隊をもって編成するものとする。
- (3) 統合機動部隊は、迅速な集結及び出動が可能な小隊の中から、応援先都道府県に応じて、事前に指定しておくものとする。
- (4) 統合機動部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 統合機動部隊」と呼称する。
- (5) 統合機動部隊長は都道府県大隊長を兼ねることができるものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)の編成)

第6条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、特殊災害中隊(大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車、大型化学車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備えたもの)、消火中隊(化学消防ポンプ自動車を備えたもの)を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、特殊装備小隊、後方支援小隊、通信支援小隊及び水上小隊を加えるものとする。
- (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) エネルギー・産業基盤災害即応部隊」と呼称する。

(NBC災害即応部隊の編成)

第7条 NBC災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) NBC災害即応部隊指揮隊は、NBC災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) NBC災害即応部隊は、NBC災害即応部隊指揮隊、毒劇物等対応小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、後方支援小隊等を加えるものとする。
- (3) NBC災害即応部隊は、消防本部ごとに編成するものとし、「(〇〇消防本部) NBC災害即応部隊」と呼称する。

(土砂・風水害機動支援部隊の編成)

第8条 土砂・風水害機動支援部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、土砂・風水害機動支援部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 土砂・風水害機動支援部隊は、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、救助小隊(津波・大規模風水害対策車及び救助工作車を備えたもの)、特殊装備小隊(重機及び重機搬送車、水陸両用車及び搬送車を備えたもの)、後方支援小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、必要な小隊を加えるものとする。
- (3) 土砂・風水害機動支援部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 土砂・風水害機動支援部隊」と呼称する。

(特殊災害小隊の装備等の基準)

第9条 基本計画第2章第4節8に定める特殊災害小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 毒劇物等対応小隊

ア 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害、B災害又はN災害に対応するための特別な教育訓練を受けた隊員5人以上で編成されるものであること。

イ 毒劇物等対応小隊は、ウの資機材を搬送することのできる車両を備えること。

ウ 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害及びB災害又はN災害に対応した次に掲げる資機材を備えること。

(ア) 一般の毒劇物災害対応小隊

呼吸保護用器具、防毒マスク及び化学防護服（又は陽圧式化学防護服）

(イ) C災害及びB災害対応小隊

陽圧式化学防護服、化学防護服、携帯型生物剤検知装置、有毒ガス検知管、化学剤検知紙、携帯型化学剤検知機、除染シャワー、除染剤散布器及び防毒マスク

(ウ) N災害対応小隊

簡易型防護服、呼吸保護具、個人警報線量計、空間線量計、表面汚染計、除染設備、中性子線測定器及び放射線防護服又は陽圧式化学防護服

(2) 大規模危険物火災等対応小隊

ア 大規模危険物火災等対応小隊は、石油コンビナート施設等の大規模危険物施設での火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 大規模危険物火災等対応小隊は、大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送車、屈折放水塔車、耐熱装甲型救助活動車、大容量送水ポンプ車又は大型放水砲搭載ホース延長車を備えること。

ウ 大規模危険物火災等対応小隊は、大規模危険物火災等に対応する耐熱防護服を備えること。

(3) 密閉空間火災等対応小隊

ア 密閉空間火災等対応小隊は、地下街等の密閉空間で発生した消火困難な火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 密閉空間火災等対応小隊は、高発泡車を備えること。

ウ 密閉空間火災等対応小隊は、呼吸保護用器具及び排煙用資機材を備えること。

(特殊装備小隊の装備等の基準)

第10条 基本計画第2章第4節9に定める特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 水難救助小隊

ア 水難救助小隊は、潜水業務を行うことのできる隊員等5人以上で編成されるものであること。

イ 水難救助小隊は、ウの資機材を安全に積載することができる構造を備えた車両又は船舶を備えること。

ウ 水難救助小隊は、潜水器具一式、水中投光器その他水難救助活動に必要な資機材を備えること。

(2) 遠距離大量送水小隊

ア 遠距離大量送水小隊は、遠距離大量送水システム及びそれを搬送可能な車両並びに必要な隊員で構成されるものであること。

イ アの遠距離大量送水システムは、自然水利を利用して、1キロメートル以上の離れた場

所に毎分 3,000 リットル以上の水又は海水を送水することができるものであること。

(3) 消防活動二輪小隊

ア 消防活動二輪小隊は、オフロード走行が可能な仕様の自動二輪車及び隊員で構成されるものであること。

イ 消防活動二輪小隊は、消火器及び可搬式消火器具、簡易救助器具又は応急手当資機材のいずれかを備えること。

(4) 震災対応特殊車両小隊

震災対応特殊車両小隊は、地震災害等における救助活動に必要な重機その他の設備又は資機材を備えた車両及び必要な隊員で構成されるものであること。

(5) その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊

その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊は、次に掲げるいずれかの車両又は資機材及び必要な隊員で構成されるものであること。

ア はしご車

イ 照明車

ウ 空気ボンベ充填車

エ 無人消火ロボット

オ その他長官が緊急消防援助隊の活動に必要と認めた特殊な装備を備えた消防車両

### 第3章 出動

(指揮本部の設置)

第11条 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 被害情報の収集に関すること。

(2) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。

(3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。

(4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

3 指揮本部は、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を図るため、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るものとし、当該市町村災害対策本部に職員を派遣するものとする。

(航空指揮本部の設置)

第12条 被災地の属する都道府県内の航空隊は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、航空指揮本部を設置するものとする。

2 航空指揮本部は、被災地における航空に係る消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 被害情報の収集に関すること。

(2) 被害状況及び受援都道府県内の航空隊の活動に係る記録に関すること。

(3) 航空に係る緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。

(4) その他航空に係る緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

(後方支援本部の設置)

第13条 応援都道府県に属する代表消防機関は、円滑な後方支援体制を確立するため、当該代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。ただし、都道府県に属する緊急消防援助隊のみが出動した場合等においては、この限りでない。

2 後方支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 緊急消防援助隊の出動、活動等に関する連絡調整に関すること。
- (2) 後方支援体制の確立に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 緊急消防援助隊の交替に関すること。
- (5) 物資等の搬送計画に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊を出動させた消防本部に対する、情報提供に関すること。
- (7) 消防庁に対する被災状況や緊急消防援助隊の活動に係る動画及び静止画の提供に関すること。
- (8) 緊急消防援助隊の隊数及び人員数の集計に関すること。
- (9) その他緊急消防援助隊の活動支援に必要な事項に関すること。

(都道府県大隊の出動)

第14条 都道府県大隊長は、当該都道府県大隊が迅速に被災地に到着するために必要と判断した場合は、ブロック単位での出動又は車両特性に応じた中隊編成による出動を指示するなど、必要な措置を講じるものとする。

(指揮支援部隊の出動)

第15条 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、原則として、航空小隊による輸送により出動するものとする。

(統合機動部隊の出動等)

第16条 統合機動部隊は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね1時間以内に迅速に出動し、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集に関すること。
- (2) 被害状況、活動場所、任務、必要な大隊規模等の情報の収集に関すること。
- (3) 都道府県大隊が後続する場合の(1)及び(2)に規定する情報の提供に関すること。
- (4) 被災地消防本部との連絡調整に関すること。
- (5) 被災地における通信の確保に関すること。
- (6) 初期の消火、救助及び救急活動に関すること。
- (7) 航空消防活動の支援に関すること。
- (8) 宿営場所の設営に関すること。
- (9) 被害状況、部隊の活動等の記録(動画及び静止画によるものを含む。)に関すること。

2 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する都道府県大隊が被災地に到着後は当該都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊長の指揮の下、都道府県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動)

第17条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート等における特殊災害が発生した場合において、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に出動するものとする。

(NBC災害即応部隊の出動)

第18条 NBC災害即応部隊は、長官が別に定める運用計画に基づき、NBC災害等が発生した場合において、長官の出動の指示後、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に迅速に出動するものとする。

(土砂・風水害機動支援部隊の出動等)

第19条 土砂・風水害機動支援部隊は、当該部隊が属する都道府県の大隊の出動を伴わず、単独で出動するものとし、被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び他の都道府県大隊と連携して活動するものとする。

(航空部隊の出動)

第20条 航空小隊は、航空機により、原則として、進出拠点となる活動拠点へリベースに出動するものとする。

2 航空後方支援小隊は、原則として、自隊の保有する車両により出動するものとする。

(集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

第21条 集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

(1) 集結場所

代表消防機関は、応援等実施計画に定めるところにより、災害の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、応援先市町村又は応援先都道府県に応じて、都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊及び土砂・風水害機動支援部隊の集結場所及び集結時刻を決定し、登録市町村の消防本部に対して連絡するものとする。

なお、災害の状況等により受援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当該受援都道府県の消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整するものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする（以下、第2号及び第3号について同じ。）。

(2) 進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(3) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(4) 出動ルート

都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、応援先都道府県又は進出拠点に応じて出動ルートを決定し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

なお、道路の状況等により、出動途上において出動ルート及び進出拠点を変更する必要がある場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対してその旨を報告するものとする。

(進出拠点到着後の大隊長及び部隊長の任務)

第22条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点到着後、調整本部に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するものとする。

- 2 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、出動途上等における応援先市町村の指定の有無にかかわらず、調整本部に対して応援先市町村を確認するものとする。
- 3 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、当該都道府県大隊長又は部隊長のみが先行して第1項及び第2項の任務を実施し、無線等により当該都道府県大隊又は部隊に必要な指示を行うなど、進出拠点を速やかに通過するための措置を講ずるものとする。

(被災地到着後の大隊長及び部隊長の任務)

第23条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、被災地到着後、指揮者及び第25条に規定する緊急消防援助隊指揮支援本部の本部長（以下「指揮支援本部長」という。）に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) その他活動上必要な事項

- 2 統合機動部隊長は、確認した事項について、後続の都道府県大隊及び後方支援本部に対して報告するものとする。

## 第4章 指揮活動

(指揮体制)

第24条 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

- 2 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上（水上を含む。以下同じ。）に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 3 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 4 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 5 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 6 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 8 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本

部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。

- 9 中隊長は、都道府県大隊長又は部隊長（指揮支援部隊長を除く。）の指揮の下で、小隊長以下の指揮を行うものとする。

（緊急消防援助隊指揮支援本部の設置）

第25条 指揮支援部隊長は、被災地ごとに緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

- 2 指揮支援部隊長は、次に掲げる順位により、指揮支援本部長を指名するものとする。

- (1) 第1順位 指揮支援隊長
- (2) 第2順位 都道府県大隊長
- (3) 第3順位 統合機動部隊長
- (4) 第4順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長

- 3 指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- (2) 被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の陸上に係る活動調整に関すること。
- (3) 陸上に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整に関すること。
- (5) 指揮本部又は市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること。
- (6) 調整本部に対する報告に関すること。
- (7) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。

- 4 指揮支援本部は、指揮本部及び市町村災害対策本部と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。この場合において、指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、指揮本部又は市町村災害対策本部へ隊員を派遣するものとする。

- 5 指揮支援本部長は、同一の災害現場において複数の統合機動部隊又は都道府県大隊が活動する場合、必要に応じて、これらの複数の隊との間で中心となって調整し、指揮支援本部長へ報告等を行う統括統合機動部隊長又は統括都道府県大隊長を指名するものとする。

- 6 指揮支援本部長は、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るとともに、当該市町村災害対策本部の会議に参画し、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を行うものとする。

- 7 指揮支援本部長は、指揮本部及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。

- 8 指揮支援本部は、受援市町村名を冠称し、「〇〇市町村緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称する。

（緊急消防援助隊航空指揮支援本部の設置）

第26条 指揮支援部隊長は、活動拠点ヘリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本部（以下「航空指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

- 2 指揮支援部隊長は、航空指揮支援隊長を航空指揮支援本部長に指名するものとする。

- 3 航空指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
- (2) 航空に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
- (3) 調整本部に対する報告に関すること。
- (4) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

- 4 航空指揮支援本部は、航空指揮本部と同一の場所に設置するものとする。この場合において、

航空指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、調整本部又は航空運用調整班等へ隊員を派遣するものとする。

- 5 航空指揮支援本部長は、航空指揮本部と緊密に連携するものとする。
- 6 航空指揮支援本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県緊急消防援助隊航空指揮支援本部」と呼称する。
- 7 航空指揮支援本部長は、航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動等が必要な場合には、指揮支援部隊長に対し、航空後方支援小隊又は後方支援小隊を活動拠点ヘリベース等に派遣するよう要請するものとする。

#### (消防庁職員の現地派遣)

第27条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。

- 2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
  - (1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
  - (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。
  - (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。
  - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
  - (5) 報道機関への対応に関すること。
  - (6) 被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

#### (都道府県大隊本部の設置)

第28条 都道府県大隊長は、災害現場付近の活動上適当な場所に都道府県大隊本部を設置するものとする。この場合において、都道府県大隊長を本部長とする。

- 2 都道府県大隊本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
  - (1) 都道府県大隊の活動管理に関すること。
  - (2) 隊員の安全管理に関すること。
  - (3) 都道府県大隊の後方支援に関すること。
  - (4) 被害状況及び都道府県大隊の活動に係る記録（動画及び静止画によるものを含む。）に関すること。
  - (5) 被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊との活動調整に関すること。
  - (6) 指揮支援本部に対する報告に関すること。
  - (7) 他の都道府県大隊等との調整に関すること。
  - (8) その他必要な事項に関すること。
- 3 都道府県大隊本部は、応援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県大隊本部」と呼称する。

#### (現地合同調整所の設置)

第29条 指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調整所を設置するものとする。

る。

- 2 指揮支援本部長は、必要に応じて、現地合同調整所の設置について指揮者に進言するものとする。
- 3 現地合同調整所が設置された場合、指揮支援本部長は、都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長の中から必要な者を現地合同調整所の会議に参画させるものとする。
- 4 前項において参画した者は、現地合同調整所において、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間の情報共有及び活動調整、必要に応じた関係機関間の相互協力を行う。

(情報共有等)

- 第30条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式1）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。
- 2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るとともに、被害状況や活動状況について動画及び静止画による共有に努めるものとする。

(活動報告等)

- 第31条 指揮支援部隊長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、消防庁及び調整本部長に対して適宜報告するものとする。
- 2 指揮支援本部長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに陸上に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。
  - 3 航空指揮支援本部長は、被害状況、受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、ヘリベース指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。
  - 4 都道府県大隊長は、被害状況、当該都道府県大隊の活動状況その他必要な事項について、指揮支援本部長に対して適宜報告するものとする。
  - 5 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、活動規模、活動結果、活動予定その他必要な事項を記載した活動日報（別記様式2）を作成し、指揮支援本部長に対して報告するものとする。ただし、第16条第2項の規定に基づき、統合機動部隊を編成する小隊等が後続する都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊を編成する小隊として活動を開始する翌日からは統合機動部隊長の報告は不要とするものとする。
  - 6 指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
  - 7 航空小隊長及び航空後方支援小隊長は、活動日報（別記様式2）を作成し、航空指揮支援本部長に対して報告するものとする。
  - 8 航空指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。

9 指揮支援部隊長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、第6項及び第8項の活動日報を取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

（通信連絡体制等）

第32条 緊急消防援助隊に係る通信連絡体制は、原則として、次のとおり行うものとする。

- (1) 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び関係機関相互の通信連絡は、有線回線、衛星携帯電話、消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、防災相互通信用無線（以下「防災相互波」という。）その他無線を使用する。
- (2) 調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び都道府県大隊本部相互の無線通信は、統制波1を使用する。
- (3) 指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定する。
- (4) 指揮支援部隊長は、陸上隊と航空隊の間の情報共有を図るため、必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定するとともに、衛星携帯電話等を活用する。
- (5) 指揮支援本部長は、さらに指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の統制波を指定することができる。
- (6) 都道府県大隊本部、当該都道府県大隊に属する中隊及び統合機動部隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。
- (7) 同一中隊に属する小隊相互、同一統合機動部隊に属する隊相互、同一エネルギー・産業基盤災害即応部隊に属する隊相互、同一NBC災害即応部隊に属する隊相互及び同一土砂・風水害機動支援部隊に属する隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。
- (8) 指揮支援本部長は、同一の主運用波を使用する大隊、部隊又は都道府県内応援隊が近接して活動している場合等においては、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の主運用波を指定することができる。
- (9) 航空指揮支援本部、航空指揮本部及び航空部隊に属する小隊相互の無線通信は、航空波を使用する。
- (10) 都道府県大隊等に属する小隊の隊員相互の無線通信は、署活動用無線機を使用する。署活動用無線機の使用に係る事前手続や運用上遵守すべき事項については、消防庁が別で定める。
- (11) 無線通信の呼出応答においては、必ず呼出名称を使用する。

2 統制波の運用に際し輻輳が確認された場合は、原則として、次のとおり運用するものとする。

- (1) 無線統制は、指揮支援部隊長の指示により行う。
- (2) 無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、次に掲げる場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。
  - ア 応援要請を行う場合
  - イ 隊員、消防車両等の重大な事故が発生した場合
  - ウ 新たな災害が発生した場合
  - エ 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合

3 指揮支援部隊長は、防災相互波の使用に関し、関係機関と調整を行うものとする

## 第5章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第33条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(実動関係機関との連携)

第34条 緊急消防援助隊は、被災地への出動及び被災地での活動に関して、自衛隊、警察、海上保安庁、TEC-FORCE（国土交通省が派遣する緊急災害対策派遣隊をいう。）等と連携するものとする。

なお、被災地での活動に当たっては、防災相互波等の共通の通信手段を活用し、情報共有に努めるものとする。

(医師等との連携)

第35条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医師、DMAT、ドクターヘリ（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。）等と連携して活動するものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

第36条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

(消防機関との連携)

第37条 緊急消防援助隊は、効果的な活動を実施するため、道路、住家位置等の情報提供を受けるなど、被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。

## 第6章 指揮支援実施計画及び受援計画

(指揮支援実施計画)

第38条 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、統括指揮支援隊及び指揮支援隊の活動を円滑に行うための指揮支援実施計画を策定するものとする。

2 指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
- (2) 指揮支援の基本的事項に関すること。
- (3) 関係機関との活動調整に関すること。
- (4) 現地合同調整所への参画に関すること。
- (5) 情報連絡体制に関すること。
- (6) 通信支援小隊との連携に関すること。
- (7) その他必要な事項に関すること。

3 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官及び当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告するとともに、当該

統括指揮支援隊及び指揮支援隊が出動対象となる都道府県の知事に対して情報提供するものとする。

- 4 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援隊の活動を円滑に行うための航空指揮支援実施計画を策定するものとする。
- 5 航空指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 航空指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
  - (2) 航空指揮支援の基本的事項に関すること。
  - (3) 情報連絡体制に関すること。
  - (4) その他必要な事項に関すること。
- 6 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して報告するとともに、航空指揮支援隊が消防本部に属する場合においては、当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告する。

(消防本部の受援計画)

第39条 消防本部の長は、当該消防本部が管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

- 2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 指揮本部の運営体制及び早期設置に関すること。
  - (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
  - (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
  - (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
  - (5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関すること。
  - (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
  - (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
  - (8) ヘリコプターの離着陸場等の航空機の受入れに関すること。
  - (9) その他必要な事項に関すること。
- 3 消防本部の長は、受援計画の策定及び変更にあたっては、都道府県の受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 4 消防本部の長は、受援計画を策定又は変更した場合は、都道府県知事に報告する。

## 第7章 その他

(消防本部等の訓練)

第40条 登録市町村の消防本部及び登録都道府県の航空消防隊は、平常時から緊急消防援助隊の連携活動能力の向上に必要な訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

(緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗)

第41条 長官は、緊急消防援助隊を登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に対して、緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を交付するものとする。

- 2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。

(その他)

第 42 条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 30 日消防広第 80 号)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 22 条第 1 項第 2 号から第 7 号まで (第 4 号を除く。) 及び同条第 2 項の規定は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 28 日消防広第 93 号)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 8 日消防広第 35 号)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 7 月 17 日消防広第 190 号)

この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 22 日消防広第 89 号)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (主運用波の割当て)

(第 32 条関係)

周波数名	割当都道府県
主運用波 1	青森県、栃木県、静岡県、京都府、広島県、佐賀県
主運用波 2	宮城県、千葉県、長野県、大阪府、愛媛県、長崎県、沖縄県
主運用波 3	山形県、埼玉県、愛知県、兵庫県、山口県、鹿児島県
主運用波 4	北海道、福島県、東京都、岐阜県、和歌山県、鳥取県、福岡県
主運用波 5	秋田県、茨城県、富山県、山梨県、滋賀県、徳島県、大分県
主運用波 6	神奈川県、新潟県、福井県、奈良県、島根県、香川県、宮崎県
主運用波 7	岩手県、群馬県、石川県、三重県、岡山県、高知県、熊本県

## 10-3 千葉県広域火葬計画

### 第1章 総則

#### 1 趣旨

この計画は、災害等発生時における広域火葬を円滑に実施するため、県、市町村及び火葬場設置者が行うべき基本的事項を定める。

#### 2 用語の定義

- (1) この計画において、「災害等」とは、災害の他、武力攻撃及び新型インフルエンザ等の感染症の大流行などをいう。
- (2) この計画において、「広域火葬」とは、災害等により市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村内の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）において、県内及び県外の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。

#### 3 基本方針

県、市町村及び火葬場設置者は、広域火葬が必要となった場合は、死者への尊厳と遺族への配慮を失ふることのないよう行動することを基本とし、本計画に基づき広域火葬を実施するものとする。

### 第2章 災害等に備えた対応

#### 1 火葬場及び連絡担当部局の把握

県は、次の事項を定期的に把握し、広域火葬を円滑に実施するため市町村及び火葬場設置者に情報提供するものとする。

- (1) 県内及び近隣都県内の火葬場の名称、所在地、連絡先、能力、形式、その他必要な事項
- (2) 県内市町村及び近隣都県の広域火葬に係る連絡担当部局の名称、連絡先及びその他必要な事項

#### 2 広域火葬実施体制の整備

- (1) 市町村は、災害等発生時における遺体の取扱体制、火葬実施体制及び情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (2) 火葬場設置者は、災害等発生時における火葬実施体制及び情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。

#### 3 資機材等の確保及び関係事業者との協定締結等

- (1) 市町村は、次の事項について、あらかじめ検討し、必要な措置を講じておくものとする。

##### ア 資機材等の確保

- ・ 棺及び遺体保存剤並びに作業要員の確保
- ・ 災害等発生時に使用する遺体安置所
- ・ 災害等発生時における火葬場までの搬送手段及び搬送経路

##### イ 協定等の締結

災害等発生時における資機材等の確保を目的とした葬祭業者、霊柩車運行業者等の関係事業者又は関係団体との協定等の締結

##### ウ 緊急通行車両の届出

遺体の搬送及び資機材の搬送に使用する車両に係る災害対策基本法（以下「法」という。）第76条第1項の規定による緊急通行車両の届出

- (2) 火葬場設置者は、次の事項について、あらかじめ検討し、必要な措置を講じておくものとする。

##### ア 資機材等の確保

火葬に必要な燃料及び資機材の確保

#### イ 協定等の締結

災害等発生時における火葬に必要な燃料及び資機材の確保を目的とした関係事業者又は関係団体との協定等の締結

#### ウ 緊急通行車両の届出

資機材の搬送に使用する車両に係る法第76条第1項の規定による緊急通行車両の届出

- (3) 県は、必要に応じ遺体の保存及び火葬に必要な資機材の確保並びに遺体搬送の応援に係る協定等  
を関係事業者又は関係団体と締結し、市町村及び火葬場設置者を支援するものとする。

#### 4 訓練等

- (1) 県は、市町村及び火葬場設置者等の協力の下に広域火葬の訓練を随時行うものとする。  
(2) 火葬場設置者は、災害等発生時を想定した訓練を随時行うものとする。

### 第3章 広域火葬の実施

#### 1 即応体制

県は、広域火葬が必要であると判断した場合は、健康福祉部衛生指導課に広域火葬のための専従班を設置し、情報収集及び連絡調整にあたるものとする。

#### 2 被災状況等の把握

- (1) 関係市町村は、災害等発生時には速やかに区域内の死者数及び平常時に使用している火葬場の被災状況等について把握するものとする。  
(2) 火葬場設置者は、災害等発生時には速やかに施設の被災状況、火葬要員の安否及び出動の可能性並びに火葬能力等の把握を行い、県に報告するものとする。（別記第1号様式）  
(3) 県は、火葬場設置者からの報告等に基づき、広域火葬に必要な情報を集約し、関係市町村及びその他の関係機関に周知するとともに、国に報告するものとする。

#### 3 広域火葬の応援・協力

- (1) 県及び火葬場設置者は、県内又は近隣都県で災害等が発生したときは、速やかに協力体制を整え、積極的に対応するものとする。  
(2) 関係市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに県に応援を要請するものとする。（別記第2号様式）  
(3) 県は、関係市町村からの応援要請、把握した被災状況及び火葬場の被災状況等に基づき、広域火葬の実施を決定し、関係する市町村及び火葬場設置者等に周知するとともに、国に報告するものとする。  
(4) 県は、関係市町村からの応援要請に基づき、火葬場設置者及び必要に応じ、近隣都県に協力依頼するものとする。（別記第3号様式）また、さらに広域的に火葬を実施する必要が生じた場合は、国に協力を依頼するものとする。  
(5) 県から広域火葬の協力依頼を受けた火葬場設置者は、可能な協力内容を県に回答するものとする。（別記第4号様式）  
(6) 県及び火葬場設置者は、近隣都県又は国から広域火葬の協力依頼があった場合には、(4)及び(5)を準用し、対応するものとする。

#### 4 応援火葬場の調整

- (1) 県は、火葬場設置者、近隣都県等からの回答に基づき応援火葬場を割り振り、関係市町村及び協力の承諾のあった火葬場設置者又は近隣都県等に通知するものとする。（別記第5号様式の1、別記第5号様式の2）  
(2) 関係市町村は、県の割り振りに基づき、さらに遺体ごとに火葬場を割り振り、協力の承諾のあった火葬場と火葬実施方法等について、詳細を調整するものとする。

#### 5 火葬要員の派遣要請等

(1) 火葬場設置者は、火葬要員の被災により火葬場が稼働できない場合は、県に火葬要員派遣の手配を要請するものとする。火葬に必要な燃料又は資機材の確保が困難な場合にあっても同様とする。  
(別記第6号様式)

(2) 県は、火葬場設置者からの要請に基づき、他の火葬場設置者又は近隣都県に対し、火葬要員の派遣について依頼するとともに、国にその旨を報告するものとする。

また、県は燃料又は資機材の確保のための手配の要請があった場合には、関係事業者又は関係団体に応援・協力を依頼するものとする。

## 6 火葬許可事務

(1) 関係市町村は、火葬に係る相談窓口を設置し、広域火葬についての情報提供及び火葬の受付を行うものとする。その際、広域火葬実施に伴う遺族による火葬場への火葬依頼の制限、火葬場までの遺体搬送における遺族の同乗制限及び焼骨の受け渡し方法等について、遺族の感情を十分考慮した上で遺族等への説明を行うものとする。なお、自然死、病死等災害以外の事由による遺体の火葬についても同様に受付を行い、広域火葬の対象とするものとする。

(2) 関係市町村及び火葬場設置者は、迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後の実施等、状況に応じた事務処理を行うものとする。

## 7 遺体の保存及び搬送

(1) 関係市町村は、速やかに遺体を火葬することが困難な場合には、十分な数の遺体安置所を設置するとともに遺体保存に必要な資機材を確保し、遺体を適切に保存するものとする。なお、交通規制が行われている場合は、遺体保存のための資機材の搬入は緊急通行車両により行うものとする。

(2) 関係市町村は、遺体安置所から火葬場までの遺体搬送手段を確保し、効率的に搬送を行うものとする。なお、交通規制が行われている場合は、遺体の火葬場までの搬送は、緊急通行車両により行うものとする。

(3) 関係市町村は、遺体保存に必要な資機材を確保できない場合、又は遺体搬送手段を確保できない場合には、県にそれらの手配を要請するものとする。(別記第7号様式)

(4) 県は、関係市町村から遺体保存に必要な資機材の確保の要請があった場合には、関係事業者及び関係団体に応援・協力を依頼するものとする。また、遺体搬送手段の確保の要請があった場合には、関係団体又は自衛隊への応援・協力依頼を行うものとする。

## 8 引き取り者のない焼骨の保管

引き取り者のない焼骨は、関係市町村が火葬場から引き取り、引き取り者が現れるまでの間、保管するものとする。

## 9 火葬状況の報告

(1) 広域火葬が実施された場合、災害等により死亡した遺体の火葬を行った火葬場は、火葬状況を集計し、広域火葬が終了するまでの間、日報として県に報告するものとする。

ア広域火葬協力を行った火葬場(別記第8号様式の1)

イ関係市町村が平常時に使用している火葬場(別記第8号様式の2)

(2) 県は、火葬場からの報告をとりまとめ、国に報告するものとする。

## 10 広域火葬の終了

(1) 関係市町村は、広域火葬を行う必要がなくなった場合には、県に連絡するものとする。

(2) 県は、関係市町村からの連絡又は火葬状況の報告から判断して支障がないと認める場合には、広域火葬を終了し、関係する市町村及び火葬場設置者等に周知するとともに国に報告するものとする。

(3) 広域火葬を依頼した市町村は、依頼実績を取りまとめ、県に報告するものとする。(別記第9号様式)

(4) 災害等により死亡した遺体の火葬を行った火葬場は、火葬実績を取りまとめ、県に報告するものとする。(別記第10号様式)

## 第4章 雑則

### 他の協定等との関係

この計画は、市町村又は火葬場設置者が他の市町村又は火葬場設置者と締結している災害等発生時の協定その他の契約に基づく火葬の応援・協力の実施を妨げるものではない。

### 附則

この計画は、平成17年4月1日から適用する。

### 附則

この計画は、平成20年4月1日から適用する。

別記第2号様式

**(災害)緊急**

年 月 日

千葉県健康福祉部長 様  
(衛生指導課)

印西市長  
( 課)

**広域火葬応援要請書 (第 報)**

災害(武力攻撃、感染症の大流行、その他) [ ]により、当市内において多数の死亡者が発生したので、広域火葬応援を要請します。

災害等発生場所	<input type="checkbox"/> 市内全域 <input type="checkbox"/> 一部地域  ※感染症大流行の場合には市内全域にチェックを入れること。		
死亡者数 (災害等以外の死亡者を含む)	月 日現在の合計数 人 (前回報告比増加数: 人)	内訳	①大人: 人 ②小人: 人 ③胎児: 人 ④不明: 人
広域火葬応援要請事項	月 日現在 広域火葬応援要請遺体数 人 (前回報告比増加数: 人)	内訳	①大人: 人 ②小人: 人 ③胎児: 人 ④不明: 人
	その他の事項		
連絡担当者	担当部課係		
	職名・氏名		
	電 話	(内線)	
	F A X		

注1: [ ]には、災害等の具体的な内容を記載すること。

注2: 広域火葬応援要請遺体数は、要請時点での総数とし、前回要請時の数に新たに判明又は発生した遺体のうち広域火葬が必要な数を加え、前回の要請により広域火葬が行われた又は予定された数を減じた数とすること。

注3: 小人は、12才未満の子供とすること。

※連絡先 千葉県健康福祉部衛生指導課 電話 043 (223) 2627 又は 012 (500) 7254  
FAX 043 (227) 2713 又は 012 (500) 7259

別記第7号様式

**(災害)緊急**

年 月 日

千葉県健康福祉部長 様  
(衛生指導課)

印西市長  
( 課)

**遺体保存用資機材及び遺体搬送応援手配要請書**

このことについて、下記のとおり遺体保存用資機材（遺体搬送応援）の手配を要請します。

記

1 必要とする遺体保存用資機材の内容		
種 類	数 量	備 考（期限及び搬入場所等）

2 必要とする遺体搬送応援の内容		
遺体安置所及び搬送先	搬送応援要請遺体数	内 訳
遺体安置所名称・所在地 搬送先名称・所在地	人 (前回要請比増加数：人)	①大人：人 ②小人：人 ③胎児：人 ④不明：人
	人 (前回要請比増加数：人)	①大人：人 ②小人：人 ③胎児：人 ④不明：人
	人 (前回要請比増加数：人)	①大人：人 ②小人：人 ③胎児：人 ④不明：人
	人 (前回要請比増加数：人)	①大人：人 ②小人：人 ③胎児：人 ④不明：人
連絡担当者	担当部課係	
	職名・氏名	
	電 話	(内線)
	F A X	

注：搬送応援要請遺体数は、要請時点での総数とし、前回要請時の数に新たに判明又は発生した遺体のうち広域火葬が必要な数を加え、前回の要請により搬送された又は予定された数を減じた数とする。

※ 連絡先 千葉県健康福祉部衛生指導課 電話 043 (223)2627 又は 012 (500)7254  
FAX 043 (227)2713 又は 012 (500)7259

千葉県火葬場一覧

No.	火葬場	所在地	電話番号
1	千葉市斎場	千葉市緑区平山町 1762-2	043-293-4000
2	いちはら聖苑	市原市今富 1088-8	0436-36-3389
3	市川市斎場	市川市大野町 4-2610-1	047-338-2941
4	馬込斎場	船橋市馬込町 1102-1	047-438-1151
5	しおかぜホール茜浜	習志野市茜浜 3-7-6	047-409-9270
6	浦安市斎場	浦安市千鳥 15-3	047-316-3611
7	松戸市斎場	松戸市串崎新田 63-1	047-387-4042
8	野田市斎場	野田市目吹 7-1	04-7122-3017
9	野田市関宿斎場	野田市中戸 496	04-7196-3301
10	ウイングホール柏斎場	柏市布施 281-1	04-7131-6649
11	八富成田斎場	成田市吉倉 124-11	0476-23-4511
12	さくら斎場	佐倉市大蛇町 790-4	043-484-0846
13	印西斎場	印西市平岡 1538	0476-42-1700
14	北総斎場	神崎町神崎神宿 1009-2	0478-72-3166
15	おみがわ聖苑	香取市小見川 1797-1	0478-82-3293
16	銚子市斎場	銚子市西小川町 4732	0479-25-1593
17	山桑メモリアルホール	匝瑳市山桑 730	0479-73-8000
18	みたま苑 旭	旭市ニ 5935-10	0479-64-0409
19	一宮聖苑	一宮町一宮 7459-4	0475-42-5445
20	長南聖苑	長南町報恩寺 579	0475-46-3525
21	山武郡市広域斎場	東金市堀上 1357	0475-55-6360
22	かつうら聖苑	勝浦市松部 116-1	0470-76-2950
23	大多喜斎場無相苑	大多喜町田丁 238	0470-82-3831
24	いすみ市大原聖苑	いすみ市大原 4891-1	0470-63-1667
25	木更津市火葬場	木更津市大久保 840-3	0438-37-3874
26	上総聖苑	君津市久留里市場 978-1	0439-27-3574
27	富津聖苑	富津市前久保 385	0439-87-4142
28	安房聖苑	南房総市山名 345	0470-36-3360
29	長狭地区火葬場	鴨川市東町 1850-17	04-7094-1170

## 10-4 火災・災害等即報要領

### 火災・災害等即報要領

昭和 59 年 10 月 15 日  
消防災第 267 号消防庁長官

改正 平成 6 年 12 月消防災第 279 号、平成 7 年 4 月消防災第 83 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 9 年 3 月消防情第 51 号、平成 12 年 11 月消防災第 98 号・消防情第 125 号、平成 15 年 3 月消防災第 78 号・消防情第 56 号、平成 16 年 9 月消防震第 66 号、平成 20 年 5 月消防応第 69 号、平成 20 年 9 月消防応第 166 号、平成 24 年 5 月消防応第 111 号、平成 29 年 2 月消防応第 11 号、平成 31 年 4 月消防応第 28 号、令和元年 6 月消防応第 12 号

## 第1 総則

### 1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第 40 条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

### 2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付け消防救第 158 号）」の定めるところによる。

### 3 報告手続

(1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2) 「第 2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。

- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

#### 4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告をするものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

##### (1) 様式

###### ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

###### イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

###### ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

##### (2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

- ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等
- イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等
- ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等  
(テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。)
- エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

## 5 報告に際しての留意事項

- (1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。
- (2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。  
また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。
- (3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。  
特に、人的被害の数(死者・行方不明者)については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。
- (4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。
- (5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

## 第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

### 1 火災等即報

#### (1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故(該当するおそれがある場合を含む。)等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

#### (2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

#### ア 火災

##### (ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避

難したもの

- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反對象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたものの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業

者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの  
(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

## 2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 死者5人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

(3) 要救助者が5人以上の救助事故

(4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故

(5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

(6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

(7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

## 3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

(2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

## 4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
- (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

### 第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

#### 1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

- (ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

- (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
  - エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
  - オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- (4) 原子力災害等  
第2の1の(2)のエに同じ。
- (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの  
(武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性のあるものを含む。)

## 2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

## 3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

## 4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

## 第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

### <火災等即報>

#### 1 第1号様式（火災）

- (1) 火災種別  
「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (2) 消防活動状況  
当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。
- (3) 救急・救助活動状況  
報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること  
(消防機関等による応援活動の状況を含む。)
- (4) 災害対策本部等の設置状況  
当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。
- (5) その他参考事項  
次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

- (ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要
  - a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
  - b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過
- (イ) 火災の状況
  - a 発見及び通報の状況
  - b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

- (ア) 発見及び通報の状況
- (イ) 延焼拡大の理由
  - a 消防事情
  - b 都市構成
  - c 気象条件
  - d その他
- (ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称
- (エ) り災者の避難保護の状況
- (オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

- (ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）
  - ※ 必要に応じて図面を添付する。
- (イ) 林野の植生
- (ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
- (エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

- (ア) 車両、船舶、航空機等の概要
- (イ) 焼損状況、焼損程度

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

※特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他				
出火場所					
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	( 月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態・ 用途		事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所	出火原因				
死傷者	死者 (性別・年齢) 人		死者の生じた 理由		
	負傷者 重症 人				
	中等症 人				
	軽症 人				
建物の概要	構造		建築面積	m <sup>2</sup>	
	階層		延べ面積	m <sup>2</sup>	
焼損程度	焼損 棟数	全焼 棟	焼損面積	建物焼損床面積	m <sup>2</sup>
		半焼 棟		建物焼損表面積	m <sup>2</sup>
部分焼 棟	計 棟	林野焼損面積		ha	
ぼや 棟					
り災世帯数	世帯		気象状況		
消防活動状況	消防本部 (署)		台	人	
	消 防 団		台	人	
	そ の 他 (消防防災ヘリコプター等)		台・機	人	
救急・救助 活動状況					
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## 2 第2号様式（特定の事故）

### (1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

### (2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

### (3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

### (4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

### (5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

### (6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

### (7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて\*\*製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

### (8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

### (9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

### (10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

### (11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

### (12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
  - 2 危険物等に係る事故
  - 3 原子力施設等に係る事故
  - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ( )				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	(レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他)			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	( 月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI等 7.その他 ( )	物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ( )				
施設の概要	危険物施設の 区 分				
事故の概要					
死傷者	死者 (性別・年齢)	人	負傷者等		
			人 ( 人)		
			重症		
			人 ( 人)		
			中等症		
			人 ( 人)		
			軽症		
			人 ( 人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出 場 人 員	出 場 資 機 材	
		事 業 所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部 (署)	台	人	
		消 防 団	台	人	
		消防防災ヘリコプター	機	人	
		海 上 保 安 庁	人		
		自 衛 隊	人		
そ の 他	人				
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則として、覚知後30分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数(見込)

救助する必要がある者(行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。)で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等(応援出動したものを含む。)について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示(緊急)・避難勧告の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ NBC検知結果(剤の種類、濃度等)
- ・ 被害の要因(人為的なもの)  
不審物(爆発物)の有無  
立てこもりの状況(爆弾、銃器、人物等)

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 ( 人)
	計 人	{ 重症 人 ( 人) 中等症 人 ( 人) 軽 症 人 ( 人)	
不明	人		
救助活動 の 要 否			
要援護者数 (見込)		救助人員	
消防・救急・救助 活動状況			
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者欄の ( ) 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## <災害即報>

### 4 第4号様式

#### (1) 第4号様式(その1) (災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

#### ア 災害の概況

##### (ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

##### (イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

#### イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

#### ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難勧告等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

第4号様式 (その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所							発生日時	月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人		半壊				棟	床下浸水		棟	
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の 設置状況	(都道府県)				(市町村)								
	消防機関等の 活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)												
	自衛隊派遣 要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。



(2) 第4号様式(その2) (被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。



## 10-5 災害救援物資等配付要項〔日本赤十字社 千葉県支部〕

### 1. 目的

火災・風水害・地震、その他の自然災害による被災者に対し、応急的な救援をはかることを目的とする。

ただし、災害救助法の適用を受けた地域は対象外とする。

なお、毛布及び日用品セットの配布については、この限りではない。

### 2. 実施主体

この事業は、千葉県及び地区本部、各地区区分の協力を得て日本赤十字社千葉県支部が実施する。

### 3. 実施内容

(1) 災害により救援を必要とする者(世帯)に対して救援物資並びに見舞金を贈る。

(2) 災害により入院加療を要する重傷者及び死亡者が発生した場合、見舞金・弔慰金をそれぞれ支給する。

※ 上記の救援物資・見舞金・弔慰金は別紙表1の区分により配付することとする。なお、表1の区分に該当しない場合は支部と協議のうえ決定する。

### 4. 救援品の品目(仕様)

品名	仕様	梱包単位
毛布	毛100% 1,400mm×2,000mm	1箱(10枚)
敷布	綿100% 1,370mm×2,500mm	1箱(10枚)
ガーゼケット	表・裏地 綿100% 中綿ポリエステル 100% 1,300mm×1,800mm	1箱(10枚)
日用品セット	密封容器 ポリエチレン 299mm×239mm×98mm 内容品 1. タオル 2. コップ 3. ポケットティッシュ 4. 洗剤 5. 物干ロープ 6. 洗濯バサミ 7. 救急絆創膏 8. 巻軸包帯 9. ガーゼ 10. 生理用品 11. 鏡 12. 櫛 13. カミソリ 14. 不織布マスク 15. 歯ブラシ 16. 薬用石鹸 17. 石鹸箱 18. ドライシャンプー 19. 毛抜 20. サバイバルツール 21. スプーン・フォークセット 22. ゴム手袋 23. 軍手 24. ゴミ袋 25. 鉛筆 26. メモ用紙 27. 天チャックポーチ 28. 挨拶状	1箱(10枚)
バスタオル	綿100% 690mm×1,350mm	1箱(10枚)
救助品収納袋	透明ビニール 手提げ型 530mm×450mm×200mm	1箱(20枚)
布団	表・裏地 100% 掛布団 中綿 ポリエステル 1,500mm×2,000mm 敷布団 綿混 1,000mm×2,000mm	必要に応じて配付

救急セット	ツーウェイバッグφ200mm×400mm 内容品 1. タオル 2. ウェットティッシュ 3. 軍手 4. ビニール袋 5. コップ 6. ポケットティッシュ	必要に応じて配付
安眠セット	1. キャンピングマット 2. 枕 3. アイマスク 4. 耳栓 5. スリッパ 6. 靴下 7. 外袋 8. 天チャックポーチ 9. 挨拶状	1箱（5組） 必要に応じて配付

## 5. 被害程度の認定基準

別紙のとおり

## 6. 救援物資等の配付方法

救援物資の配付については、原則として予め各地区に分置保管してあるものの中から直接被災者宅へ配分する。（先入先出による）

また、見舞金・弔慰金については、原則として地区本部、地区分区の立替払いとし、後日支部より銀行振込みにより送金する。

なお、被災者（被災世帯）が多数の場合で、上記の対応が不可能と思われるときは速やかに支部と協議する。

※ ① 救援物資等の配付は、災害発生後直ちに行うものとし、被害状況調査等を待つことにより配分の時期を逸することの無いようにする。

② 各地区に分置保管している物資に不足を生じた場合は支部より補充する。

## 7. 事務処理の方法

各地区長は管内に該当する災害が発生し救援を必要とする場合は、救援活動を実施するとともに、事後速やかに「様式3-2-1」による申請書及び配付明細書等を支部あて送付するものとする。

なお、分区については、地区経由で行うものとする。

様式3-2-1 配付申請書

様式3-2-2 配付明細書（振込口座を記入）

様式3-2-3 配付分内訳表（2世帯以上の場合、物資の配付内訳を世帯ごとに記入）

様式3-2-4 災害救援物資補充依頼票（FAX送信票）

様式3-2-5 受領書

様式3-2-6 受け払い簿

様式3-2-7 在庫報告書（四半期毎＜6月、9月、12月、3月＞に翌月10日まで報告）

## 8. その他

(1) この要項に定める配付基準により処理できない場合は、その都度支部と協議のうえ処理するものとする。

(2) 布団については、対象世帯が年間を通じて非常に少ないことと、現品が大きいこと分置が困難と思われることから、支部が一括管理し地区からの連絡により送付する。

## 被害程度の認定基準

### 1. 住家とは・・・

現実にその建物を住居として使用しているものをいい、必ずしも1棟の建物に限らない。（社会通念上住家と称せられるもので）例えば、一般に非住家として扱われている土蔵、小屋等であっても現に人が居住している時は住家にいれる。又、アパート等の場合、各世帯が居住のために利用している部分が他としゃ断、独立しており、かつそこで日常生活に必要な一応の設備が設けられているものは一住家として取扱うものである。

### 2. 世帯とは・・・

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。又主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその全部をもって1世帯とする。

### 3. 被害程度・・・

- (1) 全壊（全焼・流出）とは、損壊（焼失）又は流出した床面積が延面積の7割以上に達した場合、又は7割には達しないが改築しなければ使用できない程度のものをいう。
- (2) 半壊（半焼）とは、損失又は焼失した部分の床面積が延面積の2割以上7割以下の場合で残存部分を補修することで使用できる程度のものをいう。
- (3) 床上浸水とは、前記(1)及び(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものをいう。

表1

赤十字災害救援物資等配付基準表

被害の程度	全壊・全焼・流出	半壊・半焼	床上浸水	避難所に避難	死亡	重傷	概要
認定基準の概要	住宅の損壊、焼失、流失した部分の床面積が住家の70%以上に達したものの	補修すれば使用可能なもので、同左20～70%のもの	浸水が床上に達し、または土砂等の堆積等により寝具等が、相当期間使用不可能な場合	避難所に一晚以上避難する場合	当該災害が原因で死亡した場合	入院加療を要する重傷の場合	
毛布	被災者一人につき 1枚	被災者一人につき 1枚	被災者一人につき 1枚	被災者一人につき 1枚			
敷布	被災者一人につき 1枚						
ガーゼケット	被災者一人につき 1枚						
日用品セット	被災一世帯あたり 1組	被災一世帯あたり 1組	被災一世帯あたり 1組	被災一世帯あたり 1組			
バスタオル	被災者一人につき 1枚	被災者一人につき 1枚	被災者一人につき 1枚	被災者一人につき 1枚			
救援品収納袋	被災者一人につき 1枚						配付の際に物資を入れて1セットとして贈る
見舞金	被災一世帯あたり 5,000円	被災一世帯あたり 5,000円	被災一世帯あたり 5,000円		一人につき 10,000円	一人につき 5,000円	
布団	被災者一人あたり 1組	被災者一人あたり 1組	被災者一人あたり 1組				生活保護世帯、要保護世帯対象に贈る
緊急セット				被災一世帯あたり 1組			大規模災害時等に配付
安眠セット				被災者一人あたり 1組			大規模災害時等に配付

[様式3-2-1]

第 号  
平成 年 月 日

日本赤十字社千葉県支部長 様

地区長 印  
分区長 印

災害救援物資配布申請書

下記のとおり災害が発生したので災害救援物資の配布を申請いたします。

記

- 1 発生の日時： 平成 年 月 日 時 分ごろ
- 2 発生の場所：
- 3 災 害 名： :原因
- 4 程 度： (全壊・半焼・流失) 戸 世帯 人  
(半壊・半焼) 戸 世帯 人  
(床上浸水・その他) 戸 世帯 人

世帯主	家族数	死者	重傷者数
	人	人	人

死亡者氏名				
重傷者氏名				

[様式3-2-2]

災害救援物資等配付明細書

毛 布 :	枚	敷 布 :	枚
ガーゼケット :	枚	日用品セット :	枚
バスタオル :	枚	救援品収納袋 :	枚
布団セット :	セット		

被災見舞金	世帯	円
弔慰金	人	円
見舞金(重傷者)	人	円

合計金額 \_\_\_\_\_ 円

特記事項

.....

.....

.....

.....

振 込 先

銀行名 :	銀行	支店
口座番号 :		
名義人 :		

[様式3-2-3]

### 配布内訳表（各世帯別）

世帯主	家族数	毛布	敷布	ガーゼ ケット	日用品 セット	バスタオル	救援品 収納袋
合 計							

備考

## 災害救援物資補充依頼票（FAX送信票）

日本赤十字社千葉県支部 救護福祉課 あて

FAX 043(248)6812

請求年月日	平成 年 月 日
-------	----------

地区区分名		担 当	
住 所	〒		

電 話	
F A X	

至急の時はFAXの後に電話もお願いします。

災害救援物資	帳簿在庫	補充数	通信欄
毛 布			
敷 布			
ガーゼケット			
日用品セット			
バスタオル			
救援品収納袋			
その他「       」			

### FAX 返信内容（報告）

支部の取り扱い者	千葉県支部                      課	職員名：
物資郵送予定日		

[様式3-2-5]

## 受領書

毛布 :	枚	敷布 :	枚
ガーゼケット :	枚	日用品セット :	枚
バスタオル :	枚	救援品収納袋 :	枚
布団セット :	セット		

地区区分置（備蓄）分として上記のとおり受領いたしました。

平成 年 月 日

日本赤十字社千葉県支部長 様

日本赤十字社  
千葉県支部 千葉市地区本部長

地区長 印  
分区長



[様式3-2-7]

第 年 月 日 号

日本赤十字社千葉県支部長 様

地区長

分区長

(公印省略)

付箋

## 災害救援物資在庫報告書

第 / 4 四半期

	毛布	敷布	ガーゼケット	日用品セット	バスタオル	救援品収納袋
当期受入数						
当期払出数						
当期末在庫数						

※収納袋は1梱包20袋入り、その他物資については、1梱包10枚(組)入り

特記事項

--

備考

第1/4四半期(4月1日~6月30日)

7月10日までに報告

第2/4四半期(7月1日~9月30日)

10月10日までに報告

第3/4四半期(10月1日~12月31日)

1月10日までに報告

第4/4四半期(1月1日~3月31日)

4月10日までに報告

## 10-6 緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等

### 1 緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等に関する要綱（抜粋）の要旨

災害対策基本法第76条第1項（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）の規定により、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている場合又は大規模地震対策特別措置法第9条（昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。）の規定により東海地震に係る警戒宣言が発令された場合（以下「災害発生時等」という。）において、公安委員会は、災対法第76条第1項の規定により、災害応急対策が的確かつ円滑に行なわれるように、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができることとされ、また、地震法第24条の規定により避難路又は緊急輸送路を確保するため、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限することができることとされている。

この場合、災対法第76条第1項に規定する緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く。）及び地震法第24条に規定する緊急通行車両（以下「緊急通行車両等」という。）については、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。）第33条第1項又は大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年第385号。以下「地震法施行令」という。）第12条第1項の規定により、知事又は公安委員会の確認によって標章及び証明書の交付を受け、通行が認められることになる。

しかしながら、阪神・淡路大震災等の経験に鑑みると、災害時には確認のための膨大な事務手続き等に対する処理能力が十分に確保されない状態が予想され、災害応急対策活動又は地震防災応急対策活動（以下「災害時応急対策等」という。）を迅速かつ円滑に行なうためには、緊急通行の交通需要を事前に把握し、かつ、そのための事務の迅速化を図ることが必要であることから本要綱を制定し、災害応急対策の適正を図ることとした。

### 2 緊急通行車両等の事前届出、確認手続き等

#### ① 緊急通行車両等の事前届出

事前届出は、緊急通行車両等の概数をあらかじめ把握するとともに、災害発生時等における緊急通行車両等の確認事務の省力化及び効率化を図るため、申請者の申請に基づき、緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどうかの審査を事前に行なうものとする。

#### (1) 事前届出の対象車両

災害発生時等に、災害応急対策に従事し、又は災害応急対策等に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転する計画がある車両で次のいずれにも該当する車両であること。

ア 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の法令の規定により災害応急対策等の実施の責任を有する者（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは契約により、常時指定行政機関の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

イ 申請に係る車両を使用して行なう事務又は業務の内容が、次に掲げる災害応急対策等又は災害応急対策等に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策に係る措置であること。

#### (ア) 災対法に基づく災害応急対策

- a 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- e 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- f 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- g 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- h 緊急輸送の確保に関する事項

- i その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項
- (イ) 地震法に基づく地震防災応急対策
  - a 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
  - b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
  - c 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
  - d 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
  - e 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
  - f 緊急輸送の確保に関する事項
  - g 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
  - h その他の地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項
- (ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）に基づく緊急事態応急対策
  - a 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の収集の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
  - b 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項
  - c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
  - d 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
  - e 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
  - f 緊急輸送の確保に関する事項
  - g 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
  - h その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項
- (エ) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）に基づく国民の保護に関する対策
  - a 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置
  - b 施設及び設備の応急の措置に関する事項
  - c 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置
  - d 輸送及び通信に関する措置
  - e 国民の生活の安定に関する措置
  - f 被害の復旧に関する措置
- (2) 緊急通行車両等の事前届出に関する手続
  - ア 事前届出の申請
    - (ア) 申請者
 

事前届出の申請者は、緊急通行（輸送）業務の実施について責任を有する者とする。
    - (イ) 申請先
 

当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長又は交通規制課長（以下「取扱警察署長等」という。）を経由し、公安委員会に申請するものとする。
    - (ウ) 申請書類
 

緊急通行車両等事前届出書（別記第 1 号様式）2 通に、当該車両を使用して行なう業務の内容を証する協定書等の書類（協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）を添えて行なうものとする。

#### イ 審査

交通規制課長は申請に係る車両が緊急通行車両等に該当するか否かの審査を行なうものとし、前記（１）のア及びイについて審査するものとする。

#### ウ 届出済証の交付

審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、緊急通行車両等事前届出済証（別記第１号様式）（以下「届出済証」という。）を申請者に交付するものとする。

#### エ 届出済証の再交付

届出済証の交付を受けた者から事前届出の内容に変更が生じ又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した旨の申出があり、届出済証の再交付が必要と認められた場合は、再交付する届出済証の右上部に再と朱書し、再交付するものとする。

#### オ 届出済証の返還

届出済証の交付を受けた車両が緊急通行車両等に該当しなくなったとき、当該車両が廃車となったとき、その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったときは、速やかに届出済証の返還をさせるものとする。

### ② 発災時の緊急通行車両の確認

災対法に規定する緊急通行車両（道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第３９条第１項の緊急自動車を除く。）の確認は、次表１・２のものが行ない、その確認方法については、次のとおり行なうものとする。

#### （１）届出済証の交付を受けている車両の確認

##### ア 確認

届出済証を受領し、届出済証に記載されている自動車登録番号と現に災害応急対策に使用される自動車の番号標に表示されている自動車登録番号とを確認するものとする。

##### イ 確認時の留意事項

（ア）届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認申請に優先して確認を行ない、確認のための必要な審査は、省略するものとする。

（イ）他の公安委員会が発行した届出済証による確認申請についても、本県公安委員会が交付した届出済証と同様に取り扱うものとする。

#### （２）届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認

##### ア 申請者

申請する車両の使用者とする。

##### イ 対象車両

原則として前記第２の１の（１）のア及びイの（ア）の対象車両と同様とする。

##### ウ 申請書類

（ア）緊急通行車両等確認申請書（別記第３号様式）（以下「確認申請書」という。）

（イ）災害応急対策に係る事務又は業務である旨を証する書類（協定書等）

##### エ 確認

前記第２の１の（１）のイの（ア）に掲げる要件について審査するものとする。

#### （３）標章及び確認証明書の交付

緊急通行車両であることの確認を行なった場合は、災対法施行令第３３条第２項並びに災害対策基本法施行規則（昭和３７年総理府令第５２号）第６条第１項及び第２項に規定する標章（別記第４号様式）及び緊急通行車両確認証明書（別記第５号様式）に自動車登録番号有効期限及び通行日時、通行経路等を記載し、交付するものとする。

表1 届出済証の交付を受けている車両の確認

確認者	確認事務処理者	確認場所
公安委員会	交通規制課長	交通検問所 警察署
	高速道路交通警察隊長	高速道路交通警察本部 県警本部
	警察署長	

表2 届出済証の交付を受けていない車両の確認

確認者	確認事務処理者	確認場所
公安委員会	交通規制課長	交通検問所 警察署
	高速道路交通警察隊長	高速道路交通警察本部 県警本部
	警察署長	
知事	防災危機管理部危機管理課長 各地域振興事務所の地域振興課長	本庁 各地域振興事務所

③ 警戒宣言発令時の緊急通行車両の確認事務等

- (1) 届出済証の交付を受けている車両の確認は、前記2の(1)と同等に行なうものとする。
- (2) 届出済証の交付を受けていない車両の確認は、前記2の(2)のアからウまでと同様に行ない、前記第2の1の(1)のイの(イ)に掲げる要件について審査を行なうものとする。
- (3) 地震法に基づく緊急通行車両であることの確認を行なった場合は、地震法施行令第12条第2項及び大規模地震対策特別措置法施行規則(昭和54年総理府令第38号)第6条に規定する緊急輸送車両確認証明書(別記第6号様式)及び標章の交付の措置をとるものとする。
- (4) 警戒宣言に係る地震が発生した場合は、前記(3)の緊急通行車両確認証明書の交付を受けている車両は、前記2の(3)の緊急通行車両確認証明書の交付を受けている緊急通行車両とみなす。

④ 自衛隊用車両の事前届出の特例

災害応急対策に使用する自衛隊用車両については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 事前届出の申請

事前届出の申請については、自衛隊の部隊等の長が、交通規制課を経由して公安委員会に申請するものとする。

(2) 審査及び標章等の交付

申請車両が、自衛隊の行なう災害応急対策に使用されるものであると認められる場合は、あらかじめ標章及び緊急通行車両確認証明書を部隊等の長に対して交付しておくものとする。

(3) 災害発災時の確認

災害発災時において、部隊等の長は、前記(2)の標章を受けた車両のうち当該災害応急対策に使用する車両の自動車登録番号を、交通規制課長を経由し公安委員会に通知するものとし、その際公安委員会の指示を受け標章及び緊急通行車両確認証明書の記載事項欄に有効期限、通行日時、通行経路等必要な事項を書き込むものとする。

(4) 標章等の返納

部隊等の長は、災害対策終了後、標章及び緊急通行車両確認証明書を速やかに公安委員会に対し返納するものとする。

別紙  
1号様式

受理番号□□□-□□□□□□□号

地震防災 災害応急対策用 原子力災害  国民保護措置用  緊急通行車両等事前届出書  千葉県公安委員会 殿  □-□□-□ 申請者住所 氏名 印		地震防災 災害応急対策用 原子力災害  国民保護措置用  緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。  年 月 日  千葉県公安委員会 印	
自動車登録番号	□ □□□ □□ □□□□		
車両の用途 (緊急車両を行う車 両にあっては輸送人 員又は品名を記載)	1 警報 (地震予知情報) の発令、伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難 (救護)、救助その他保護 4 児童・生徒の応急教育 5 施設、設備の応急復旧 (整備・点検) 6 清掃、防疫その他保護衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防衛、拡大防止等 (具体的に備考欄に記載) 10 その他 11 緊急輸送 ( 人) ※品名 1 飲料水・食料 2 建築資材等 3 衣料・寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品 6 その他 ( )		
	備考  (注) 1 大規模災害特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行なわれたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、高速道路交通警察隊本部、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届け出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、千葉県公安委員会 (警察署又は警察本部交通規制課経由) に届け出てください。 3 次に該当するときには、この届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車になったとき。 (3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。		
使用者 住所 氏名	( ) 局 番		
出発地			
備考			

注1：車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。  
 2：車両の用途欄の「10 その他」については、具体的な用途を備考欄へ記入してください。  
 3：緊急輸送の場合は、輸送人員を ( ) に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

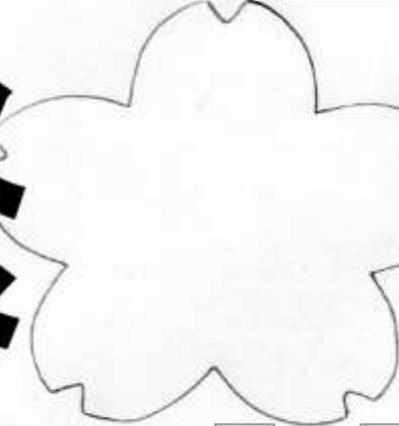
<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">緊急通行車両確認証明書</p>					
<p>年 月 日</p>					
<p>千葉県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 5px 10px;">印</span></p>					
自動車登録番号					
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）	<p>1 警報（地震予知情報）の発令、伝達、避難の勧告、指示</p> <p>2 消防、水防その他の応急措置</p> <p>3 救難（救護）、救助その他保護</p> <p>4 児童・生徒の応急の教育（教材運搬等）</p> <p>5 施設、設備の応急復旧（整備・点検）</p> <p>6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置</p> <p>7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持</p> <p>8 緊急輸送確保のための措置</p> <p>9 その他災害発生の防禦、拡大防止等（具体的に備考欄へ記載）</p> <p>10 その他</p> <p>11 緊急輸送（                      人）</p> <p>※ 品名等 1. 飲料水・食糧 2. 建築資材等 3. 衣料・寝具</p> <p style="padding-left: 20px;">4. 日用雑貨品 5. 医薬品 6. その他（                      ）</p> <p style="padding-left: 20px;">7. 人員輸送</p>				
使用者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">住所</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏名</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">(                      ) 局 番</td> </tr> </table>	住所		氏名	(                      ) 局 番
住所					
氏名	(                      ) 局 番				
通行日時	月 日 : ~ 月 日 : の間				
通行経路	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">出 発 地</td> <td style="padding: 5px;">目 的 地</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	出 発 地	目 的 地		
出 発 地	目 的 地				
備 考					

注：1 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。  
 2 車両の用途欄の「10 その他」については、具体的な用途を備考欄へ記入してください。  
 3 緊急輸送の場合は、輸送人員を（                      ）に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

地震防災 応急対策用 災 害 緊 急 通 行 車 両 等 確 認 申 請 書 年 月 日 千葉県知事 殿 申請者住所 氏名 印		
自動車登録番号		
車両の用途 (緊急輸送を行 う車両にあつて は輸送人員又は 品名を記載)	1 警報(地震予知情報)の発令、伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難(救護)、救助その他保護 4 児童・生徒の応急教育 5 施設、設備の応急復旧(整備・点検) 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止等(備考欄へ記載) 10 緊急輸送( )人 ※ 品名等 1. 飲料水・食糧 2. 建築資材等 3. 衣料・寝具 4. 日用雑貨品 5. 医薬品 6. その他( )	
使用者	住所	
	氏名	( ) 局 番
通行日時	月 日 : ~ 月 日 : の間	
通行経路	出 発 地	目 的 地
備 考		

注：1 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。  
 2 緊急輸送の場合は、輸送人員を( )に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。



登録(車両)番号	<input type="text"/>		
<b>緊</b>		<b>急</b>	
有効期限	<input type="text"/> 年	<input type="text"/> 月	<input type="text"/> 日

- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、「緊急」の文字及び外枠を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、「日」を表示する部分を黒色、地を銀色とする。
  - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
  - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

# 1 1 基礎資料

## 1 1-1 東日本大震災関連

### 東北地方太平洋沖地震について（概要報告）

#### 1. 地震の概要

- (1) 発生日時 平成23年3月11日 14時46分頃
- (2) 震源地 三陸沖（北緯38度 東経142.9度）
- (3) 震源の深さ 24キロメートル
- (4) 地震の規模 マグニチュード9.0（国内観測史上最大）
- (5) 県内各地の震度
  - <震度6弱> 成田市、印西市
  - <震度5強> 東金市、旭市、神崎町、多古町、白子町、香取市、山武市  
千葉市中央区、千葉市花見川区、千葉市若葉区、千葉市美浜区、  
野田市、佐倉市、習志野市、柏市、八千代市、浦安市、白井市  
栄町、鋸南町
  - <震度5弱> 銚子市、匝瑳市、横芝光町、千葉市稲毛区、千葉市緑区、市川市、船橋市、  
松戸市、市原市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、四街道市、八街市、  
酒々井町、富里市、館山市、木更津市、君津市、いすみ市、南房総市
- (6) 津波
  - <大津波警報> 九十九里・外房、内房
    - 津波観測値（最大波）銚子 2.4m、館山市布良 1.6m
  - <津波警報> 東京湾内湾
    - 津波観測値（最大波）千葉 0.9m

#### 2. 災害対策状況

- (1) 災害対策本部 3月11日 14時46分 : 市災害対策本部設置  
5月10日 17時00分 : 市災害対策本部廃止
- 災害対策本部会議 16回開催

#### 【対策本部（市長）指示事項】

- (1) 被害状況の把握に努めること。
- (2) 避難所の開設指示
- (3) 市民相談窓口の開設指示
- (4) 災害復旧には、各部は全庁的に連携し、速やかに対応すること。
- (5) ライフライン（道路、水道、下水）の早期復旧に努めること。
- (6) 支援物資配付指示（ブルーシート、土嚢）
- (7) 県外避難者の受入れ避難所開設指示
- (8) 市民からの被災地への支援物資の受入れ指示

#### 【対策本部主な協議事項】

- (1) 市内の被害状況及び対応状況について
- (2) 計画停電の対応について
- (3) 水道水への放射性ヨウ素検出の対応について
- (4) 休庁日の市民対応について
- (5) 支援物資の受け入れ及び被災地への支援物資対応について



- ・印旛地区…1箇所（東橋）

(6) ライフライン関係

○水道（断水）

- ・市営水道 4, 700世帯
- ・長門川水道企業団 132世帯

○応急給水対応

- ・給水車3台（市所有）
  - ・給水車2台（自衛隊派遣協力）
- ※3月12日 8時30分より実施  
撤退 3月13日 20時00分  
応急給水終了 17時00分（3月14日）

○電気（停電）

- ・印西地区…大森、発作・亀成、永治地区
  - ・印旛地区…いには野
  - ・本埜地区…笠神
- ※市内全域電気復旧 確認2時10分（3月12日）

○ガス

大きな被害報告なし

○電話

回線が混雑しており通話が困難であったが、設備等への被害報告なし

(7) 公共交通機関

- ・JR成田線：運休（5日間）

(8) 施設（被害があった主な施設）

- ①市庁舎、②本埜支所、③文化ホール、④本埜公民館、
- ⑤松山下公園、⑥印旛医科器械資料館、
- ⑦小中学校（木下小学校、大森小学校、木刈小学校、六合小学校、宗像小学校、本埜第二小学校、印西中学校、船穂中学校）

6. 災害復旧決算額（平成23年度）

総額：約5億2千万円

7. 避難所の開設

○市民対応

- (1) 開設日時 3月11日 18時00分
- (2) 開設箇所 市内小中学校等 18箇所（保健福祉センター、そうふけふれあいの里）  
自主避難場所 1箇所（やまゆり保育園）
- (3) 避難者数 12日 3時現在 437人（19箇所）※最大避難者数  
13日 19時（閉鎖）

○県外避難者対応

- (1) 開設日時 3月17日
- (2) 開設箇所 総合福祉センター（定員30名）、  
松山下総合体育館（定員100名）の2箇所を開設する予定
- (3) 開設期間 3月17日～4月30日

【避難者受入れ】

3月18日 4名

3月20日 15名  
3月23日 2名 合計21名

○対応状況

- ・寝具セット及び生活用品の支給
- ・食材の提供、食事の提供
- ・県外の災害対応に関する情報提供等

9. 支援物資（搬送車両：2tトラック、キャラバン）

- 千葉県へ物資搬出 3月25日、29日
- 流山市へ物資搬出 3月30日、4月6日
- 福島県南会津郡下郷町への避難者宅へ支援物資搬送 4月26日

10. 防災行政無線の運用（期間：3月11日～3月25日 運用回数33回）

<運用の内訳>

- 3月11日 6回（全域3回、地域別3回）

【通報内容】

- ・地震発生周知、避難所開設周知、停電発生周知（東電から依頼）、本埜地区断水、木下・大森・小林地区断水、平賀地区断水

- 3月12日 3回

【通報内容】

- ・り災証明の申請受付周知、応急給水実施（大森・木下・小林地区）、本埜地区断水

- 3月13日 6回

【通報内容】

- ・成田線運休周知2回（JR から依頼）、廃棄物仮置き場設置周知2回、避難所の閉鎖周知、計画停電の周知

- 3月14日 6回

- ・計画停電周知、成田線運休周知（JR から依頼）、応急給水活動終了時間周知、北総線運行周知、ブルーシート配付周知、計画停電及び避難所閉鎖周知

- 3月15日 2回

- ・計画停電周知2回

- 3月16日 4回

- ・計画停電周知（笠神地区限定）、計画停電区域対象外周知3回

- 3月17日 1回

- ・計画停電区域対象外周知

- 3月18日 2回

- ・廃棄物仮置き場受入れ延長周知2回

- 3月24日 1回

- ・乳児の水道水摂取自粛に伴う飲料水配布周知

- 3月25日 2回

- ・乳児の水道水摂取自粛解除周知、計画停電区域対象外周知

11. 防災メールの運用（期間：3月11日～5月12日）

<地震情報>

- 3月11日 印西市震度6弱
- 3月19日 震度4

○4月 7日 震度4

○4月11日 震度4

○4月12日 震度4

<気象警報>

○5月 3日 印西市大雨警報発表

○5月11日 大雨警報発表

○5月12日 大雨警報発表

<災害情報>

○3月13日 廃棄物仮置き場設置、計画停電関係2回

○3月14日 計画停電関係2回、ブルーシート配付、応急給水関係

○3月15日 計画停電関係

○3月17日 計画停電関係

○3月18日 廃棄物仮置き場設置期間延期

○3月24日 乳児の水道水摂取自粛に伴う飲料水配布

○3月25日 乳児の水道水摂取自粛解除、支援物資受付情報

○4月 1日 支援物資受付期間延長

**第1回災害対策本部会議**

3月11日(金) 14時50分

**【本部長指示事項】**

- ・被害状況の把握に努めること。

**【協議事項】**

- ・職員の災害応急対応配備体制(第1、第2配備職員参集)  
第1配備: 27名 第2配備: 35名

**第2回災害対策本部会議**

3月11日(金) 15時45分

**【報告事項】**

- ・公共施設の被害把握状況報告
- ・人的被害把握状況報告

**【本部長指示事項】**

- ・災害初動対応は、全庁的に連携し、実施すること。
- ・市民相談窓口開設指示(市内3カ所: 市役所、印旛・本埜支所)

**第3回災害対策本部会議**

3月11日(金) 16時30分

**【報告事項】**

- ・被害把握状況の報告
- ・避難者状況の報告

**【本部長指示事項】**

- ・避難所開設指示

**【協議事項】**

- ・職員の災害対応体制について(交替体制)  
3月11日(金)～14日(月)8時30分 第1・第2配備職員数維持
- ・避難所運営体制について  
避難所直行職員配備(60名)開設指示(18時00分までに)

**第4回災害対策本部会議**

3月12日(土) 8時30分

**【報告事項】**

- ・断水管所の応急給水活動実施報告(自衛隊の協力)
- ・避難者の状況報告

**第5回災害対策本部会議**

3月12日(土) 10時00分

**【報告事項】**

- ・ 公共施設の被害状況報告
- ・ 公共交通機関運行の状況報告
- ・ 公共施設の開閉館状況報告

**第6回災害対策本部会議**

3月12日（土） 13時30分

**【報告事項】**

- ・ 被害状況時系列報告

**【協議事項】**

- ・ 震災廃棄物の受入れ

**第7回災害対策本部会議**

3月13日（日） 8時30分

**【報告事項】**

- ・ 被害状況時系列報告
- ・ 避難者状況報告

**【本部長指示事項】**

- ・ 支援物資配付指示（ブルーシート、土のう袋）

**【協議事項】**

- ・ 避難所の閉鎖について
- ・ 小中学校の授業対応について

**第8回災害対策本部会議**

3月14日（月） 9時00分

**【報告事項】**

- ・ 災害応急対応状況時系列報告
- ・ 計画停電の対応状況報告

**【協議事項】**

- ・ 災害対応職員の要請について

（3月16日（水）：県外避難者受入れ決定）

○3月17日（木） 避難所開設準備

**第9回災害対策本部会議**

3月18日（金） 15時30分

**【報告事項】**

- ・被害対策状況（各部報告）
- ・避難所の対応状況

**【協議事項】**

- ・休庁日の市民（県外避難者）対応について

**第10回災害対策本部会議**

3月22日（火） 9時00分

**【報告事項】**

- ・災害対応状況報告
- ・県外避難者の受入れ状況
- ・被災者生活支援法の適用について（県下全域）

**【協議事項】**

- ・住宅被害状況調査（被害認定）について
- ・災害ボランティアの活用について
- ・市民からの支援物資受入れについて

**【本部長指示事項】**

- ・市民からの被災地への支援物資受入れ指示

**第11回災害対策本部会議**

3月25日（金） 9時00分

**【報告事項】**

- ・水道水（県営水道）における放射性ヨウ素検出の対応について
- ・計画停電の対応について
- ・県外避難者の受入れ及び対応状況について
- ・被災地への救援物資の提供状況について

**第12回災害対策本部会議**

3月28日（月） 16時00分

**【報告事項】**

- ・水道水への放射性ヨウ素の影響について
- ・計画停電について
- ・県外避難者の状況について
- ・被災地への救援物資受入れ状況について
- ・被災者生活再建支援制度について

**第13回災害対策本部会議**

4月1日（金） 15時00分

**【報告事項】**

- ・各部の災害復旧の対応状況について
- ・県外避難者への対応状況について
- ・被災地への救援物資の受入れについて（流山市の後方支援）

**第14回災害対策本部会議**

4月13日（水） 11時00分

**【報告事項】**

- ・水道水における放射線量の測定結果について
- ・救援物資の受入れ状況について

**【協議事項】**

- ・県外避難者の対応について（避難所の閉所）
- ・節電（計画停電）に対する取組みについて
- ・イベント等に対する自粛対応について
- ・公共施設の夜間開放について

**第15回災害対策本部会議**

4月27日（水） 11時00分

**【協議事項】**

- ・節電に対する取組みについて
- ・県外避難者に対する今後の対応について
- ・災害対策本部の体制について

**第16回災害対策本部会議**

5月10日（火） 15時30分

**【報告事項】**

- ・公共施設の被害及び復旧状況の総括について

**【協議事項】**

- ・節電対策について
- ・県外避難者（市内居住）の対応について
- ・被災者等に対する今後の対応部署について
- ・災害対策本部の廃止について

## 消 防 団 活 動 状 況

(防災メール活用による連絡)

### 3月11日(金)

15:40 指令(情報収集)

「各分団部は、地震による被害状況を把握し防災課へ連絡してください。」

21:25 指令(自宅待機)

「今後は、必要によりすぐに出動できるよう自宅待機にて対応願います。」

### 3月12日(土)

8:25 指令(待機)

「間もなく、出動要請を行う予定でありますので、各団員は待機のうえ指示を待ってください。」

8:30 第4回 災害対策本部会議:団長出席

9:45 団長指令

「各分団部は管轄内パトロールを実施し、支援等が必要な世帯や箇所がありましたら現場対応をお願いいたします。」

「現場要望等については、代表者が取りまとめのうえ防災課へ連絡すること。」

9:50 団長指令(本部員へ)

「本部員は支団毎に各支所に速やかに参集してください。」

「参集後は、災害対策本部からの指示があるまで待機。」

10:00 第5回 災害対策本部会議:団長出席

10:40 指令(各分団部へ)

「お疲れ様です。時間をみて燃料の補充をしておいてください。(消防車両、ポンプ、携行缶など満タンに)」

13:00 第6回 災害対策本部会議:団長出席

14:20 火災情報

印旛消防署管内その他火災発生

14:40 指令(自宅待機)

「各分団部は、パトロール終了後の対応に問題がなければ自宅待機に切り替えます。(本部員含む)」

「明日の早朝8時30分の災害対策本部からの指令を待つこと。」

14:55 火災情報

印旛消防署管内その他火災鎮火

### 3月13日(日)

8:30 第7回 災害対策本部会議:団長出席

9:20 団長指令

「災害対策本部会議の結果、各分団部は引き続き有事の際に備え自宅待機とする。」

9:50 団長指令(印西支団)

「印西支団各分団部に配備しているブルーシート(現有数)について市役所1階ロビーまで至急お持ちください。」

14:40 消防団員への連絡

「現在、防災無線の聞こえない地域が発生しております。つきましては、本日15時00分に印西市全域に防災無線を流しますので、聞こえなかった場合は、防災課まで連絡を

お願いします。」

3月14日(月)

9:00 第8回 災害対策本部会議: 団長出席

10:25 指令(自宅待機解除)

「お疲れ様です。自宅待機を解除します。ただし、常に出勤できる状態に備えておいてください。」

3月15日(火)

17:45 火災情報

印西西消防署管内その他火災発生

18:30 火災情報

印西西消防署管内その他火災鎮火

3月16日(水)

12:10 消防団員への連絡

「各消防団分団部は、管内防火水槽の点検を実施してください。」

「破損並びに減水を認めた場合は防災課まで報告をお願いします。」

16:00 消防団員への連絡

「今回の震災による防火水槽の破損状況を各分団部管轄ごとに調査し、防災課まで報告願います。」

## 東日本大震災における被災状況写真



JR成田線木下駅・小林駅間における線路被害



本埜公民館



平岡地先における道路陥没



小林図書館



岩戸地先における道路陥没



木下東交差点における液状化被害

## 1 1-2 令和元年台風15号

### 令和元年台風15号について（概要報告）

#### 1. 台風の概要

- (1) 発生期間 令和元年9月5日（木）から9月10日（火）
- (2) 最低気圧 955hPa
- (3) 最大風速 45m/s
- (4) 上陸地点 9日5時前 千葉県千葉市付近に上陸

#### 2. 印西市気象状況等（警報発令状況等）

	発令	解除
大雨警報	9月8日 22時50分	9月9日 13時21分
土砂災害警戒情報	9月9日 5時16分	9月9日 10時52分
暴風警報	9月8日 16時30分	9月9日 10時11分
洪水警報	9月9日 2時2分	9月9日 10時11分

#### 3. 災害対策状況

##### (1) 災害対策本部設置前警戒体制

9月6日（金） 土砂災害警戒区域に警戒チラシを配布

9月7日（土） 気象状況確認

9月8日（日） 気象状況確認、関係職員参集

9月9日（月） 第1・第2配備職員参集 市内の情報収集等を実施

※以後、災害対策業務に際し、各部から応援職員が参集し業務にあたる

- (2) 災害対策本部：設置 9月9日（月） 9時30分
- 廃止 9月13日（金） 11時10分

○災害対策本部会議 6回開催

**第1回災害対策本部会議** 9月9日（月） 9時30分

##### 【報告事項】

- ・ 停電状況の報告
- ・ 職員の災害応急対応配備体制報告（第1、第2配備職員参集）

##### 【本部長指示事項】

- ・ 災害対策本部設置
- ・ 被害状況の把握に努めること
- ・ 避難所の開設を検討すること
- ・ 応急給水を検討すること

**第2回災害対策本部会議** 9月9日（月） 15時30分

##### 【報告事項】

- ・ 人的被害状況の報告

- ・ 公共施設被害状況の報告
- ・ 停電状況の報告
- ・ 避難者状況の報告

【本部長指示事項】

- ・ 災害初動対応は、全庁的に連携し実施すること
- ・ 防災行政無線、市ホームページ、消防団等を活用し、情報提供に努めること

【協議事項】

- ・ 避難行動要支援者の支援について
- ・ 給水車の出動について
- ・ 東京電力への早期復旧要請について

第3回災害対策本部会議

9月10日（火） 15時30分

【報告事項】

- ・ 人的被害状況の報告
- ・ 公共施設被害状況の報告
- ・ 停電状況の報告
- ・ 避難者状況の報告
- ・ 農業関連被害状況の報告
- ・ 避難行動要支援者への対応状況の報告

【本部長指示事項】

- ・ 通信障害等の把握に努めること

【協議事項】

- ・ 避難所の閉鎖について
- ・ 給水所の開設時間について

第4回災害対策本部会議

9月11日（水） 14時30分

【報告事項】

- ・ 人的被害状況の報告
- ・ 公共施設被害状況の報告
- ・ 停電状況の報告
- ・ 避難者状況の報告
- ・ 農業関連被害状況の報告

【本部長指示事項】

- ・ 通信障害等の把握に努めること

【協議事項】

- ・ 避難所の閉鎖について
- ・ 給水所の閉鎖について

第5回災害対策本部会議

9月12日（木） 16時30分

【報告事項】

- ・ 人的被害状況の報告
- ・ 公共施設被害状況の報告
- ・ 停電状況の報告
- ・ 避難者状況の報告
- ・ 農業関連被害状況の報告
- ・ 災害救助法適用の報告

- 【本部長指示事項】 ・ 広報車の適切な運用及び適切な給水の実施について

第6回災害対策本部会議 9月13日（金） 10時30分

- 【報告事項】
- ・ 人的被害状況の報告
  - ・ 公共施設被害状況の報告
  - ・ 停電状況の報告
  - ・ 避難者状況の報告
  - ・ 農業関連被害状況の報告
- 【本部長指示事項】
- ・ 引き続き、全庁的に連携し災害対応等を実施すること
- 【協議事項】
- ・ 避難所の閉鎖について
  - ・ 災害廃棄物の収集及び処理について
  - ・ 災証明書申請対応について
  - ・ 災害対策本部の解散について

#### 4. 職員配備体制

- 第1・第2配備、その他各部から数名体制 9月6日（金）～9月13日（金）  
24時間体制
  - ・ 業務内容 土砂災害に関する住民周知用広報文配布、災害情報収集パトロール、避難所運営、広報車による市内広報活動、飲料水及び生活用水の配給、ブルーシートの配布等
- 災害対応（市民部・各支所） 9月17日（火）～9月23日（月・祝）
  - ・ 業務内容 ブルーシートの配布
- 災害対応（総務部） 9月14日（土）～9月16日（月・祝）  
9月21日（土）～9月23日（月・祝）
  - ・ 業務内容 電話対応

#### 5. 市民への対応

- 応急給水
  - ・ 給水所 市役所、本埜公民館、平賀地区構造改善センター、印旛支所
  - ・ 給水車 西佐倉病院（9月10日（火）18時11分～11日8時00分）
  - ・ 要支援者個別訪問による飲料水の配付（福祉部にて対応）
- ブルーシートの配布 本庁（防災課）、印旛支所、本埜支所にて随時対応
  - ※千葉県より1,500枚受領
  - ※災害協定に基づきジョイフル本田より200枚購入
- 避難行動要支援者対応（福祉部）

9月9日（月）	（17時）停電地区の民生委員による連絡網での要支援者の把握
---------	-------------------------------

	(18時から21時30分) 2名5班体制での家庭訪問と飲料水配付 ※1名を避難所へ搬送
9月10日(火)	(9時) 高齢者福祉課から印旛・本埜地区の地域包括センターへ避難所への搬送を必要とする市民の把握を依頼 (13時) 9日の訪問後に再度訪問が必要であると判断した48件に2名4班体制で訪問し飲料水を配付
9月11日(水)	(10時) 停電が復旧した地域内で停電が継続している12件(高齢者世帯6件を含む)に2名3班体制で訪問し、飲料水を配付
9月12日(木)	(10時) 11日に引き続き、12件に2名2班体制で訪問し飲料水を配付
9月13日(金)	(10時) 12日の訪問で配慮が必要であると判断した5件に2名2班体制で訪問し飲料水を配付

○災害廃棄物の個別回収(クリーン推進課)

受付期間	9月18日(水)から10月21日(金)	
回収期間	9月20日(金)から11月27日(水)	
受付件数	樹木	16件
	瓦(スレート含む)	22件
	トタン・プラ等	24件
回収実績	樹木	3,520 kg
	瓦	4,525 kg
	スレート瓦	14 kg
	トタン波板	1,304 kg
	プラ波板	131 kg
	雨どい	微量

6. 市内被害状況(令和元年11月20日現在集計)

- (1) 人的被害、建物被害 別紙参照
- (2) 道路被害
- |        |         |
|--------|---------|
| 倒木     | : 187箇所 |
| 冠水     | : 4箇所   |
| 交通安全施設 | : 34箇所  |
| その他    | : 14箇所  |
| 通行止め   | : 26箇所  |

(3) ライフライン関係

○電気(停電)※東京電力発表

- ・印西地区…木下、木下東一丁目、木下東二丁目、木下東三丁目、木下東四丁目

草深、竹袋、東の原一丁目、平岡、別所

- ・印旛地区…岩戸、大廻、鎌苅、瀬戸、造谷、つくりや台一丁目、萩原、平賀  
平賀学園台一丁目、平賀学園台二丁目、平賀学園台三丁目、舞姫  
一丁目、舞姫二丁目、舞姫三丁目、松虫、美瀬一丁目、美瀬二丁目  
師戸、師戸干拓、山田、吉高、吉田、若萩一丁目、若萩四丁目
- ・本埜地区…和泉屋、行徳、酒直ト杭、下井、下曾根、甚兵衛、滝野一丁目、  
滝野六丁目、角田、長門屋、萩埜、本埜小林

最大停電世帯数 約6, 800軒

9月 9日 (月)	11時30分現在	約6, 800軒
9月10日 (火)	15時00分現在	約4, 300軒
9月11日 (水)	8時30分現在	約2, 200軒
9月12日 (木)	8時30分現在	約 400軒
9月13日 (金)	8時30分現在	0軒
9月16日 (月)	8時45分現在	約1, 500軒
9月17日 (火)	7時30分現在	0軒
9月19日 (木)	7時30分頃	市内全域停電復旧 確認

○ガス

被害報告なし

○電話

9月10日 (火) 11時50分頃から18時00分頃まで不通

○上水道

市営水道給水区域における断水なし

※自家発電機対応した2箇所の配水場については、9月11日 (水) までに通常運  
転再開

○下水道

通常運転

※非常用発電機で対応したマンホールポンプ場 (印旛地区で 1 箇所) は9月12日  
(木) に通常運転を再開

※9月16日 (月・祝) の停電で小林大門下の中継ポンプ場で一時的に自家発電機  
運転 (9月17日 (火) の未明に復電)

(4) 公共交通機関

ふれあいバス		道路の安全が確認できたルートから順次運行開始 9月9日11時頃全線復旧
スワン号		平常運行
路線バス	六合路線	9月9日11時頃全線復旧
	宗像路線	(赤ルート) 運休 9月10日から運行再開
		(青ルート) 運休 9月13日からう回路にて運行再開

		9月24日から通常運行
	印旛学園線	運休 9月11日から運行再開
J R成田線		運休 9月10日から運行再開
北総線		平常運行

(5) 施設（被害があった主な施設）

- ・小中学校 施設被害 17校  
休校 印旛中学校、いには野小学校（9月11日（水）から再開）  
六合小学校、平賀小学校（9月12日（木）から再開）
- ・学童クラブ
- ・保育園
- ・幼稚園
- ・福祉施設 通常通り運営
- ・公園 倒木等 19箇所
- ・農業関連施設 被害件数 200件以上
- ・農畜産物関連 被害面積 2.0ha以上

(6) 行政窓口業務等

- ・住民記録システム 9月10日（火）に市役所本庁、各支所及び各出張所全てで停止（市役所本庁のみ証明書の発行可能）
- ・戸籍システム 9月10日（火）は、市役所本庁のみ証明書発行可能  
9月11日（水）から市役所本庁、支所、出張所ともに通常稼働

(7) 小学校スクールバス

六合小学校	9月9日（月）から運行休止 9月12日（木）から運行再開
木刈小学校	通常運行
いには野小学校	9月9日（月）から運行休止 9月11日（水）から運行再開
本埜小学校	9月9日（月）運行休止 9月10日（火）から運行再開

7. 避難所の開設

○市民対応

- (1) 開設日時 9月 9日（月） 15時00分
- (2) 開設場所 中央公民館、本埜公民館、小林公民館、印旛支所、いには野小学校  
特別教室
- (3) 避難者数 42人（停電対応）
- (4) 閉鎖日時 9月13日（金） 15時00分

8. 防災行政無線の運用（期間：9月9日～9月16日 運用回数11回）

日付	通報内容
9月9日（月）	・ 停電状況の周知、避難所（中央公民館、本埜公民館）の開設、生活用水（市役所、本埜公民館、平賀地区構造改善センター）の配給
9月10日（火）	（9時15分） ・ 避難所4箇所開設（中央公民館、小林公民館、いには野小学校） （9時30分） ・ 生活用水の配給（市役所、本埜公民館、平賀地区構造改善センター） （9時40分） ・ 給水車による飲料用水の配給（印旛支所、平賀地区構造改善センター） （13時30分） ・ 飲料用水・生活用水の配給は、本日午後6時まで
9月11日（水）	（11時55分） ・ 携帯電話などの充電場所（市役所、各支所、各公民館、各出張所） （13時00分） ・ 避難所2箇所開設（印旛支所、小林公民館） ・ 飲料用水・生活用水の配給（印旛支所、本埜公民館、平賀地区構造改善センター）
9月13日（金）	（10時15分） ・ ブルーシートの配布（市役所、印旛支所、本埜支所） （11時） ・ ブルーシートの配布一時中止 （13時30分） ・ ブルーシートの配布再開（市役所、印旛支所、本埜支所） （14時30分） ・ 15時00分をもって全避難所閉鎖
9月16日（月・祝）	（15時30分） ・ 給水所の開設（市役所、印旛支所）

9. 防災メールの運用（期間：9月9日～9月19日 運用回数17回）

日付	通知内容
9月9日（月）	（11時53分） ・ 台風15号に伴う市内の停電情報 （15時43分）

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所開設情報（中央公民館、本埜公民館）</li> <li>・生活用水の配給情報（市役所、本埜公民館、平賀地区構造改善センター）</li> </ul>
9月10日（火）	<p>（18時07分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所開設情報（小林公民館、印旛支所）</li> <li>・飲料水・生活用水の配給情報（市役所、本埜公民館、印旛支所、平賀地区構造改善センター）</li> </ul>
9月11日（水）	<p>（9時32分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所開設情報（小林公民館、印旛支所）</li> <li>・飲料水・生活用水の配給情報（印旛支所、本埜公民館、平賀地区構造改善センター）</li> </ul> <p>（12時00分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話等充電可能施設情報</li> </ul> <p>（16時10分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所閉鎖情報（小林公民館）引き続き印旛支所は開設</li> </ul>
9月12日（木）	<p>（10時36分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所開設及び飲料水・生活用水配給情報（印旛支所）</li> </ul>
9月13日（金）	<p>（10時15分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブルーシート配布情報（市役所、印旛支所、本埜支所）</li> </ul> <p>（10時53分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブルーシート配布一時中止情報</li> </ul> <p>（13時27分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブルーシート配布再開情報（市役所、印旛支所、本埜支所）</li> </ul> <p>（14時42分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・15時をもって避難所（印旛支所）閉鎖※全避難所閉鎖</li> </ul>
9月16日 （月・祝）	<p>（8時47分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・台風15号及び大雨による市内の停電情報</li> </ul> <p>（15時28分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給水所開設情報（市役所、印旛支所）</li> </ul>
9月17日（火）	<p>（9時26分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブルーシート配布情報（市役所、印旛支所、本埜支所）</li> </ul>
9月18日（水）	<p>（9時13分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブルーシート配布情報（市役所、印旛支所、本埜支所）</li> </ul> <p>（15時45分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に便乗した詐欺・悪質商法への注意喚起情報</li> </ul>
9月19日（木）	<p>（9時30分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブルーシート配布情報（市役所、印旛支所、本埜支所）</li> </ul>

## 消防団活動状況

(防災メール活用による連絡)

<p>9月9日(月)</p>	<p>(18時26分)</p> <p>『【広報依頼】台風15号接近に伴う広報活動について』</p> <p>「下記のとおり広報活動をお願いします。なお、出動隊においては第3方面隊、第4方面隊、第1方面隊第1分団4部とします。各隊管轄場所で広報活動をお願いします。広報活動終了後は、自宅にて待機して下さい。」</p> <p>【広報内容】「市では停電による暑さ対策として、中央公民館と本埜公民館を避難所として開設しましたので、小さなお子様や高齢者、又は健康に自信のない方は、ご利用下さい。自主避難のできない方は、市の高齢者福祉課までご相談下さい。」</p>
<p>9月10日(火)</p>	<p>(17時50分)</p> <p>『【広報依頼】台風15号接近に伴う広報活動について』</p> <p>「下記のとおり広報活動をお願いします。なお、出動隊においては第1方面隊の第1分団第2部 第1分団第3部 第1分団第4部第2方面隊の第6分団第6部 第6分団第7部 第3方面隊の各部 第4方面隊の各部 各隊管轄場所で広報活動をお願いします。広報活動終了後は、自宅にて待機して下さい。」</p> <p>【広報内容】「防災課よりお知らせします。停電に伴い、印旛支所・小林公民館を避難所として開設しております。小さなお子様や高齢の方、又は、健康に自信のない方はご利用ください。自主避難のできない方は、お手数ですが市の高齢者福祉課までご相談ください。また、飲料用水・生活水の配給を、市役所駐車場、印旛支所・本埜公民館・平賀構造改造センターで行っております。配給は、午後8時まで行っております。ご利用の方はペットボトルや給水タンクをお持ちください。」</p>
<p>9月11日(水)</p>	<p>(13時46分)</p> <p>『消防団員の広報依頼について』</p> <p>「13時30分時点で「滝野6丁目、萩原、松虫、吉高、若萩1丁目、若萩4丁目」において停電が継続しております。第9分団、第13分団4部においては本日も継続して広報活動をして頂く可能性があります。詳細に関しましては追って連絡します。宜しくお願いします。」</p> <p>(16:52)</p> <p>『本日の広報について』</p> <p>「本日、広報活動は行いませんので、ご連絡します。」</p>

## 台風15号における被災状況写真



酒直ト杭地先の電柱倒壊



宗像地先の倒木



松崎地先の電柱倒壊



山田地先の電柱倒壊

## 1 1-3 令和元年台風19号

### 令和元年台風19号について（概要報告）

#### 1. 台風の概要

- (1) 発生期間 令和元年10月6日（日）から13日（日）
- (2) 最低気圧 915hPa
- (3) 最大風速 55m/s
- (4) 上陸地点 12日19時前 伊豆半島に上陸

#### 2. 印西市気象状況等（警報発令状況等）

	発令	解除
大雨警報	10月12日 6時41分	10月12日 23時31分
暴風警報	10月12日 6時41分	10月13日 2時48分
洪水警報	10月13日 14時43分	10月14日 4時20分

#### 3. 災害対策状況

- (1) 災害対策本部設置前警戒体制 10月10日（木） 9時00分
- (2) 災害対策本部：設置 10月11日（金） 10時00分  
廃止 10月15日（火） 12時00分

○災害対策本部会議 3回開催

**第1回災害対策本部会議** 10月11日（金） 10時00分

**【本部長指示事項】**

- ・災害対策本部設置
- ・被害状況の把握に努めること
- ・避難所の開設指示
- ・地域防災計画のもと各部局が連携を図り、減災に努めること
- ・台風に対する事前の備えを市民に呼びかけ
- ・発電機の事前確認を行うこと

**【協議事項】**

- ・特別避難所開設
- ・気象状況の見直し及び対応状況等について

**第2回災害対策本部会議** 10月13日（日） 10時00分

**【本部長指示事項】**

- ・水位等の状況には、厳重に注視し、市民の安全確保を第一に各部局が連携を図り、対応すること

**【協議事項】**

- ・特別避難所閉鎖
- ・河川増水に伴う避難所開設の決定
- ・河川増水に伴う避難勧告等について

- ・各部における対応状況について
- ・被災状況について

#### 第3回災害対策本部会議

10月15日(火) 10時00分

##### 【本部長指示事項】

- ・災害対策本部解散後の各部局の連携、情報収集に努め対応すること

##### 【協議事項】

- ・各部における対応状況について
- ・河川増水に伴う対応について
- ・災害対策本部の解散について

#### 4. 職員配備体制

○第1・2配備、その他各部から数名体制 10月10日(木)～10月15日(火)  
24時間体制

- ・業務内容 土砂災害に関する住民周知用広報文配布、災害情報収集パトロール、避難所運営等

○災害対応(総務部) 10月11日(金)～10月15日(火) (24時間体制)

- ・業務内容 電話対応

#### 5. 市民への対応

○ブルーシート等配付 本庁(防災課)、本埜支所、印旛支所にて随時対応

#### 6. 市内被害状況(令和元11月20日現在)

(1) 人的被害、建物被害 別紙参照

(2) 道路被害数

倒木	:	51箇所
冠水	:	2箇所
路肩崩れ等	:	1箇所
交通安全施設	:	5箇所
その他	:	3箇所
通行止め	:	3箇所

(3) ライフライン関係

○電気(停電)※東京電力発表

- ・印西地区…小林、小林大門下、草深
- ・印旛地区…瀬戸、平賀、平賀学園台、山田、吉高
- ・本埜地区…滝野、滝、物木

最大停電世帯数 約1,700軒

10月13日(日) 7時44分頃 市内全域停電復旧 確認

○ガス

被害報告なし

○電話

被害報告なし

(4) 公共交通機関

ふれあいバス		10月12日(土)	14時以降随時運休
		10月13日(日)	平常運行
スワン号		10月12日(土)	18時以降運休
		10月13日(日)	平常運行
路線バス	六合路線	10月12日(土)	運休
		10月13日(日)	平常運行
	宗像路線	10月12日(土)	運休
		10月13日(日)	午後から平常運行
印旛学園線 小林線	10月12日(土)	14時以降随時運休	
	10月13日(日)	平常運行	
JR成田線		10月13日(日)	10時頃から平常運行
北総線		10月13日(日)	平常運行

(5) 施設(被害があった主な施設)

被害報告なし

7. 避難所の開設

○市民対応

- (1) 開設日時 10月11日(金) 12時00分
- (2) 開設箇所 特別避難所及び市内小中学校等 19箇所
- (3) 避難者数 446人 (土砂)  
274人 (浸水)
- (4) 閉鎖日時 10月14日(月・祝) 10時30分

8. 防災行政無線の運用(期間:10月11日~10月14日 運用回数12回)

日付	通報内容
10月11日(金)	(11時00分) ・12時より避難所10箇所開設(松崎中央会館、船穂小学校、宮内青年館、和泉会館、大森ふれあい会館、小林小学校、本埜公民館、旧宗像小学校、ふれあいセンターいんば、平賀地区構造改善センター) ・自主避難される場合は、水や食料など必要なものをご持参くだ

	<p>さい</p> <p>(11時54分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・台風19号接近</li> <li>・身を守る行動を行ってください</li> </ul> <p>(17時15分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1回目と同様の放送</li> </ul>
10月12日(土)	<p>(10時30分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10時30分より避難所2箇所追加(印西中学校・中央駅前地域交流館)</li> </ul> <p>(10時40分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒レベル3(市内全域に土砂災害に関する避難準備・高齢者等避難開始)発令</li> </ul> <p>(12時30分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・12時30分より避難所1箇所追加(そうふけ公民館)</li> </ul> <p>(13時00分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒レベル4 市内全域に土砂災害に関する避難勧告発令</li> <li>・避難所の移動が危険な場合は近くの安全な場所又は、屋内の高いところへ</li> </ul> <p>(14時00分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4回目と同様の放送</li> </ul>
10月13日(日)	<p>(9時41分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10時に一部避難所9箇所閉鎖(松崎中央会館、船穂小学校、宮内青年館、和泉会館、大森ふれあい会館、本埜公民館、ふれあいセンターいんば、平賀地区構造改善センター、そうふけ公民館)</li> </ul> <p>(11時42分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水警戒レベル3 浸水想定区域に利根川水位上昇に伴う避難準備・高齢者等避難開始発令</li> <li>・継続含め避難所9箇所開設(木刈小学校、平岡自然公園、印旛中学校、小林小学校、平賀小学校、旧宗像小学校、本埜小学校、印西中学校、滝野小学校)</li> </ul>
10月14日 (月・祝)	<p>(9時30分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難準備・高齢者等避難開始の解除</li> </ul> <p>(10時30分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10時30分をもって全避難所閉鎖</li> </ul>

9. 防災メールの運用（期間：10月10日～10月14日 運用回数12回）

日付	通知内容
10月10日（木）	（12時00分） ・台風19号接近に伴う注意喚起
10月11日（金）	（11時00分） ・台風19号接近に伴う避難所開設情報（松崎中央会館、船穂小学校、宮内青年館、和泉会館、大森ふれあい会館、小林小学校、旧宗像小学校、本埜公民館、ふれあいセンターいんば、平賀地区構造改善センター） （12時00分） ・台風19号接近への備え
10月12日（土）	（10時30分） ・避難所2箇所開設情報（印西中学校・中央駅前地域交流館） （10時40分） ・市内全域に土砂災害に関する避難準備・高齢者等避難開始発令 （10時57分） ・2回目の内容に時間のかかる方は避難開始を追加 （13時36分） ・12時30分からそうふけ公民館避難所1箇所追加 （14時23分） ・市内全域に土砂災害に関する避難勧告発令
10月13日（日）	（9時47分） ・浸水想定区域に利根川水位上昇に伴う避難準備・高齢者等避難開始発令 （10時05分） ・1回目の内容の訂正 （10時33分） ・10時に土砂災害に伴う避難所9箇所閉鎖（松崎中央会館、船穂小学校、宮内青年館、和泉会館、大森ふれあい会館、本埜公民館、ふれあいセンターいんば、平賀地区構造改善センター、そうふけ公民館） （12時10分） ・利根川の水位上昇に伴い、12時に継続含め9箇所の避難所開設（木刈小学校、平岡自然公園、印旛中学校、小林小学校、平賀小学校、旧宗像小学校、本埜小学校、印西中学校、滝野小学

	校)
10月14日 (月・祝)	(9時47分) ・利根川水位低下による避難準備・高齢者等避難開始解除 (10時30分) ・10時30分をもって全避難所閉鎖

## 消防団活動状況

(防災メール活用による連絡)

10月10日(木)	(11時34分) 『台風19号にかかる広報等活動依頼について』 「消防団各位 台風19号の接近に伴い、11日(金)から広報活動を依頼する可能性があります。出動団員の確保をお願い致します。」
10月11日(金)	(14時34分) 『10月11日(金)広報活動について』 下記のとおり広報活動をお願いします。広報活動終了後は、自宅にて待機して下さい。 【広報内容】 「市では台風19号の避難場所として、宮内青年館、大森ふれあい会館、和泉会館、船穂小学校、松崎中央会館、小林小学校、ふれあいセンターいんば、平賀地区構造改善センター、旧宗像小学校、本埜公民館を開設しました。小さなお子様やお年寄り、又は健康に自信のない方は、ご利用下さい。」 ※避難場所が多いため、近くの避難場所数か所の広報でも可。
10月13日(日)	(3時30分) 『【情報提供】利根川の水位上昇に伴う第1方面隊水防団の待機について』 「現在、利根川の押付付近において水防団待機水位を上回る見込みです。今後の水位経過によっては第1方面隊水防団に対し、出動依頼することが予想されますので、市が発する情報に注視してください。」 (7時16分) 『利根川の水位上昇に伴う第1方面隊水防団の出動について』 「現在、利根川の押付付近において水防団待機水位を上回っております。第1方面隊水防団は出動をお願い致します。」 集合場

	<p>所：市役所（駐車場）集合時間：8時30分持ち物：ライフジャケット</p> <p>（9時40分）</p> <p>『【待機依頼】台風19号に係る待機について』</p> <p>「利根川が氾濫危険水位を超えています。現在、第1方面隊の団員各位におかれましては、利根川を巡視して頂いておりますが、他消防団員の方におかれましても、出動に備え待機願います。」</p>
10月14日 (月・祝)	<p>（7時50分）</p> <p>『台風19号に伴う水防団自宅待機の解除について』</p> <p>「本日午前4時20分に洪水警報が解除されたことにより、水防団の自宅待機を解除します。尚、未だ水防団待機水位となっておりますので、今後も河川の情報にご注意ください。」</p>
10月15日(火)	<p>（22時31分）</p> <p>『利根川の水位低下に伴う水防警報解除について』</p> <p>「利根川の押付水位観測所の水位は、15日21時50分時点で3.09メートルとなりました。水防団待機水位を下回ったため、水防警報を解除します。ご協力ありがとうございました。」</p>

台風19号における被災状況写真



利根川の水位状況



利根川の水位状況

## 1 1-4 令和元年10月25日の大雨

### 令和元年10月25日の大雨について（概要報告）

#### 1. 災害の概要

- (1) 発生日時 令和元年10月24日（木）から26日（土）
- (2) 解析雨量 1時間降水量 約70ミリ（24日0時から25日14時まで）  
3時間降水量 約160ミリ（24日0時から25日15時まで）  
24時間降水量 約300ミリ（24日0時から25日20時まで）

#### 2. 印西市気象状況等（警報発令状況等）

	発令	解除
大雨警報	10月25日 8時36分	10月25日 21時20分
土砂災害警戒情報	10月25日 11時42分	10月25日 21時10分
洪水警報	10月25日 10時01分	10月25日 23時04分
印旛沼氾濫危険情報	10月26日 11時30分（計画高水位到達4.25m）	

#### 3. 職員配備体制

- 第1・2配備、その他各部から数名体制 10月25日（金）～10月26日（土）  
24時間体制
- ・業務内容 土砂災害に関する住民周知用広報文配布、災害情報収集パトロール、避難所運営等
- 災害対応（総務部） 10月25日（金）～10月26日（土）（24時間体制）
- ・業務内容 電話対応

#### 4. 市民への対応

- ブルーシート等配布 本庁（防災課）、本埜支所、印旛支所にて随時対応

#### 5. 市内被害状況（令和元年11月20日現在）

- (1) 人的被害、建物被害 別紙参照
- (2) 道路被害数 倒木 : 4箇所  
冠水 : 19箇所  
民地から土砂崩れ : 37箇所  
路肩崩れ等 : 40箇所  
交通安全施設 : 1箇所  
その他 : 21箇所

通行止め : 30箇所

(3) ライフライン関係

○電気(停電)

- ・印西地区…小林
  - ・印旛地区…鎌苅、萩原、舞姫、松虫、みどり台、吉高、若萩
  - ・本埜地区…笠神、荒野、桜野、中、中根、物木、竜腹寺
- 最大停電世帯数 約2,800軒(10月25日 14時59分頃)  
10月25日(金) 18時14分頃 市内全域電気復旧 確認

(4) 公共交通機関

ふれあいバス	10月25日(金) 13時30分 全線運休 東・中・西ルートは最終便を運行 10月26日(土) 平常運行
スワン号	平常運行
路線バス	六合路線 10月25日(金) 午後から運休 10月26日(土) 7時から運行
	宗像路線 10月25日(金) 14時から運休 10月26日(土) 師戸地区迂回運行
	印旛学園線 10月25日(金) 午後から運休 10月26日(土) 中平橋通行止めのため学園台入口で 折り返し運行 10月28日(月) 14時30分から平常運行
JR成田線	10月25日(金) 14時00分から運休 10月26日(土) 平常運行
北総線	平常運行

(5) 施設(被害があった主な施設)

- ・農業土地改良施設 被害件数 8件

6. 避難所の開設

○市民対応

- (1) 開設日時 10月25日(金) 12時20分
- (2) 開設箇所 市内小中学校等 12箇所
- (3) 避難者数 10月25日(金) 24人 ※避難者数
- (4) 閉鎖日時 10月26日(土) 12時00分

7. 防災行政無線の運用（期間：10月25日～10月26日 運用回数 7回）

日付	通報内容
10月25日（金）	<p>（12時21分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大雨による土砂災害等に備え4箇所避難所開設（船穂コミュニティセンター、永治コミュニティセンター、本埜公民館、印旛支所）</li> </ul> <p>（13時00分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大雨による土砂災害等に備え1箇所避難所追加開設（松崎中央会館）</li> </ul> <p>（14時08分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大雨による土砂災害等に備え7箇所避難所追加開設（船穂小学校、宮内青年館、和泉会館、大森ふれあい会館、小林小学校、旧宗像小学校、平賀地区構造改善センター）</li> </ul> <p>（14時26分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市内全域に土砂災害に関する避難勧告発令</li> </ul> <p>（14時51分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>4回目と同様の内容</li> </ul>
10月26日（土）	<p>（8時00分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在開設している避難所は4箇所です</li> </ul> <p>（11時55分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>12時をもって全避難所閉鎖</li> </ul>

8. 防災メールの運用（期間：10月25日～10月26日 運用回数 7回）

日付	通知内容
10月25日（金）	<p>（8時00分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大雨による土砂災害等に備え4箇所避難所開設（本埜公民館、ふれあいセンターいんば、永治コミュニティセンター、船穂コミュニティセンター）</li> </ul> <p>（12時42分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大雨による土砂災害等に備え1箇所避難所追加開設（松崎中央会館）</li> </ul> <p>（14時13分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大雨による土砂災害等に備え7箇所避難所追加開設（船穂小学校、宮内青年館、和泉会館、大森ふれあい会館、小林小学校、旧宗像小学校、平賀地区構造改善センター）</li> </ul> <p>（14時26分）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内全域に土砂災害に関する避難勧告発令 (18時20分)</li> <li>・避難所2箇所閉鎖(船穂コミュニティセンター、永治コミュニティセンター)</li> </ul>
10月26日(土)	<p>(8時00分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所6箇所閉鎖(宮内青年館、和泉会館、船穂小学校、小林小学校、平賀地区構造改善センター、旧宗像小学校)</li> <li>4箇所は継続(大森ふれあい会館、松崎中央会館、ふれあいセンターいんば、本埜公民館)</li> </ul> <p>(12時00分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告解除及び全避難所閉鎖</li> </ul>

### 消防団活動状況

(防災メール活用による連絡)

10月25日(金)	<p>(13時40分)</p> <p>『10月25日大雨警報に伴う広報活動等依頼について』 「本日の大雨警報に伴い、本日中に広報活動等を依頼する可能性があります。人員の確保をお願い致します。」</p> <p>(14時38分)</p> <p>『10/25大雨警報に伴う消防団の出動について』 「10/25大雨警報に伴い、出動が可能な部(2名以上)は至急防災課まで連絡をお願い致します。」</p> <p>(16時25分)</p> <p>『手賀川の水位上昇について』 「手賀川の曙橋水位観測所(柏市)では25日15:00分ごろに水防団待機水位に到達しました。水防団にあっては、今後の動向に注意して下さい。なお、現在活動中の部につきましては引き続き作業に従事して下さい。」</p> <p>(17時41分)</p> <p>『消防団待機状況の調査について』 「災害対応活動ありがとうございます。現在、待機している部につきましては待機状況を確認したいので防災課まで連絡をお願いします。」</p> <p>(18時51分)</p> <p>『消防団の自宅待機について』 「現在、活動していない部につきましては自宅待機とします。活</p>
-----------	--

	<p>動中の部については作業終了後、防災課に連絡のうえ、自宅待機とします。長時間、災害対応ありがとうございました。」</p>
10月26日(土)	<p>(6時56分) 『消防団の自宅待機解除について』 「手賀川の曙橋水位観測所(柏市)の水位は、水防団待機水位を下回りました。消防団の自宅待機を解除します。ご協力ありがとうございました。」</p> <p>(10時40分) 『大雨による管轄内の災害対応について』 「25日の大雨により、がけ崩れ等が多数発生しております。管轄内の住民から災害対応の要請があった場合は、可能な限り対応をお願いします。」</p> <p>(16時42分) 『(第3方面隊限定)大雨による排水作業について』 「第3方面隊の各分団部へ作業要請の通知になります。作業内容は、雨により冠水した場所の排水作業となります。消防団車両にて、下記のとおり集合してください。」集合場所：西部地区公園駐車場 集合時間：17:30 集合人数：1部につき2~3人</p>
10月27日(日)	<p>(10時30分) 『第3方面隊全隊岩戸地先排水作業終了について』 「昨日より第3方面隊全隊において対応しておりました岩戸地先道路冠水排水作業につきましては、活動を終了いたしました。長時間の作業、ありがとうございました。」</p>

10月25日大雨における被災状況写真



下井3号橋における道路被害



松崎台公園内のがけ崩れ



岩戸地先における道路冠水



平賀地先における冠水

## 令和元年台風15号、19号及び10月25日の大雨による人的、建物被害

区分	台風15号、19号、10月25日の大雨	
人的被害	死者	0人
	重傷者	0人
	軽傷者	2人
住家被害	全壊	11棟
	半壊	12棟
	一部損壊	383棟

出典：台風15号の被害状況は、千葉県防災危機管理部「令和元年台風15号（第130報）」について（令和3年1月21日）による。

台風19号の被害状況は、千葉県防災危機管理部「令和元年台風15号（第127報）」及び台風19号（第68報）について（令和2年9月30日）による。

10月25日大雨の被害状況は、千葉県防災危機管理部「令和元年10月25日の大雨警報について（第61報）」による。

## 1 1-5 用語集

### 【あ行】

#### 雨水貯留タンク

建物の屋根に降った雨水を貯留することで雨水の流出を抑制するとともに、貯留した雨水を利用するために設置するタンクのこと。

#### 一時避難場所

災害時の危険を回避するため、一時的に避難する避難場所のこと。市は、近隣公園以上の規模を有する公園を一時避難場所として指定している。

#### 液状化

地震によって地盤が一時的に液体のようになる現象で、小規模な場合は、地下から泥水が噴き出す程度であるが、規模が大きくなると地盤が軟弱になるため不等沈下による建物や石油タンクの倒壊や、道路の陥没、堤防の沈下等が発生する。埋立地や河川沿いの低地など、水分をたくさん含んだゆるい砂質の地盤で発生しやすい。

#### エコノミークラス症候群

長時間座り詰めの結果、血流が徐々に悪くなり下肢静脈に血栓(血の固まり)ができる。この血栓が肺まで達すると肺動脈の血管が詰まり息苦しさや胸の痛みとなり、最悪の場合呼吸困難により死亡することがある。避難生活等で長時間同じ姿勢を取っている場合に発症することがあり、平成 16 年新潟県中越地震において自家用車等で避難生活をした被災者に発生し、注目された。エコノミークラスで長時間フライトする乗客にこの症状が見られることから「エコノミークラス症候群」と呼ばれるようになった。

#### Lアラート

災害情報共有システムのことで、市町村が発する避難勧告等の情報を、テレビ、ラジオ事業者等に提供し、データ放送や読上げ、インターネット等で住民に伝達するシステムのこと。

#### 応急仮設住宅

大規模災害によって住家が滅失又は破損し、居住する住家が得られない者を收容するために応急的に建設する仮設住宅のこと。応急仮設住宅の設置は、災害救助法適用後は県が行い、市はこれに協力する。ただし、災害救助法が適用されない場合は、市長(本部長)が特に必要と認めた場合において設置する。

#### 大雨・豪雨

強い雨を表す言葉で、両者は必ずしも明確に区別されていない。気象庁が発表する予報や警報では、大雨警報というように大雨を用いている。大きな災害が発生した場合には、「平成 17 年〇〇豪雨」のように命名し、災害対策基本法でも豪雨を用いている。このように、大雨は多量の雨が降ることを表し、豪雨は災害を含んだ空間的・時間的なまとまりをもった現象に使用されている。

### 【か行】

#### 海溝型地震

日本付近では、海のプレートが陸のプレートを押すとともに引きずり込みながら、陸のプレートの下にもぐり込んでいるが、プレート境界の摩擦力が限界に達すると急激なすべりが起こり、巨大な地震が発生する。この地震を海溝型地震(プレート境界型地震)という。海側のプレートのもぐり込む場所は、日本海溝や南西諸島海溝及びトラフと呼ばれる海底の凹地(駿河トラフ、南海トラフなど)で、マグニチュード8程度以上の巨大地震で

ある関東大地震、東海地震、南海地震などが発生している。

#### **外水氾濫**

河川の水位が上昇し、堤防を越えて氾濫したり、堤防が決壊して洪水となったりすることをいう。

#### **核燃料物質**

ウラン鉱、トリウム鉱その他核燃料物質の原料となる物質のこと。

#### **核燃料物質**

ウラン、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質のこと。

#### **活断層（断層）**

地質学的に最近の期間(数 10 万年～200 万年)において、地震を繰返し発生させ、今後も引き続き活動して地震を引き起こす可能性の高い断層のこと。

#### **寒冷前線**

寒気と暖気の境目にみられる境界面のこと。寒冷前線では、風向・風速が急激に変わり、雷雨を伴うことが多く、気温も低下する。

#### **帰宅困難者**

災害発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」という。

#### **記録的短時間大雨情報**

大雨警報が発表されている時に、数年に 1 回程度発生する激しい短時間の大雨を観測、又は解析したことを発表する情報で、現在の降雨がその地域にとって希な激しい状況であることを周知するために気象庁から発表される。

#### **急傾斜地崩壊危険箇所**

傾斜度が 30 度以上かつ斜面の高さが 5メートル以上の箇所で、人家等に被害が生じるおそれのある箇所をいう。

#### **急傾斜地崩壊危険区域**

急傾斜地崩壊危険箇所のうち、一定の行為を制限したり、防災工事を行う必要がある区域について、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づいて、県知事が指定する区域である。

#### **救護所**

災害や大規模事故が発生した場合に、被災現場等に医師会や病院から医師等が派遣され応急的な医療活動を行うための場所である。

#### **緊急消防援助隊**

平成 7 年 1 月 17 日の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、全国の消防本部の協力を得て、平成 7 年 6 月に創設された。この緊急消防援助隊は、平常時においては、それぞれの地域における消防の責任の遂行に全力を挙げる一方、我が国のどこかにおいて大規模災害が発生した場合には、全国から当該災害に対応できるだけの消防部隊が被災地に集中的に出動するというシステムである。大規模災害発生に際し、県知事からの応援要請に対し消防組織法第 24 条の 3 に規定する消防庁長官の要請（同法改正後は指示も含む）により、被災地に出動し、被災市町村長の指揮の下、活動することを任務としている。

#### **緊急輸送道路**

県や市等が、人命の救助や災害応急対策活動に必要な物資、資機材、要員等の広域的な

緊急輸送を行うために、事前に指定する道路のことである。指定された緊急輸送道路の管理者は、それぞれの計画に基づき、その整備を実施する。

### クラッシュシンドローム（挫滅症候群）

筋肉が長時間の圧迫によって、筋組織が壊死を起こすために起こる循環障害で、著しい脱水・高カリウム血症・急性腎不全を引き起こす症状をさす。症状が重い場合は、不整脈や心停止など全身に重篤な障害をもたらすため、血液透析などの速やかな治療が必要となる。

### 警戒区域

災害現場で身体等に対する危険防止、また、消火活動火災調査のため関係者以外の出入りを禁止したり制限したりする区域のことである。立入制限区域ともいう。火災のほか、風水害、土砂災害、火山災害、原子力関連の事故などの場合にも設定される。一般には災害対策基本法第 63 条に基づき指定される区域をいい、罰則付きで区域内への立ち入りが制限、禁止、退去を命令される。

### 警報

重大な災害の起るおそれのある旨を警告して行う予報で、地方気象台などが府県予報区を一次細分区域、又は二次細分区域に分けて定められた基準をもとに発表する。ただし、津波警報は、全国を 66 に区分した津波予報区に対して発表する。気象、地面現象、津波、高潮、波浪、浸水、洪水の警報がある。気象警報には暴風、暴風雪、大雨、大雪の警報がある。

### 激甚災害制度

甚大な被害が発生した場合に、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害が「激甚災害」として指定される。激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業に対する低利融資など、特別の財政助成措置が講じられる。

### 原子力事業所

原子力対策特別措置法により規定される原子力事業者が原子炉の運転や核燃料物質の取扱いを行う施設のこと。

### 広域避難場所

地震時の市街地延焼火災から身を守るための広いオープンスペースのこと。概ね 10ha 以上の空地（10ha 未満の空地であっても、周辺に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場所を含む）、又は土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるものである。

### 洪水予報

洪水予報指定河川について、気象庁と国土交通省又は都道府県の機関が共同して、洪水のおそれの状態を基準地点の水位又は流量を示して行う洪水の予報である。気象庁と国土交通省の機関が行う洪水予報では、氾濫後において、氾濫により浸水する区域及びその水深を予報する。

### 国民保護計画

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、地方公共団体及び指定行政機関が作成する計画である。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。地方公共団体の計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県と指定行政機関は内閣総理大臣に、市町村は都道府県知事にそれぞれ協議することになっている。

## 【さ行】

### 災害救助法

災害時に、国が地方自治体や日本赤十字社及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の安定を図ることを目的とした法律である。災害救助法の適用を受けた災害の場合は、救出、避難所設置、食品の給与、応急仮設住宅の設置等の対策にかかる費用が国庫負担の対象になる。

### 災害時帰宅支援ステーション

千葉県を含む九都県市では、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等と帰宅支援協定を締結している。この協定に賛同した店舗を「災害時帰宅支援ステーション」といい、徒歩帰宅者に対し水道水やトイレの提供、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報提供が行われる。

### 災害拠点病院

災害時に発生する傷病者に対応するため、「24 時間体制が取れる」「ヘリ等の広域搬送に対応できる」などの条件を満たす総合病院で厚生労働省が指定する。災害拠点病院は、地域災害医療センターと、特に各県単位で中心となる施設が基幹災害医療センターとして指定されている。

### 災害対策基本法

災害から国土と国民の生命、財産を守るために、国、自治体、公共機関によって必要な体制を整備し、責任の所在を明らかにすると共に、計画の策定、災害予防、災害応急対策、災害復旧などの措置などを定めた法律である。1959（昭和 34）年の伊勢湾台風の被害をきっかけに、防災関係法令の一元化を図るために 1961（昭和 36）年に制定された。

### 災害対策本部

災害時に対策を決定し、指揮をとる本部。大規模な災害発生時の対策・指揮をとるところで、災害発生直後に設立される部門であるが、災害の規模、種別等によりその役割・内容は大きく異なる。また、設置される場所・所属等も多数となる可能性がある。JCO 臨界事故では、政府、県庁、市町村、各防災対策機関、対応にあたる医療施設、JCO 工場等で設置された。

### 災害用伝言ダイヤル

地震など大災害発生時は、安否確認、見舞、問合せなどの電話が爆発的に増加し、電話がつながり難い状況（電話ふくそう）が 1 日～数日間続くことが予想される。そのため、このような状況の緩和を図るため、通信事業者が提供する被災地内の電話番号をメールボックスとして、安否等の情報を音声により伝達されるボイスメールのサービスのこと。

### 社会福祉施設

台風や集中豪雨による浸水被害に対して、社会福祉施設の入所者がいち早く避難行動がとれるように、避難勧告等の避難情報に先駆けて「避難準備情報」が新たに設定された。「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年 3 月 28 日政令第 84 号）」では、老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（児童自立支援施設を除く。）、母子福祉施設、母子健康センターその他これらに類する施設が社会福祉施設として定められている。

### Jアラート

全国瞬時警報システムのことで、気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するシステムである。

## 指定行政機関

内閣総理大臣が、関係法に基づいて指定する行政機関のことである。

内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛省、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁及び環境省がある。

## 指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、市町村長が指定した安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所のこと。

## 指定公共機関

内閣総理大臣が、関係法に基づいて指定する公共機関のことである。

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されている組織である。

## 指定地方行政機関

内閣総理大臣が関係法に基づいて指定する指定行政機関の地方支分局のこと。

## 指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定する。

## 指定避難所

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるために市町村長が指定した施設のこと。

## 自主防災組織

地域住民が「自分たちの地域は、自分たちで守る」という連帯感に基づき自主的に結成する組織。平常時には知識の普及、防災訓練の実施、防災用資機材の整備を行い、災害時には情報の収集伝達、初期消火、負傷者の救出救護、避難誘導などの活動を行う。災害による被害を最小限にし、いち早く立ち直るためには、地域ぐるみの協力体制が不可欠であり、自主防災組織がこの役割を果たす。

## 地面現象

地すべり、山崩れ等の地表で発生する現象のこと。

## 集中豪雨

集中豪雨とは、狭い地域に比較的短時間に多量の雨が降る現象をいう。その範囲や雨量にははっきりとした定義はない。集中豪雨が初めて使われたのは、1953年8月15日の朝日新聞の夕刊とされており、集中豪雨という表現が現象を的確に表していたため、マスコミ用語からしだいに気象用語として定着した。

## 震度

その地点での地震の揺れの強さを示す数値で、ある場所での地震動の強さをいくつかの階級に分けて表す数値をいう。日本では気象庁震度階級によって表され、かつては体感及び周囲の状況から推定していたが、1996年（平成8年）4月からは、計測震度計により自動的に観測し10段階に区分している。

## 浸透トレンチ

雨水を地面に浸透させる施設で、長い溝内に砂利や砕石等を敷き、雨水を濾過浸透させ、

雨水の急激な流出を抑制するとともに地下水の涵養にも役立つものである。

#### **浸透ます**

雨とい等から流入してくる雨水を受ける枡（ます）で、側面及び底面にある浸透孔から雨水を地中に浸透させる構造のものである。

#### **水防管理団体**

水防の責任を有する市町村（特別区を含む。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合若しくは水害予防組合をいう。

#### **水防管理者**

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

#### **水防機関**

水防団及び消防機関（消防本部、消防署、消防団）をいう。水防管理団体は、区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないときは、水防団を置かなければならないとしている。

#### **水防計画**

水防法に基づき、水防上必要な監視、警戒等、水門等の操作、水防団・消防機関・水防協力団体の活動、器具・設備の整備等を定めた計画のこと。

#### **水防警報**

水防法に基づいて、洪水又は高潮によって災害が発生するおそれがあるときに、水防を行う必要がある旨を、河川管理者から水防管理者に対して警告を行う発表をいう。水防警報の種類は、次のとおりであり、水防機関（消防本部、消防署、消防団）への指示を行うためのものである。

待機：状況に応じて直ちに水防機関（消防団の場合は自宅から詰所に）が出動できるように待機する必要がある旨を警告

準備：水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関（消防団の場合は詰所から）に出動できるよう準備をさせる必要がある旨を警告

出動：水防機関が出動し、重要水防箇所等の巡視を行う必要がある旨を警告

指示：出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示

解除：水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告

#### **水防法**

洪水又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、もって公共安全を保持することを目的として制定された法律である。

水防活動は、この法律により定められた水防計画に基づき、具体的な活動が行われる。

#### **スプロール**

都市の急激な発展で、市街地が無計画、無秩序に都市の郊外に広がっていくこと。

#### **積算雨量**

降り始めからの降雨量、あるいは任意の時間内の降水量を集計したものである。

#### **総算雨量**

降り始めの時刻から降り終わりの時刻まで（あるいは降り始めから任意の時刻まで）の雨量のこと。

## 【た行】

### 大規模地震対策特別措置法

大規模地震災害に備えるために規定された法律で、大規模な地震災害から国民の生命や財産を保護するため、地震防災対策強化地域の指定や地震観測体制の整備、地震防災体制の整備などを規定している。

現在は、東海地震がこの法律に基づいて、陸地のひずみや地下水・潮位・地震など 186 項目のデータを 24 時間監視する対策が講じられている。

### 台風

熱帯の海上で発生する低気圧を熱帯低気圧と呼び、そのうち北西太平洋（赤道より北で東経 180 度より西の領域）又は南シナ海に存在し、なおかつ低気圧域内の最大風速（10 分間平均）がおおよそ 17m/s（34 ノット、風力 8）以上のものを台風という。

### 竜巻

積乱雲や積雲に伴って発生する強い上昇気流をもった激しい渦巻きのこと。台風や寒冷前線、寒気の流入など、局地的に大気の状態が非常に不安定な場合に多く発生する。

### 注意報

大雨などによって、災害が起るおそれがある場合にその旨を注意して行う予報で、地方気象台などが、府県予報区を一次細分区域、又は二次細分区域に分けて定められた基準をもとに発表する。ただし、津波警報は、全国を 66 に区分した津波予報区に対して発表する。気象、地面現象、津波、高潮、波浪、浸水、洪水の注意報がある。気象注意報には風雪、強風、大雨、大雪、雷、乾燥、濃霧、霜、なだれ、低温、着雪、着氷、融雪の注意報がある。

### 中央防災会議

内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣や防災担当大臣以外の全閣僚、指定公共機関の長、学識経験者からなる会議で、防災基本計画等の作成及びその実施の推進、非常災害の際の緊急措置に関する計画の作成及びその実施の推進、防災に関する重要事項の審議、防災に関する重要事項に関する内閣総理大臣及び防災担当大臣への意見の具申等を行う。

### 直下型地震

陸地を震源とする比較的浅い地震の通称。海のプレートの動きは、海溝型地震の原因となるだけでなく陸のプレートを圧迫し、内陸部の岩盤にもひずみを生じさせる。ひずみが大きくなると、内陸部の地中にあるプレート内部の弱い部分で破壊が起こる。こうして起こる地震は、海溝型の巨大地震に比べると規模は小さいが、局地的に激震を起こす。都市直下の浅いところを震源とする場合には大きな被害をもたらす。兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）はこれにあたる。

### DMA T

災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team）の略である。医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームである。

### 東海地震

東海地域での発生が予測される巨大地震の名称。駿河湾を中心とした東海地域で、近い将来発生する可能性が高いとして、発生前から命名されている巨大地震の名称である。震源域が浅いマグニチュード 8 程度の地震と予測されているが、短期予知できる可能性がある。このため東海地域及びその周辺地域は、大規模地震対策特別措置法の対象地域となっていて、同法に基づいた対策・体制がとられている。

## 特別避難所

要配慮者を収容し特別な配慮をするための福祉避難所又は土砂災害警戒区域付近の市民が一時避難するための避難所のこと。市は特別避難所として公民館等を指定している。

## 都市(型)水害

都市部では、地面が道路舗装やコンクリートで覆われているため、降った雨が地面にしみ込まずに大部分が河川に流れ込む。このため、強い雨が短時間に降ると、河川や水路の水位が急激に上昇して氾濫しやすくなる。また、下水溝、用水溝でも排水機能が追いつかなかったり、河川から逆流したりして浸水する。これを都市(型)水害と呼ぶ。

## 土砂災害

急傾斜地の崩壊（傾斜度が三十度以上である土地が崩壊する自然現象をいう。）、土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象をいう。第二十六条第一項において同じ。）若しくは地滑り（土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象をいう。）又は、河道閉塞による湛水（土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象をいう。）

## 土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域である。土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき知事が指定する。

## 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報のことである。

土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害の内、避難勧告等の災害応急対応に必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害は、それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていない。

## 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域である。

## 土壌雨量指数

土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。レーダー・アメダス解析雨量、降水短時間予報をもとに、全国くまなく5km四方の領域ごとに算出する。

また、土壌雨量指数と土砂災害の危険度との対応を分かりやすく表現するため、5km四方領域ごとに、過去の一定期間内に出現した一雨毎の土壌雨量指数を、高い順に並べたものを履歴順位といい、一般に、履歴順位が高いときほど土砂災害発生の危険度が高くなる。

## トリアージ

災害や事故の時、多数の傷病者が同時に出た際に、早期に治療を要する重症患者を発見し、早期に適切な治療を受けさせることで、より多くの人命を救うことを目的として傷病の程度や治療の優先順位の判定をすることをいう。本来は戦場での負傷者の傷病の程度を判定するために使われていた言葉である。

## 【な行】

### 内水氾濫

大きな河川の水位が上昇したために、そこに流れ込む水路の水が行き場を失って、宅地等に逆流したり、宅地等に降った大雨が水路や下水道に排水しきれずに水が溜まったりすることをいう。

## 【は行】

### ハザードマップ

災害による被害を予測し、その被害範囲を地図にまとめたものである。最近では避難場所や避難経路などを書き込んだものもハザードマップとよんでおり、水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、地震防災対策特別措置法により、洪水、土砂災害、地震・津波に対するハザードマップの作成が市町村の義務となっている。

### 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいう。以前は、「危険水位」と呼ばれていたが、「洪水等に関する防災情報体系の見直し実施要綱」に準じて、平成19年4月からは防災用語としては「はん濫危険水位」と表現している。

### 氾濫注意水位

水害の発生に備えて、水防法で定める水防管理団体が出動する目安になる水位である。以前は、「警戒水位」と呼ばれていたが、「洪水等に関する防災情報体系の見直し実施要綱」に準じて、平成19年4月からは防災用語としては「はん濫注意水位」と表現している。

### 被災建築物の応急危険度判定

応急危険度判定は、大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的として行われる。

その判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供するものである。これらの判定は建築の専門家が個々の建築物を直接見て行われる。

### 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援するものである。

### 被災宅地危険度判定

災害対策本部が設置されるような大規模な地震又は大雨等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、要請を受けた被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保することを目的として行われる。

### BCM（事業継続管理）

Business Continuity Managementの略で、企業が事業継続に取り組むうえで必要な、BCP（事業継続計画）の策定から、その導入・運用・見直しという継続的改善を含む、包括的・統合的な事業継続のためのマネジメントのこと。

### BCP（事業継続計画）

Business Continuity Planの略で、地震などの災害や事故・事件などが起きた場合に、企業が、従来の防災対策に加え、中核事業の継続・早期復旧を図るために平常時に行うべき活動並びに緊急時（災害時）の対応方法、手段などを事前に取り決めておく計画のこと。

## PTSD

心的外傷後ストレス障害（Post-Traumatic Stress Disorder）の略。本人もしくは近親者の生命や身体保全に対する重大な脅威となる出来事に巻き込まれたことにより生じる障害で、外傷体験が反復的かつ侵襲的に想起され、あたかも過去の外傷的な出来事が目の前で起こっているかのような苦痛に満ちた情動を伴う錯覚（解離性フラッシュバック）、孤立感、睡眠障害、過度の驚愕反応などの症状を特徴とする疾患である。

### 避難行動要支援者

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

### 避難指示

災害対策基本法、水防法等に基づき市町村長等が住民に対し、被害の危険が切迫したときに避難のための立ち退きをより強く促すために発令する情報

### 避難準備情報

事態の推移によっては避難勧告、避難指示を発令することが予想される場合に、避難のための準備や避難活動に時間を必要とする避難行動要支援者の避難を開始するために、市町村長が住民に対し発表する情報である。法的根拠はなく地域防災計画で規定される。

### 避難所

住居が被災した人などを収容し、避難生活の場とする施設

### 避難場所

地震や大規模な火災等による熱や延焼、水害における浸水等の危険から、身の安全を図るために避難する場所や施設の総称

### 避難判断水位

避難の必要も含めて氾濫に対する警戒を要する水位である。指定河川では、避難判断水位に到達し、さらに上昇が見込まれる場合、あるいは一定時間後には氾濫危険水位に到達が見込まれる場合に、〇〇川はん濫警戒情報（洪水警報）を発表する。

### 風水害

大雨によって河川が氾濫したり、排水できない水が溜まって浸水したり、山や崖で崩壊、土石流が発生したりする災害を総称している。

### 福祉避難所

災害発生後に、障がい者や心身に衰えのある高齢者、乳幼児等、避難所での生活において特別な配慮（身体的ケアやコミュニケーション支援等）を必要とする者を収容し保護する施設

### 物資調達・輸送調整等支援システム

国と地方公共団体の間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現するためのシステム。都道府県及び市町村の物資拠点や避難所の物資情報（ニーズ、調達・輸送状況等）を国・都道府県・市町村で共有できるよう開発し、2020年度より運用開始。

### プレート

地球の表面は厚さ数10～200km程度の固い岩石の層で覆われ、その層はいくつかのブロックに分割されている。この板状の固い岩石の層をプレートと呼ぶ。

### 防災会議

自治体の防災対策を推進するために、都道府県知事、市町村長を会長として、地域の防災関係機関の代表者によって組織された会議で、地域防災計画の策定や災害情報の収集等

を行う。災害対策基本法によって設置が定められている。

### **防災基本計画**

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する国の防災に関する基本的な計画

### **放射性同位元素**

りん 32、コバルト 60 等放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物

### **放射性物質**

放射線を出す能力をもつ物資のことで、健康への影響のあるのは、放射性ヨウ素 131、セシウム 137、ストロンチウム 90 などがある。

### **【ま行】**

#### **マグニチュード**

地震全体の規模を表す数値、震源のエネルギーの大きさを示す。マグニチュード1の違いは、約 30 倍である（マグニチュード2の違いで 1000 倍）。関東大震災はマグニチュード 7.9、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）は 7.2、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は 9.0 であった。

### **【ら行】**

#### **ライフライン**

現代社会においては、電気・ガス・水道・電話、道路、鉄道など、日常生活を維持していくうえで必須の諸設備

### **【や行】**

#### **谷津**

低地や低湿地のことで、下総台地などでみられる台地面に入り込んだ谷

#### **要配慮者**

高齢者、障がい者、乳幼児その他の防災施策において特に配慮を要する者